

桐生市歴史の風致維持向上計画



平成30年1月 桐生市

表紙画：山口 晃／YAMAGUCHI Akira
ショッピングモール（部分）
2015
カンヴァスに油彩、墨
130×324cm
撮影：曾我部洋平
© YAMAGUCHI Akira, Courtesy Mizuma Art Gallery

山口 晃 プロフィール

1969年に東京都で生まれ、幼少期から桐生市で育つ。桐生市立昭和小学校・昭和中学校、群馬県立桐生高等学校を卒業後、東京藝術大学美術学部、同大学院美術研究科絵画専攻（油画）修士課程を修了。2013年小林秀雄賞受賞。成田国際空港などのパブリックアート、富士山世界遺産センターシンボル絵画を手がける一方、五木寛之による新聞小説「親鸞」や書籍の挿絵・装画を担当するなど幅広い制作活動を展開。2015年に桐生を題材とした俯瞰図「ショッピングモール」（表紙画）発表。2017年に桐生市芸術大使に就任。

計画策定にあたって



桐生市は、群馬県の東南に位置し、赤城山や日光連山に囲まれ、市街地には桐生川・渡良瀬川の清流が流れる水と緑に恵まれた山紫水明の地です。奈良時代のはじめには、絹織物を朝廷に献上し、江戸時代には「西の西陣、東の桐生」と称されるなど、織物の産地として知られており、時代の要求にあった多品種の織物を高度な技術で製造し、日本有数の繊維産地としての地位を築いてまいりました。

平成24年7月には、織物で発展した町を象徴する地区として、桐生天満宮周辺を含む本町一、二丁目地区が国の「重要伝統的建造物群保存地区」として選定されました。このことを契機に、重要伝統的建造物群保存地区だけでなく、本市全体の歴史、伝統、文化を継承し、まちづくりと文化財保護を一体的かつ総合的に推進させるため、「桐生市歴史的風致維持向上計画」を策定いたしました。

本市の歴史的風致は、織物産業で育まれた環境を舞台にノコギリ屋根工場や社寺などの歴史的建造物、今も守り続けられている祭礼行事などが重層的に重なり合い、お互いが影響し合いながら形成してまいりました。先人が守り続けてきたこの歴史的風致を後世に継承し、歴史と文化の香り高いまちづくりを着実に推進していくことで、より多くの皆様に本市への愛着や親しみを一層感じていただくとともに、風情豊かなまちの魅力に触れていただきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、御尽力をいただきました桐生市歴史まちづくり推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重な資料や御意見を御寄せいただいた多くの皆様に感謝を申し上げます。

平成30年1月

桐生市長 **谷山豊文**

桐生市歴史的風致維持向上計画

－ 目 次 －

序章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間.....	2
3. 計画の策定体制.....	3
(1) 体制.....	3
(2) 歴史まちづくり推進協議会.....	4
4. 計画策定（変更）の経緯	5

第1章 桐生市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境.....	7
(1) 位置.....	7
(2) 地形・地質・水質	9
(3) 気象.....	12
2. 社会的環境.....	13
(1) 市域の変遷.....	13
(2) 土地利用.....	15
(3) 人口動態.....	17
(4) 交通機関.....	18
(5) 産業.....	20
(6) 観光.....	22
(7) 食文化	23
3. 歴史的環境.....	24
(1) 原始・古代.....	24
(2) 中世.....	28
(3) 近世.....	34
(4) 近代.....	43
(5) 現代.....	54
(6) 桐生の歴史にゆかりのある人物.....	56
4. 文化財等の分布状況	61
(1) 指定等文化財の分布状況	61
(2) 国指定等の文化財	62
(3) 県指定の文化財	64
(4) 市指定の文化財	65
(5) 指定等文化財以外の文化財の分布状況.....	66

第2章 桐生市の維持向上すべき歴史的風致

1. 「織物のまち桐生」に見る歴史的風致.....	71
□ はじめに.....	71
(1) 織物産業に見る歴史的風致.....	73
〔コラム①：旦那衆の集まる社交場－桐生倶楽部〕	105
(2) 桐生祇園祭とゑびす講に見る歴史的風致.....	106
〔コラム②：桐生が岡公園と原勢ガーデン（現吾妻公園）〕	132
2. 桐生氏・由良氏ゆかりの地に見る歴史的風致.....	133
〔コラム③：城主愛飲のお茶水の井戸〕	149
〔コラム④：桧杓山城登山〕	149
3. 桐生地域の祭礼・行事に見る歴史的風致.....	150
□ はじめに.....	150
(1) 賀茂神社に見る歴史的風致.....	151
(2) 白瀧神社太々神楽に見る歴史的風致.....	158
(3) 日限地藏尊縁日に見る歴史的風致.....	165
〔コラム⑤：堀マラソンと球都桐生〕	169
4. 黒保根地域の民俗芸能に見る歴史的風致.....	170
桐生市の維持向上すべき歴史的風致のまとめ.....	182

第3章 桐生市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針

1. 桐生市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題.....	183
(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用に関する課題	183
(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境に関する課題.....	183
(3) 伝統産業に関する課題	184
(4) 伝統的な祭礼・行事に関する課題.....	184
(5) 歴史まちづくりに対する市民意識に関する課題.....	185
(6) 歴史や伝統文化の調査研究と情報発信に関する課題	185
2. 上位・関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置付け	186
(1) 桐生市第六次総合計画	187
(2) 桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略.....	188
(3) 桐生市都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）	189
(4) 桐生市景観計画	191
(5) 桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区保存計画	192
(6) 桐生市観光ビジョン	194
(7) 第2期桐生市教育大綱	195

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針.....	196
(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用の促進.....	196
(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備.....	196
(3) 伝統産業の保護育成.....	196
(4) 伝統的な祭礼・行事の継承.....	197
(5) 歴史まちづくりに対する市民意識の向上.....	197
(6) 歴史や伝統文化の調査研究と情報発信の推進.....	197
4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制.....	198

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の考え方.....	199
2. 重点区域の位置及び区域.....	201
(1) 重点区域の位置.....	201
(2) 重点区域の区域(境界).....	202
3. 重点区域の指定の効果.....	204
4. 良好な景観形成に関する施策との連携.....	204
(1) 都市計画との連携.....	205
(2) 景観計画との連携.....	207
(3) 屋外広告物条例との連携.....	209
(4) 重要伝統的建造物群保存地区との連携.....	210
(5) 地域産業資源及び近代化産業遺産に関する事項.....	212

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 桐生市全体に関する事項.....	213
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針.....	213
(2) 文化財の修理（整備）に関する方針.....	213
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針.....	213
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針.....	214
(5) 文化財の防災に関する方針.....	215
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針.....	215
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針.....	216
(8) 文化財の保存・活用の体制と今後の方針.....	216
(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針.....	217

2. 重点区域に関する事項	219
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画	219
(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画	219
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画	219
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画	220
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画	220
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画	221
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画	221
(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画	222

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針	223
2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業	226
(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用のための事業	226
(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備のための事業	229
(3) 伝統産業の保護育成のための事業	232
(4) 伝統的な祭礼・行事の継承のための事業	235
(5) 歴史まちづくりに対する市民意識の向上のための事業	237
(6) 歴史や伝統文化の調査研究と情報発信の推進のための事業	238

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針	241
2. 指定対象	241
3. 指定基準	242
4. 歴史的風致形成建造物の指定及び指定候補	243

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針	247
(1) 維持・管理の基本的な考え方	247
(2) 個別事項	247
(3) 届出不要の行為	248

資料編

国・県・市指定等文化財一覧	249
本市内のぐんま絹遺産・日本遺産構成文化財一覧	260
主な参考文献（順不同）	261
写真・資料提供（順不同・敬称略）	262

序章



はじめに

1. 計画策定の背景と目的

桐生市は、群馬県の東南部に位置し、北には足尾山地から屏風状に連なる山なみを背景とし、西北には赤城山の南麓の豊かな自然が広がる。市内中央を東西に流れる利根川水系の渡良瀬川、根本山系を源流として南に流れる桐生川に育まれた緑と水の豊かな地域である。

古くから「西の西陣、東の桐生」と言われた織物のまちで、その歴史の始まりは、『続日本紀』に和銅7年(714)上野国が朝廷に絹を納めたことが記録されている。

関ヶ原の合戦では、桐生天満宮で祈願した旗絹を献上した徳川家康軍が大勝利を収め、以来御吉例地となった。江戸時代中期には京都から高機の技術が伝えられると複雑な模様の「飛紗綾」を製造し一躍絹織物産地として成長した。その後も織物産業は、時代ごとに形態を変えながら発展し、日本の機どころとして「織都桐生」と言われるほどになった。

織物産業で発展した町並みとして、本町一・二丁目及び天神町の一部である「桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区」(以下「桐生新町伝建地区」という。)が、平成24年(2012)7月に国の重要伝統的建造物群保存地区(以下「重伝建地区」という。)に選定された。桐生新町は、天正19年(1591)に徳川家康の命を受け、代官大久保長安の手代大野八右衛門により町立てされ、絹織物業を中心に発展した町の形態として象徴的な地区である。

本市には、桐生新町伝建地区をはじめ、織物で栄えた町を彷彿とさせる絹に関連した施設や建造物等が各所に残されており、「ぐんま絹遺産」として県内最多の18件が登録されている。さらに、平成27年(2015)に、絹

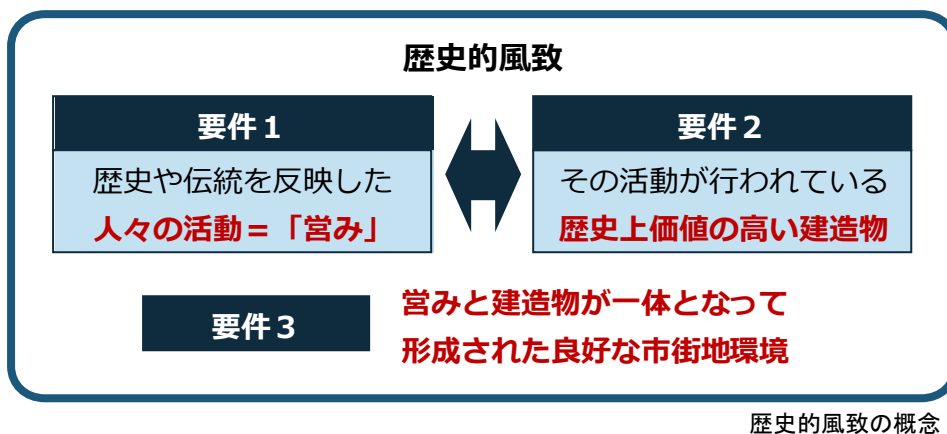
産業を支えた女性たちの活躍ストーリーが「かかあ天下一ぐんまの絹物語」として日本遺産にも認定されており、その構成文化財13件のうち6件が本市に存在している。その他にも、市内各所には、現役で稼働するノコギリ屋根工場や、関連事業所等が多くあり、生業としての伝統産業が脈々と根付いてるとともに、桐生祇園祭に代表される古くから続く伝統的な祭礼や行事も続けられている。

本市では、平成20年度(2008)から平成31年度(2019)までを計画期間とする「桐生市新生総合計画」、令和2年度(2020)からは「桐生市第六次総合計画」を作成し、目指す将来都市像「感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生」の実現に向けた様々な施策を推進している。また、平成21年度(2009)には、将来の都市像やまちづくりの指針となる「桐生市都市計画マスタープラン」(令和2年度改定)、平成27年度(2015)には良好な景観形成を推進するための「桐生市景観計画」をそれぞれ作成し歴史的景観の保全に取り組んでいる。しかし、社会環境の変化や生活様式の多様化により歴史的建造物の損傷や滅失が加速しているとともに、人口減少や高齢化などの影響により、人々の暮らしを支えてきた伝統産業や祭礼・行事等の後継者も減少している。そのため、本市の豊かな歴史的、文化的資源を維持、活用し、継承していくことが課題となっている。

このようななか、平成20年(2008)に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。)は、その第1条で「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が

行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を歴史的風致と定め、その維持向上を図ることで、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与するとしている。本市には、先人の築いた歴史的建造物とそこに息

づく人々の暮らしや文化などの活動がつくり出す歴史的風致が広がっている。この本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図り、後世に引継ぎ、この歴史的環境を活かしたまちづくりを進めていくため、歴史まちづくり法第5条に基づき「桐生市歴史的風致維持向上計画」を策定する。



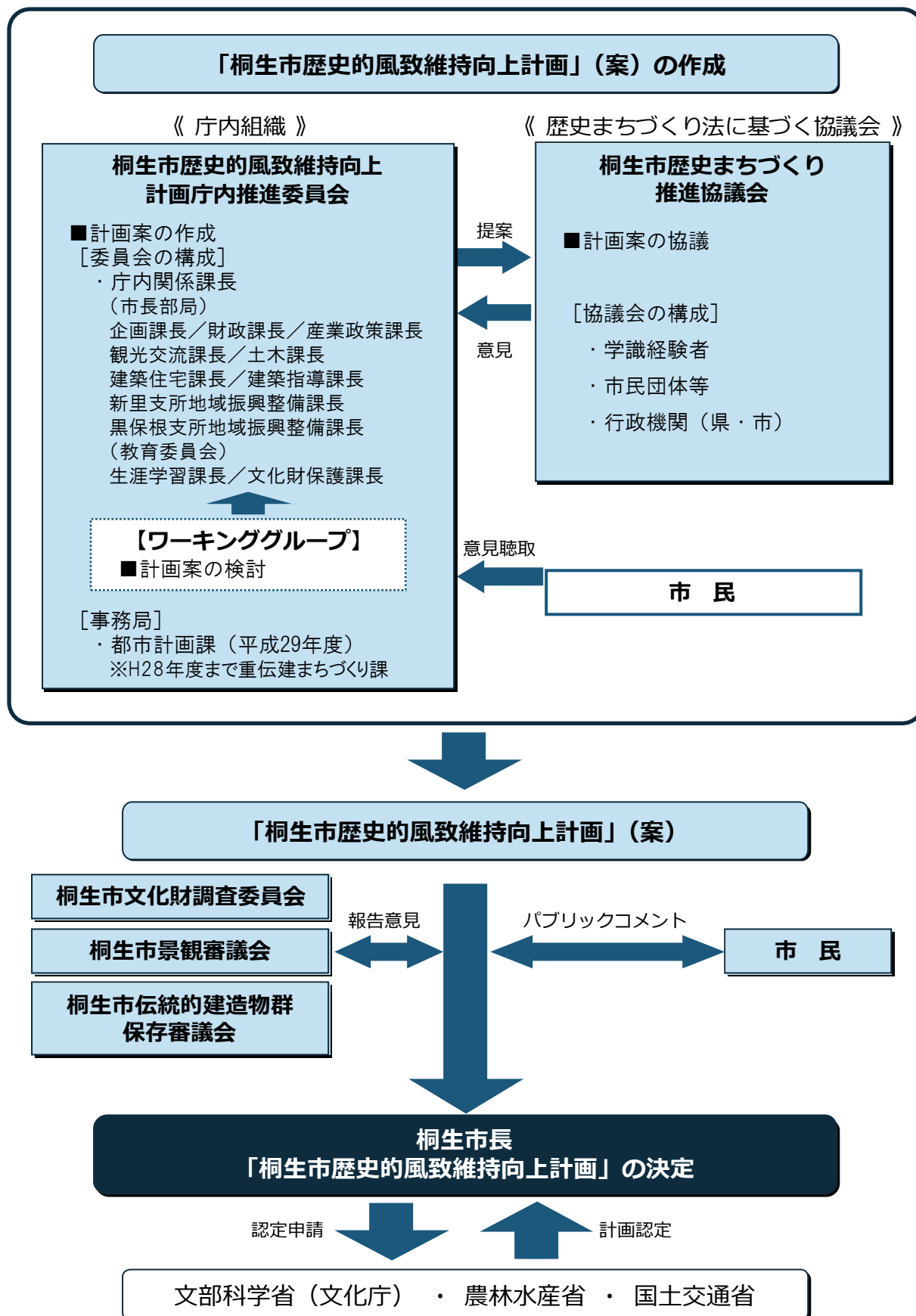
2. 計画期間

本計画の計画期間は平成29年度（2017）から令和8年度（2026）の10年間とする。

3. 計画の策定体制

(1) 体制

本計画は以下の体制により策定する。



(2) 歴史まちづくり推進協議会

歴史まちづくり法第11条第1項の規定に基づく「桐生市歴史まちづくり推進協議会」を組織し、計画の策定を進めた。

桐生市歴史まちづくり推進協議会 委員名簿

(敬称略)

選出区分	分野 ／地域	氏 名	所 属
学識 経験者 (4名)	織物	新 井 正 直	桐生市文化財調査委員
	郷土史	宮 崎 俊 弥	桐生市文化財調査委員
	景観	◎ 増 山 正 明	足利大学名誉教授
	建築	木 村 勉	桐生市伝統的建造物群保存地区保存審議会議長岡造形大学名誉教授
市民 団体等 (5名)	桐生	寺 口 聖 恭	区長連絡協議会
	新里	山 形 賢 助	区長連絡協議会
	黒保根	星 野 喜 一	区長連絡協議会
	全域	○ 赤 池 孝 彦	ファッションタウン桐生推進協議会 まちづくり委員会委員長
	全域	石 原 光 茂	桐生織物協同組合専務理事
行 政 (7名)	群馬県	石 橋 幸 子	地域創生部文化財保護課 課長
	群馬県	小 島 康 弘	県土整備部都市計画課 課長
	群馬県	宮 崎 義 明	桐生みどり振興局桐生土木事務所 所長
	桐生市	西 條 敦 史	共創企画部 部長
	桐生市	水 嶋 一 郎	都市整備部 部長
	桐生市	新 井 八寿代	産業経済部 部長
	桐生市	園 田 博 宣	教育委員会事務局教育部 部長

◎会長、○副会長(令和6年4月1日現在)

4. 計画策定（変更）の経緯

桐生市歴史まちづくり推進協議会及び庁内推進委員会 開催経緯

平成26年	2月4日	第1回庁内推進委員会
	5月19日	第2回庁内推進委員会
	8月5日	第1回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	10月30日	第2回桐生市歴史まちづくり推進協議会（視察）
平成27年	2月19日	第3回庁内推進委員会
	12月22日	第3回桐生市歴史まちづくり推進協議会
平成28年	8月10日	第4回庁内推進委員会
	8月19日	第4回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	11月9日	第5回庁内推進委員会
	11月18日	第5回桐生市歴史まちづくり推進協議会
平成29年	3月17日	第6回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	7月13日	第6回庁内推進委員会
	7月28日	第7回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	8月10日～9月11日	市民意見提出手続（パブリックコメント）
	12月18日	桐生市歴史的風致維持向上計画 認定申請
平成30年	1月23日	桐生市歴史的風致維持向上計画 認定
	2月6日	第7回庁内推進委員会
	2月16日	第8回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	10月23日	第8回庁内推進委員会
	11月6日	第9回桐生市歴史まちづくり推進協議会
平成31年	3月27日	第9回庁内推進委員会
	4月23日	第10回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	4月25日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
令和元年 (2019)	9月6日	第10回庁内推進委員会
	9月18日	第11回桐生市歴史まちづくり推進協議会
令和2年 (2020)	2月19日	第11回庁内推進委員会
	3月	第12回桐生市歴史まちづくり推進協議会（書面開催）
	3月27日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
	8月25日	第12回庁内推進委員会
	9月11日	第13回桐生市歴史まちづくり推進協議会
令和3年 (2021)	2月	第13回庁内推進委員会（書面開催）
	3月	第14回桐生市歴史まちづくり推進協議会（書面開催）
	3月31日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
	7月	第14回庁内推進委員会（書面開催）
	8月	第15回桐生市歴史まちづくり推進協議会（書面開催）
令和4年 (2022)	2月	第15回庁内推進委員会（書面開催）
	3月	第16回桐生市歴史まちづくり推進協議会（書面開催）
	3月31日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出

序章 はじめに

令和4年 (2022)	7月21日	第16回庁内推進委員会
	8月19日	第17回桐生市歴史まちづくり推進協議会
令和5年 (2023)	3月 6日	第17回庁内推進委員会
	3月22日	第18回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	3月31日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
	7月26日	第18回庁内推進委員会
	8月24日	第19回桐生市歴史まちづくり推進協議会
令和6年 (2024)	1月29日	第19回庁内推進委員会
	2月 5日	第20回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	3月31日	歴史的風致維持向上計画の計画変更に係る届出
	7月16日	第20回庁内推進委員会
	8月 6日	第21回桐生市歴史まちづくり推進協議会
令和7年 (2025)	2月17日	第21回庁内推進委員会
	3月 7日	第22回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	3月31日	歴史的風致維持向上計画の計画変更に係る届出

第1章



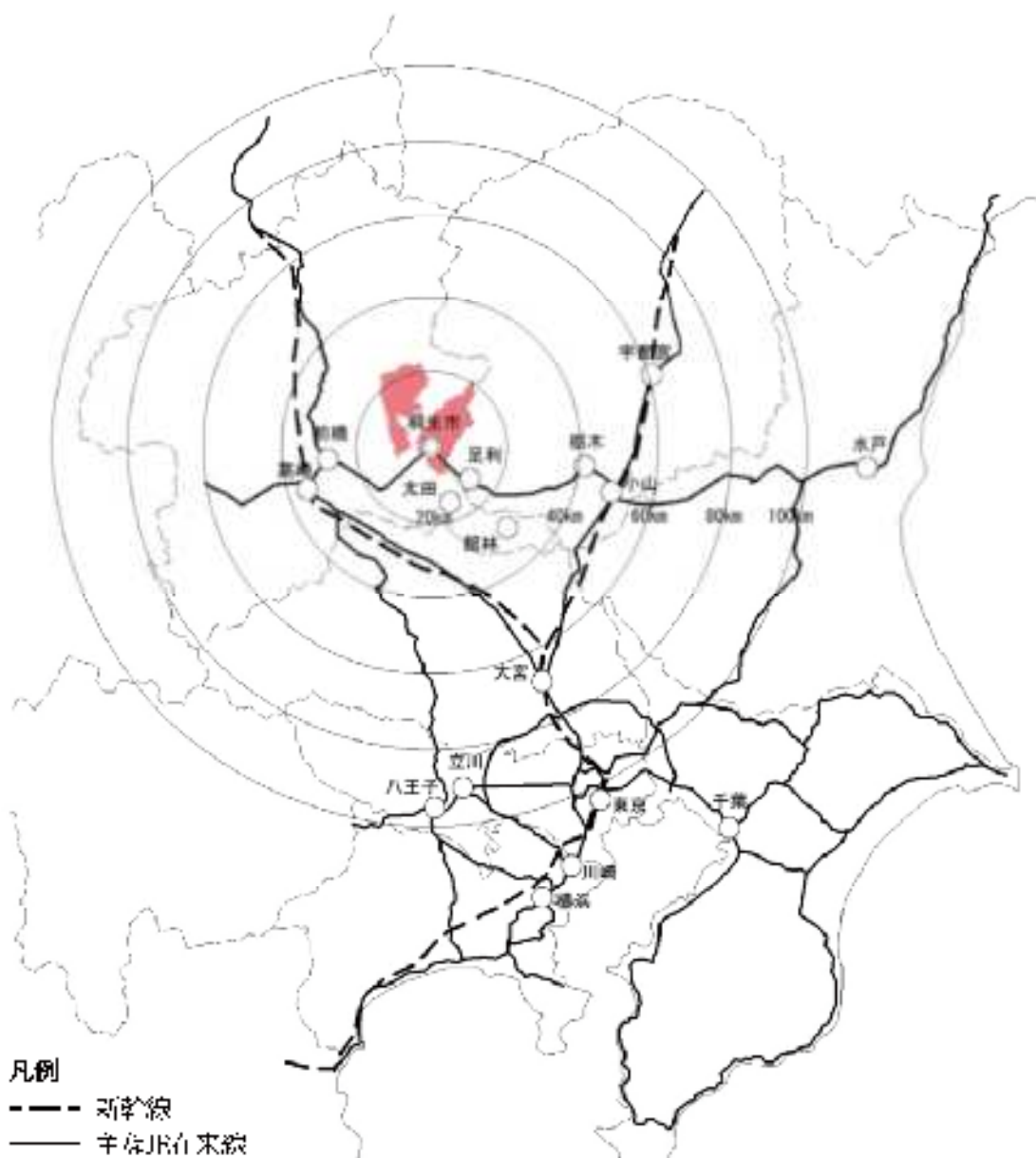
桐生市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

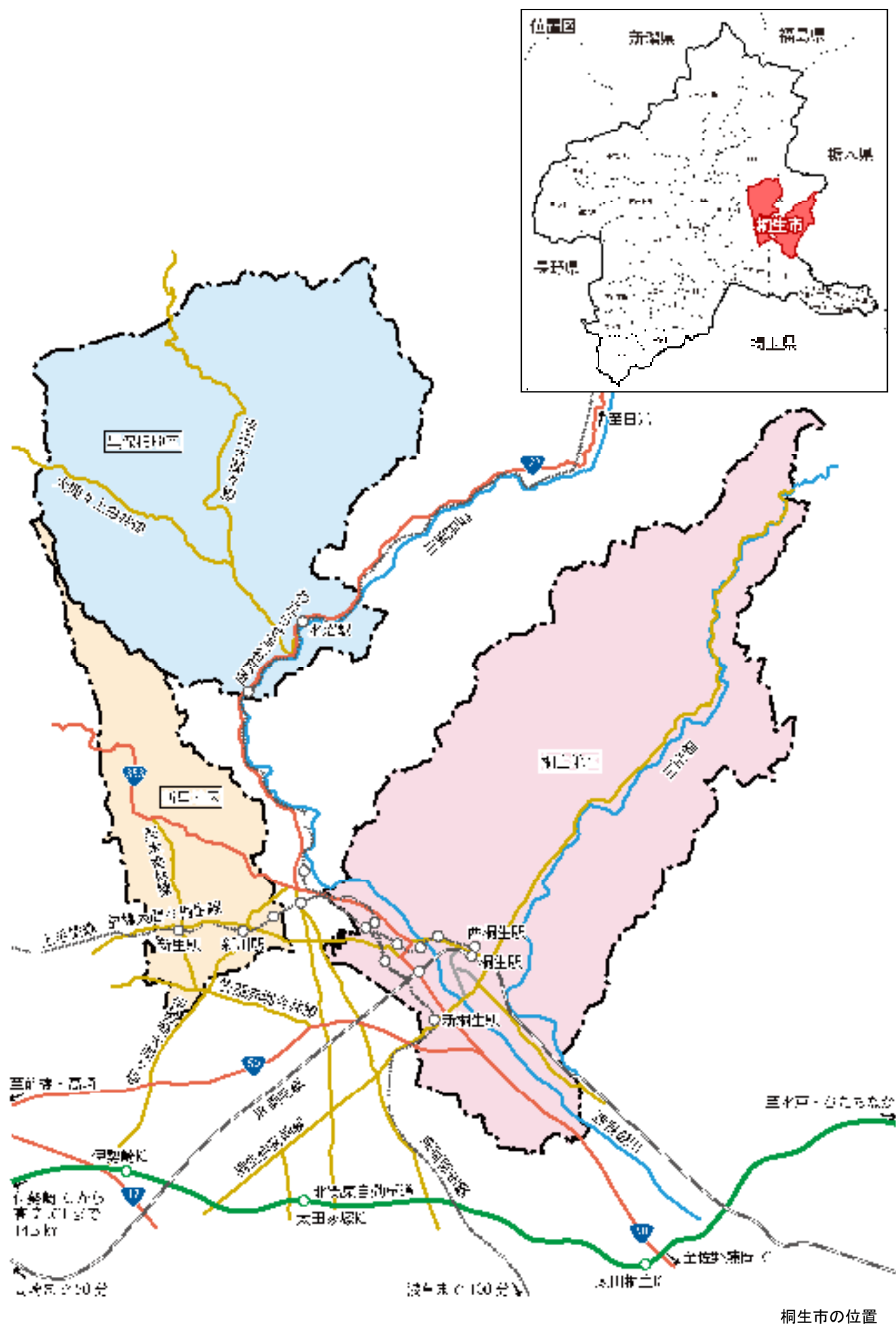
(1) 位置

本市は群馬県の南東部に位置し、県都前橋市から約25キロメートル、東京から約90キロメートルの距離にある。平成17年（2005）の^{にいさと}新里村、^{くろほね}黒保根村との合併により、桐生地区と新里地区・黒保根地区という飛び地の市域となっている。みどり市を間に挟み、桐生地区の東部は栃木県との県境（足利市）、北部

から西部はみどり市、南部は八王子丘陵を境に太田市、新里地区・黒保根地区の西部は赤城山山頂まで達し、前橋市や沼田市、南部は伊勢崎市にそれぞれ接している。市役所本庁舎は北緯36度24分19秒、東経139度19分50秒、標高107.672メートルにあり、市全域の面積は274.45平方キロメートルである。



桐生市の広域的な位置



桐生市の位置

(2) 地形・地質・水質

① 市域全体の概要

本市は、関東平野の北端の一角にあり、利根川水系の一級河川渡良瀬川^{わたらせ}、桐生川等が流れ、北西部に日本百名山でもある赤城山がそびえる清流と森林を有した山紫水明な地域である。標高は渡良瀬川付近の70メートルから黒檜山頂^{くろび}の1,828メートルとなっている。

足尾山地に源を発する渡良瀬川が、赤城山の南東麓を北東からみどり市を通り、南東に流れるなかで形成された河岸段丘^{かがんだんきゅう}¹や大間々扇状地^{おおま}と呼ばれる洪積地^{せんじょうち}²に、平坦地（関東平野）が広がる地形となっている。

足尾山地をつくる地層は足尾帯と呼ばれ、主に中・古生層^{ちゅうこせいそう}の堆積岩（足尾層群^{きゅうしゆん}）で構成されている。足尾山地は全体に急峻な斜面に富む壮年期の山地であり、高度の割に深い谷が発達している。また、大間々扇状地は第4紀更新世後期に形成された古い扇状地で、形成時代の異なる4つの扇状地面（地形面）で構成された合成扇状地である。

② 地区別の状況

桐生地区の北部と黒保根地区は、関東平野の北縁に広がる足尾山地の北西に位置し、西側には赤城山がそびえ、急峻な地形となっている。赤城山の南東には新里地区が位置している。

ア. 桐生地区

東西約15キロメートル、南北約22キロメートルと南北に長く、面積は約137平方キロメートル。北部には足尾山地の急峻な地形が広がり、市街地の中心を東西に流れる渡良瀬川の両岸と、桐生地区を南北に流れ渡良瀬川に注ぎ込む桐生川と山田川の両岸に広がる扇状地が平野部となっている。また、南部には太田市との境となっている八王子丘陵が広がり、全体として、三方を山々に囲まれた盆地状の地形となっており、山林が7割を占めている。



桐生地区航空写真

イ. 新里地区

赤城山東南麓に位置し、東西約4キロメートル、南北約15キロメートルと南北に細長く、面積は約36平方キロメートル。最高標高は1,466メートルで、北部は急峻な山岳地帯で深い谷と高い山が形成されているが、南部にかけては起伏に富んだ緩傾斜地と平坦な扇状地形が広がる。水系として、東から順に、早川^{かぶらぎ}、鏑木川^{わらびさわ}、蕨沢川が南北に流れ、各所に溜池^{ためいけ}が見られる。



新里地区航空写真

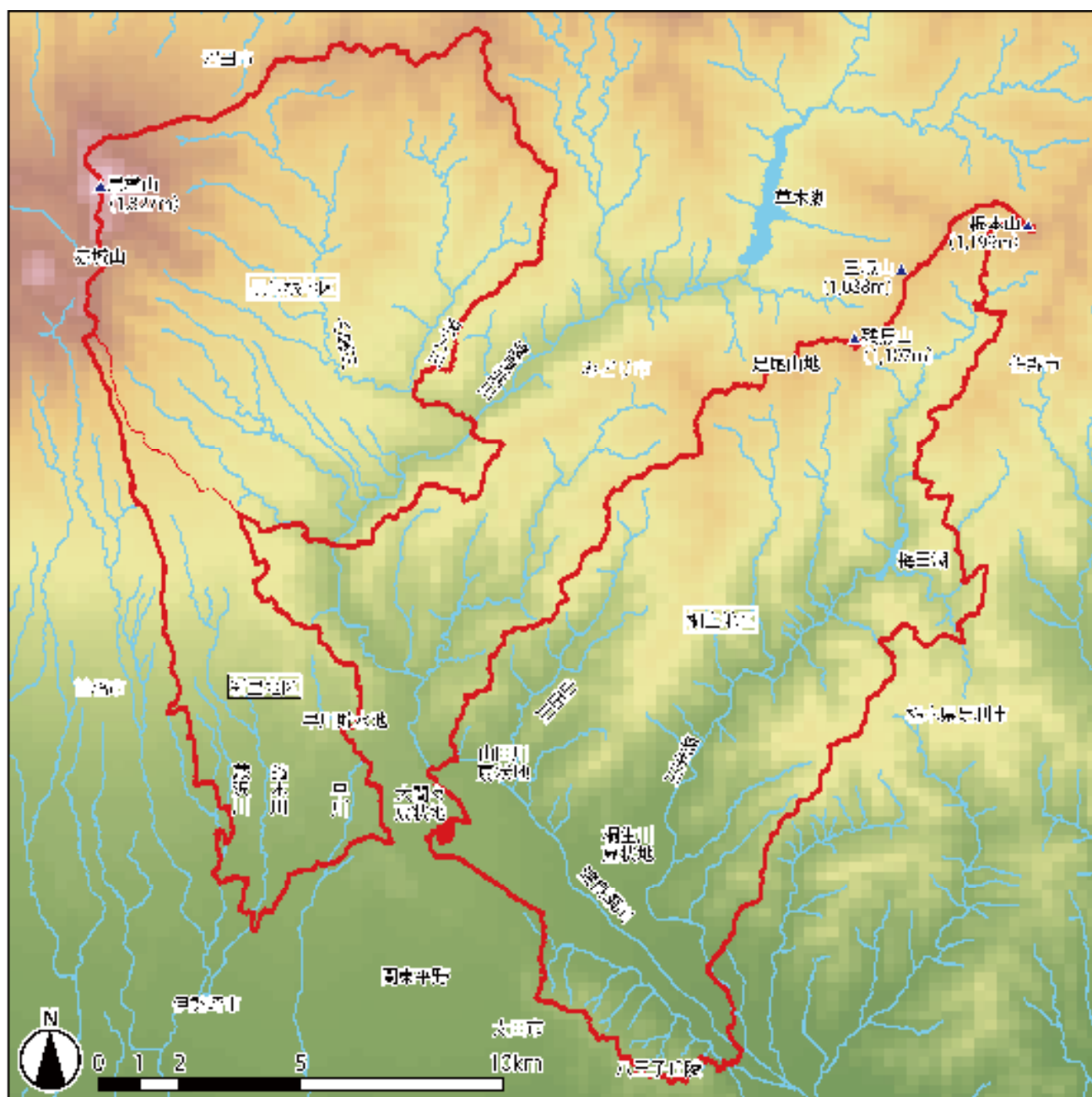
- 1) 河川の流域の両側または片側につくられた階段状の地形
- 2) 今から約200万年前から1万年前までの間に主に河川による土砂の堆積作用によって形成された土壌

ウ. 黒保根地区

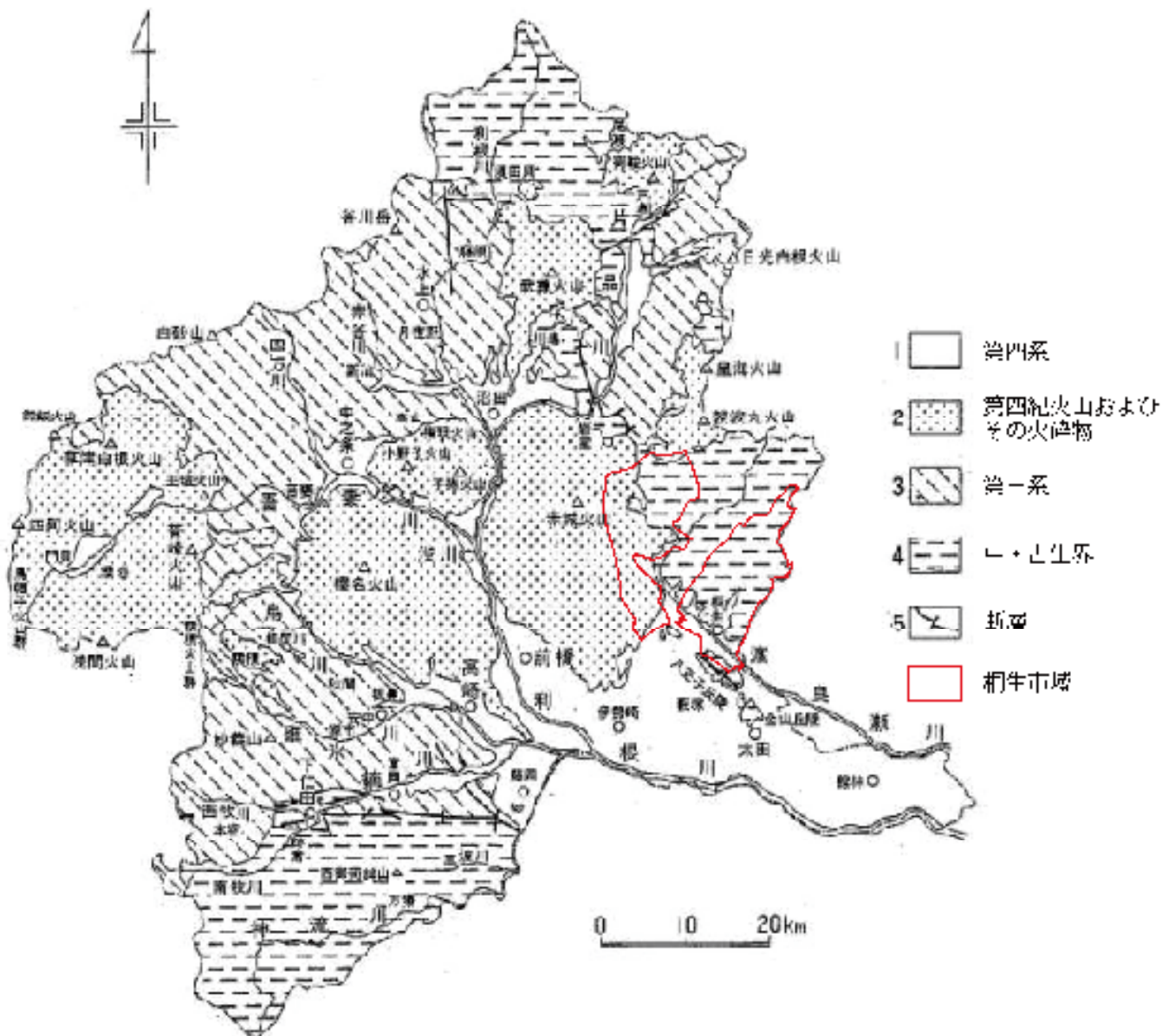
足尾山地や赤城山地に囲まれた山林地帯で、1,000～1,500メートル級の高山が北部から北西部にかけてそびえている。東西約11キロメートル、南北約12キロメートル、面積は約101平方キロメートルで、森林が約9割を占める。赤城山を背にして南東面に緩い傾斜が広がり、南部を流れる渡良瀬川とその支流周辺が昔の河床^{かしよう}である段丘面で平坦地となっている。この地区の最高標高は赤城外輪山の最高峰黒檜山頂の1,828メートルである。



黒保根地区航空写真



桐生市及び周辺の地形の状況
(資料：国土数値情報 標高・傾斜度5次メッシュデータ (平成23年))



群馬県地質図

(出典：群馬県地質図作成委員会『群馬県10万分の1地質図』（平成11年）（一部加工））

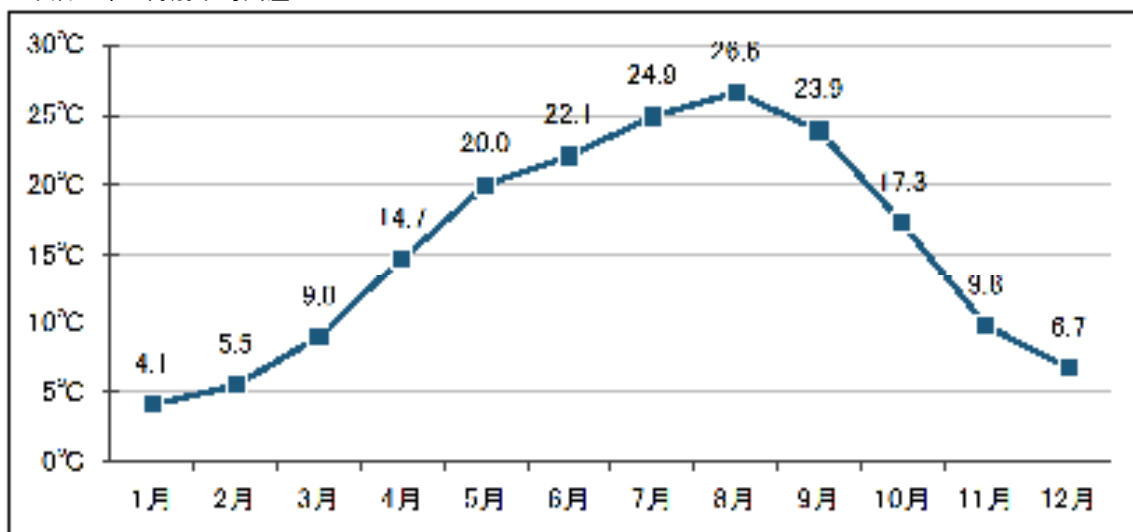
(3) 気象

本市の気候は、年間の寒暖差が大きい内陸性の気候で、年間（平成28年（2016））を通しての平均気温は摂氏15.4度で、日較差は摂氏10.3度、年較差（最暖月と最寒月の月平均気温の差）も摂氏22.5度と大きい。

年間降雨量（平成24年（2012）～平成28年

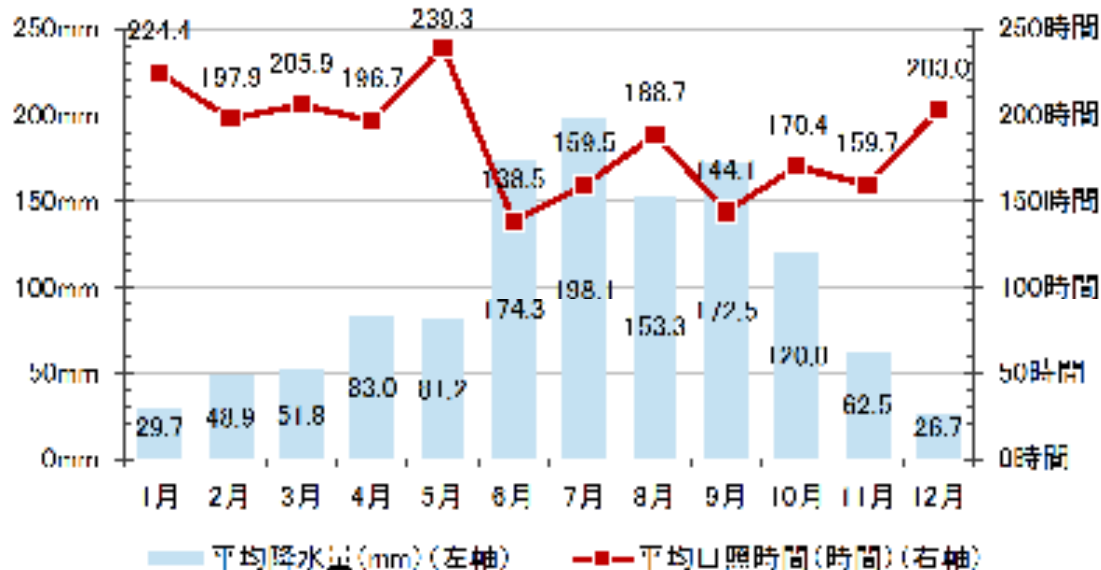
（2016）の平均）は約1202.2ミリメートル、日照時間（同）は約2228.2時間であり、年間を通じて雨の日が少なく曇りや晴れの日が多い。また、冬季は赤城山方面から吹き付ける乾燥した季節風である「からっ風」が強く吹き、夏季には雷雨が多いことも特徴である。

平成28年の月別平均気温



（資料：気象庁）

月別の平均降水量と平均日照時間（平成24年～平成28年）



（資料：気象庁）

2. 社会的環境

(1) 市域の変遷

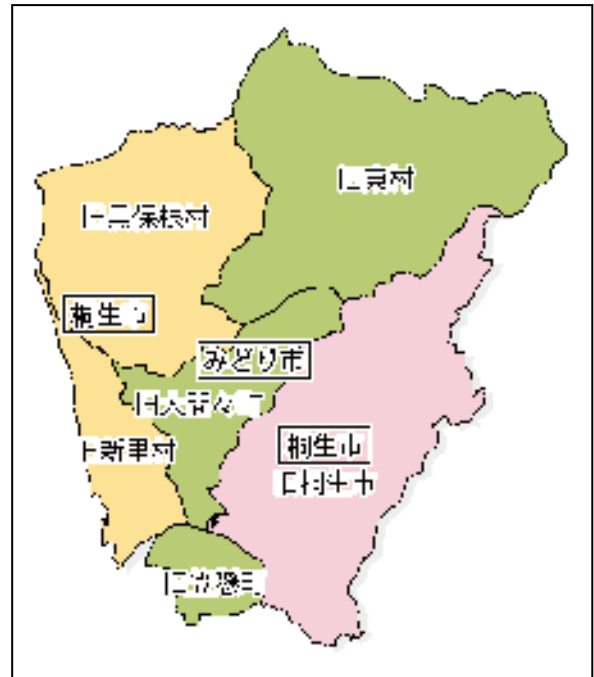
現在の桐生市とその周辺は、近世にかけて、桐生領54か村と言われ、小さな54の村々が存在し、1つの経済区域的なまとまりがあったとされる。54か村の地盤は、室町時代後期にこの地を治めていた後桐生氏が徐々に開拓し、確立したとされる。54か村には現在の桐生地区・黒保根地区や、みどり市大間々町・東町なども含まれ、新里地区は含まれていなかった。この54か村は、分村・合併を繰り返しながら、近代につながっていく。

明治22年（1889）の町村制施行で「桐生新町」を含む地区は「桐生町」となり、桐生新町は大字の1つとなった。各村々も現在の本市の町名として残る地区ごとに村として成立した。

市制施行は大正10年（1921）3月1日、それまでの桐生町の区域をそのまま引き継ぎ、全国で84番目の市として誕生した。この時の面積は11.76平方キロメートルである。なお、その後、昭和4年（1929）に大字が廃止され、「桐生新町」は現在の町名である「本町」と「横山町」となった。

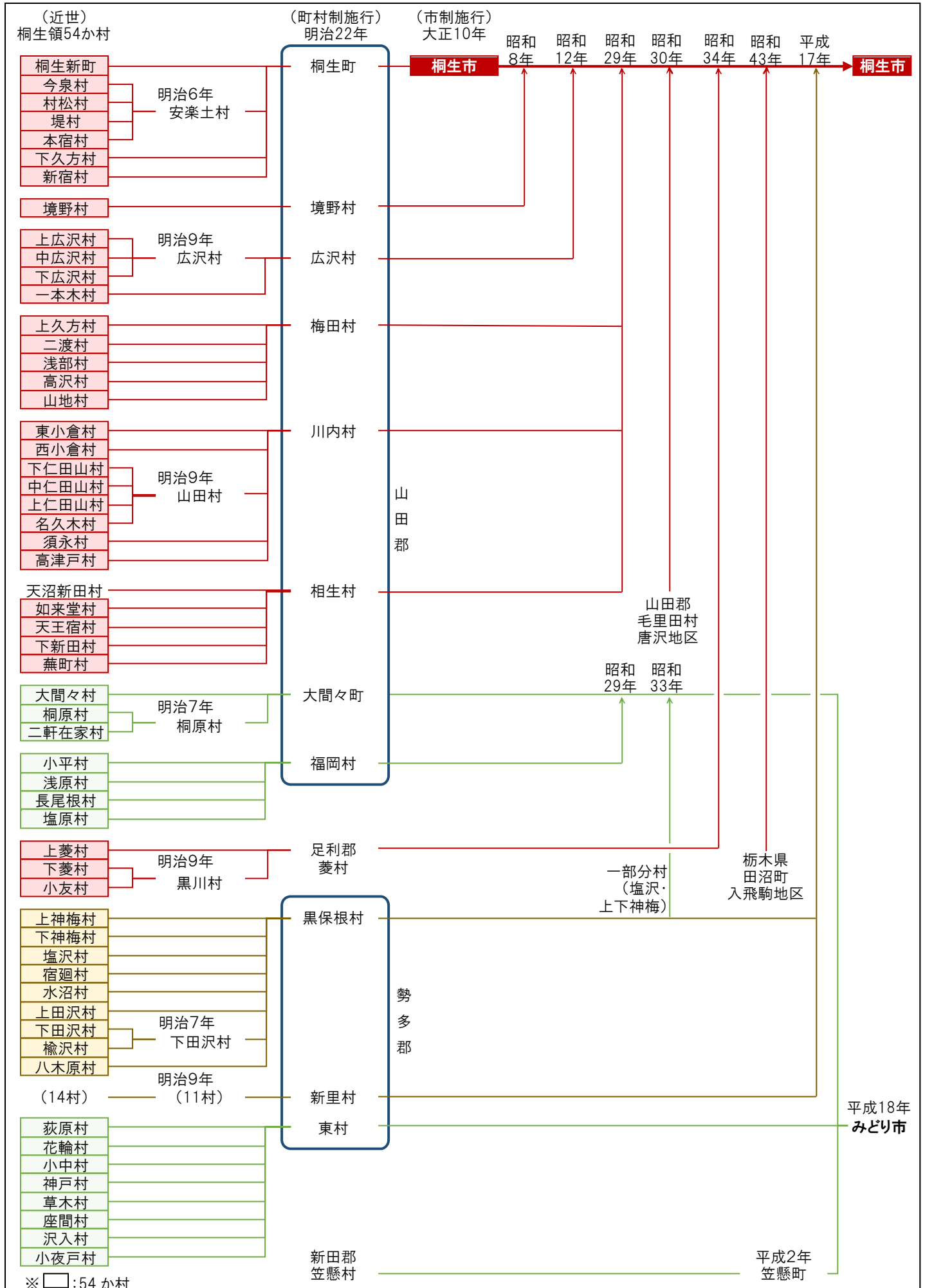
昭和8年（1933）に境野村、昭和12年（1937）に広沢村、昭和29年（1954）に梅田村、相生村、川内村の三村を合併し、その後も、昭和30年（1955）に毛里田村吉沢の唐沢地区、昭和34年（1959）に栃木県足利郡菱村、昭和43年（1968）に栃木県安蘇郡田沼町飛駒の入飛駒地区をそれぞれ合併し市域を拡張している。更に、桐生市は、昭和46年（1971）より近隣の大間々町・藪塚本町・笠懸町、新里村、黒保根村、東村の6町村と広域圏を構成し、連携しながら様々な行政課題に取り組んでいたが、平成17年（2005）6月「平成の大合併」に際し新里村、黒保根村と編入合併し、

現在に至る。



旧市町村の位置（平成の大合併以前）

第1章 桐生市の歴史的風致形成の背景



桐生市（一部みどり市）の市町村の変遷

(2) 土地利用

桐生地区では、三方を山々に囲まれるとともに、清流が多く流れていることから水面・河川・水路の占める割合が多いことも特徴である。山間部は農地と住宅地が混在する集落地となっている。市街地は各河川沿いの平坦地に広がり、^{わたらせ}渡良瀬川以北の地域では主に南北に走る主要地方道桐生田沼線沿いに商業地が形成され、その周辺に住宅地が山の斜面部にまで及んでいる。渡良瀬川以南地域には河川や国道沿いに工業地が形成されているが、住宅地と混在している場所が多い。また、農地も位置しているが、住宅地との混在も多く見受けられる。

新里地区では、赤城山南麓のなだらかな地形や各都市部との近接性を活かし、野菜中心の施設園芸、畜産などの生産活動が盛んであり、面積の約4割が農用地となっている。市街地は、駅や主要地方道前橋大間々桐生線沿線に小規模商店等が分布している。また、中部から南部にかけて、広い地域で農地と住宅地が混在しているのが見受けられる。近年は工業団地の整備とともに、都市近郊の地区として宅地開発が進んでいる。

黒保根地区では、面積の約9割を占める山林に囲まれた地形から、その自然環境を活かし、水源地域として自然との調和に配慮した土地利用が行われている。赤城山への登山道や小水力発電が整備されたキャンプ場等ありのままの自然、地形を巧みに活かしたレジャー施設や地区内で湧き出る温泉施設も立地している。山あいの土地を有効利用し、畜産や野菜栽培、稲作も行われている。なお、集落は主に、渡良瀬川と平行に走る国道122号沿いを中心に形成されている。



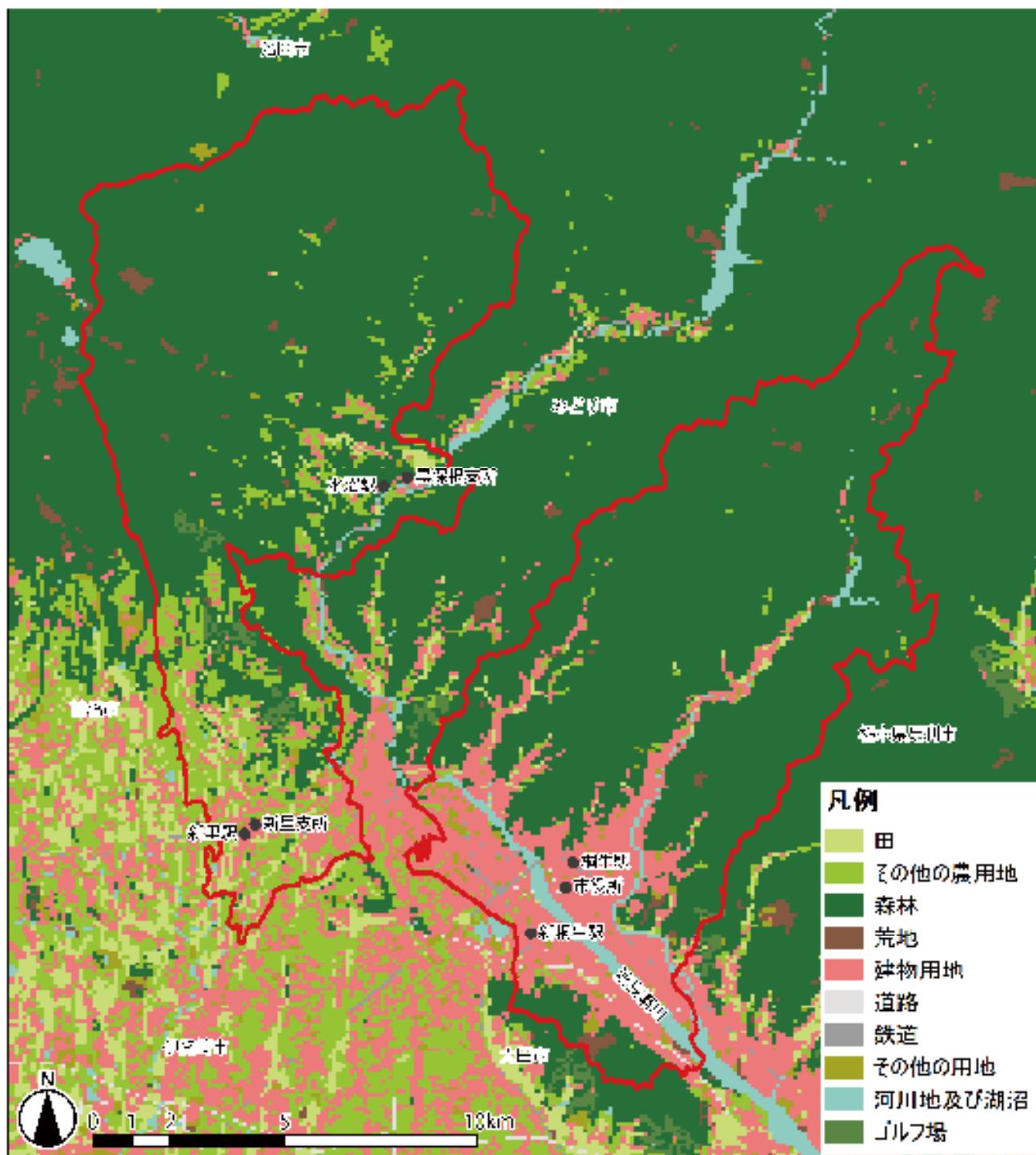
渡良瀬川



施設園芸の様子



利平茶屋キャンプ場

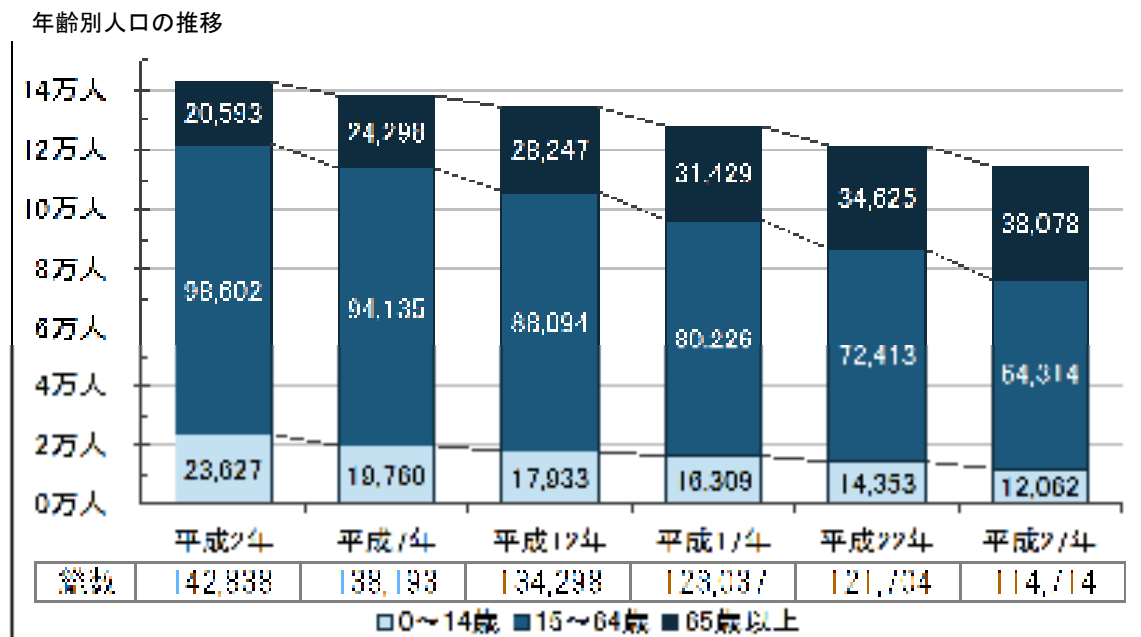


桐生市及び周辺の土地利用現況
(資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ (平成26年))

(3) 人口動態

本市の人口（旧新里村・旧黒保根村を含む。）は、昭和50年（1975）国勢調査の148,376人をピークに減少を続けている。本市立地企業の相次ぐ市外流出による雇用人口の減少や、周辺市町村への転出によるもののほか、自然減による影響が大きい。なお、平成27年（2015）国勢調査結果による人口は114,714

人となっている。年齢別人口構成比を見ると、同時点で、14歳以下12,062人（11.8パーセント）、15～64歳64,314人（56.2パーセント）、65歳以上38,078人（33.3パーセント）であり、少子高齢化が顕著となっている。この数字は群馬県内他市と比較しても高齢化率が際立って高い。



※平成12年以前は旧桐生市・旧新里村・旧黒保根村の合計
※総数には年齢不詳を含む

（資料：国勢調査（各年））

(4) 交通機関

本市における道路交通網は、幹線道路として前橋市方面や栃木県、茨城県方面を結ぶ国道50号が桐生地区の南部を走っている。また、渡良瀬川とほぼ並行に走る国道122号、ほぼ東西方向に走る国道353号が、それぞれ桐生地区と黒保根地区、新里地区を結んでいる。桐生地区の中央部には、主要地方道桐生田沼線が南北に直線状に通り、南は伊勢崎市方面、北は山間部を抜け栃木県方面と結んでいる。平成25年（2013）3月には中通り大橋線が全線開通し、国道50号までの円滑な接続による交通渋滞の緩和にもつながっている。また、北関東自動車道へのアクセス道として整備が進められていた桐生大橋線も本市域は整備が完了しており、その先の整備促進により市街地と国道50号及び北関東自動車道への円滑な接続と人・物の交流促進が期待される。

バス交通網は、桐生地区においては路線バス「おりひめバス」が走り、新里地区、黒保根地区においてはそれぞれデマンドタクシーが、主に高齢者や交通弱者の移動手段として利用されている。

鉄軌道交通網としては、JR両毛線、わたらせ^{けいこくてつどう}溪谷鐵道、上毛電気鉄道、東武鉄道桐生線の4社線が乗り入れ、全15駅で周辺都市及び首都圏と連結し重要な役割を果たしている。これらの鉄道は本市の発展に大きく寄与している。



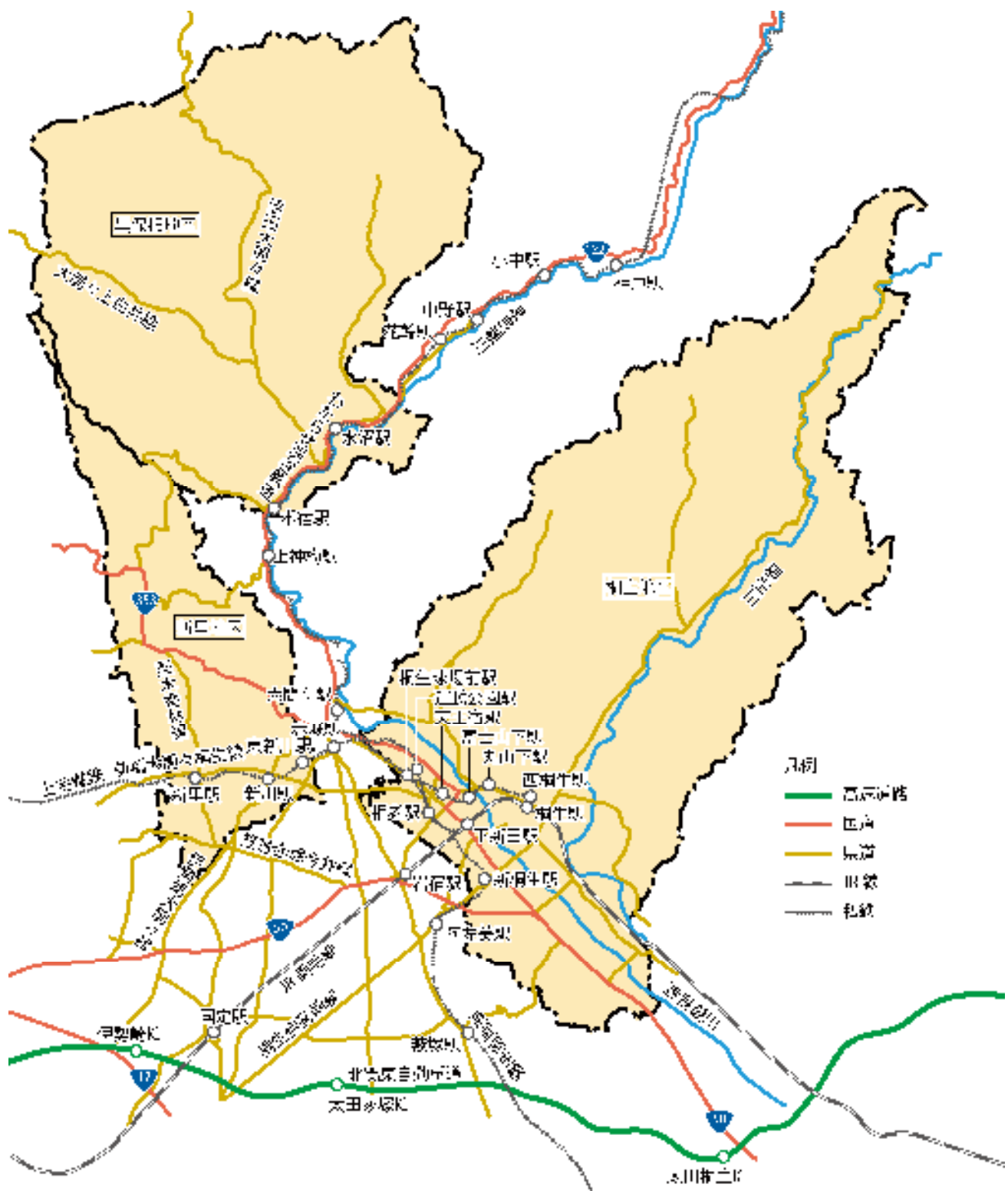
おりひめバス



わたらせ溪谷鐵道



東武鉄道りょうもう号



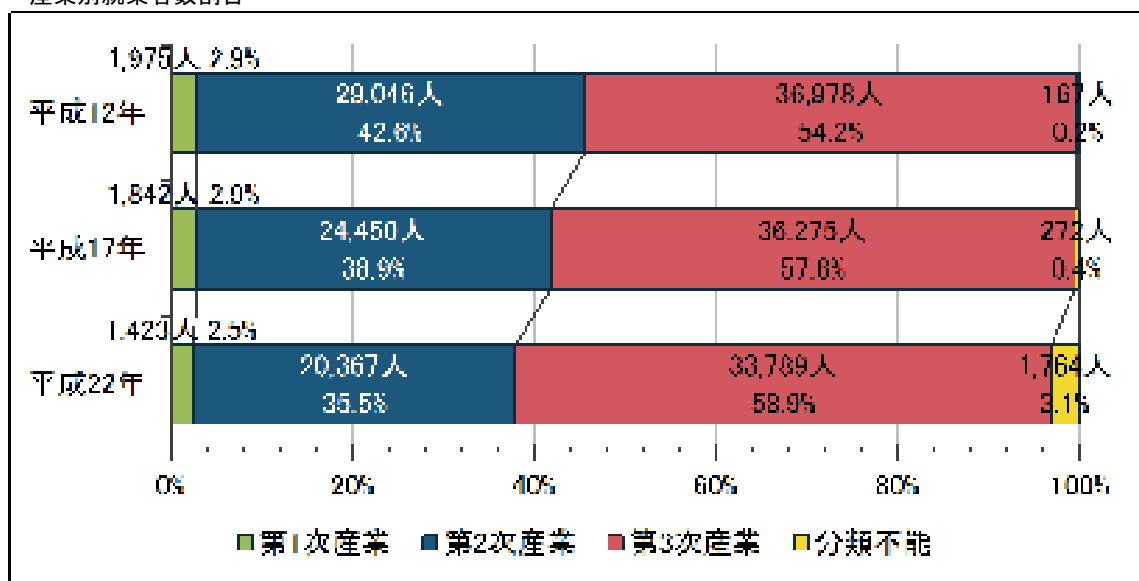
桐生市の交通網

(5) 産業

本市の平成22年（2010）の産業別就業者数（同年国勢調査）は、就業者57,343人のうち、農業・林業の第1次産業は1,423人（2.5パーセント）、繊維工業や各機械器具などの製造業を中心とする第2次産業は20,367人（35.5パーセント）、卸売業・小売業やサービス業等の第3次産業は33,789人（58.9パーセン

ト）となっている。平成17年（2005）調査に比べると第3次産業の比率は上がっているが、それぞれ就業者人口は減少傾向にある。その中であって、県内で比較すると、第1次産業に占める割合は低く、第2次産業に占める割合が高いのが特徴である。

産業別就業者数割合



※平成12年は旧桐生市・旧新里村・旧黒保根村の合計

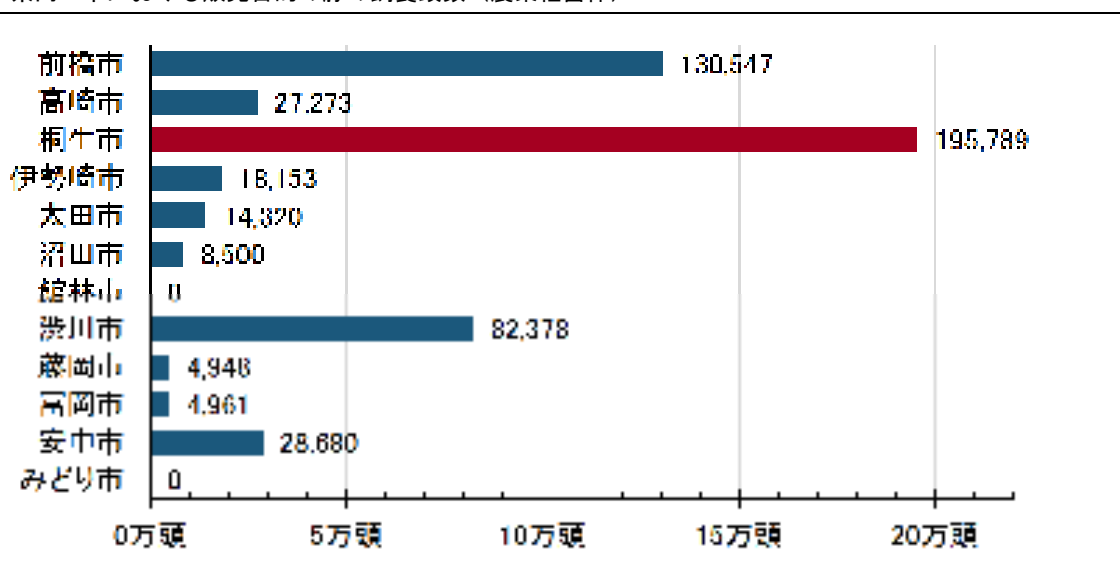
（資料：国勢調査（各年））

① 第1次産業

第1次産業は、高齢化や後継者不足などの理由で産業別就業者数に占める割合は2.5パーセントと低い、新里地区の基幹産業であ

る養豚を中心とした畜産が、県下有数の産出額を誇っているほか、きゅうりやナスなどの野菜生産も盛んである。

県内12市における販売目的の豚の飼養頭数（農業経営体）



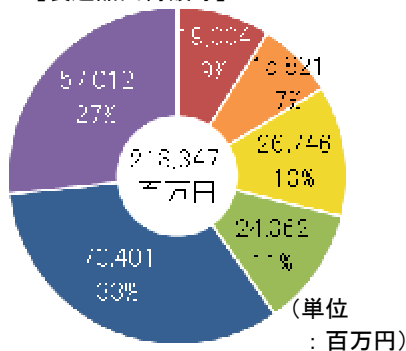
（資料：農林業センサス（平成27年））

② 第2次産業

第2次産業は、伝統的な地場産業である織物業を中心に発展してきた。織物業を含む繊維工業における製造品出荷額等（産業中分類による工業）を見ると、本市全体の製造品出荷額等に占める割合は約1割であるが、産業中分類別事業所数（3人以下の事業所を含む）としては、製造業における全事業所数の約2分の1、全従業者数における約4分の1を繊維工業が占めており、依然として本市における主要産業として位置付けられている。

第2次産業の状況

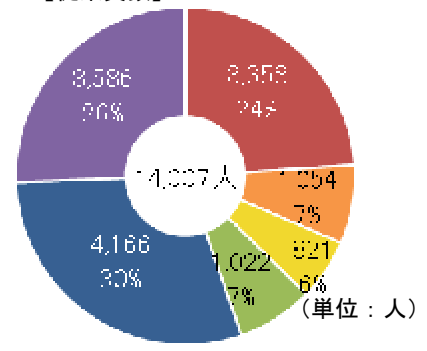
【製造品出荷額等】



【事業所数】



【従業員数】



■ 繊維工業 ■ 金属製品製造業 ■ 業務用機械器具製造業
■ 電気機械器具製造業 ■ 輸送用機械器具製造業 ■ その他

(資料: [製造品出荷額等]工業統計調査(平成25年)[事業所数・従業者数]経済センサス(平成24年))

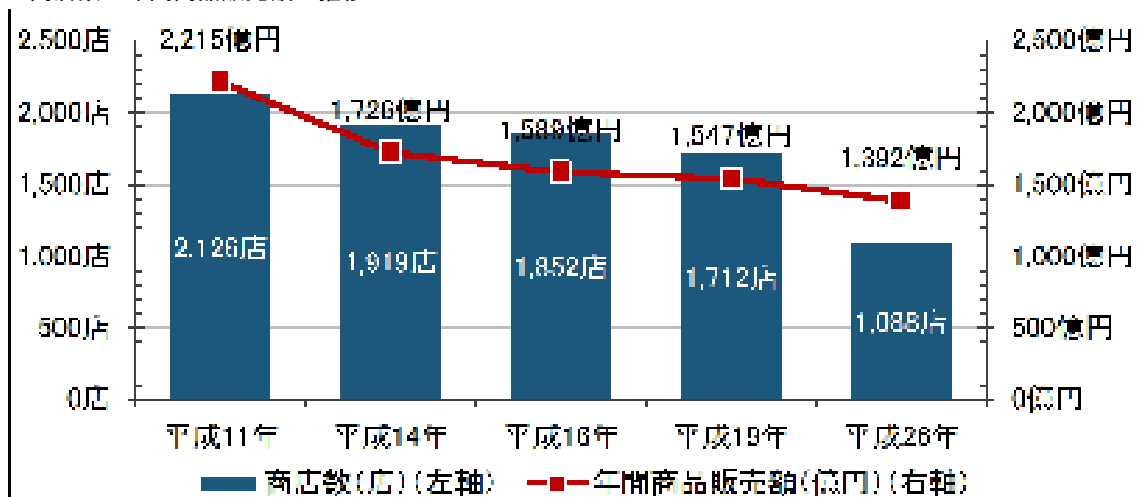
③ 第3次産業

第3次産業における卸売・小売業については、拠点性の高さや商勢力を背景として発展してきたが、商業統計調査によれば平成3年(1991)をピークに、商圈人口の減少や、近隣地域への大型商業施設の出店、自動車の日

多くの繊維関連企業が集積し、現在でも全国有数の産地となっている。近年では、元々織物関連業で培った技術から発展した産業として、輸送用機械器具製造業や業務用機械器具製造業なども盛んとなっている。また、かつては主要遊技機メーカーが本市に本社を構えていたことから、遊技機関連産業も多い。市内には独自の優れた技術を持った小規模企業者が多く「ものづくりのまち桐生」を支えている。

常的な利用普及などの要因により商店数及び年間販売額が減少傾向にあり、特に、中心市街地の空洞化が進んでいる。また、平成26年(2014)は、前回の調査から7年経過していることもあり、上記の要因による傾向が顕著に現れている。

商店数と年間商品販売額の推移



(資料: 商業統計調査(各年))

(6) 観光

本市は、赤城山麓や清流に抱かれた山紫水明^{さんしすい}のまちであり、豊かな自然、古より受け継がれた歴史、文化が織りなす様々な表情をもつスポットが数多く存在している。

桐生の面積の約7割を占める山間部であるが、赤城山を筆頭に、鳴神山^{なるかみやま}や吾妻山^{あづまやま}など日帰りハイキングコースが整備され、季節になると県内外から多くのハイカーでにぎわう。また、自然に触れ合うことができる森林公園、昔ながらの里山風景、四季折々の花が咲く公園なども多くの観光客の目を楽しませている。

古くから織物で栄えたまちを背景とした、桐生新町伝建地区などの絹遺産は、「日本遺産」の認定や「ぐんま絹遺産」としても登録されるなど、市内各所に多数存在している。近年の絹に関わる産業遺産への関心の高まりもあり、ノコギリ屋根工場などの産業観光を目的として、県内外から本市を訪れる観光客数は増加傾向にある。

さらに、入園無料の桐生が岡動物園と桐生が岡遊園地には、近郊の幼稚園や保育園、小学校の遠足として多くの児童が訪れるとともに、週末やゴールデンウィークを中心に、連日多くの家族連れが訪れる人気の場所となっている。

最近では、こうした絹遺産や遊園地などの主要な場所を、環境にやさしい低速電動コミュニティバス「MAYU^{まゆ}」で回る周遊観光も大きな話題となっている。

平成28年（2016）の本市の年間観光入込客数は約430万人となっている。毎月、まちなかで開催される桐生三大市（古民具骨董市・買場紗綾市^{かいばさあやち}・桐生楽市）や日限地藏尊縁日には、市内外から多くの客が訪れている。毎年8月には約50万人を集める夏の一大イベン

ト「桐生八木節まつり」、11月上旬には、織物のまちとして「衣」に関する様々なイベントを同時多発的に開催する「桐生ファッションウィーク」、11月19、20日には2日間にわたり夜通しで行われる「ゑびす講」、また、秋頃には地元グルメイベント「ウまいもん合戦」が開催され、大きなにぎわいを見せる。



桐生が岡遊園地

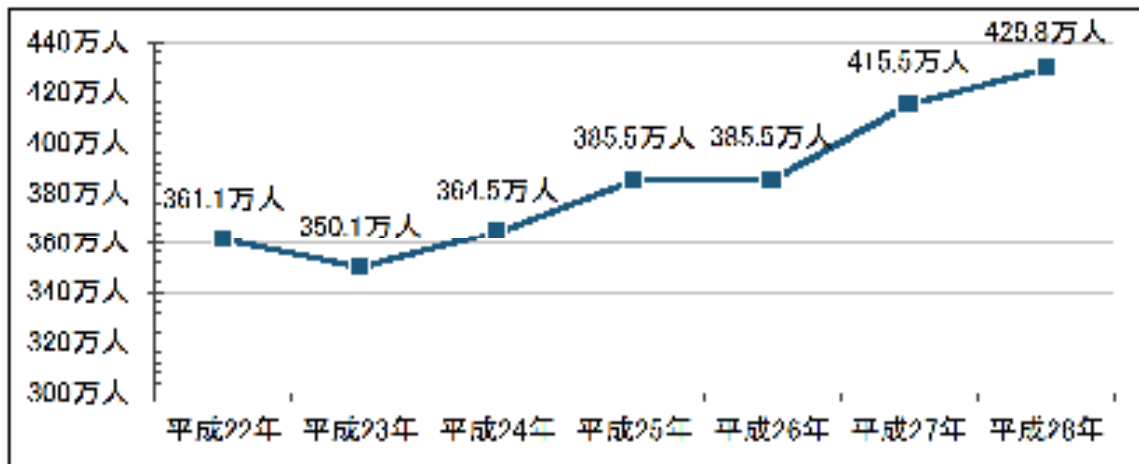


低速電動コミュニティバス「MAYU」



古民具骨董市

桐生市の観光入込客数



(資料：群馬県観光客数・消費額調査（推計）（各年）)

(7) 食文化

桐生の味として挙げられるのは、「桐生うどん」と「ソースカツ丼」である。うどん店は市内に100軒以上あり、ソースカツ丼は通常どこの食堂にもある身近な料理である。

桐生うどんは、麺の幅が広い「ひもかわ」が有名で、中には麺の幅が10センチメートルを超える一風変わったひもかわもあり、度々マスコミで紹介されている。桐生では多くの女性が織物業に携わっていたことから作り置きができ、調理も手軽なうどんが重宝された。

桐生のソースカツ丼の特徴は、キャベツを添えずに、甘めのソースに絡めた揚げたてのカツを、ご飯の上にのせたシンプルなものである。最近では、地元産ブランド豚である「やまと豚」や「もち豚」など地元食材にこだわった新メニューなど、うどんと同様に、全国的な知名度向上に努めている。

また、100年以上の歴史があり、市民からも親しまれている「花ぱん」がある。卵と小麦粉を練って焼いた生地、に、蜜や砂糖を振りかけたビスケット状の菓子であり、桐生天満宮の梅紋をかたどったとされる。市内の多くの店で販売され、今や桐生を代表するスイーツとなり、観光客の土産物としても親しまれている。



ひもかわ



ソースカツ丼



花ぱん

3. 歴史的環境

(1) 原始・古代

① 人々の暮らしのおこり

桐生で人々の暮らしが始まったのは、旧石器時代まで遡るとされる。岩宿遺跡^{いわじゅく}の発見者相澤忠洋^{あいざわただひろ}により調査された武井遺跡^{たけい}では、槍先形尖頭器^{やりさきがたせんとうき}など多数の旧石器群が出土している。この時期の遺跡分布状況は、赤城南麓^{せきやうりよう}地域に広がる丘陵^{きゆうりよう}や台地上、あるいは台地縁辺部に認められ、これらの遺跡から人々の暮らしが形成されていったと考えられ、新里地区^{にいさと}の遺跡の密集度からこの地域が居住に適した場所であったことがうかがえる。

縄文時代の遺跡は、菱町の普門寺遺跡^{ふもんじ}をはじめとして渡良瀬川^{わたらせ}や桐生川、その支流沿いの台地上に点在しているが、規模は比較的小規模である。晩期には川内町の千網谷戸遺跡^{ちあみがいと}のように精緻な土製耳飾^{せいち}を生産する地域の中心的な集落が現れる。



千網谷戸遺跡出土土製耳飾

弥生時代に入ると、稲作や金属器の使用といった新たな文明が大陸から伝えられ、生活の形態は狩猟^{しゅりよう}、採集から徐々に農耕を主としたものに移っていくが、市内では今から2,000年ほど前の弥生時代中期の遺跡が確認されている。桐生地区は周囲を山々に囲まれ、水田を開発し大きな集落を形成して生活す

るには適しているとは言い難い地形であり、渡良瀬川や桐生川など河川流域の沖積地^{ちゅうせきち}に隣接する台地上、もしくはそこから離れた高台の僅かな平場や斜面上などを利用して小規模な水田耕作が行われていたと考えられる。

古墳時代に入ると、人々は農耕を基盤とした生活を営むようになり、水利の良い平坦地を中心に集落が形成されるようになるが、山地が多く可耕農地の少ない桐生地区においては、渡良瀬川右岸においてのみ弥生時代から連続する古墳時代の集落が確認されている。

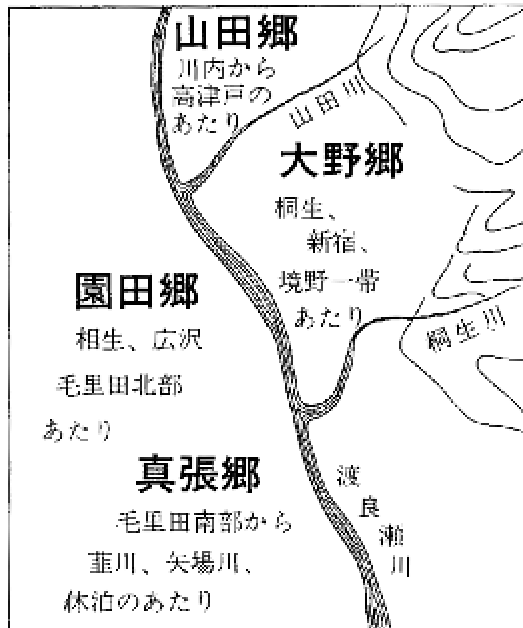
しかし、桐生地区内の古墳の数は少なく、規模も小規模な円墳が大半であることから、大きな古墳を築くような大豪族はいなかったことが考えられる。

一方、新里地区では赤城南麓にかけて小規模な古墳が多く確認され、その多くは6世紀～7世紀頃に造られたものと見られる。中でも長者塚古墳に見られる截石切組積石室^{きりいしきりくみづみせきしつ}という精緻な横穴式石室は、仏教文化の影響が指摘されている。

7世紀後半以降、律令政治が行われるようになると、諸国には朝廷から派遣された国司が、国庁^{まつりご}で政^{つかさど}を司り、各郡には郡の役所である郡家^{ぐんけ}が設置され、郡司^{ぐんじ}がその地方を治めるようになる。桐生地区は、上野国山田郡に属し、山田郡は山田郷、現在の桐生中心部を含む大野郷^{おおのぐ}、現在の太田市の一部を含む園田郷^{そのだぐ}、太田市北部の真張郷^{まはりぐ}の4つの郷から成り立っていた。新里地区、黒保根地区は上野国勢多郡に属していた。

大野郷を含んだ桐生の地には、早くから大和朝廷の東北進出のための重要な場所とし

て、対外交渉における^{いくさかみ みわ}軍神・三輪の神を崇敬する氏族により美和神社が遷祀^{せんし}され、次いで賀茂の神を崇敬する氏族により賀茂神社が遷祀された。この両神社は式内社として平安時代の『延喜式』^{えんぎしき}神名帳^{じんみょうちよう}にも記載されている。延暦15年（796）には朝廷が関わりを持つ官社となっていることから、上野国内の特別な神社であったことがうかがえる。



山田郡4郷
(出典：周東隆一『歴史探訪 桐生とその周縁』(昭和58年) あかぎ出版))

また、奈良時代から平安時代前期においては、大量の鉄さい⁴や製鉄炉の一部、工房の遺構などが菱町から梅田町にかけての遺跡から確認されており、この一帯で原材料から製品に至る鉄の一貫生産が行われていたことが考えられる。この遺跡は、専従集団を編成した大規模製鉄であり、朝廷の蝦夷征討との関連性や、須恵器から製鉄に生産が移行する過程もうかがえる。

新里地区は古代から仏教の盛んな所であった。8世紀頃の仏教文化の波及を象徴的に示すものに、武井廃寺塔跡（国指定史跡）が

ある。かつては古代寺院の塔心礎石とその基壇とされてきたが、その後の調査で、骨蔵器を納めた奈良時代の火葬墓との見方が有力である。

雷電山^{らいでんやま}では、白鳳期^{はくほう}に創建された上植木廃寺^{かみうえ さい}（現伊勢崎市本関町・上植木本町）に瓦を供給した瓦窯跡^{かわらがま}が確認されている。

また、平安時代初期における地方の仏教文化史上重要なものとして、「塔婆（石造三重塔）」^{とうば せきぞうさんじゅうのとう}（国指定重要文化財）がある。銘文によれば、あらゆる衆生救済のための実践として、延暦20年（801）7月17日に道輪^{どうりん}という僧が如法経（法華経）^{にょぼうきょう ほけきょう}を書写して多重塔の中に安置したものである。なお、この多重塔の所在する地域には「護摩堂」や「釈迦堂」など仏教との関わりの深い地名が残っている。



武井廃寺塔跡



塔婆（石造三重塔）

3) 他から移して祭られること

4) 鉄を製造していく過程において出る不純物

② 桐生織物のはじまり

上野国では、奈良時代初期に絹織物の生産が始められていたと考えられる。『続日本紀』^{しよくにほんぎ}には、和銅7年（714）に初めて^{あしぎぬ}紵（古代の絹織物の一種）を朝廷に献上した記録がある。

成立年代は不明であるが、建久3年（1192）には須永御厨^{みくりや}（現在の川内町）が伊勢神宮に布を納める務めを負っていることが記録されている。このことがこの地方で生産された^{に た やまつむぎ}仁田山紵の発祥に関係していると思われる。

一説によると、元弘3年（1333）には新田義貞^{よしきた}が鎌倉幕府倒幕の際掲げたとされる軍旗「中黒古旗」（太田市新田神社所蔵）に仁田山紵が使われたとされている。

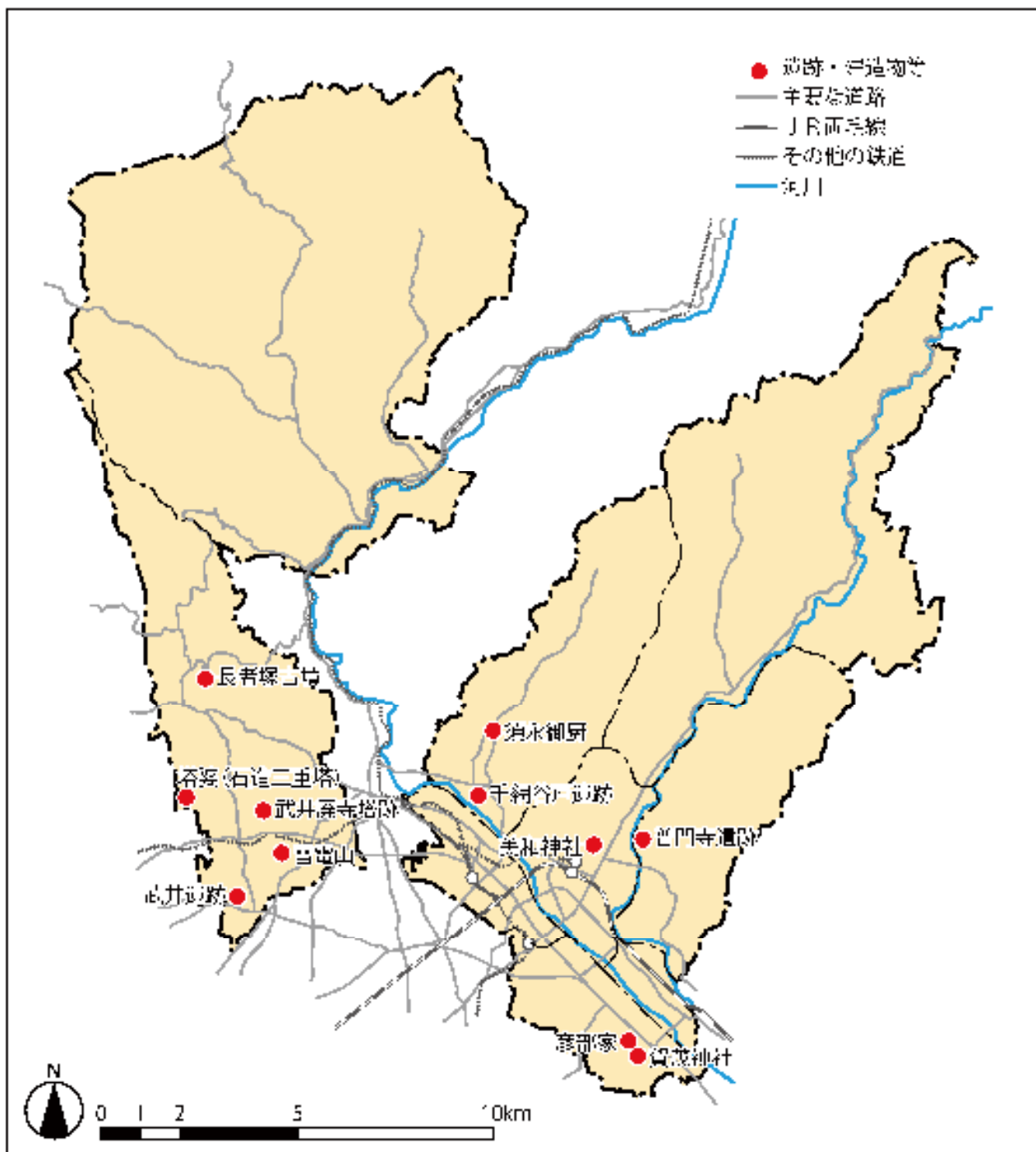
また、室町時代に上杉謙信に追隨し桐生のこの地に留まったとされる彦部家^{ひこべ}には、足利將軍義輝^{よしてる}の侍女小侍^{じじょ こしじゅう}従より、彦部雅楽頭^{うたのかみ}晴直^{はるなお}に宛てた織物の注文書（「彦部家文書仁田山紵注文書」市指定重要文化財）が現存しており、室町時代に既に桐生地区で生産された織物が京都に出回っていたことがうかがえる。

彦部家は、江戸時代には染め織りを営み、後期には黒^{くろ}繻子^{しゆす}を創織していた。明治から大正にかけては近代的な織物工場として機織りが行われていた。また、大正末期には、第14代当主^{ひこべ こま お}の彦部駒雄が桐生織物同業組合組長に就任し、桐生織物の発展に大きく寄与するなど、古くから織物との関わりが深い。



以上	しんのすずし	五ひき
白あや	七ひき	
にたやまつむぎ	拾ひき	
これは上の御所へ御進物に候		
よろつねんいれられ来る		
三日までにととのひ候様申		
つけられるへく候かしく		
小侍従		
ひこへ		
うたの頭との		

彦部雅楽頭宛注文書（年代不明）
（出典：彦部家文書）



歴史的環境に関連する遺跡・建造物等の分布図（原始・古代）

(2) 中世

① 桐生発祥の地 梅原館

桐生という名称が初めて歴史上に登場するのは鎌倉時代に成立した『吾妻鏡』である。養和元年（1181）閏2月25日条に足利忠綱の郎従として桐生六郎という人物が登場している。また、『平家物語』や『源平盛衰記』には六郎の事績が記述されている。

桐生六郎は、北関東第一の豪族と称された足利荘領主、足利俊綱・忠綱父子に仕え、随一の臣下として信頼も厚かった。

治承4年（1180）、六郎は、以仁王を奉じて平家打倒の旗揚げをした源頼政討伐のため、父俊綱に代わって出陣した忠綱に従い、宇治川の合戦に臨んでいる。この時、忠綱は大きな戦功を上げている。忠綱に従った六郎が桐生の名字を名乗る契機として、この時に恩賞として桐生の地をあてがわれたとされる。このことから、桐生地域を初めて治めた領主、桐生氏の始祖が六郎であると考えられている。

六郎は、帰国にあたって、近江国の日吉神社の分霊を請け、公認された自領に日吉の神（現在の日枝神社）を守護神として祭祀するとともに、居館を構えたとされる。この居館は、一辺が約120メートルの正方形の平城で、館の周囲に堀を巡らせ、館に隣接して家中の居住地が造られていたと考えられている。館周辺は、桐生川の洪水によって土砂が運ばれ造られた土地であり「埋め原」とも呼ばれていたことから「梅原」とされ、領民はこの居館を「梅原館」と呼んだとされる。ここが現在の梅原館跡（市指定史跡）であり、桐生発祥の地とされる。

なお、六郎は、治承・寿永の内乱により勢力に陰りがみえてきた平家に対し、源頼朝の平家打倒に向けての勢いが増すなか、養和元

年（1181）9月、源氏からの服属への勧めに従わない俊綱を殺害し、その首級を持参して鎌倉に上り、御家人への取立てについて願い出たが、かえって頼朝の不興を買い断罪に処されてしまった。

六郎による支配は、短い期間であったが、梅原館を構えるなど、桐生の形成の礎ともなった時期であった。



梅原館跡

② 山上氏の興亡

12世紀後半、新里地区では、貴族や有力大寺院の所領地とされる山上保の保司として現地を支配していたのが、山上氏である。山上氏は、藤原秀郷の子孫で藤姓足利氏の一族足利家綱の子・五郎高綱が平治2年（1160）頃に山上氏を称したことに始まる。治承4年（1180）の宇治川の合戦には、高綱の子高光が、足利忠綱に属して参戦したとされる。また、『新里村誌』によれば寿永2年（1183）には高綱が居城として山上城を築城したと



山上城跡公園全景

される。鎌倉時代に幕府御家人として活動した高光、時光、時定は山上保の保司であったと考えられる。室町時代には関東管領上杉氏の下で、横瀬（由良）氏、藺田氏、桐生氏とともに東上州四家の1つとして重要な役割を果たした。しかしその後、北条、上杉、武田氏による争乱の中で、山上城を巡る攻防もあり、戦国の時代の趨勢により山上氏も没落していった。

③ 桐生氏による桐生領の形成

『桐生市史』によれば、鎌倉時代末期・南北朝時代から室町時代末期の戦国時代までの長きに渡り桐生を治めていたのが後桐生氏である。

初代桐生国綱は、正平5年・観応元年（1350）桧杓山に城郭を築いて実城に、梅原館を下屋敷として、現在の滑雲寺付近に居館を置き生活の拠点とした。また、築城の際、桐生六郎が勧請した日枝神社を城の大手付近（現在の日枝神社）に遷し、桧杓山城の守護神とした。

また、国綱は、城の備えを固めるため、周囲に多くの支城（小倉丸山砦、物見山砦、浅間山砦、赤萩城、丸山砦、今井宿砦など）を設けたほか、城の南端にあたる丸山山麓から浅間山山麓にかけて要害堀を構築し備えを固めた。この要害堀は下瀬堀といい、これが渡良瀬川から分かれ桐生川に達していた新川である。現在は暗渠化され、一部は道路となっているが、河道跡が残っている場所もある。

更に、隣接する高津戸城を攻略するとともに勢力を拡大し、桐生領の範囲は、桐生川右岸一帯から黒保根地区を含む渡良瀬川上流周辺まで拡大していった。桐生氏の勢力下に

あった黒保根地区は、その後室町時代後期にかけて、桐生衆に属した武士阿久澤氏（能登守）が支配し深沢城を本拠とした。

桐生氏は大炊助助綱に至るまでの間に勢力を拡大、後に桐生領54か村となる範囲はこの時期にほぼ確立している。桐生氏の威勢は全盛期を迎えた。

しかし、助綱の養子として下野佐野氏から



桧杓山城郭図

（出典：山崎一『群馬県古城址の研究上巻』（昭和46年）群馬県文化事業振興会）



桧杓山城跡



現在の新川

5) 神仏の分霊を他の場所に移し祭ること

迎えた親綱^{ちかつな}はその威勢を維持することができず、桐生氏は衰退の道を歩むこととなる。親綱が佐野氏からの随臣たちを重用し、桐生氏譜代の家臣を疎んじたために家中の不和を生み、それが発端となり、隣地の太田金山^{かなやま}城主由良氏に攻略させられ、桐生氏は滅亡した。

現在、研究者の間では、室町時代中期・後期に渡り桐生を治めていたのは桐生氏ではなく、「佐野氏」であるという説もある。桐生郷に定住した佐野氏であることから、「桐生佐野氏」とも呼ばれる。古河公方足利成氏^{こがこうほうあしかがなりうじ}の奉公衆である佐野大炊助は、享徳^{きやうとく}の乱（1455～82）のさなかに、古河公方の御料所である桐生地方を任され、桧杓山に城郭を築き実城とした。200余年あまり支配した桐生佐野氏であったが、由良氏に攻略され滅ぼされたとされる。

④ 由良氏による統治と桐生領の衰退

室町時代末期まで桐生領を支配した桐生氏を滅ぼした由良氏は、天正元年（1573）から天正18年（1590）までの18年間、初代成繁^{なりしげ}とその後継となる国繁^{くにしげ}の2代にわたって桐生領の統治を行った。

由良成繁は、新領地の統治にあたり、桐生氏と血縁など縁故関係にある者や忠義に励んだ者に対しては、追放や断罪に処するなど厳しい面を見せる一方で、合戦の際、荒廃した寺社などに対しては、修理や庇護^{ひご}の手を差し延べた。

天正2年（1574）、本城の金山城を嫡子国繁にゆずり、桧杓山城に入城した際には、この時代の戦術となりつつあった鉄砲戦に適応した城に改修するなど、桧杓山城を関東の代表的な要害城に改修するとともに、梅原館を起点とした城下町（町屋―天神町三丁目の一部）の整備や農地の開発なども手掛けた。

成繁は自らの菩提寺として鳳仙寺^{ほうせんじ}を開基し、次いで新田岩松（現太田市新田町）より青蓮寺^{しょうれんじ}、普門寺^{ふもんじ}を移築開基した。

また、由良氏の軍神である母衣輪權現^{いくさがみほろわごんげん}も現在の町三丁目に移築した。なお、青蓮寺の本尊^{どうぞう}、銅造阿弥陀如来^{あみだにょらい}及両脇侍立像^{りょうわきしやうりやうぞう}（善光寺式阿弥陀三尊像）は鎌倉時代中期に製作されたものと考えられ、国指定重要文化財となっている。成繁による桐生領の統治は、民政に意を尽くし経済力、統治力ともに優れ、領民を安心させるものがあつた。

この頃、天下の混沌^{こんとん}とした情勢のなか、由良氏、薮田氏、桐生氏ら東上州四家の1つ山上氏による山上城は、争奪の舞台となり、北条氏康^{ほうじょうじやす}、上杉謙信、武田勝頼から攻略され、何度か城主が入れ替わるが、謙信、勝頼が死去すると上州に侵攻した小田原北条方の城となった。

黒保根地区では、黒川郷と呼ばれる地域が関東進出のための経路として重要な地域と



鳳仙寺



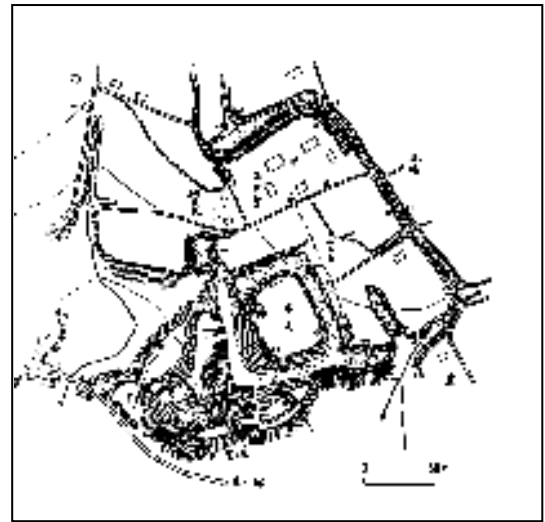
青蓮寺銅像阿弥陀如来

なっていた。深沢城を本拠とした阿久沢氏と上杉氏、由良氏、北条氏の間では、主従関係が入れ替わり戦乱を繰り返した。その後、一時、由良氏が支配したが、北条方についた阿久沢氏らは、五^ご覧^{らん}田城を攻略するなど領地を取り返した。

成繁の没後、由良氏の家督を引き継いだ国繁は、混沌とした世相のなかで、天正12年（1584）、関東を制する北^{ほう}条^{じょう}氏^{うじ}政^{まさ}、氏直父子の企^{くわだ}てにより小田原城中に籠^{ろう}城^{じょう}させられた。その留守中に、金山城が北条氏に攻撃され、落城は免れるものの、城は北条氏に没収されることとなった。由良氏は北条氏の支配下となり、国繁は、桐生領の桧杓山城へ移ることとなった。

その後、天正17年（1589）、天下統一を目指す豊臣秀吉の小田原征伐が開始されたが、北条氏政の命を受けた国繁は配下を率いて小田原城に籠城した。天正18年（1590）、小田原城が開城し、北条氏は滅亡したが、国繁は母妙^{みょういん}印尼の助命嘆願^{うしく}もあり、牛久（現茨城県牛久市）へと国替えを命じられた。

これにより、桐生氏から由良氏へと長期にわたり武威を誇ってきた桧杓山城は、廃城となった。また、北条方の山上城、深沢城も廃城となった。

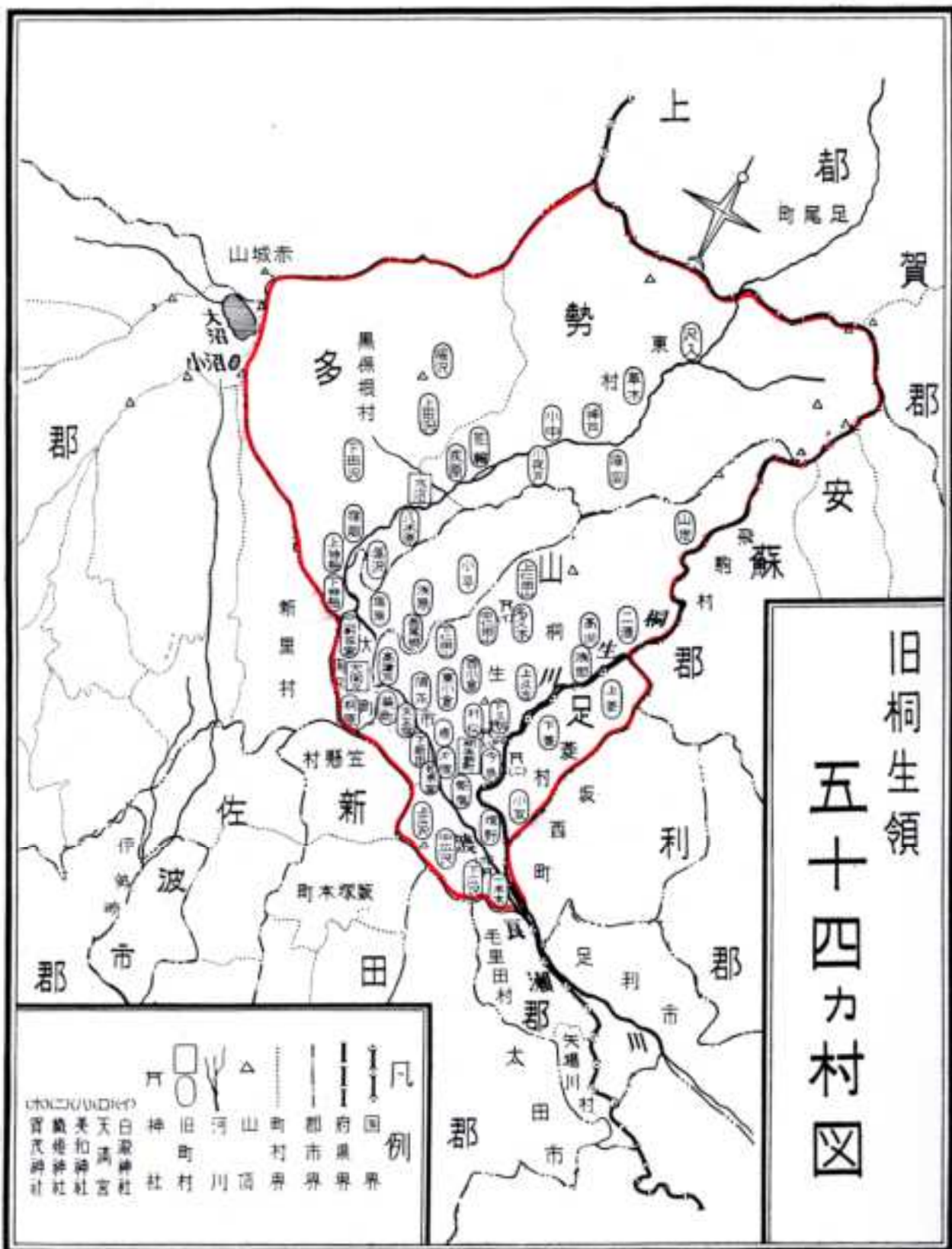


阿久沢氏が本拠とした深沢城郭図
（出典：山崎一『群馬県古城址の研究
上巻』（昭和46年）群馬県文化事業振興会）

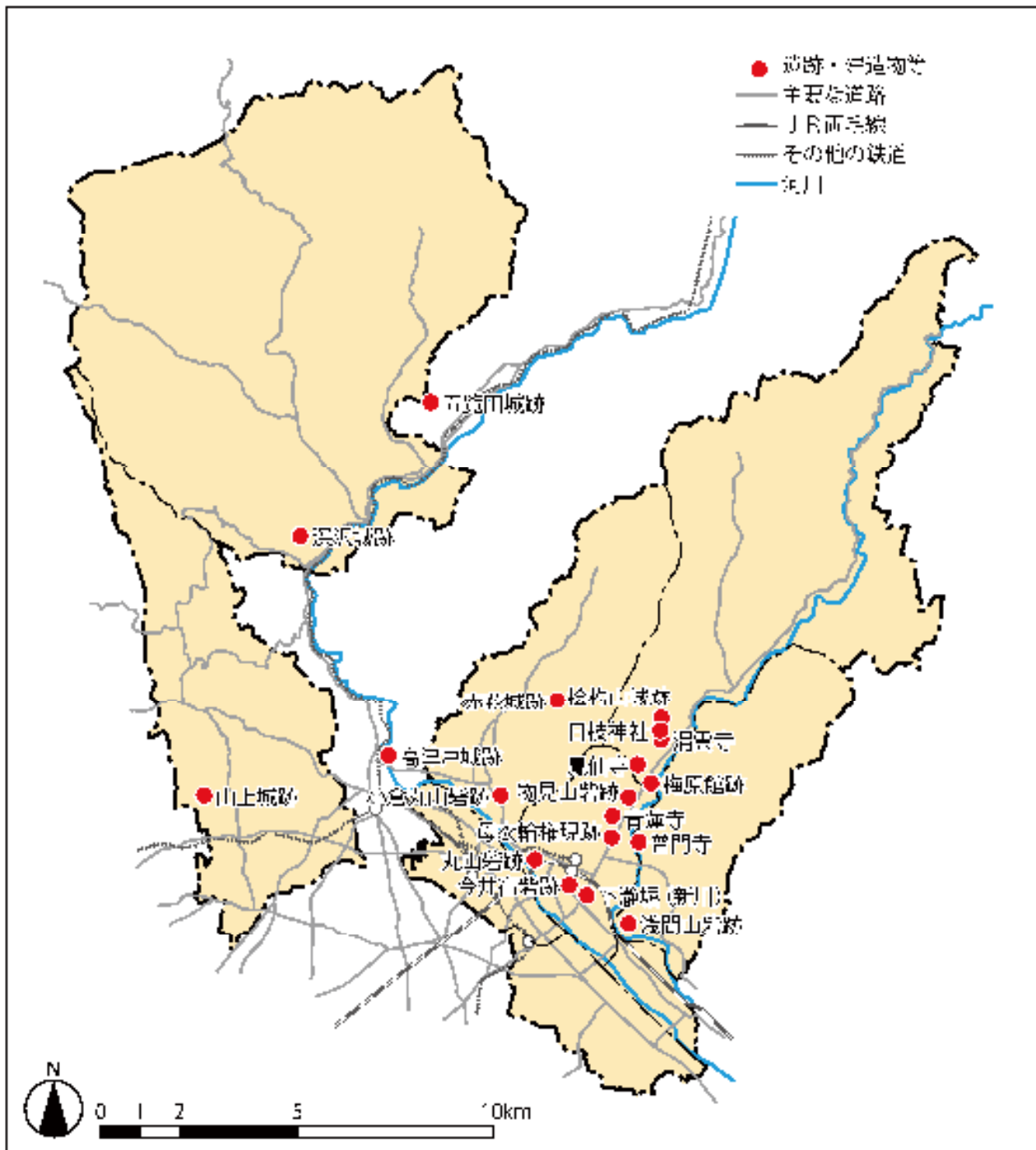


前田利家が由良家の安堵を豊臣秀吉に働きかけることを伝えた新田老母宛 前田利家書状
（天正18年）（出典：金谷家文書）

6) 命を助けてもらうよう目上の人に対してお願いすること



旧桐生領五十四力村図
(出典：桐生市史（昭和33年））



歴史的環境に関連する遺跡・建造物等の分布図（中世）

(3) 近世

① 桐生新町の創設

天正18年（1590）、豊臣秀吉による小田原攻めの際、その先鋒を務めたのが徳川家康であった。家康は小田原攻めの後、関東へ国替えを命ぜられ、関東のうち武蔵、相模、伊豆、上総、下総、上野の6か国（240万石）を所領することとなった。桐生領もこの時、徳川氏の直轄地となり、徳川家の代官、大久保長安の支配地となった。

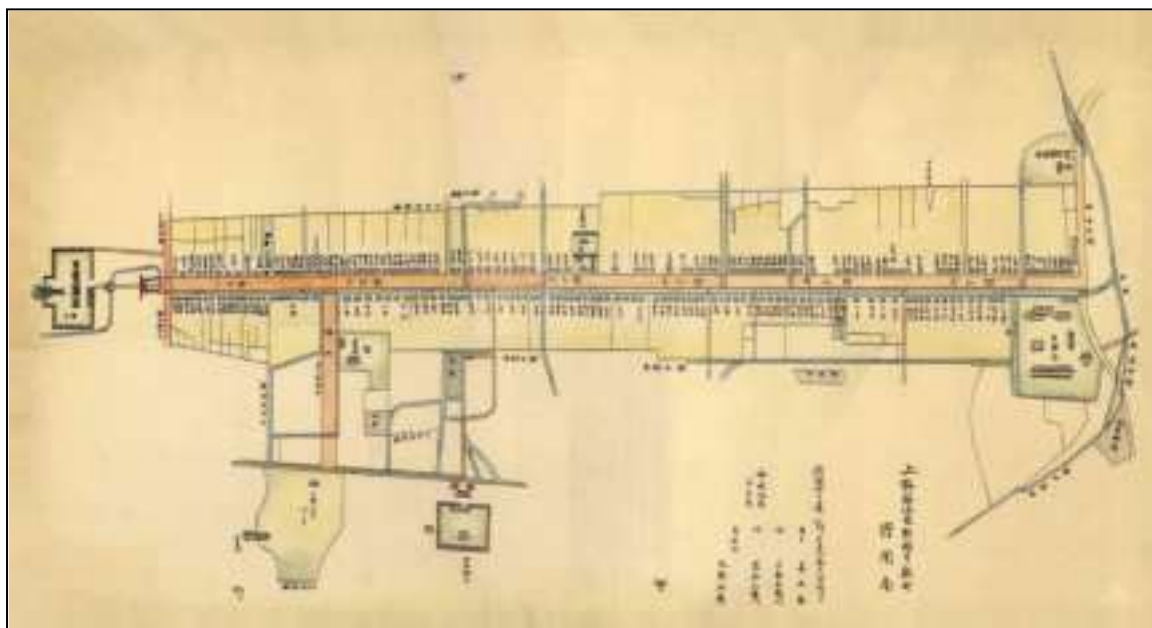
桐生領の支配のため、大久保長安の命を受け派遣された大野八右衛門は、由良氏の支配していた頃の城下（町屋と呼ばれた地区）が手狭であったため、桐生領54か村の中心的役割を担う町として、桐生川の扇状地上の荒戸原と呼ばれていた荒戸村と久方村の一部を割き、新たな町の建設に着手したとされる。この新たな町の創設は、諸説あるが、天正19年（1591）から慶長11年（1606）の間に行われたとされている。

この町立ての規模は、桐生領54か村の総鎮守として、下久方村梅原の梅原天神を、現在

地に遷祀した桐生天満宮（当時の名称は「天神社」）を北端とし、南は下瀬堀までの間の六町、東西の幅は90間程度であり、円満寺北側の丘陵の一部を削り平らにし陣屋を配した。

また、町立てに際しては、地区の中央に幅約5間半の道を南北一直線に通し、この道沿両側に間口が6～7間、奥行きが40～44間といった短冊状の敷地割りを施し、旧城下（町屋）の二男・三男や近村からの移住を奨励し、町の形態を整えたとされる。なお、町立てに伴い生活用水として、現在の梅田町一丁目から取水する水路（大堰用水）が設けられた。この水路は、桐生天満宮境内から町立てに際し造られた道（現在の本町通り）の西側を、北から南に向かって流れ、下瀬堀に至っていた。

桐生新町は当初、荒戸村と久方村の一部であり荒戸新町と呼ばれていたが、天和2年（1682）館林藩領から旗本分給⁷となった時に作られた「館林藩領分配当記」に「桐生新



桐生新町絵図（安永9年）

7) 旗本は武士の身分の1つで将軍に謁見が許された。そうした旗本が領有する領地

町」をはじめとする各村名が見られることから、この頃分村し、独立して桐生新町となったと考えられる。

その後、明治22年（1889）に町村制が施行され桐生町となるまで、在郷町^{ざいこうまち}として村請け制^{うけ}に基づいた一種の自治が営まれた。江戸文化に影響され、国学、漢詩、俳諧、狂歌の盛んな独自の町人文化を形成していった。

② 近世の桐生領の支配

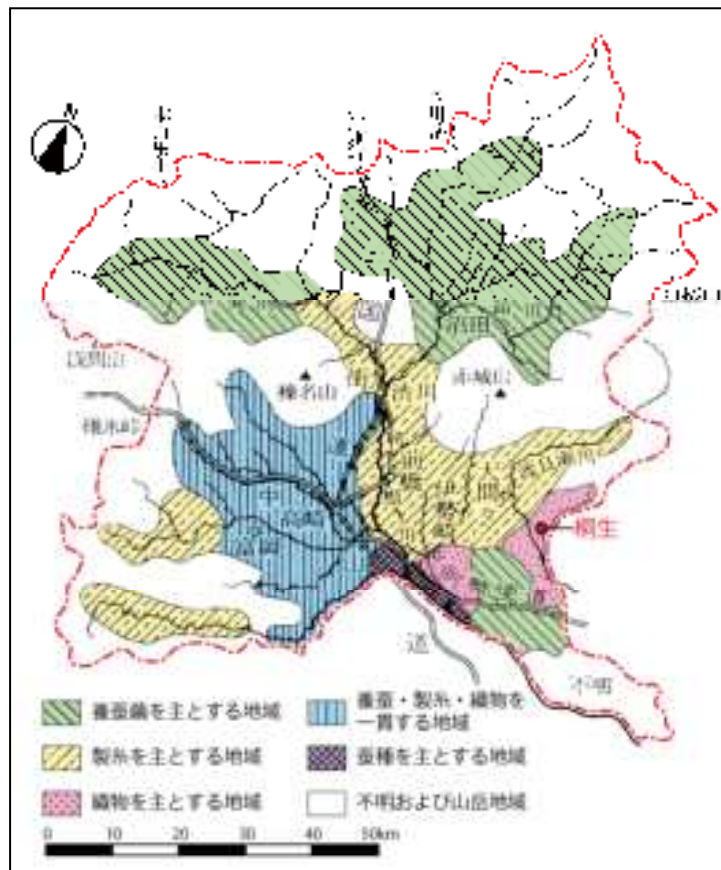
幕府直轄地であった桐生新町を含む桐生領54か村は、後に、館林藩・徳川綱吉領、旗本・神尾元清領、幕府直轄領、旗本・神尾元壽領を経て、安永8年（1779）から慶応3年（1867）の大政奉還まで出羽松山藩・酒井家の上州分領地と変遷した。

桐生領のうち、赤城山東南麓^{わたらせ}の渡良瀬川上流に沿った現在の黒保根地区、みどり市東町・大間々町の一部は、「山中入」「黒川山中」などと呼ばれ、ひとつの地域的なまとまりを形成していた。

なお、新里地区は、重臣^{にいさと}の牧野康成^{まさの やすなり}が配置され、牧野氏の転封後は、おおよそ厩橋藩主の酒井重忠^{しげただ}の所有するところとなった。当時の新里地区の各村々は現在のほぼ大字名にあたるが、その後、それぞれ幕府の直轄領、厩橋藩領、他藩領そして旗本領が入り組みながら推移した。

③ 織物業の発展

上野国は、その地形等から畑作農業や林業を主な生業^{なりわい}としていたが、特に江戸時代中



絹業地域分布図

（出典：山田武麿『上州近世史の諸問題』（昭和55年）山川出版（一部加工））

8) 農村部などで商品生産の発展に伴って発生した町

9) 村単位で村全体責任として年貢等を納めるようにした制度

期以降は、全域で養蚕・製糸・織物という蚕糸業が盛んになっていった。西上州では、各農家が養蚕・製糸・織物を一貫して生産する方式が幕末までとられていたが、東上州では地域的分業が行われるようになった。利根・吾妻郡は養蚕を中心に原料繭の供給地域、黒保根地区の各村々や大間々（現みどり市）の山中入周辺を含んだ赤城山東南麓地域は、桐生の機業地を背景とした製糸業地域が形成された。

桐生の織物業は庶民の生活との関わりをより一層深めながら発展し、副業的な扱いから生業の中心へと変化し、桐生の経済的な繁栄を支える産業に成長していく。

桐生地区は、渡良瀬川と桐生川や三方を山々に囲まれた地形から、耕作面積が狭く、農業生産高が低かった。そのため、元々農間余業^{のうかんよぎょう}¹⁰として生産が行われていた織物であるが、『岩下旧記』によれば、慶長5年（1600）の関ヶ原の合戦に際し、徳川軍の旗絹として桐生の織物と彦部家屋敷から竹竿が献上された。桐生領54か村で稼動していた手織機2,410台を使い、一台につき一疋^{びき}¹¹ずつ、2,410疋を織りだし、桐生天満宮で戦勝祈願し献上した。徳川軍が大勝したことをきっかけに、桐生領は「御吉例地」となり、以降2,410疋の織物を小物成^{こものなり}として毎年幕府に納めるようになったとされる。

その後、正保3年（1646）、物納であった小物成が金納に替わったことから、絹織物を換金する必要にせまられるようになった。そのため慶長10年（1605）以降、桐生天満宮境内で年一回開かれていた日用品などを扱う西の市を、桐生天満宮の例祭にちなんで毎月

五、九の付く日に月六回行^{ろくさいいち}う六斎市として開催するようになった。この市は次第に織物の生産者と近郷からの買次商^{かいつぎしょう}でにぎわい、やがて、紗綾市（絹市）と呼ばれるようになる。

その頃、銅山街道の宿場町として栄えた大間々では、生糸や絹の集積地として、四と八の付く日に市が開かれていた。そこで、市日の利害が対立した桐生の人々は、享保16年（1731）に、開催日を前日の三と七の付く日に変更した。加えて町全体に利益を分けるという理由から桐生新町六町全体に広がり、一丁目から六丁目を循環する市として運営されるようになった。そのにぎわいは、「関東



桐生天満宮



紗綾市之図（明治27年）



桐生が大関に位置づけられた関東市町定日案内

10) 農民が工作の合間に行った様々な賃稼ぎや商売

11) 疋は織物の長さを表す単位で、一疋は反物2反分、およそ着物2着分に相当する

いちまちさだめ び あんない
市町定 日案内」を見ても、関東でも有数の市が開かれていたことが分かる。

近世中期になると、元文3年（1738）、京都の織物師中村^{やへえ}弥兵衛、井筒屋^{いづつや}吉兵衛により空引き装置を備え付けた「高機」の技法が伝えられ、紋織物の製造が開始される。この製品を「飛紗綾」といい、袴^{はかま}地や帯地に用いられ、その製品も安価で販売されたことから、江戸や京都、大坂方面からも注文を受けていた。延享元年（1744）、京都西陣の高機業者は、桐生の急速な発展を恐れ、幕府に対し新規の紋織物の差止めを願い出たほどである。

さらに、天明3年（1783）には桐生の車大工、岩瀬^{いわせ}吉兵衛により水車を動力源とした撚糸機八丁^{ねんしきはちちょう}撚り車^{ぐるま}が考案された。これまでの手動式の八丁撚糸機を改良し、その動力源と

して水車を結びつけ、多数の撚糸を同時に製造可能にし、糸撚りの均一化と効率化が図られた。

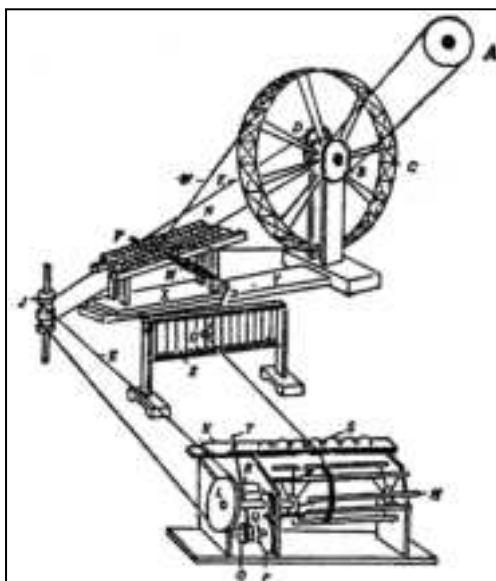
桐生には、渡良瀬川や桐生川の豊富な水源から、「赤岩用水」や「大堰用水」など多くの水路が張り巡らされていた。その水路では、織物生産のための動力として、至る所で水車が回り、織物産業を支えた。

赤岩用水は現存する数少ない水路の1つであり、現在でも、赤岩橋付近の渡良瀬川より取水し、各所で分流しながら新宿^{しんしゅく}や境野町などを流れた後、渡良瀬川に注いでいる。桐生新町より前に町立てされた新宿村には、宿頭である最勝寺門前から伸びた道に沿って赤岩用水が両脇を流れていた。高山彦九郎^{たかやまひくろう}の『忍山湯旅の記』（安永4年（1775））の中には、新宿村で糸繰りに水車を利用していた様子が語られており、この頃既に水車が織物業の原動力として利用されていたことが分かる。

…境野村を経て桐生新宿に至る、左右の人家皆糸織をもって業とす、家の前小溝流る水車をもって綱を家に引はゑて糸をくる、奇異なる業なり、人の身なりもむさむさしからず、わきて女は常に絹織る業をもって戸外に出る事希なれば色つやも又、悪しからず、是より程なく新町なり、（中略）新町は南北への通りなり六丁ばかり人家多し、町の中溝流る、これも水車をもって糸をくる、富家多し、…

（高山彦九郎『忍山湯旅の記』）

撚糸機八丁撚り車が考案されてからは、赤岩用水沿いの新宿を中心として、撚糸専業者である績屋^{つむぎや}（後の撚屋^{ねんや}）の増加とともに、撚糸・糸繰り用水車の数が増大した。特に新宿は、撚糸業を中心とした織物業の集積地、まさに水車のまちとなり、桐生新町と織物産業



八丁撚糸機
（出典：亀田光三『桐生織物史と産業遺産』
（平成23年））



八丁撚糸の作業風景
（出典：八丁撚糸由来資料）

の発展を支える重要な場所となった。時代は下るが、『桐生商工案内』（明治36年（1903））によれば、明治30年（1897）には新宿には150基の水車が回っていたとされている。

また、大堰用水は、現在の梅田町の桐生川より取水し、天神町を経て、本町通りに沿って南下し新川に注いでいた。その分流も現在の東久方町や東地区を経て、桐生川にも注いでいた。『桐生界隈の水車と水路』（須田米吉著・桐生史苑第12号）によれば、大正中期頃には大堰用水沿いに42基の水車があったとされている。現在、桐生天満宮の境内など一部に水路の遺構が残されているほか、東久方町、東地区などの曲がりくねった狭い道に、当時の水路跡や農地の地割りの痕跡が残っている。

2つの水路が流れていた新宿や東地区、東久方町などの周辺には多くのノコギリ屋根工場が現存しており、明治創業の織物会社、染色整理会社のほか、新宿では、従業員が疲れを癒した昭和4年（1929）頃開業の銭湯（三吉湯）など、水車と織物で栄えたまちの様子をしのばせる建物と町並みが今でも広がっている。



現在も新宿を流れる赤岩用水



明治末期頃の新宿



三吉湯



明治36年の桐生町略図に描かれた赤岩用水と大堰用水
（出典：桐生商工案内桐生町略図（一部加工））

また、流通面においては、機屋と問屋の間で仲買をする買次商人^{かいつぎ}が現れ、江戸や名古屋、京都、大坂など各地に出荷されるようになる。桐生新町一丁目の長沢新助^{ながさわしんすけ}、二丁目の書上三郎左衛門^{かきあげ}、三丁目の佐羽吉右衛門^{さばきちえもん}などの商人がいた。

織物生産現場の担い手の多くは女性奉公人であり、地場産業の興隆を下支えした。桐生新町では寺子屋に通う女子の割合も多く、田村梶子^{かじこ}（1785～1862）や望月福子^{もちづきふくこ}（1839～1909）のような寺子屋師匠も輩出した。

徳川幕府による鎖国政策が終わり、安政6年（1859）神奈川の横浜が開港され、外国との貿易が始まると、絹織物の原料である生糸が大量に輸出され、国内用生糸が品薄状態となり価格は高騰した。天保12年（1841）の贅沢^{ぜいたく}を禁じた奢侈禁止令^{しやしきんしれい}による絹織物需要の低迷に、横浜開港は追い打ちをかけることになり、桐生の織物業は大きな打撃を受けた。



田村梶子肖像画

④ 生糸売込商 吉田幸兵衛^{こうべゑ}の横浜進出

吉田幸兵衛は、天保7年（1836）、吉田和五郎の長男として大間々村（現みどり市）に生まれた。父和五郎の生家は新川村^{につかわ}の名主であったため大間々村で育ちながらも新川村（現新里町新川）とも深いつながりを持っていた。

幸兵衛は、安政元年（1854）から地域の糸繭商^{いとまゆしょう}を始めた。現在吉田家に残る当時の帳簿（「吉田家の古文書」市指定重要文化財）からは、桐生新町、今泉村などの商人から大

量の繭を仕入れていたことが分かる。その後、安政6年（1859）横浜開港の際に、生糸が高値で売れると聞き、同年には横浜へ生糸を出荷している。万延元年（1860）以降の彼の活動は活発で、現在の福島県方面まで生糸集荷の手をのばしている。多額の資金を生糸集荷に投下できた背景には、桐生新町の絹買次仲間に名を連ねた商人など郷里の商人達の援助があったからである。

そして幸兵衛は、横浜の売込商を通じて生糸を外国商館に大量に売り込んだ。当初は売込商の店に泊まり込んでいたが、文久2年（1862）に幸兵衛は、生糸売込商吉村屋幸兵衛店を横浜弁天通四丁目に開店した。

また、この頃、前橋藩が生糸の専売を行うようになり、幸兵衛はそれを独占的に扱う権利を受けている。郷里上州の生糸商人たちも吉村屋に生糸を出荷するようになり、吉村屋は短期間に横浜有数の売込商に成長していった。

明治時代を迎え世の中が混乱を極めているなかにあっても、横浜での貿易は順調に行われていた。桐生新町の代表的な織物買次商人である佐羽吉右衛門は、大量の奥州糸を独占的に吉村屋に出荷している。更に、佐羽以外の商人も前橋糸や八王子糸を出荷するなど、吉村屋は開店以来最大の売上げを記録した。

吉村屋をはじめとする諸商会があった
横浜弁天通

（出典：横浜開港資料館

『吉村屋幸兵衛関係書簡復刻版』

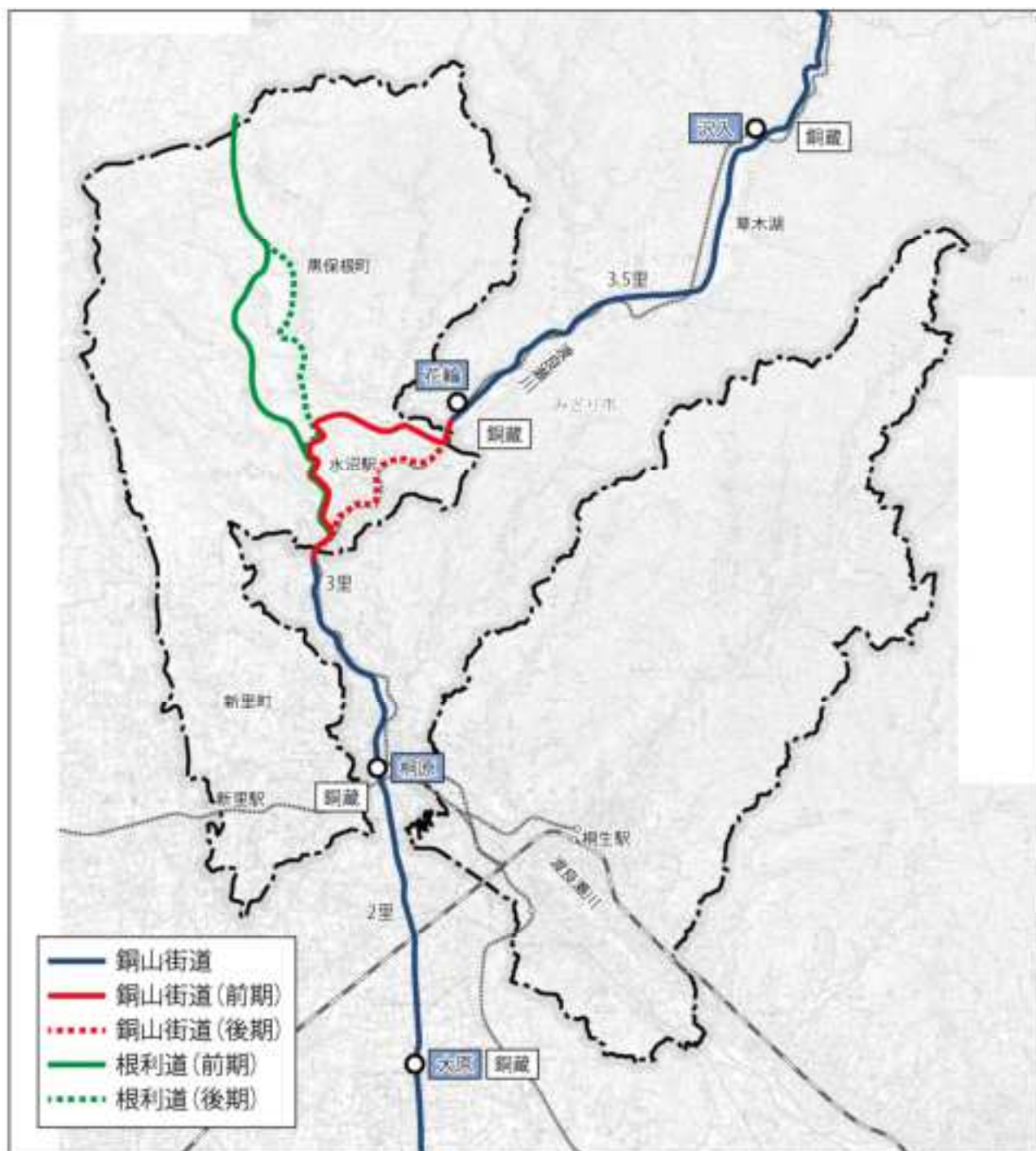
（平成元年）横浜開港資料普及協会）

しかし、明治12年（1879）幸兵衛は、吉村屋を突然閉店した。海外市場での需要の変化や、生糸の新しい集荷流通経路を開拓できなかったためと思われる。

⑤ 銅山街道と根利道

黒保根地区には、近世初期から近代まで銅山街道と言われる古道が通っていた。足尾銅山の銅を輸送するため、慶安2年（1649）に設定されたと言われ、足尾から渡良瀬川を南

下し、^{そうり}沢入・^{きりばら}花輪・桐原・大原・亀岡の五宿を経由し、利根川の平塚河岸、のちに前島河岸（ともに現太田市尾島町）までを結び、その後、銅は水路で江戸まで運ばれた。各宿には銅問屋が置かれて、銅蔵を有し、輸送の継立てを行っていた。黒保根地区には銅の継立場こそないが、沿道には^{はたご}旅籠屋や茶店も多く存在していた。水沼村の豪農^{すけごうむら}星野七郎右衛門による銅山経営の支援や、銅運搬の助郷村としての役割もあり、経済的にも大きな影響を



銅山街道と根利道

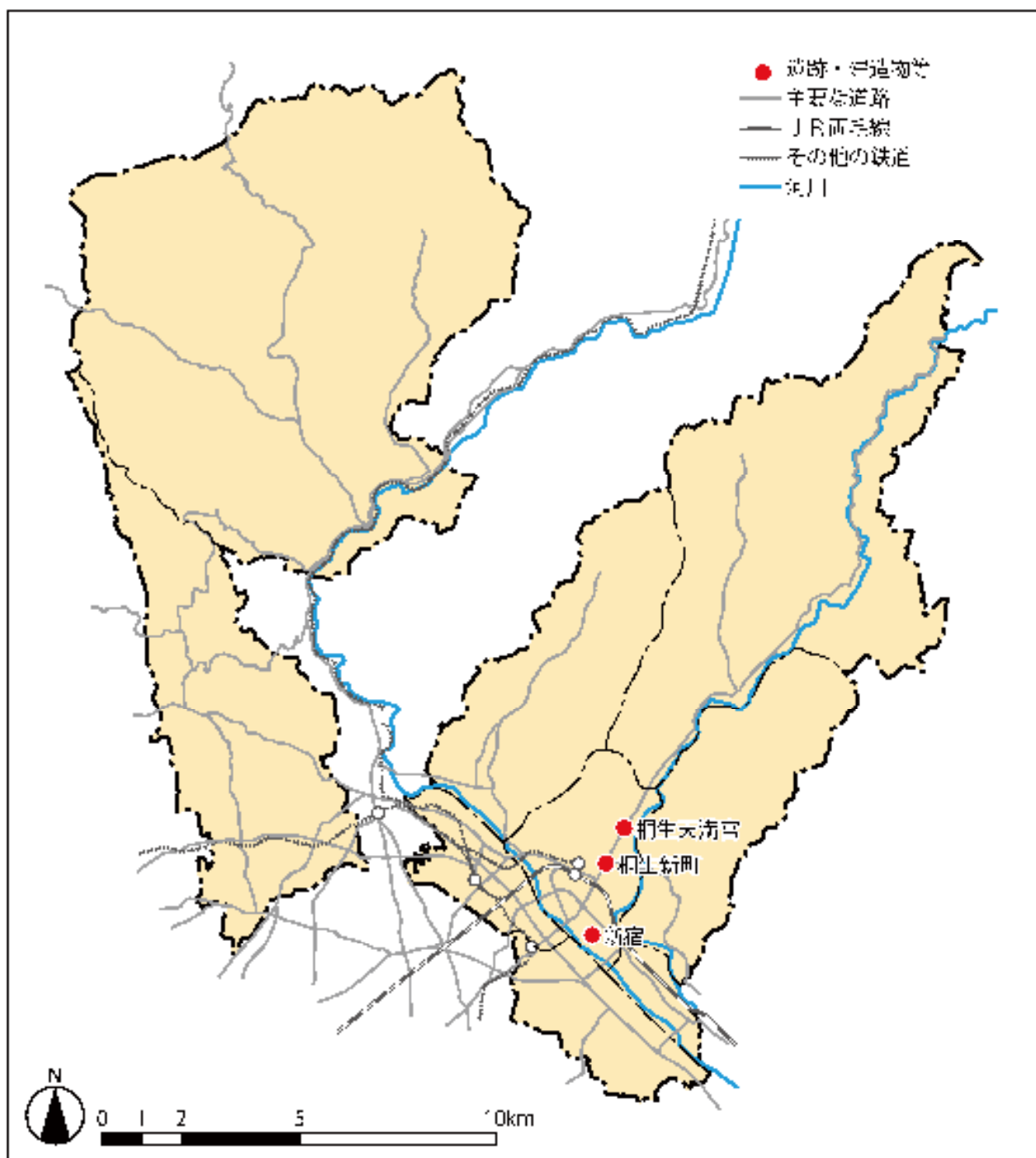
（資料：勢多郡東村『東村の銅街道』（平成10年）を参考に作成）

およぼしていた。

地区内の街道の道筋は、時代的に二筋あり、前期の道筋は地区内を縦断するもの、近世中期頃とされるもう1つの道筋は、ほぼ現在の国道122号に沿っている。輸送路としての銅山街道は、大正元年（1912）の足尾鉄道（現わたらせ溪谷鐵道^{けいこくてつどう}）の開通によりその役割を終えたが、現在いずれも古道の跡を一部残している。

近世においては、黒保根地区を含む赤城山麓は、養蚕・製糸業が盛んに行われた地域である。黒保根地区の村々では桑の束数が登録され、その束数に対する年貢が賦課されていることから、近世初頭から広く養蚕が行われていたことがうかがえる。

このようななかで産業道や生活道として重要な役割を担っていたのが根利道で、黒保根地区と利根郡を経て福島県地方を結ぶ会津裏街道を地元ではこう呼んでいる。利根郡根利村（現沼田市利根町根利）からは林産物や生糸が、この道を使い運ばれ、黒保根地区に隣接した大間々村（現みどり市）の市場で取引され、米や塩、乾物など生活物資が根利村に運ばれた。単に大間々、黒保根、根利を結ぶ物産交易に留まらず、江戸を基点とする日光道中や、京都に始まり中山道を経て上州に入る例幣使街道^{れいへいし}、北から来る会津街道など大きな街道をつないでおり、西国や関東、東北文化が交錯する道でもあった。



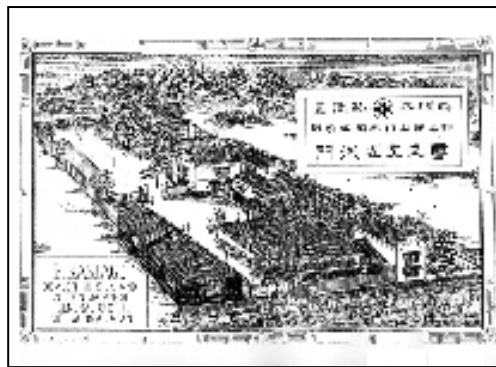
歴史的環境に関連する遺跡・建造物等の分布図（近世）

③ 買次商の活躍による織物の流通

この頃、織物の流通においては、買次商の存在が大きかった。幕末からの最大の買次商は佐羽吉右衛門商店で、次いで小野里商店、書上商店であった。

桐生では最古の買次商とされ、江戸時代中期から織物買次商を始めた書上商店は、現在は桐生新町伝建地区内である本町二丁目に立地し、絵図や写真から、明治中期頃に繁栄が続いていたことが分かる。文政4年(1821)には奉公人30人を超える大店に成長し、明治の11代文左衛門の時には、書上商店桐生本店を中心に、横浜や大阪などに支店を設けたほか、上海にまで進出するほどの発展をみせ、両毛地域最大の買次商となった。代々文左衛門を襲名し、桐生新町において、昭和初期まで連綿と12代まで営まれてきたが、戦後に倒産した。

なお、この地は、昭和初期にかけて活躍した日本文学を代表する作家の坂口安吾が晩年、居を構えた場所でもある。



書上商店銅板画（明治22年）



大正初期の書上商店



旧書上商店（現花のにしはら）

④ 織物業の近代化

明治には織物の生産過程にも近代化が図られるようになり、会社組織の工場が生まれた。明治13年(1880)に設立された成愛社^{せいあいしゃ}は、艶出し機^{つや}やボイラーなどを備えた近代的な織物工場をもち、工場制手工業の先駆けとされ、中国の南京縐子^{なんきんしゅす}に対抗し、絹綿縐子である「観光縐子^{かんこうしゅす}」を生産した。創業者の一人青木熊太郎^{あおきくまたろう}の旧宅で、江戸末期から明治初期の建築とされる旧青木家住宅が現存している。



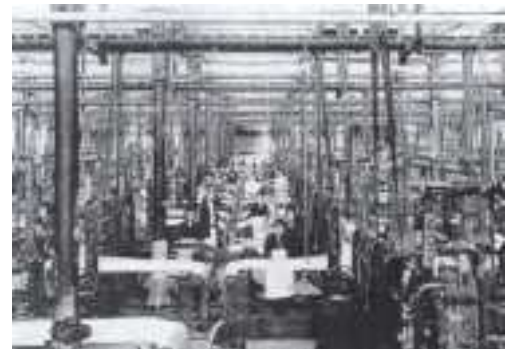
旧青木家住宅

明治20年(1887)には、桐生で最初の本格的な機械制工場のさきがけとなった近代工場である日本織物株式会社が佐羽喜六^{さばきろく}らにより設立された。6万平方メートルを超える広大な敷地には、桐生で最初とされる巨大な煉瓦造^{れんが}のノコギリ屋根工場を備え、撚糸、製織、染色、仕上げという全ての織物製造工程を行い、南京縐子よりも優れた「織姫縐子^{おりひめしゅす}」を生産した。喜六は、のちに桐生の図案界に大きな影響を与える長澤時基^{ながさわときもと}に鳥瞰図^{ちようかん}や織姫縐子の引札などを描かせ、会社や製品の宣伝のために利用した。この工場では、アメリカなどから輸入された機械類が使用されたほか、自家水力発電により動力を賄うなど、製造の過程が機械化された。しかし、長く存続することはできなかった。今ではその広大な敷地跡地には、市役所のほか公共施設が建ち並んでいるが、その一角には、当時の発電所跡や煉瓦積遺構(市指定史跡「日本織物株

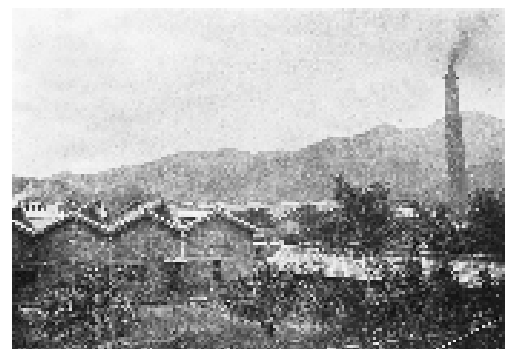
式会社発電所跡及び煉瓦積遺構)」のほか、会社発展を願い、桐生織物発祥に関わりの深い白瀧神社より分霊された「旧織姫神社」や渡良瀬川^{わたらせ}から発電所に引き込んだ導水路の土手の一部も残されている。



日本織物株式会社鳥瞰図(明治22年)



日本織物株式会社内の機織工場



日本織物株式会社ノコギリ屋根工場



発電のために敷地脇を流れていた水路



現在も残る当時の土手の一部と樹木

織物の流通の面においては、明治15年（1882）に明治政府の殖産興業^{しよくさんこうぎょう}施策により「七^{しち}県^{けん}連^{れん}合^{ごう}繭^{まゆ}生^{せい}糸^{いと}織^{おり}物^{もの}共^{きょう}進^{しん}会^{かい}」が桐生新町一丁目に開設され、期間中約68,000人もの見学者が訪れた。元々、織物関係の品物を扱う市は、六町内を循環する市として江戸時代から行われていたが、この共進会会場はそのまま利用され、明治16年（1883）に固定市である桐生物産売買所^{かみ}（上市場）として開設された。

明治後期になると、輸出織物の重要性を認識するようになった政府は、機業地に財政的な支援を行っている。この支援を受け設立された工場を模範工場といい、桐生では2社が機械製の模範工場とされていた。模範工場桐生^{ねんし}撚糸^{ねんし}合資会社は、明治35年（1902）に設立され、工場の建物はノコギリ屋根でフランス式の撚糸機を備えた、全国6か所の模範工場の1つであった。社長には、市政施行後の大正10年（1921）に最初の市会議長となる前原^{まえはら}悠一郎^{ゆういちろう}、取締役には森山^{もりやま}芳平^{よしへい}や書上文左衛門らの名前があった。大正7年（1918）には日本^{けんねん}絹撚株式会社と改称され全国最大の撚糸会社となったが、昭和19年（1944）に軍需工場となり再開されることはなかった。しかし、当時の洋風石造建造物の事務所棟（「旧模範工場桐生撚糸合資会社事務所棟」市指定重要

文化財）が現存し、絹撚記念館として郷土資料の展示施設となっている。



七県連合繭生糸織物共進会会場（明治15年）



日本絹撚株式会社全景（昭和初期）



絹撚記念館

⑤ 水沼製糸所の設立

星野家は江戸時代にあつて、黒保根地区を中心に貸金や質屋などの金融業で繁栄した豪農である。幕末にかけては、経営が危機的状况に陥ったことから、製糸経営に進出した。

星野^{ちやう たらう}長太郎は、当時最先端の洋式器械製糸技術を学ぶと、明治7年（1874）、水沼村に民間初の洋式器械製糸所を設立した。水車動力の繰糸機械32台を備える規模であつた。

明治9年（1876）には生糸をアメリカへ直輸出するため、長太郎の実弟の新井^{あら いりやういちろう}領一郎を派遣した。この直輸出は当時の県令^{か とり}楫取素彦^{もとひこ}の援助などにより成功し、領一郎は、生糸輸出の先駆者として日米両国の架け橋となり活躍した。これまでの粗製乱雑な生糸を信用のあるものにしたとされる。

水沼製糸所は、明治14年（1881）から明治15年（1882）にかけては、一日平均して105人の雇入工女数を数える規模であつた。しかし、製糸所の経営は苦しく、政府の保護を受けることによって直輸出の継続を図ったが、元々利益が少なく、その上借入金の返済に迫られ、浮き沈みを繰り返しながら、明治33年（1900）製糸所は廃業した。



水沼製糸所全景（明治中期）



現在の旧水沼製糸所長屋門

黒保根地区の養蚕の生産を促し、製糸技術の伝習所として、各地から工女を受け入れ指導者の育成に努めるなど、この製糸所が郷土にもたらした役割は大きい。現在でも製糸所の長屋門や蔵の一部が残り、当時の産業と生活の様子をしのばせている。

【新井領一郎が築いた日米交流】

新井領一郎の孫娘ハル（松方春子）は、昭和41年（1966）まで駐日大使を務めたエドウィン・O・ライシャワー博士の妻である。ハルは昭和20年（1945）に、祖父の故郷である黒保根村^{かづの}鹿角の旧新井家に残る土蔵に疎開し終戦を迎えた。

また、ハルの妹である松方^{まつかた}種子^{たねこ}は、昭和24年（1949）に、東京麻布に国際教育を行う西町インターナショナルスクールを創設し、昭和45年（1970）には、祖父のゆかりの地であるここに、土蔵を利用した分校を開いた。現在、ここはキャンプ・リョウイチローとも呼ばれ、緑豊かな自然に接しながら国際教育を行うべく、西町の生徒と地元の小中学校との交流授業が定期的に行われている。

新井領一郎が築いた日米友好の架け橋を、孫のハルや種子が受け継ぎ、今もなおこの地で日米交流が行われている。



左手に土蔵が現存する
キャンプ・リョウイチロー

⑥ 明治のまちの様子

近代に入り桐生は、織物産業の隆盛を背景に、地元の有力者が発起人となり鉄道や道路、電気事業などといったインフラ整備も進んだ。

鉄道については、明治21年（1888）、生糸や絹織物の輸送を目的とし、両毛鉄道（両毛鉄道は日本鉄道に買収され、明治39年（1906）に国鉄両毛線に改称）の小山～桐生間が開業し、桐生駅が開設された。明治22年（1889）には桐生～前橋間が開通し、小山、前橋の各方面から上野駅と直結した。更に、大正2年（1913）、東武鉄道により太田～相老間が開通し、新桐生駅が開設された。東武鉄道の開通は、桐生と東京を結ぶ新たな鉄道の開通となり、織物の販路拡大にもつながった。

道路については、岩下才助ら地元の有志が私財を投じて、山田郡役所前と桐生新町を結ぶ道路を整備したほか、岩下才助は岩下病院南側の敷地内（現本町四丁目）に、岩下新道と呼ばれる道路も整備した。また、前述の東武鉄道新桐生駅は、桐生新町から渡良瀬川を渡った対岸側に開設されたことから、大沢福太郎、書上文左衛門、福田兼吉が発起人とな

り、寄付金を集め、桐生新町から錦桜橋を渡り、新桐生駅へ至る道路の整備が行われた。

電力の供給は、明治39年（1906）に森宗作の提唱により渡良瀬水力電気が設立され、翌明治40年（1907）、川内村大字高津戸字川面（現みどり市大間々町）に発電所を建設し、発電を開始した。

電話は明治40年（1907）、加入者111件で開通された。当時は織物産業の発展に伴い取引の中心である東京や横浜の商況を迅速に入手する必要があったにも関わらず、桐生町内に電話がなかったことから、森宗作、書上文左衛門、大沢福太郎、坂本恒太郎らは、明治37年（1904）、桐生懇話会の例会において請願書を議決し、通信大臣に提出し、3年後にようやく事業の開始に至った。

金融面では、織物産業の発展とともに、生産者や商人が経営に係る資金調達のための機関として、明治31年（1898）、桐生町に株式会社四十銀行が開設され、頭取には地元の森宗作が就任した。その後、同銀行は幾多の合併を経て、第一勧業銀行桐生支店となり、織物業の繁栄に金融面での支えとなった。



岩下新道開通式（明治44年）



旧四十銀行（昭和40年代）

⑦ 力織機の普及とノコギリ屋根工場の導入

大正3年(1914)の第1次世界大戦開戦直後、織物の輸出や国内の需要が一時的に減退するが、戦争に伴う物資の不足が需要を促して景気が好転し、大正5年(1916)から大正8年(1919)の4年間で桐生織物の生産高は約5倍に急増した。その後、第1次世界大戦は終結し、戦争景気によりもたらされた過剰な生産や取引は、大正9年(1920)から始まる世界大戦後の恐慌の原因となり、桐生でも倒産する織物業者が続出した。

恐慌を克服する手掛かりとなったのが、大正後期から市場に出回るようになった合成繊維である人絹(じんけん)(人造絹糸)を使用した織物である。原料の安い人絹織物は、原料高、製品安の不況時にはうってつけの製品であり、大衆向けに安価で大量に生産するために、力織機^{りきしょつき}が導入されるようになった。力織機は、前述の渡良瀬水力電気株式会社が明治40年(1907)に電力供給を開始したことや、大正に入り国産の安価な織機が出回ったこともあり、手織機から徐々に移行しはじめ、桐生では大正後期から昭和初期にかけて力織機の導入が急速に進んだ。

力織機への転換が進むにつれて、回転軸を取り付けるため空間的な広さが必要となり、比較的広い空間を確保しやすい「ノコギリ屋根」と呼ばれる鋸歯状^{きょしじょう}の屋根を持つ織物工場が、この頃から多く建造されるようになった。織物の仕上がりを見るのに安定した均一的な光を取り入れるため、主に北側屋根から採光されているのが特徴である。



ノコギリ屋根工場



ノコギリ屋根工場

【生糸問屋が名を連ねた糸屋通り】

本町通りの西側を並行に走る、通称「糸屋通り」と呼ばれている通りがある。大正7年(1918)に前橋の永井商店という生糸問屋がこの通り沿いに店を出したのが始まりで、その後、名古屋や京都から進出した十数軒の大問屋が軒を連ね「糸屋まち」とも呼ばれていた。桐生の多くの機屋は、ここで糸を買い付けていたことから、人通りも多く、活気に満ちたまちで、多くの飲食店も存在した。現在でも、昭和初期から続く風情を残す飲食店や細い路地から、当時の面影をしのぶことができる。



風情を残す糸屋通り

⑧ 織物技術の向上に向けた取り組み

近代の桐生の織物産業の発展に伴って、その技術向上が求められるようになった。各機業家たちは自ら学びそれを新しい技術として取り入れた。また、技術の導入に伴って教育現場での技術教育の必要性が生まれた。

現在、桐生明治館として一般公開され、国の重要文化財に指定されている旧群馬県衛生所は、明治11年（1878）に、初代群馬県令楫取素彦が推進した保健衛生・教育行政のもと、群馬県衛生所併設医学校として前橋に建設された建物である。医学校時には、のちに織物の近代化や普及に大きく貢献する機業家森山芳平や後藤織物の創始者後藤定吉ら5人の若者が、聴講生として理化学教員の小山健三の下で化学染色法を学ぶため、桐生から歩いて通ったという。その後、芳平、定吉らは、いち早く洋式染色技術を導入し桐生織物の礎を築いた。なお、この建物は昭和3年（1928）に現在の相生町に移築された。



群馬県医学校（明治11年頃）

桐生における^{せんしよく}染織に関する教育は明治9年（1876）に開かれた染織講習所に始まる。その後、明治29年（1896）に、町立桐生織物学校が、現在の桐生市立青年の家の場所に創立された。織物学校では、当時最新の技術で、織物の機械的生産の原理と方法が教授された。明治34年（1901）には群馬県に移管され県立桐生織物学校、県立織物学校と経たが、立地上の都合で大正2年（1913）3月をもって閉校した。校長には井岡大造^{いおかたいぞう}や、森山芳平

の一番弟子であった高力直寛^{こうりきなおひろ}らが務めた。しかし、森宗作、書上文左衛門、大沢福太郎ら当時の桐生町の有力者が教育の必要性を訴え、大正5年（1916）、染織と紡織の二科を専門とした桐生高等染織学校が現在の群馬大学理工学部桐生キャンパスの場所に開校した。先述の長澤時基も図案の講師を務めた。

その後、桐生工業専門学校の時代を経て、昭和24年（1949）には群馬大学工学部、平成25年（2013）には群馬大学理工学部となり現在に至っている。



群馬大学工学部同窓記念会館内部

明治38年（1905）には、染織業の技術改良を図るために、現在の群馬県繊維工業試験場の前進である群馬県工業試験場が伊勢崎に設置された。その後、大正10年（1921）に繊維工業原料の検定並びに図案調整所として、市内に桐生分場が設置され、昭和52年（1977）に桐生と伊勢崎に分かれていた試験場が統合され、現在の繊維工業試験場となった。県内の繊維業界の振興・発展を目指し、繊維関連企業の支援を行う、県立の繊維専門の試験研究機関であり、繊維に特化した公設の工業試験場は国内では唯一ここだけである。



群馬県桐生工業試験場（昭和初期）

⑨ 織物業の隆盛

昭和に入っても、第1次世界大戦後の恐慌の影響を引きずり、さらに昭和4年（1929）に起こった世界恐慌に巻き込まれ、日本全体の経済不況は深刻化した。国内の織物業も不景気の影響から国民の購買力も低下し、織物製品の売行きが不振となり、織物の生産地は生産過剰といった苦しい立場に追い込まれていた。

桐生では桐生織物同業組合がその対策を講じるとともに、全国主要都市で積極的な宣伝販売活動を展開した。さらに、当時の組合長である彦部駒雄^{ひこべこまお}は率先して海外へ渡り、市場の拡大と販路開拓に努めた。この結果、不況の時期を乗り切り、桐生の織物の知名度が高まり、需要も増加し、昭和14年（1939）から昭和16年（1941）にかけて最盛期を迎えた。

また、昭和の初めに住宅地として開発された宮本町は、市内に大きな店を構える経営者などが住宅を構えたことから、本市内における高級住宅街の代名詞となった。現在でも宮本町には、旧尾関家住宅や寺内家住宅旧別荘（いずれも国の登録有形文化財）など、昭和初期のスタイルを伝えるタイル張りの洋館や文化住宅と呼ばれる和洋折衷住宅が多く残されている。



旧尾関家住宅

全盛期を迎えた織物業であったが、その後、戦時体制推進の国策として、昭和15年（1940）に施行された奢侈品等製造販売制限規則^{しゃしひん}により贅沢品^{ぜいたく}の製造販売が制限され、金銀糸や

漆糸^{うるし}を使用した高級織物の生産が禁止された。更に、昭和16年（1941）、太平洋戦争^{ぼっぼつ}の勃発により織物工場の統合が図られ、空き工場は軍需工場へ転化されると、使用されなくなった織機は軍需用資源として供出されるなど、織物の生産は縮小されていった。

終戦間近には、前橋や高崎など群馬県内の各都市も米軍機の空襲による被害を受けたが、桐生は大規模な空襲を受けることはなかった。

⑩ 球都桐生の名声

本市は、織都桐生と並んで「球都桐生^{きゅうと}」とも呼ばれている。戦前において、桐生織物が全盛期を迎えていた頃、織物関係者が取引先との間で常々話題に挙がったのが球都桐生であったという。昭和3年（1928）に体育協会初代会長である堀祐平^{ほりゆうへい}が私財を投じて造られた新川運動場^{しんかわ}内の野球場も、その基礎を築いたとされる。

稲川東一郎^{いながわとういちろう}率いる旧制桐生中学校（現桐生高等学校）は、昭和2年（1927）の全国中等学校優勝野球大会で甲子園に初出場して以降、昭和11年（1936）の春の大会では準優勝を飾り、桐生中と稲川監督の名声在全国に広まった。戦争終結後、稲川の下には、桐生中OBらが集まり、「全（オール）桐生」が結成され、昭和21年（1946）の全国都市対抗野球大会では、強豪チームを次々と打ち破り、決勝まで進んだ。この活躍に刺激を受け、市内では町内野球チームが続々と結成され、昭

全国都市対抗野球大会で準優勝した
全桐生社会人野球チーム（昭和21年）

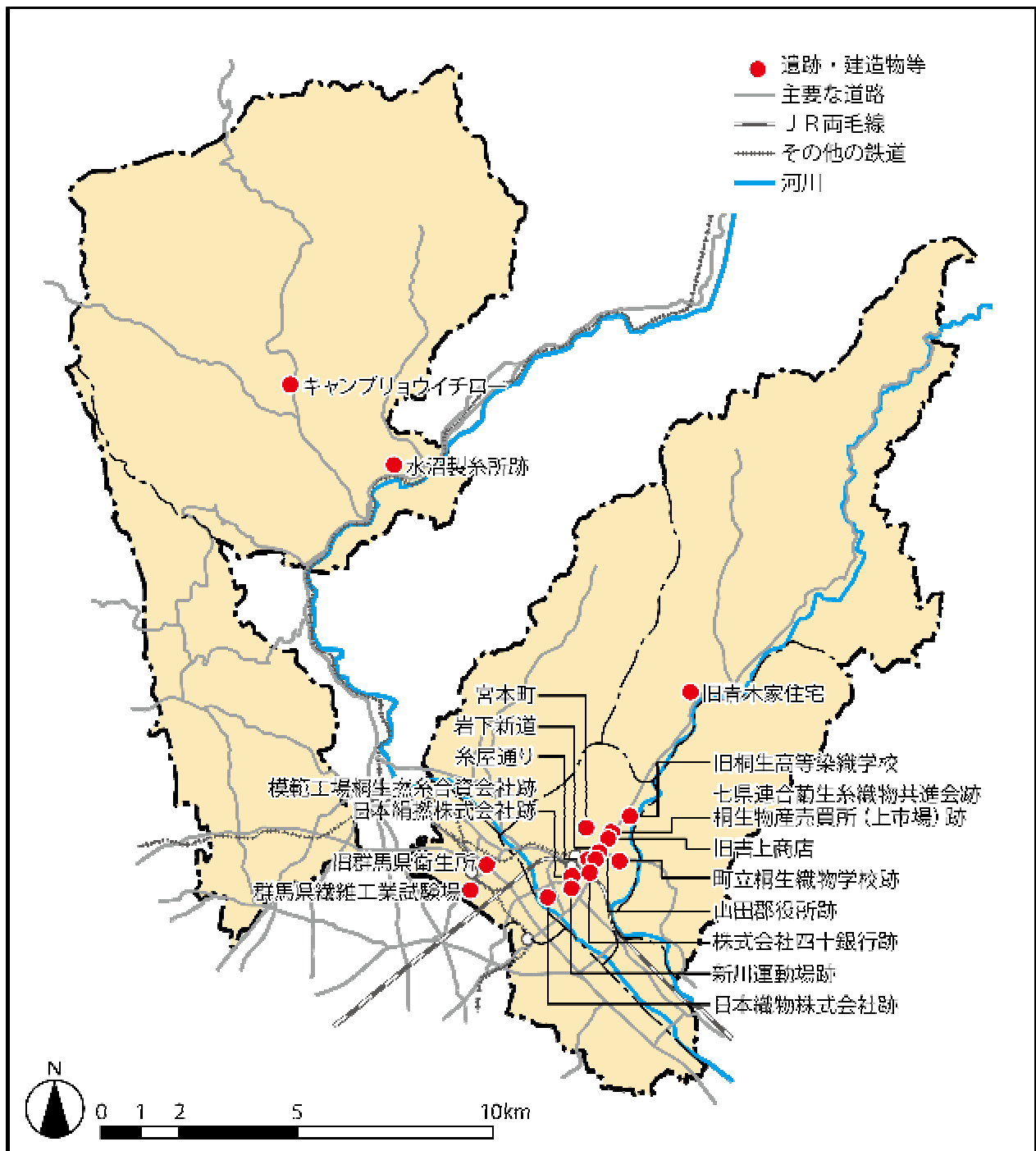
和23年（1948）には、現在まで続いている「町内対抗野球大会」が開催されるなど、戦後の荒廃した世相のなかで、全桐生の活躍は、市民に明るい話題と明日への活力を与えてくれた。

また、戦争で中止となっていた夏の全国中等学校野球大会も、昭和21年（1946）から再開され、桐生工業学校（現桐生工業高等学校）が全国大会に出場するなど、学制改革後の桐生工業高校、桐生高校とも何度も甲子園に出場し県内高校野球界を牽引した。特に桐生高校は、現在までに春夏合わせて26回の甲子園出場を果たし県内最多記録である。また、平

成11年（1999）の第81回全国高等学校野球選手権大会では桐生第一高校が全国初制覇を果たした。その後も何度も甲子園出場を果たしており、球都桐生を今でも全国に印象付けている。



甲子園で優勝した桐生第一高校
（平成11年）



歴史的環境に関連する遺跡・建造物等の分布図（近代）

(5) 現代

① 戦後の桐生

戦後の日本は、全ての自治体が財政の窮乏に苦しんでいた。桐生は幸いにも空襲による大きな被害を受けることなく終戦を迎えたが、市民の生活は極端な物資不足で苦難の日々が続いた。織物産業の不振や昭和22年（1947）から昭和24年（1949）の3か年にわたり来襲した台風被害の復旧費などで市の財政は窮迫していた。市ではこの対策として昭和27年（1952）に愛市公債の発行を実施する一方、公営競技である競艇を誘致し、昭和31年（1956）に桐生競艇場を開場した。桐生競艇の開場は市財政にとっては大きな救いとなった。



開設当時の桐生競艇場

産業面においては、手織機から力織機化に伴い、織機や織物準備機の需要が増えたことで、戦後まで、繊維機械工業が発展したが、昭和26年（1951）をピークに減少すると、同業界は繊維関連の機械生産から転換し、精密機械や輸送機器等の分野への進出を図った。昭和32年（1957）には、桐生機械金属工業会を結成するなど、同業界は本市における主要産業としての地位を確立した。

また、庶民の娯楽として戦後急成長した遊技機（パチンコ）は、昭和20年代中頃から生産が始まり、昭和50年代後半には、生産量の全国シェアが6割から7割に達し、本市の経済・産業界発展の原動力となった。



パチンコの釘打ちの様子

② 繊維産業としての発展

戦時中、僅かながら生産活動を維持してきた織物産業は、戦後になると手持ちの材料や供出を免れた織機で生産を再開するなど、再建が進められた。

昭和22年（1947）、日本の民間貿易に対しGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）から許可が出ると、戦前から桐生の特産として、アフリカを中心に輸出を行っていたマフラーの生産に力を入れた。織物業界は戦後の困難な状況をマフラーの生産によって脱却することとなる。

さらに戦前から戦時中にかけて実施されていた多くの統制が廃止され、自由に生産や販売ができるように改善されると、これにより織物の生産量も増加した。戦後まもなく発生した「ガチャンと織れば万の金^{もう}が儲かる」とされた「ガチャマン景気」により、昭和25年（1950）頃から桐生織物の生産量も一気に増加している。

しかし、国内向け織物は昭和48年（1973）のオイルショックの影響で、また、輸出向け織物は国際情勢の悪化による輸出量の減少や、毎年の価格差の変動が激しい生糸を使用した繊維から化学繊維が使われるようになり、織物の販路も狭まってきた。

そこで織物業界は、繊維業界全体の発展を図る目的で昭和48年（1973）に関係団体の加

盟を得て、桐生繊維関係団体連絡協議会（現桐生市繊維振興協会）を発足させた。繊維工業界は、国民生活の変化に対応し、各分野にわたり新製品を開発し海外にまで販路を広げていった。昭和62年（1987）には、桐生織物協同組合を発足させ、桐生市繊維振興協会の中心的な役割を担い、各団体間の相互連携に努め、産地振興発展のため、現在でも積極的な活動が行われている。

昭和52年（1977）には通商産業大臣（当時）から「桐生織」が伝統的工芸品に指定され、その後、国の伝統工芸士制度による桐生織伝統工芸士会が発足するなど、技術の向上や後継者の育成のための取り組みも進められている。現在でも、伝統的な優れた技術が継承され、桐生織物は全国的にも高い評価を受けている。

平成26年（2014）には、朝廷に^{あしぎぬ}絁を献上してから1300年の節目の年を迎え、「織^{しよくと}都桐生千三百年」と銘打ち、記念式典や各種事業が実施され、桐生織の歴史と伝統を伝えている。

戦後以降、繊維産業のなかで発展した織物業は、コンピューターも導入され複雑な織物技術の具体化など、技術革新も行われるようになっていく。

また、桐生産地は、1つの産地で織物、縫製、刺^{ししゅう}繍、ニット、レースなど幅広く全ての工程に関する技術の集積により自己完結型の地場産業を形成し、和装から洋装までの総合産地として現在に至っている。



織物教室の様子



テキスタイル・プロモーションショー

(6) 桐生の歴史にゆかりのある人物

おおの はちえもん
大野 八右衛門

？～慶長19年（1614）

武蔵多摩郡横山村（現八王子市）で生まれ、名を尊吉たかよしという。関東各地の開発をした江戸幕府老中大久保長安おおく ぼながやすの手代てがわりとして、桐生新町の創設者として活躍した。天正19年（1591）、荒戸原と呼ばれていた荒戸村と久方村の一部に新町を造るため、まず久方村宮内（現天神町三丁目）に鎮座していた天神様を、赤城森と当時言われた現在の地へ移し、宿頭とした。ここを起点に南北に現在の本町六丁目まで一直線に5間の道路を通し、両側には短冊状の町割りを実施した。また、陣屋として新町を一望できる久方村峯の地（現西久方町（私立たちばな保育園のある場所））へ屋敷を構え、間には横町（現横山町）を築き町並みを整えた。慶長19年（1614）3月22日、八右衛門は、大久保長安の不正疑惑により始まった政変に巻き込まれ処刑されたとされているが、真相は定かではない。現在、供養の墓碑ほうせんじが鳳仙寺に存在している。

もりやま よしへい
森山 芳平



安政元年（1854）～大正4年（1915）

山田郡今泉村（現東二丁目）の機屋森山芳右衛門もりやまよしへいの長男として生まれる。幼い頃病で一眼を失明したが、15歳で家業を継ぎ、桐生で初めてジャカード機を導入した。また、前橋にできた群馬県医学校に毎週歩いて通い、化学染色法を習得した。本格的な染色法を求め、明治19年（1886）に開設した桐生織物講習所の設立にも尽力した。芳平は、国内外の博覧会に織物を出品し、明治16年（1883）にはアムステルダム万国博覧会で一等賞金牌を受け、明治26年（1893）にはコロンブス世界博覧会に政府の要請で「花卉図卓被はななくさずたくひ」という作品を出品している。明治21年（1888）には皇居御用品の窓掛け地の注文を受け、芳平を含め桐生織物発展期の三功労者とされる藤生佐吉郎ふじう さきちろう、横山嘉兵衛よこやま かねへとともに製織した。織物技術の普及のため、輸出羽二重の技術を各地に伝えた。特に福井県には、一番弟子の高力直寛こうりきなおひろを派遣するとともに、山形県には父芳右衛門が自ら技術指導にあたっている。芳平父子のこうした業績を称えるため、高力直寛が発起人として伝習生たちとともに頌功碑しょうこうひが敷地内に建てられている。

あら い りょういちろう
新井 領一郎

安政2年（1855）～昭和14年（1939）

水沼村（現黒保根町水沼）の豪農星野弥平^{ほしの やへい}の六男として生まれた。幼名良助。実兄は長太郎^{ちやう たろう}である。12歳にして下田沢村^{しも たざわ}の生糸商新井系作^{い けいさく}の養子となる。17歳で英学校、20歳で東京開成学校の門をくぐるなど、勉学に励んだ。明治9年（1876）には、生糸直輸出を目論んだ兄長太郎の命により渡米し、新井商会を経営し、日本のほか広く世界的な生糸業者となり活躍した。アメリカ絹業協会役員として選出されるなど、日米の架け橋となり、交流事業にも貢献し、生涯をここで過ごした。なお、渡米にあたっては、当時の群馬県令楫取素彦^{とりもとひこ}の勸奨と援助があった。また、素彦夫人^{よしだ しやういん}が吉田松陰の妹であったことから、渡米を果たすことなく獄中に没した松陰の形見の短刀を領一郎に贈り、その夢を託したと言われる。日本生糸の品質と良心的商法を海外に広め、信頼と市場を拡大するなど国益貢献を果たした日本生糸販売の先駆者である。なお、日本に初めてゴルフを広めた人物とも言われる。

さば きろく
佐羽 喜六

安政5年（1858）～明治33年（1900）

下野国足利郡葉鹿村（現足利市）の青木儀平^{あおき ぎへい}の六男として生まれる。14歳の時に桐生の買次商^{かいつぎしやう}佐羽商店に奉公人として入る。のちに佐羽家の娘婿となり佐羽喜六と名乗るようになった。商売熱心で、桐生織物の発展や日本経済の発展を見据え、欧米に渡航し、外国製ジャカードやピアノマシンを輸入するなど、織物技術の向上に大きな役割を果たす。明治20年（1887）には、小野里家などと、新しい技術と経営方法を取り入れた日本織物株式会社を設立する。1200ヘクタール以上の広大な敷地に、織物の全工程を行う一貫工場を建て、多い時で600人以上の従業員がいた。清国から輸入された南京縐子^{なんきんしゅす}に対抗し、安く高品質の「織姫縐子」^{おりひめしゅす}を製造した。明治27年（1894）には織姫縐子の宣伝のため東京明治座で芝居を上演し、売上げも伸びたという。しかし、明治33年（1900）清国へ出張の際に船の座礁^{ざしょう}で不慮の死を遂げる。日本織物株式会社の敷地は現在、市役所や病院や文化会館が建ち並び、その一角に、当時遷祀^{せんし}された旧織姫神社があり、境内には明治34年（1901）建てられた喜六^{しょうとくひ}の頌徳碑が建っている。

もり そうさく
森 宗作



文久3年（1863）～昭和7年（1932）

下野国足利郡足利町（現足利市）の篠崎由兵衛の二男として生まれる。幼名、善之助。20歳の時に桐生新町一丁目の森宗五郎方に婿入りし、名を宗作と改め、金貸業、洋糸商、機屋など多方面に活動し財を成した宗五郎の土台の上に、森商店から森合資会社として、金融業と土地経営に専念し、桐生町における最大の富豪となった。宗作は、織物金融の必要から株式会社四十銀行を桐生に移し、明治33年（1900）には頭取に就任。また、明治35年（1902）の撚糸工程を改善する模範工場桐生撚糸合資会社創立の推進や、輸出織物の製造と整理業を行う明治40年（1907）の両毛整織合資会社の設置に出資するなど大きく尽力した。さらに、明治33年（1900）、宗作らが発起人となり発足した桐生懇話会では、渡良瀬水力電気株式会社の設立にも関わり、桐生地区に電力を供給し、機械制織物工場を広めていくきっかけともなった。教育面についても、織物業の後継者の育成を考え、明治29年（1896）の町立桐生織物学校の設立、明治41年（1908）の山田郡立桐生高等女学校の設立、大正5年（1916）の桐生高等染織学校の設立にも尽力した。功績は人に譲り、責任は自ら負うという謙虚な人柄で、公共心にも富み桐生の近代化に大きく貢献した。

かきあげ ぶんざ えもん
書上 文左衛門(11代)



元治元年（1864）～大正3年（1914）

武蔵国埼玉郡上羽生村（現羽生市）の藤井義介の長男として生まれる。幼名、祐介。27歳の時に桐生最古の買次商である書上家の婿養子となり、2年後には同家の家督を相続し、書上商店11代文左衛門を名乗る。文左衛門は桐生のほかに、足利や伊勢崎、館林、佐野などに支店を構え全国各地へ取引先を拡大した。明治30年（1897）には、輸出織物の取引をすべく横浜に書上輸出店を設け、清国への輸出を行った。明治40年（1907）には、上海に「書上洋行」という貿易会社を設立するなど、桐生足利地方最大の買次商となった。また、『書上タイムス』という月刊雑誌を発行し織物関係の情報を発信するとともに、桐生物産同業組合組長、四十銀行や渡良瀬水力電気株式会社、両毛整織株式会社などの重役も兼ねて地域産業の発展に尽くした。明治38年（1905）に桐生町町会議員に当選して以来、桐生高等女学校、桐生高等染織学校の設立、足尾鉄道や東武鉄道の敷設にも尽力した。

文左衛門は、大正3年（1914）に死去するが、大正5年（1916）には、町の発展に尽くした多くの功績をたたえるため、有志により桐生が岡公園に文左衛門の銅像が建てられた。しかし、その後の戦争により供出させられたため現在に残っていない。

ひこべ 彦部 駒雄



明治11年（1878）～昭和10年（1935）

山田郡広沢村（現広沢町）の彦部彦四郎^{ひこべ ひしろう}の二男として生まれる。元々父は織物業を営んでいたが、廃業後、大間々^{おおま ま}の質店に一家で住み込み、店を手伝いながら駒雄は勉学に励んだ。24歳で結婚後、織物業を再開し、前橋で開かれた共進会で出品した織物が四等賞褒状を受けたり、人絹交織の文化帯地を織り出すなど、時代を先取りした取り組みをしていた。大正15年（1926）には、関東大震災等激動のなか、桐生織物同業組合組長に就任し、約10年の組長在任中、桐生織物業の基盤強化を図った。自らアジア諸国を視察し、海外駐在員を派遣するなどアジア向け輸出織物の拡大に貢献した。国内では、東京や大阪を中心に、全国に向け宣伝活動を積極的に展開し、内地向け織物生産の増加にもつながった。また、桐生工業学校の設立に尽力、桐生織物史の編さん、桐生織物会館の建築など、様々な業績を残し、織物振興に全力を挙げた。

のま 野間 清治



明治11年（1878）～昭和13年（1938）

山田郡新宿村（現小梅町）の野間好雄^{のま よしお}の子として生まれる。両親とも剣客で、剣道を生涯の友とする素質と環境が幼少期からあった。また、『南総里見八犬伝』を繰り返し読み、生涯の座右の書となり、儒学を基盤とした面白くするためになる雑誌づくりの指針となる。その後、小学校の教師を歴任、明治39年（1906）には沖縄県視学（教育行政官）、明治40年（1907）には東京大学法科大学主席書記となった。明治42年（1909）には、日本雄弁会を創立し、翌年雑誌『雄弁』を発行。明治44年（1911）に、講談社を創立し、雑誌『講談倶楽部』がベストセラーとなった。その後も『キング』や『少女倶楽部』、『婦人倶楽部』など幅広い読者向けに雑誌を発行し、「日本の雑誌王」とまで言われ雑誌の大衆化に努めた。愛郷心が強く、地元から多くの有能な人材を登用するとともに、少年部を創設し、剣道を通して少年社員の教育訓練にも努めた。清治によって建設された東京音羽^{おとわ}の野間道場は、現在でも、清治の精神を継承しつつ、剣道の普及のため開放されている。

さかぐち あんご
坂口 安吾



明治39年（1906）～昭和30年（1955）

新潟市西大畑町の坂口仁一郎^{さかぐちじんいちろう}の五男として生まれる。幼名、炳五^{へいご}。父仁一郎が病に倒れると、文学への関心が深まり、東洋大学、アテネ・フランセに通い勉学に励んだ。昭和6年（1931）、その交友と同人雑誌『青い鳥』を創刊し、『風博士』『黒谷村』を発表し、文壇デビュー。昭和21年（1946）には『墮落論』『白痴』を発表して、新文学の旗手となった。伊東競輪不正告発のため桐生に疎開していた南川潤^{みなみかわじゅん}を頼り、そのことがきっかけでこの地が気に入り、昭和27年（1952）に桐生の本町二丁目の書上文左衛門邸に移住した。『信長』『夜長姫と耳男』など精力的な執筆活動が続ける一方で、多忙でうつ病にもなったが、長男の誕生で人生観が変わり、心安らかな日々を過ごした。しかし、昭和30年（1955）2月17日、脳出血のため桐生の自宅で倒れた。満48歳没。その地には「千日往還の碑」が建てられている。桐生に来ておよそ3年弱の生活であったが、安吾文学は今でも光を放っている。

4. 文化財等の分布状況

(1) 指定等文化財の分布状況

本市には、縄文時代から近代にかけての指定等文化財が266件存在している。平成31年（2019）3月現在、その内訳は国指定文化財6件、重要伝統的建造物群保存地区1か所、群馬県指定文化財24件、市指定文化財102件であり、ほかに国登録有形文化財132件（33か所）、国が選択した記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件がある。建築物

や石造物など建造物の指定が多く、特に国登録有形文化財については、県内最多の件数を誇る。

これらの文化財は市内全域に認められ、遺跡や城館跡、農村部、商業地、工業地帯、居住地などそれぞれの地域の歴史的な成立を現代に伝えている。

桐生市の文化財 種別件数

（平成31年3月現在）

種 別		国	県	市	計
有形文化財	建造物（建築物）	2	2	20	24
	建造物（石造物）	1	1	30	32
	美術工芸品		1	1	2
		1	3	6	10
			4	3	7
			1	6	7
			1		1
		1		2	3
民俗文化財	無形民俗文化財			9	9
記念物	史跡（城館跡等）		2	3	5
	史跡（墓 所）			2	2
	史跡（古 墳）		1	2	3
	史跡（その他の史跡）	1		2	3
	天然記念物（植物・独立樹）		4	12	16
	天然記念物（植物群落等）		4	4	8
重要伝統的建造物群保存地区		1			1
登録有形文化財建造物	建築物	99			99
	工作物	26			26
	土木構造物	7			7
計		139	24	102	265

※他に「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」 1件

(2) 国指定等の文化財

本市における国指定文化財は6件であり、重要文化財5件（建築物2件、石造物1件、彫刻1件、考古資料1件）、史跡1件である。このうち4件が桐生地区、2件が新里地区に存在する。

建築物については、「彦部家住宅」と「旧群馬県衛生所」がある。彦部家住宅は、渡良瀬川右岸にある小さな丘、手臼山の東麓に位置し、敷地の周りには、中世の城郭の形態とも言える方形の土塁と堀がめぐらされ、敷地内には主屋、隠居屋（冬住み）、長屋門、文庫倉、穀倉などが建てられており、江戸時代の建物5棟が重要文化財に指定されている。主屋は江戸時代前期（17世紀中ごろ）に建てられたと推定されている。関東地方では最も古い民家の1つとされており、今も彦部氏が居住している。

旧群馬県衛生所は、明治11年（1878）に群馬県衛生所併設医学校として前橋に建設された木造2階建て擬洋風建築である。その後、用途を変えながら、昭和3年（1928）に払い下げられ、相生村役場として現在地に移築さ



彦部家住宅



旧群馬県衛生所

れた。国内で残る唯一の衛生所の建物であり、現在は、市有施設「桐生明治館」として一般公開されている。

彫刻は、鎌倉時代中期に作製された「銅造阿弥陀如来及両脇侍立像」がある。

考古資料は「上野千網谷戸遺跡出土品」であり、千網谷戸遺跡1号住居跡及び4号住居跡から出土した土器や石器など縄文時代晩期の遺物が一括指定されている。中でも「大型漏斗状透彫付土製耳飾」は、日本列島の縄文時代における工芸技術の高さを示すものである。

新里地区に存在するものは、奈良時代の火葬墓と推定される史跡「武井廃寺塔跡」と延暦20年（801）に建てられた供養塔「塔婆（石造三重塔）」がある。本市周辺地域の文化財とともに古代の赤城山南面における仏教文化の広がりを示す貴重な文化財である。

登録有形文化財については、寛政年間（1789～1801）から昭和36年（1961）にわたる33か所132件があり、その内訳は、建築99件、工作物26件、土木構造物7件である。栃木県日光市、群馬県みどり市、本市の2県3市にまたがる全線に登録物件がある「わたらせ溪谷鐵道」の黒保根地区分を除けば、他は全て桐生地区にあり、大半が繊維・織物業に関わるものである。特に、北又は北西側に採光面をもつノコギリ屋根と呼ばれる独特の



わたらせ溪谷鐵道城下トンネル

屋根形状をした工場建築が8件登録されており、本来の用途である織物工場のほか、織物資料館、自動車博物館、ベーカリー、アトリエ、美容室など多様な活用がなされている。

また、その他に織物に関連する施設としては、明治9年（1976）創業で、桐生では有数の織物会社であった金善織物会社の事務所として戦前まで使用されていた「金善ビル」、事務所兼居宅であった「須藤家住宅」も登録されている。「金善ビル」は、大正10年（1921）頃に建築された、地上5階（現在は4階）地下1階の建物である。木造建築が主流の時代に、県内でも初期の鉄筋コンクリート造で建てられ、当時は桐生新町のシンボルとされていた。また、堤町の「須藤家住宅」は、明治前期から後期に建てられた、木造2階建て切妻造の洋館や洋風小屋組の木造2階建ての主屋と、奥座敷（旧寄宿舎）、瓦葺の土蔵で構成されている。玄関はエンタシス¹³の円柱と円窓で飾るなど、意匠的に和洋折衷が見られる。

大正5年（1916）に、織物に関する高等教育機関として創立された「旧桐生高等染織学校」の施設が登録されている。創立時に建てられた本館玄関の一部と講堂、正門は、昭和47年（1972）の校舍新築時に現在の場所に移築復元し、「群馬大学工学部同窓記念会館」として活用されており、同じく創立時からの「旧桐生高等染織学校門衛所」もそのままの用途で守衛所として使用されている。

他に桐生と前橋を結ぶ「上毛電気鉄道西桐生駅駅舎およびプラットホーム上屋」（昭和3年（1928））、「上水道関連施設」（昭和7年（1932））、「桐生織物会館旧館」（昭和9年（1934））など豊かな経済状況を基盤に当時

の流行を取り入れた様々な建物などが登録されている。

地域の選定については、市街地である本町一・二丁目及び天神町の一部の「桐生新町伝建地区」が重伝建地区に選定されている。本町一・二丁目は、天正19年（1591）の町立て当初からの敷地割りが残されており、織物関係の蔵や町屋、ノコギリ屋根工場などによる歴史的町並みが形成されている。



金善ビル（左：昭和初期／右：現代）



須藤家住宅

13) ギリシャの建築技法で、円柱の下部から上部にかけて少しずつ細くなる形状

(3) 県指定の文化財

群馬県指定文化財は24件であり、種別で重要文化財13件（建築2件、石造物1件、彫刻3件、絵画1件、美術工芸品4件、書跡1件、歴史資料1件）、天然記念物8件、史跡3件、地域別で桐生地区14件、黒保根地区5件、新里地区5件である。

重要文化財は、鎌倉時代の彫刻として「西方寺木彫阿弥陀如来」と「崇禅寺木彫阿弥陀如来像」がある。西方寺は室町時代に桐生地方全域を治めた桐生氏累代の菩提所となり、崇禅寺は当時の川内地方の豪族、園田太郎成家（智明上人）が開基となるなど、中世の武士階級とつながる歴史を持つ。また、時代の背景となる末法思想の影響がもたらした新里地区の「関の磨崖仏」、黒保根地区の医光寺に伝わる「紺紙金泥虚空蔵菩薩経」（13世紀初頭）と「虚空蔵菩薩像」（元禄元年（1558））については、赤城信仰に発した小沼の本地仏である虚空蔵菩薩に縁のあるものと認められる。建造物については「天満宮社殿（本殿・幣殿・拝殿）」と「栗生神社本殿」があり、江戸時代後期の建築である。外壁の全面に見られる華麗な彫刻は、ともに国宝「歓喜院聖天堂」（埼玉県熊谷市）の本殿彫刻や三峯神社（埼玉県秩父市）等の社寺に彫刻を施した黒保根村出身の彫物師「関口文治郎」によるものである。他の4件は江戸

時代のものであり、美術工芸品として「刀」2口、「梵鐘」1件、「刺繍涅槃図」1件がある。

人物に関わる歴史資料として、日本で最初の女性カメラマンと言われる島隆と夫の霞谷に関する「島霞谷・隆夫妻関係資料」が特徴的であり、写真や絵画、印刷道具など幕末から明治時代にわたる254件1,028点の資料が指定されている。

天然記念物は独立樹が4件、植物群落等が4件指定されている。アカマツとクロマツの合体木であり、村の名称の元ともなった「相生のマツ」や桐生国綱が神木として献じたと伝えられる「桐生城跡日枝神社のクスノキ群」、「伝承」桐生大炊介手植えのヤナギのように14世紀から16世紀にかけて桐生地方の豪族であった桐生氏に由来のあるものも指定されている。

史跡は3件（城館跡等2件、古墳1件）であり、地域別では桐生地区1件、新里地区2件である。新里地区には7世紀後半に比定¹⁴される「中塚古墳」があり、安山岩の精巧な截石切組積の横穴式石室を有し、当時この地域を治めていた新川臣の墳墓と推定されている。また、比較的近距离にある国指定史跡「武井廃寺塔跡」との時代差による埋葬形態の違いと仏教との関連も注目される。



西方寺木彫阿弥陀如来像

崇禅寺木彫阿弥陀如来像



中塚古墳

14) 同質のものがなく、他の類似のものと比較し、それがどういうものであるかを推定すること

(4) 市指定の文化財

市指定の文化財は102件あり、建造物50件、美術工芸品18件、無形民俗文化財9件、記念物25件（史跡9件、天然記念物16件）を数える。

指定文化財の中で建造物が最も多く、建築物は中世から近代までの20件が指定されている。中・近世は、社寺仏閣、近世から近代にかけては織物を中心とした産業に関わる建物が中心となる。

石造物については30件があるが、新里地区では鎌倉時代から江戸時代にかけての「宝篋印塔」^{ほうきょういんとう}、「道祖神」^{どうそじん}、「地蔵菩薩像」とともに「磨崖仏」^{まがいぶつ}や「橋供養塔」、赤城山信仰を示す「赤城の百足鳥居」^{むかで}などがあり、信仰の多様さが伺える。



赤城の百足鳥居

美術工芸品は18件（絵画1件、彫刻6件、美術工芸品3件、書籍・古文書6件、考古資料2件）が指定されている。絵画は織物で隆盛を誇った桐生と渡辺崋山^{わたなべ かせん}の関係を示す「観音院涅槃図」^{かんのいん ねはんず}、彫刻は平安時代から江戸時代の仏像のみが指定されている。美術工芸品は黒保根地区に所在する18世紀のものである。書籍・古文書は5件が中世文書（室町時代）であり、特に室町時代後半に桐生に織物が存在していたことを裏付ける「彦部家文書仁田山紬注文書」^{に た やまつむぎ}など本市の歴史に欠くことのできない貴重な資料である。

記念物は25件あり、史跡が9件、天然記念

物16件を数える。史跡については古墳2件のほか、室町時代に桐生地方を治めた桐生氏及び由良氏^{ゆら}に関連する史跡4件がある。これらは梅田町に存在しており、中世の桐生地方における中心地としての一群をなしている。近代では明治22年（1889）に設置された国内最初期の水力発電施設跡である「日本織物株式会社発電所跡及び煉瓦積遺構」がある。



日本織物株式会社発電所跡

天然記念物は16件全てが植物であり、独立樹が12件、植物群落等が4件指定されている。独立樹は、「シラカシ」、「アラカシ」、「ケヤキ」、「カエデ」、「ハルニレ」、「カヤ」、「ツゲ」、「ヤエツバキ」、「サクラ」と多様な樹種であり、植物群落等は「サクラソウ」、「シホウチク」、「クスノキ」、「モミ」である。

民俗文化財については、全て無形民俗文化財であり、9件が指定されている。旧桐生地区の風俗慣習については、「百万遍念仏」^{ひやくまんべんねんぶつ}2件のほかに毎年節分の夜に白装束を着た氏子が火のついた浄薪^{じようしん}を投げ合う奇祭「賀茂神社御簀神事」^{かもち じんじゃ み かがりしん じ}がある。また、民俗芸能としては「太々神楽」^{たいだいかぐら}2件、「桐生木遣」^{きやり}、黒保根地区には「獅子舞」2件が指定されている。民俗技術としては県内で唯一残る「桐生和紙生産技術」がある。全て江戸時代から継承されており、地域に根差し、人を通して現在につながっている。

(5) 指定等文化財以外の文化財の分布状況

本市における未指定の文化財については、旧石器時代から現代までと時代幅が広く、自然や民衆の生活から歴史的事象に係るものまで有形・無形に関わらず数多くのものが認められる。

地域の歴史を物語る有形の文化財としては、旧石器時代から中世にかけての762か所（桐生地区270、新里地区359、黒保根地区133）に及ぶ遺跡や黒保根地区を中心とする江戸時代の石祠や石殿などの石造物、市内全域に残る中世の城館跡等がある。

美術工芸品については、江戸時代から昭和時代にかけて南画が流行し、^{たにぶんちやう}谷文晁の系譜に連なる^{きだぶせい}喜多武清や「桐生紗綾市之図」を描いた^{おおでとうこう}大出東皐、また、本市出身の^{まえはらこうらい}前原互瀬、^{いわもといっせん}岩本一僊、^{あらいじうん}新井慈雲などの多くの作品が桐生に残されている。



槍先形尖頭器（武井遺跡出土）



天満宮拝殿天井画（喜多武清筆）

無形の民俗文化財としては、62件（桐生地区50件、新里地区6件、黒保根地区6件）を数える風俗慣習、41件（桐生地区29件、新里地区10件、黒保根地区2件）の民俗芸能が記録されており、無形文化財としては江戸時代以降趣向的に流行し、現在も団体が存続する謡曲の^{かんぜりゆう}観世流、^{ほうしやうりゆう}宝生流2件がある。ほかにも、幕末に^{い い け}井伊家の領地として『^{ね も と さん}根本山参詣ひとり案内』というガイドブックが出版されるほどにぎわった「根本山神社」があり、関係遺構として神社までの距離を記した「^{ちやうせき}丁石」が市内を南北に走る街道沿いに残っている。



丁石（根本山参道）

近代以降の本市は、近代化遺産を通して織物業の隆盛を見ることができる。今でも織物工場で使用された「ノコギリ屋根工場」約200件、「近代和風建築」約100件、その他にも洋風建築や煉瓦造、大谷石造の建築物など市内に点在し、一部は新たに店舗等に用途を変えて活用されている。



ノコギリ屋根工場

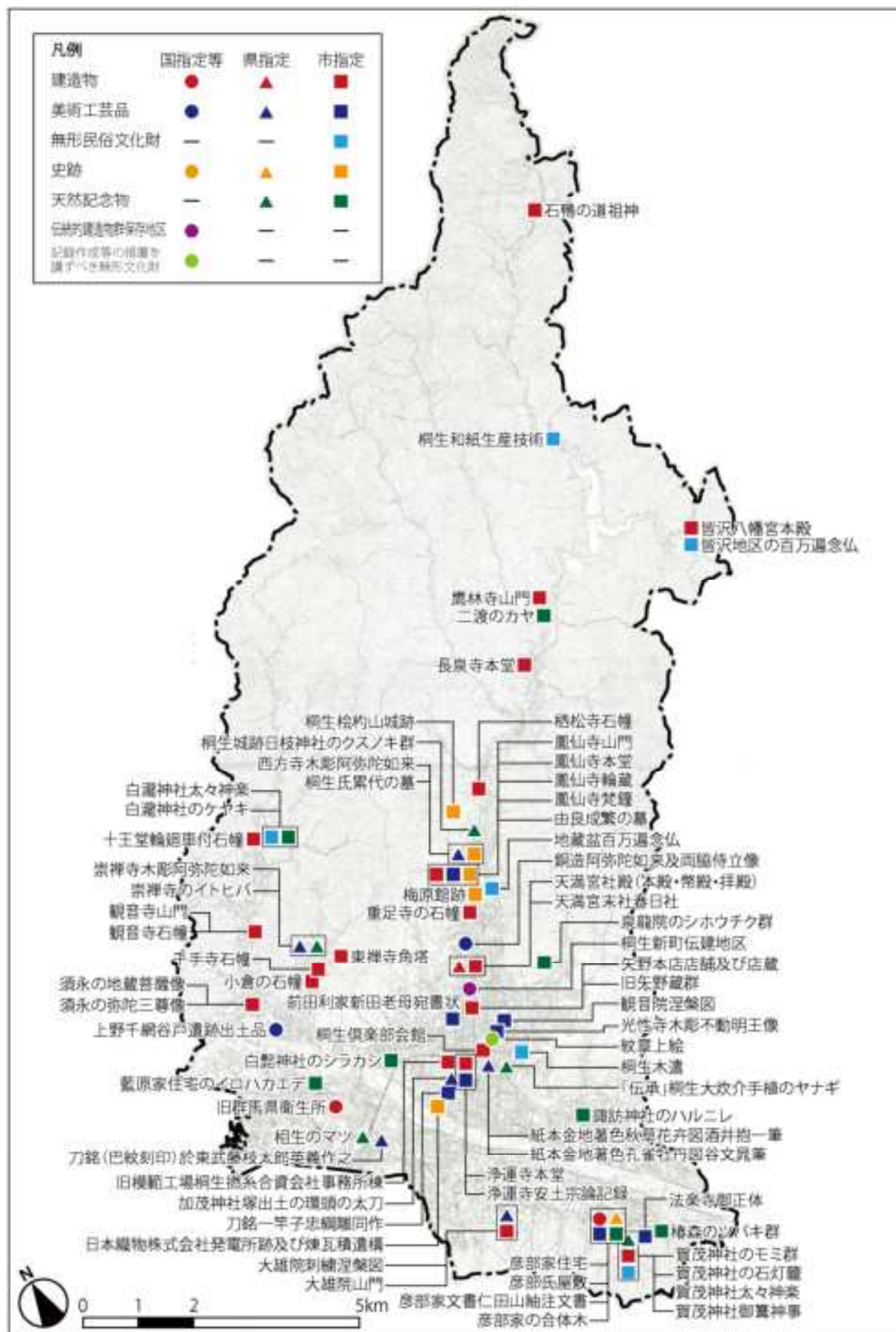
本町二丁目には、明治時代に両毛地域最大の買次商^{かいつぎしょう}であった書上^{かきあげ}商店が事務所として使用していた、明治中期の建築とされる主屋が残っており、外観は当時の姿に修復されている。また、敷地内には蔵や石塀など当時の遺構も多く残されている。大正時代に文左衛門^{ぶんざえもん}の隠居部屋として建てられたとされる木造平屋の建物は、間取りは当時のまま、現在、地元の集会所として使用されている。主屋の左手にあった門は近くの妙音寺^{みょうおんじ}の山門として移築されている。

その他にも織機などの道具や製品、見本帳等、時代の流行や技術を伺うことができる織物関連資料がある。

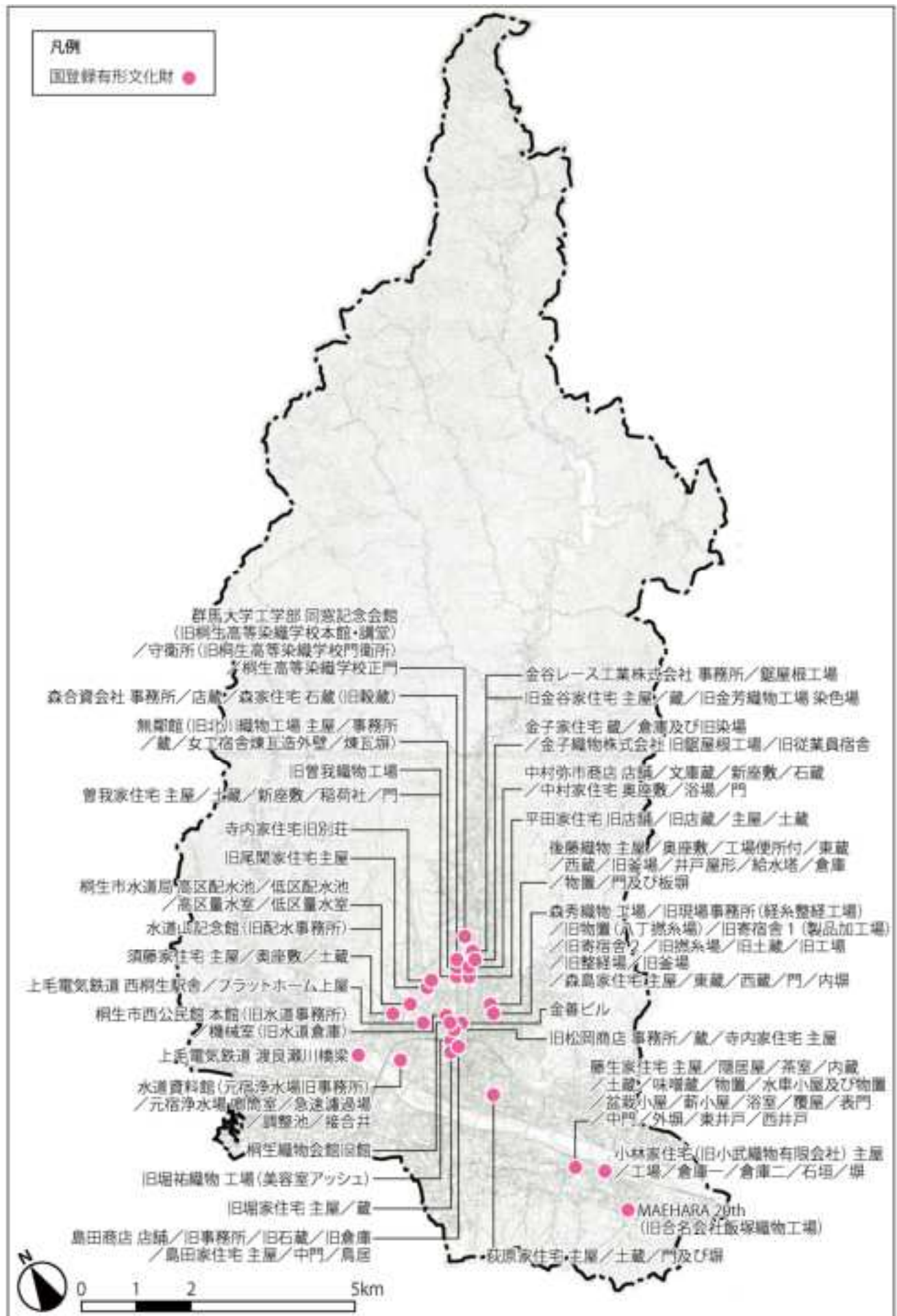
文化財は指定・未指定に関わらず、時代や地域に密接に関係しているものであるが、本市としての特徴を広範囲に抽出することは難しい。しかしながら、原始・古代から現代に至るまで「槍先形尖頭器^{やりさきがたせんとうき}」、「土製耳飾」、「鉄」、「織物」など「ものづくりを基盤とした地域」として時代ごとの画期が認められる。



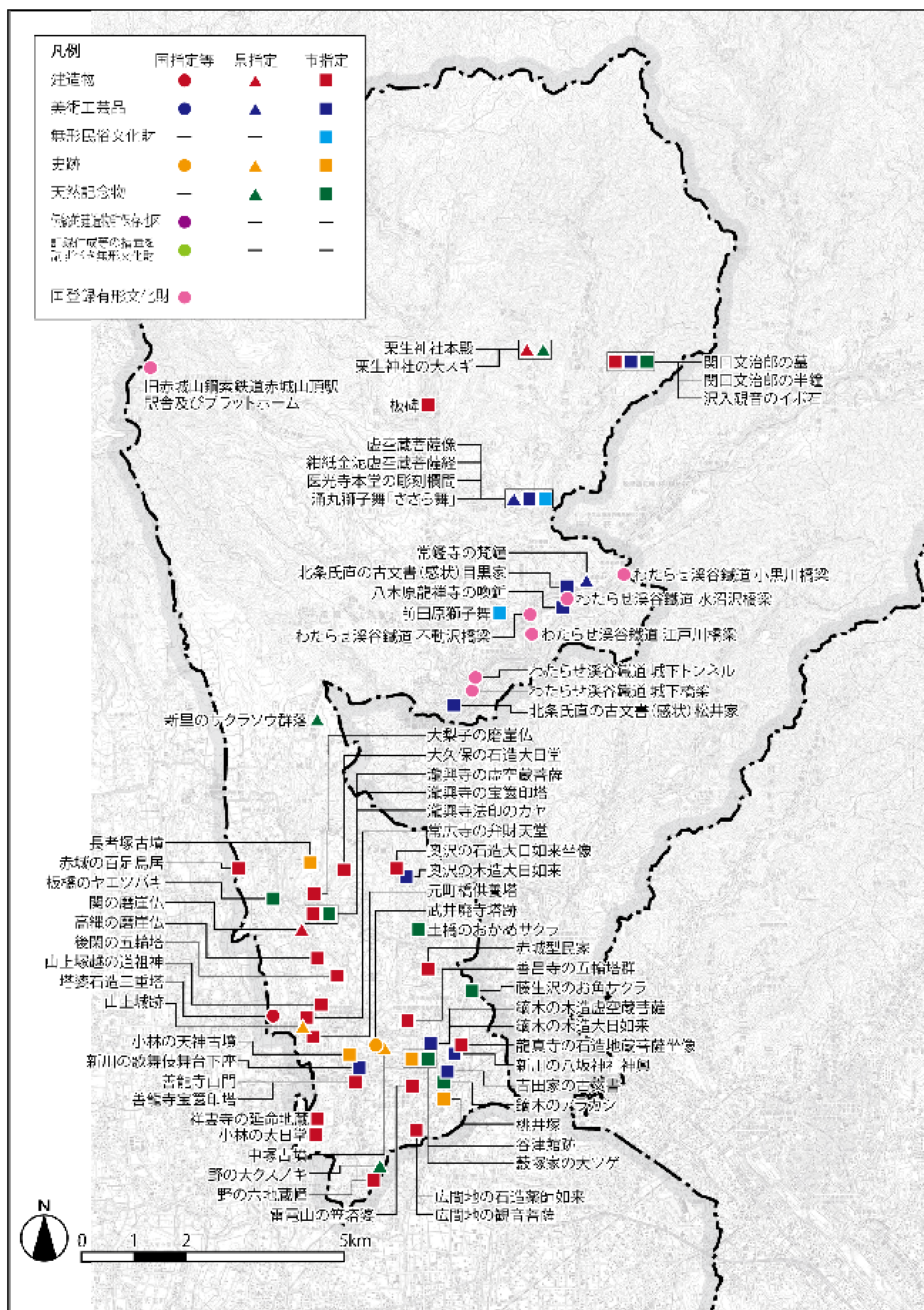
書上文左衛門の隠居部屋であったとされる
本町二丁目横山町集会所



桐生地区の文化財分布（国登録有形文化財を除く）



桐生地区の国登録有形文化財分布



新里・黒保根地区の文化財分布

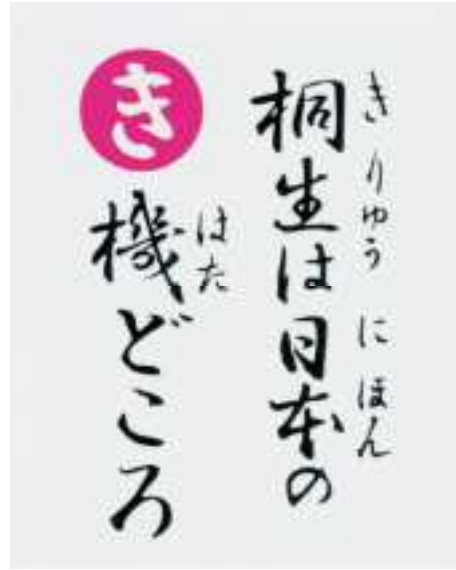
第2章



桐生市の維持向上すべき歴史的風致

1. 「織物のまち桐生」に見る歴史的風致

□ はじめに



上毛かるた「き」の札

「桐生は日本の機どころ」

群馬県内の歴史や名所などの郷土を詠んだ『上毛かるた』（昭和22年（1947）発行）の「き」の札である。養蚕で栄えた群馬で、日本屈指の機どころとして桐生はこう表現されている。桐生は古くから織物産業で栄え、近世には幕府の厚遇を受け、「西の西陣 東の桐生」と並び称されるほど一大機業地として発展をしながら、先端技術を取り入れ近代化を果たし、今なお「織物のまち桐生」としての地位を築いている。

桐生の都市空間は、中世の桐生氏、由良氏ゆらによるひしやくやまじょう 桧杓山城とその城下町を中心に形成され始めた。その後、桐生新町の町立てが行われ、特に、慶長5年（1600）に徳川家へ旗絹を献上してから、御吉例地ごきちれいちとなり織物産業都市としての特徴的な都市空間がつくり出された。

近世（江戸時代）には、様々な技術を京都の西陣から積極的に導入し、西陣に迫る織物

産業で町の発展につながった。また、桐生は商人のまちとして発展し、支配者による統治が弱かったため、自由な気風と独自の文化が育まれ、町民が主導的にまちづくりに取り組んできた。このことは、織物産業にもいち早く新しい技術を取り入れ発展していったことからもうかがえる。織物の技術や営みは、改良されつつ現在まで生きており、市内の各所で生産活動が続いている。織物のまちの中心地として栄えた桐生新町には、市が立ち、にぎわいを見せ、それに伴って自然発生的に現在の桐生祇園祭の原型が始まったとされている。また、民衆の間では、桐生織物発祥の地とされる白瀧神社などにみられる織物生産をつかさど 司る「機神」はたがみへの信仰が盛んになり、市内各所に機神神社が祭られた。

近代（明治・大正時代）になると、織物産業は更なる活況を帯び、その経済的な豊かさを背景に、ノコギリ屋根工場など当時としては先進的な建造物が建てられ、近代化が進められた。このようななか、商売繁盛を願う多

びす信仰も次第に盛んになり、今では、桐生西宮神社で行われるゑびす講は、兵庫県の西宮神社本社の関東で唯一の直系分社であることから関東一社を誇る祭礼・行事として市民に根付いている。

近世から現代にまで通じる、先進的なものを積極的にとり入れてきた桐生人のもつ気質や考え方は、桐生の都市の基盤づくりにも大きく貢献している。

以上のように、桐生の発展は、桐生新町を中心として、織物から始まり、それを基盤として、様々な歴史的な環境が生み出されていった。市内には、今でも随所に、織物に関連する建造物や産業などの営みが息づき、「織物のまち桐生」として、その特徴を色濃く残す環境が広がっている。



織物工場内部の様子



機織りの様子

		建物と町並み	営み
「織物のまち桐生」に見る歴史的風致	(1) 織物産業 に見る 歴史的風致	①織物産業に関わる建物と町並み ○機神信仰に関わる神社 ○市内に多く現存するノコギリ屋根工場 ○織物システムの中心－桐生新町伝建地区 ○桐生織物前線基地－桐生織物会館旧館（桐生織物記念館）	②市内に今も根付く機神信仰 ○白瀧神社大祭 ○市内に広がる機神信仰 ③今も続く伝統的工芸品「桐生織」^{なりわい}に関わる生業 ○桐生織の生産工程 ○織物生産・流通 ^{けんいん} を牽引する組合と買次商 ○伝統技術から発展した技術をもつ繊維産業
	(2) 桐生祇園祭 とゑびす講 に見る 歴史的風致	①舞台となる桐生新町と周辺に関わる建物と町並み ○桐生新町の建物と町並み ○桐生新町周辺の建物と町並み	②桐生祇園祭 ○桐生祇園祭の歴史 ○桐生祇園祭の運営の仕組み ○桐生祇園祭の行程と活動 ○桐生祇園祭に受け継がれる動く祭礼建築と伝統芸能 ③ゑびす講 ○ゑびす講の歴史 ○ゑびす通りや周辺のにぎわい ○ゑびす講の行程と活動

「織物のまち桐生」に見る歴史的風致の体系図

(1) 織物産業に見る歴史的風致

市内には、第1章で述べたとおり、時代ごとの織物産業の発展や生産、流通、技術向上の経緯がうかがえる環境が各地に広がり、桐生の歴史を今に伝えている。

中世から近世にかけて織物が生産されていた事実や、その後の発展につながった経緯がうかがえる「彦部家住宅」や「桐生天満宮」などの歴史的建造物も残されている。また、近世から水路が多く存在した桐生の環境も、水車の利用による織物生産の発展に大きく影響している。そして、織物の取引が活発になると買次商^{かいつぎしやう}と呼ばれる商人が市内に多く登場し活躍した。

明治になると、工場制手工業のさきがけとなる「成愛社」^{せいあいしゃ}や近代的機械制工場のさきがけともなる「日本織物株式会社」、機械製の模範工場となる「模範工場桐生撚糸合資会社」（同事務所棟が絹撚記念館として現存）など会社組織の工場ができ、大正時代には、県内でも初期のコンクリート造の織物会社といった富の象徴とも言うべき建物や、教育機関として「桐生高等染織学校」（現群馬大学工学部同窓記念会館）も建てられた。近代の桐生における織物産業の発展に伴い、その技術向上が求められ、各機業家たちは自ら学びそれを取り入れてきた。織物の生産に先進的な考えをもっていた当時の桐生人の気質が、現在の「織物のまち桐生」を形成していく礎^{いしずえ}となっている。

こうした歴史的な背景のもと、本市の伝統産業である織物産業は、工程ごとに分業化され、洗練された高度な技術が古より受け継がれている。今でも市民に根付く機神への信仰心も垣間見え、織物の歴史を物語る様々な環境が一体となって趣のある景観が形成されている。

① 織物産業に関わる建物と町並み

桐生織物に対する機神信仰は、織物関係者や市民に根付き、機神様が祭られている神社や、織物の生産のための工場としてノコギリ屋根の形をした工場が多く現存する。また、桐生織物前線基地である桐生織物会館のほか、織物で栄えた町並みなど当時の面影を残す市街地が広がっている。

ア. 機神信仰に関わる神社

市内には、織物の祭神（栲機千々姫命^{たくはたち ち ひめのみこと}又は天八千々姫命^{あめのやち ち ひめのみこと}・白瀧姫命^{しらたきひめのみこと}）を祭った神社が多く鎮座している。『桐生市史』の「明治初期における神社の実態」によれば、桐生地区内の本社と境内社（摂社、末社を含む）を合わせた395社のうち24社に機神が祭られていたという。そのことは、「白瀧（滝）」や「機」の名が付いた神社が現在でも多く見受けられることから、今でも多くの神社に祭られていると考えられる。

明治初期における「栲機千々姫命」を祭る地区別神社数

祭神名	地区名	神社数
栲機千々姫命	広沢	7
	相生	2
	境野	2
	新町・荒戸 ・下久方・新宿	6
	梅田	4
	川内	1
	菱	2
	合計	24

（資料：『桐生市史（別巻）』（昭和46年）による明治初期における神社の実態より作成）

a) 桐生織物の発祥—白瀧神社

桐生地区の北西、^{わたらせ}渡良瀬川の北に位置する川内町は、かつて^{に た やま}仁田山と呼ばれ、中世には^{つむぎ}仁田山紬、近代には^{はぶたえ}輸出羽二重などが織られ、養蚕や機織の盛んな場所であった。その中央を南北に流れる山田川左岸に桐生織物発祥との関わりの深い白瀧神社が位置している。神社の後ろに山を背負い、麓の小高い石垣上に鎮座している。織物の神である^{あめのやちひめのみこと}天八千々姫命に^{しらたきひめのみこと}白瀧姫命が^{ごうし}合祀¹⁵され、2柱が主祭神として祭られている。参道の石段を登り鳥居をくぐった左手に、北から「白瀧神社^{だいだいかぐら}太々神楽」（市指定無形民俗文化財）（後述）を奉納する神楽殿、参集殿、中央に社殿が配されている。社殿の背後には樹齢300年以上と伝えられる御神木「白瀧神社のケヤキ」（市指定天然記念物）がそびえ、荘厳な雰囲気醸し出している。また、境内の北側には「^{こうりんせき}降臨石」と呼ばれる大岩が見える。昔、耳をあてるとその中から機音が聞こえていたが、不心得者が雪駄を履いて上がってからは止まってしまったとの言い伝えがある。

現在の社殿は、建物の造りや明治の奉納額が多く掲げられていることから明治初年頃に修造されたとされ、明治5年（1872）に^{はたがみしや}仁田山機神社から白瀧神社と改称されている。糸杵の絵が描かれた社殿の屋根の鬼瓦など、各所に繭や糸杵の絵が施されており、織物に関係の深いことがうかがい知れる。神域の境界に並ぶ玉垣の各所には、当時の^{かいづぎしやう}買次商などの有力者の名前が散見できることから、当時から信仰を集めていたことが分かる。

白瀧神社社伝（成立時期不明）には、「永久年間官女白滝という、故ありて仁田山の



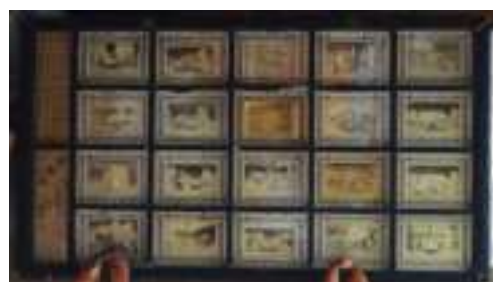
白瀧神社社殿



降臨石



明治28年の奉納額



明治期に奉納された写真



糸杵を形象した鬼瓦

15) 複数の神を合わせて祭ること

土人、舎人に嫁し、常に絹布を織ることを好み、その業の精巧ならんことを欲し、八千々姫に祈りて遂に宮殿を造営せり、女世を去って後村人配祀して白滝社と称すという」と記されている。この話は、桐生織物発祥の地とされる由縁となり、現在伝わる「白瀧姫伝説」の基となっている。

江戸時代後期には、桐生新町の新居甚兵衛の求めに応じて、館林の文人画家小寺応斎が表した「機神白滝姫御神影 並 御伝記」が、以後の織物宣伝に大きく影響した。



機神白滝姫御神影並御伝記
(文化元年)
(出典：新居家文書)

b) 中村弥兵衛生祠－栲機姫神社

栲機姫神社は、桐生川の東に位置する菱町の八幡山の麓にある。小高い丘の上に鳥居と拝殿、その背後に本宮（石宮）が配置されている。

京都の西陣から来た織物師である中村弥兵衛は、元文3年（1738）に菱の周藤平蔵に高機による紋織技術を伝授した。当時としては画期的な技術であり、翌元文4年（1739）、その偉業を称え生き神様（生祠）として祭られたのがこの本宮である。その後、文化4年（1807）に白瀧神社の祭神と合祀し、栲機姫神社として再建した。以上のことは、石宮に刻まれた彫文や明治の菱村郷土史などから明らかである。

現在の拝殿は、大正12年（1923）に建てられたものを平成5年（1993）に修築したものである。全国的にも数少ない生祠として、技術の伝承とこの地の隆盛へとつながることになった弥平衛の偉業に思いを馳せることができる。



栲機姫神社生祠

c) 日本織物株式会社の屋敷神－旧織姫神社

桐生市役所に隣接した南西の一角には旧織姫神社が鎮座する。明治20年（1887）、佐羽喜六^{きば きろく}により設立された近代的な機械制工場である日本織物株式会社の発展や繁栄を願い、明治28年（1895）に白瀧神社より分霊^{かんじょう}勧請し、会社敷地内であったこの地に織姫神社を建立したものである。棟札から昭和30年（1955）、平成元年（1989）に一部改修していることが分かる。境内の入口から見て正面に、切妻平入りの社殿が西側に向けて配置している。扁額は、明治28年（1895）5月に奉納され、表に「白瀧神社」、裏に「織姫神社」と彫刻されている。境内には、佐羽喜六の業績を記した「佐羽喜六君之碑銘」（明治34年（1901）建立）が建っている。日本織物株式会社をしのぶことができる数少ない史跡である。



旧織姫神社社殿



佐羽喜六君之碑銘

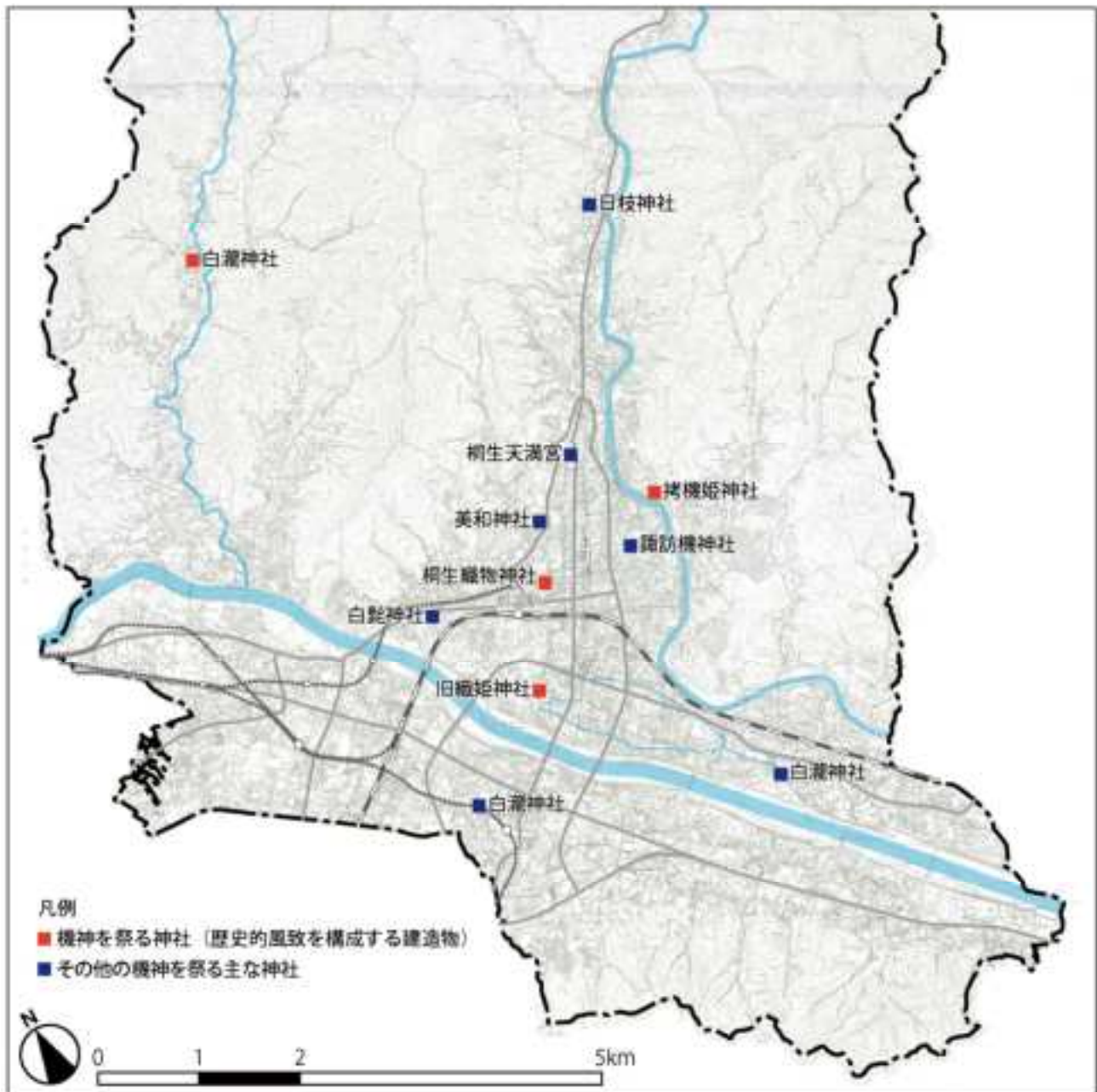
d) 地区内機神22社の総社－桐生織物神社

桐生織物神社は、現在の永楽町にある桐生織物会館旧館（桐生織物記念館）の敷地内に鎮座する切妻平入り流造りの社殿を持つ小社である。桐生織物会館旧館は、後述するが、当時の桐生織物同業組合（現桐生織物協同組合）事務所として昭和9年（1934）に建築されたもので、桐生織物神社は、翌昭和10年（1935）3月15日の新築落成式祝賀記念事業の1つとして建てられたものである。『桐生織物史（続巻）』によれば、当時の桐生織物同業組合地区内に鎮座する機神22社の総社^{そうしゃ}¹⁶⁾として勧請したもので、同年4月3日に神官により厳肅に^{さいし}祭祀が行われている。



桐生織物神社

16) その地域の数社の祭神を1か所に勧請した神社



機神信仰に関わる主な神社等の分布

イ. 市内に多く現存する織物生産工場－ノコギリ屋根工場

a) ノコギリ屋根工場の歴史と特徴

桐生には、多くのノコギリ屋根工場が現存している。ノコギリ屋根工場は、イギリス産業革命の進展に伴い発展した繊維産業のなかで、織物工場として考案された、^{きょしじょう}鋸歯状の屋根を持った工場であり、織物のまち桐生の近代化の発展の象徴的な存在とも言える建物である。

日本では、明治10年代末に建てられ始め、全国の織物工場や紡績工場に普及したとされる。桐生で最初のノコギリ屋根工場は、日本織物株式会社の明治23年（1890）竣工の機械制工場とされるが、終戦後には解体された。明治40年（1907）、渡良瀬水力電気株式会社により、^{おおま}大間々、桐生、足利方面に送電が始まったことで、これまでの手織機から力織機への移行が進んだことにより、大正から昭和初期にかけて多くのノコギリ屋根工場が建てられた。

ノコギリ屋根工場の特徴としては、まず、北側もしくは北西側に向けて大きな窓が



ノコギリ屋根工場

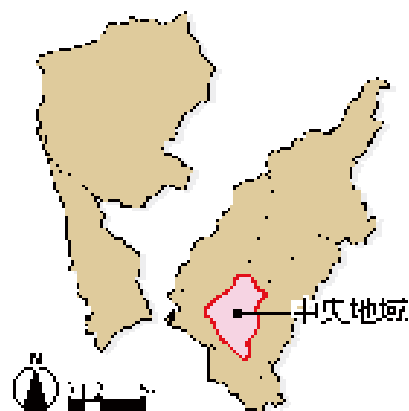


北側に採光窓のある工場内部

付いていることである。これは、電気が不安定だった当時、安定した一定の採光により、織り出した織物の色や柄を確認するためである。次に、柱が少なく、高さのある広い空間が広がっていることが挙げられる。これは、桐生織物の特徴とされる紋織物の製造に必要なジャカード機を織機に取り付ける必要があったため、高さと空間を確保したためである。

b) ノコギリ屋根工場の現状

ノコギリ屋根工場は、ファッションタウン桐生推進協議会が平成16年（2004）度に行った調査によると、市内に237棟が現存し、その分布状況は、中央地域¹⁷に半分以上が存在し、町名単位では「東」（42棟）が最も多く、次いで「新宿」（19棟）となっている。東地区や新宿は、かつて水路が張り巡らされていた地域である。その周辺部では、桐生織物発祥の地とされる白瀧神社のある「川内町」（22棟）、彦部家住宅のある「広沢町」（35棟）にも多く残され、織物産業が市内広く隆盛していたことを物語る。建築年代は、明治のものから、最も多く建築された昭和初期（戦前）のもの、戦後のものと様々である。最も新しいもの



中央地域の位置

17) 桐生市都市計画マスタープランにおける中央地域をいう

でも昭和44年（1969）建築であり、ほとんどのノコギリ屋根工場が築50年以上経過している。

現存しているノコギリ屋根工場は、織物工場として使用されているものが多いが、染色^{せんしよく}や整経^{せいけい}などの工場として利用されている例も見られる。また、ノコギリ屋根工場に住居等が接した例も多い。

c) 織物生産を続ける主なノコギリ屋根工場

織物産業の一端を担う様々な工程を^{なりわい}生業として、今も現役で生産を続けている主なノコギリ屋根工場として次の工場がある。

【小池染色^{せんしよく}】

錦町で絹専門の染色を行ってきた小池染色は、昭和初期の創業時からの住居兼工場を使用している。改築や増築をしながら現在の工場になっているため外観からは分からないが、北側に向けた天窗とトラス構造が、ノコギリ屋根工場であった名残^{なごり}を残している。



小池染色
（ノコギリ屋根工場内部）

【木島整経^{きじませいけい}】

ノコギリ屋根工場の多い東地区にて、機織前の準備工程である整経を担う木島整経は、昭和10年（1935）の創業当時の木造平屋建て、切妻造鉄板葺の工場に、昭和12年（1937）増築の1連のノコギリ屋根工場が一体となっている。



木島整経工場

【後藤織物】

桐生の代表的な機屋である後藤織物は、敷地内に多くの建物が存在する。現在の工場は戦後再建されたもので、主屋に近い南側に昭和23年（1948）頃建築の切妻造が1棟、それに続いて昭和24年（1949）以降建築のノコギリ屋根が3棟連なる。外観は全体が下見板張りで覆われて一体感を感じさせる。工場に隣接した主屋は、初代後藤^{ごとう}定吉^{さだきち}がこの地に定住した明治前期に建てられ、大正14年（1925）に増築し、その後何度か改修を経て現在に至ったとされる。主屋に接して大正14年（1925）頃の建築とされる奥座敷は、主に接客用として利用さ



後藤織物工場

れている。主屋、奥座敷、工場などこれらの多くは国の登録有形文化財となっている。

【森秀織物】

森秀織物には、細長い敷地内に、3連と4連の2棟のノコギリ屋根工場のほか、整経場、釜場（染色場）、撚糸場、寄宿舍など織物業の一連の施設が現存している。表門入ってすぐ右手に位置する3連のノコギリ屋根工場は、大正13年（1924）頃の建築で、木造平屋建て鉄板葺で、北側に向けて天窓を設けた建物である。敷地中央西側には昭和21年（1946）から次々に増築された4連のノコギリ屋根工場が位置する。敷地南側の表門や森島家住宅も含め、これら一連の建物は国の登録有形文化財となっている。



森秀織物工場

【朝倉染布^{あさくらせんぶ}】

水車とともに織物業で栄えた赤岩用水沿いに本社を構え、染色整理を行う朝倉染布の工場敷地内には、明治43年（1910）に開催された「1府14県連合共進会」で使用



朝倉染布工場

された建造物を移築した仕上工場棟や、染色工場棟として使用されている木造のノコギリ屋根工場が現役で稼働している。

【その他のノコギリ屋根工場】

その他に、国の登録有形文化財となっている主なノコギリ屋根工場としては、大正8年（1919）建築で4連のノコギリ屋根を持ち、市内で唯一の煉瓦造の金谷レース工業株式会社鋸屋根工場（併設する旧金谷家住宅及び旧株式会社金芳織物工場も登録文化財）（東久方町）、昭和27年（1952）建築で3連の金子織物株式会社旧鋸屋根工場（東久方町）、昭和10年（1935）頃建築で3連の大谷石造の旧堀祐織物工場（美容室アッシュキリュウ）（巴町）、昭和7年（1932）頃建築で6連の木骨石造のMAEHARA 20th（旧合名会社飯塚織物工場）（広沢町）等がある。

【国登録有形文化財となっている主なノコギリ屋根工場】



金子織物



旧曽我織物



旧北川織物（無鄰館）



旧飯塚織物



旧堀祐織物



旧金谷レース工業

【文化財以外の主なノコギリ屋根工場】



須裁織物



笠盛



桐生絹織



藤直織物



岡村織物



クワテルニット



その他の主なノコギリ屋根工場

d) ノコギリ屋根工場以外の織物生産を続ける建物

市内にはノコギリ屋根工場以外にも、住居と一体となった作業所を利用して織物生産が行われている歴史的建造物も多い。

【岡部機拵所^{き ぞんじょ}】

広沢町に立地する岡部機拵所は、昭和初期に建てられた、自宅と一体となった切妻平入瓦葺きの作業所にて機織^{はたごしらえ}前の最終工程となる機拵^{き ぞんじょ}を生業としている。



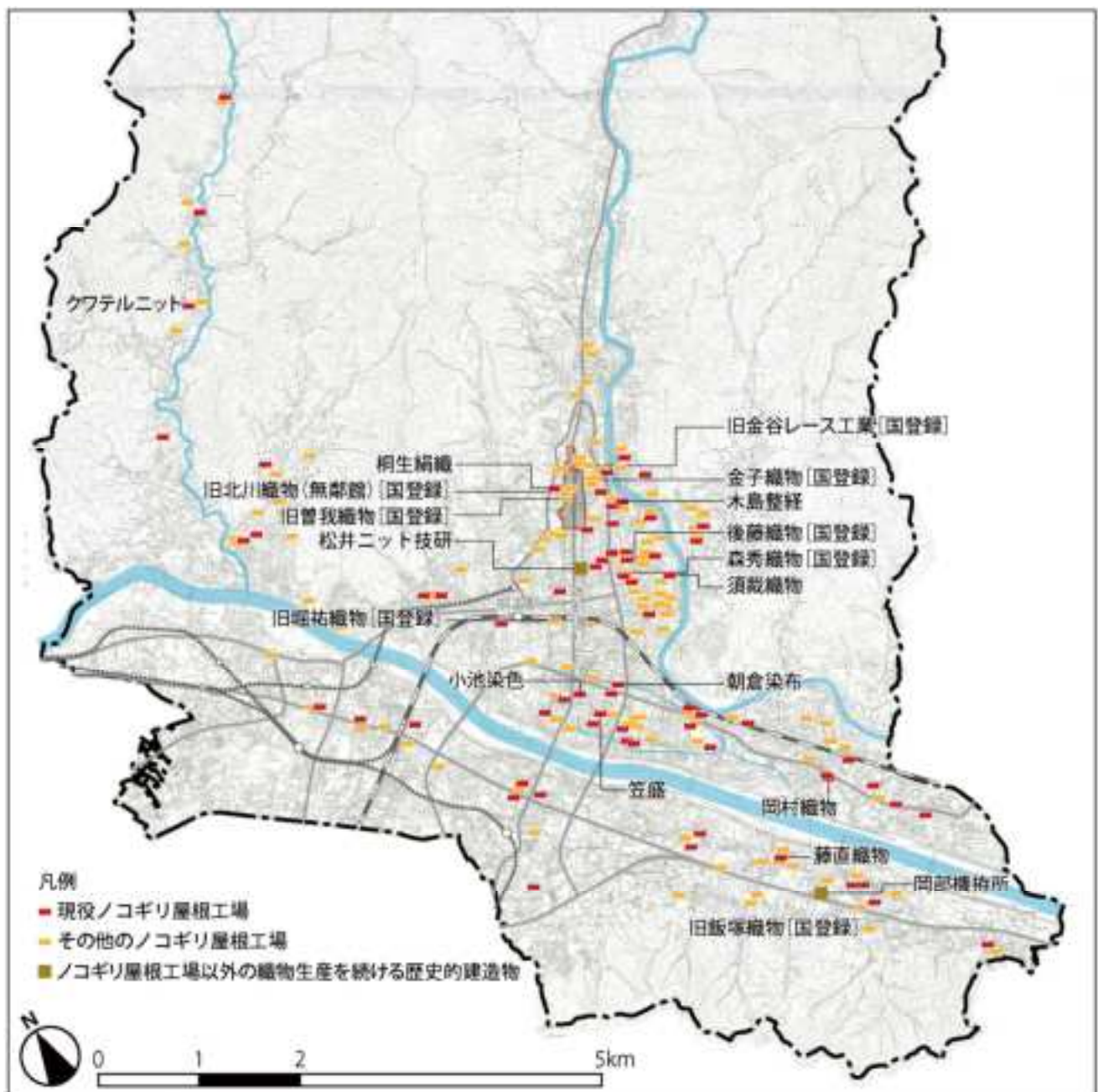
岡部機拵所

【松井ニット技研】

本町四丁目に立地する松井ニット技研は、落ち着いたたたずまいの民家に工場を併設している。主屋と工場は、機屋として明治40年（1907）に創業した頃に建築されたものと推定される。大きな梁や随所にひのきを使用しており、当時の隆盛ぶりを思わせる建造物である。



松井ニット技研



ノコギリ屋根工場の分布

ウ. 織物システムの中心—桐生新町伝建地区

a) 本町一・二丁目の町並み

現在の本町一丁目から六丁目及び横山町にあたる桐生新町のうち、商店街近代化に伴う本町通りの拡幅を免れた本町一丁目から本町二丁目にかけては、織物産業遺産が多く残され、平成24年（2012）には、国の重伝建地区に選定された。ここには織物の生産現場があり、有力な買次商人や糸商人が大店を構え隆盛を誇っていた。町立て当時からの地割りが残る敷地に、江戸時代から昭和初期に建てられた主屋や土蔵、ノコギリ屋根工場など織物業で栄えた多種多様な建築物と、かつての人々の生活を静かに伝える細い路地など、織物産業で栄えた当時の様子を今に伝える歴史的な町並みが広がっている。



本町一・二丁目の町並み



人々の生活を伝える路地

b) 織物取引の場—買場通り

本町通りと直交して西へ向かう本町一丁目の買場通りは、明治15年（1882）、政府の殖産興業施策として6万8千人が訪れたという七県連合繭生糸織物共進会が開催され、翌年には、桐生物産売買所と

いう固定市が設立され活発な取引が行われた場所である。

通り沿いには、明治15年（1882）に建築された共進会会場となった棟割長屋が一部現存している。棧瓦葺、切妻屋根の木造平屋建てで、建築当初の形態を維持していると考えられる。また、かつて通りの南側に建っていた旧北川織物工場女工宿舎は、平成5年（1993）に焼失したものの、残された煉瓦造の外壁が鉄骨により補強され保存された。現在は「無鄰館煉瓦塀」（旧北川織物工場女工宿舎煉瓦造外壁）の名称で国の登録文化財となっており、棟割長屋とともに買場通りの歴史的景観を特徴づけている。

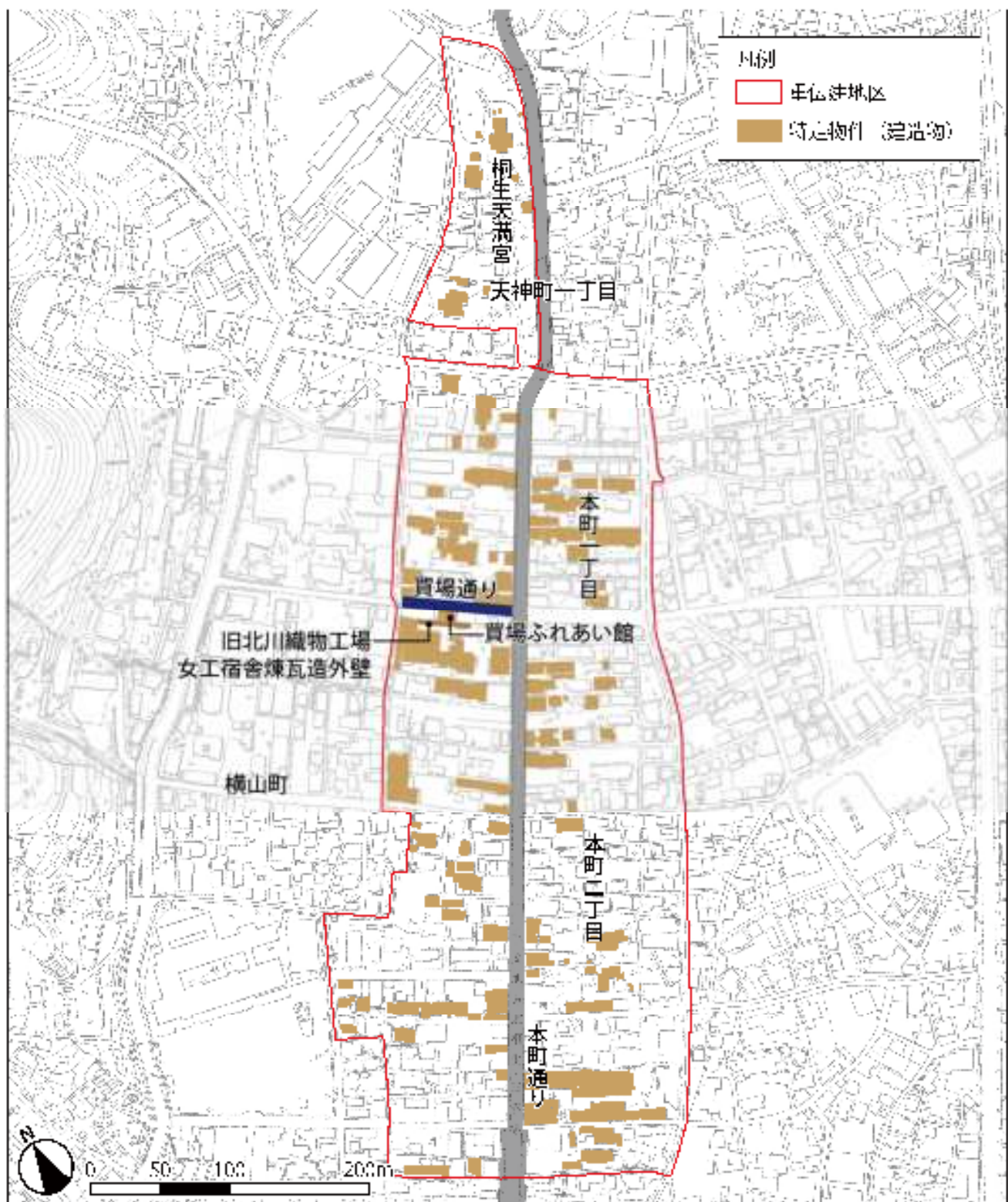
現在では、毎月第1土曜日に、「買場紗綾市」が開かれている。平成8年（1996）から始まった青空市で、織物や飲食物等の露店が並び、多くの来場者でにぎわい、棟割長屋は地元の「買場ふれあい館」として活用されている。歴史的な趣のある雰囲気の中、当時のにぎわいをしのばせ、情緒を感じさせる市である



桐生物産売買所銅版画（明治22年）



買場紗綾市の様子



桐生新町伝建地区及び買場通り位置図

エ. 桐生織物前線基地－桐生織物会館旧館（桐生織物記念館）

桐生織物会館旧館は、大陸への輸出や人絹織物¹⁸などの新製品開発により、桐生織物が全盛期を迎えていた昭和9年（1934）、織物業界のシンボルとして建てられた建物である。当時の桐生織物同業組合の新しい事務所として、9代組長彦部駒雄^{ひこべこまお}の時に建てられた。

木造2階建てで、スクラッチタイル貼りに青緑色の日本瓦葺、2階窓にはステンドグラスが用いられるなど洋風のモダンな外観は、当時の面影をそのまま残している。現在では、桐生織物記念館として、伝統の重みを感じさせる雰囲気の中、織物資料・織機類の展示や手織り体験が行える展示室を備え、織物商品等の販売も行っており、国の登録有形文化財となっている。

なお、建物向かい側には昭和40年頃まで買次商を営んでいた織物に関係の深い旧松岡商店（国登録有形文化財）も立地している。



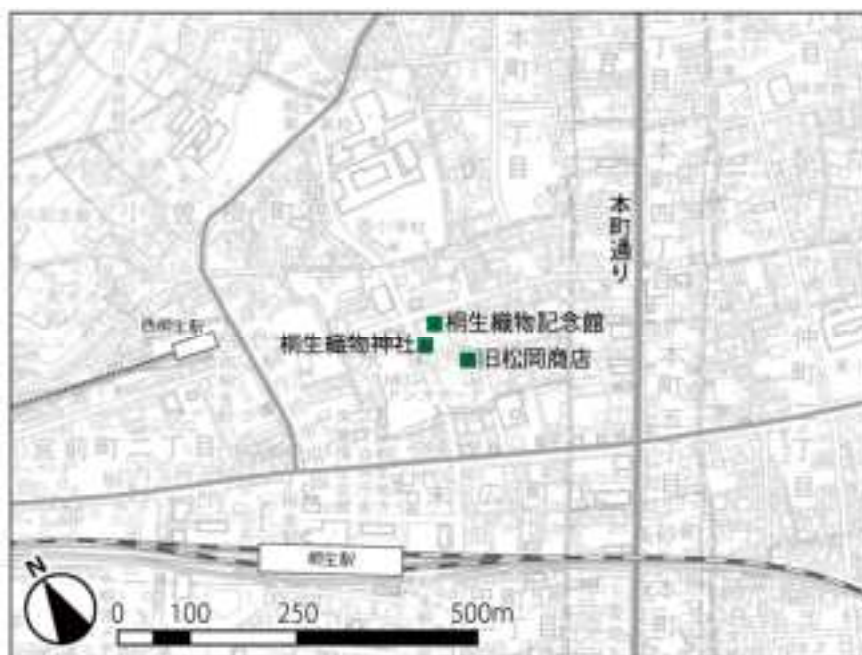
桐生織物会館旧館



新築当時の桐生織物同業組合事務所



旧松岡商店



桐生織物会館旧館（桐生織物記念館）位置図

18) 人工的に絹に似せて作られたレーヨン等の化学繊維（人造絹糸）を使った織物

② 市内に今も根付く機神信仰

市内には、桐生織物発祥の地とされる白瀧神社をはじめとして、^{はたがみ}機神を祭る神社が多く分布しており、古くから盛んであった機神信仰が、今も市民に根付いていることが感じられるとともに、それをよりどころとした生産活動が行われている。

ア. 白瀧神社の大祭

川内町の白瀧神社では、毎年8月、大祭が開かれる。地元住民だけではなく、織物協同組合役員のほか、織物業に携わる関係者が多く参拝し、境内はにぎわう。

この祭礼は、かつては毎年8月5、6日の2日間開催されていたが、近年は8月の第1週の土曜日に開催している。神社周辺住民が氏子となり、その中の祭典委員が運営する。

祭礼当日は神事から始まる。拝殿に関係者が昇殿し、宮司の^{のりと}祝詞に続いて、町会関係者や市内各地の織物関係者が玉串をささげ、地域の安全や発展、そして桐生織物の発展や商売繁盛を祈願する。その後、社殿に隣接する参集殿に移動し直会^{なおりい}¹⁹が行われ、神楽殿では白瀧神社太々神楽（後述）が奉納される。

この祭礼の始まりは定かではないが、明治から昭和までの機神や白瀧姫を題材にした掲額などが頻繁に奉納されており、現在の社殿が修造された明治初期から毎年欠かすことなく続いていると考えられる。元々白瀧神社周辺には多くの機屋が存在し、日頃より織物関係者のよりどころとして参拝されていた。桐生織物発祥の地とされるこの場所で、地元住民と織物関係者の機神への精神的、支柱的な厚い信仰心が、今も根付いていることを感じさせる祭りである。

19) 神事の最後に、神へお供えしたものをおろし、参加者でいただく行為



大祭準備が進む白瀧神社境内の様子



白瀧神社大祭の様子



白瀧神社開帳（昭和10年頃）の様子

イ. 市内に広がる機神信仰

市内に多く分布する白瀧神社から分霊された神社や機神を祭る神社では、それぞれの氏子らにより祭礼が行われ、厚い信仰が続いている。

a) ^{たくはたひめ}栲機姫神社

桐生川の東に位置する菱町の栲機姫神社では、毎年7月第1土曜日に祭礼が行われている。いつから始まったかは定かではないが、写真からは昭和初期の盛況さが分かる。^{こうしょう}口承では、^{せいし}生祠が祭られてから約

280年続くと伝わる。社前に大^{おおのぼり}幟が建てられ、神職による神事が執り行われる。地元織物関係者を中心に組織された神社総代がその祭礼を取り仕切り、市内から織物関係者の参拝が後を絶たない。「栲機姫神社機業繁昌祝詞之璽」と印された御^{おふだ}神札が頒布され、各所に祭られる。菱町では、通称「機神様」と呼ばれており、町内における「菱町かるた」にも登場するなど、広く地元住民によって親しまれ、信仰が厚いことが感じられる。



栲機姫神社大祭（昭和13年）の様子



栲機姫神社の御神札

b) 旧織姫神社

市役所に隣接した旧織姫神社は、当時日本織物株式会社の敷地の一部であり、川内町の白瀧神社から^{かんじょう}勧請したもので機神信仰の厚さを物語るものである。昭和30年（1955）に一帯の敷地が市に譲渡されて以降も、5年に1度の祭礼など地元住民が主体となって運営し、草刈や清掃など長年大切に守られてきた。「織姫」という名はこ

の地を含めた一体の地名にもなっている。

さらに、機神信仰を示すものとして白瀧姫像が作られた。当時、日本織物株式会社では「織^{おり}姫^{ひめ}子^す」という名の^{けんめんこうしょくもの}絹綿交織物を製造し、その商標のデザインとして白瀧姫を用いていた。そこで佐^さ羽^は喜^き六^{ろく}は、宣伝のため、江戸時代末期から明治にかけて活躍した生人形師^{やすもと}安本^{かめはち}亀八に依頼し白瀧姫像を作らせた。明治28年（1895）頃の作とされる白瀧姫は時代の流れのなかで、桐生織物の宣伝に大きな役割を演じ、桐生織物の振興の立役者となり、今なお存在感を放っている。



奉納前の白瀧姫像



現在の白瀧姫像

c) 桐生織物神社

桐生織物会館旧館の敷地内に鎮座する桐生織物神社では、毎年8月に、川内町の白瀧神社宮司と氏子総代が赴き神事が執り行われる。織物関係者、織物会館関係者が整列し、祝詞をあげ、玉串をささげ桐生

織物の発展と商売繁盛を祈願する。『桐生織物史(続巻)』によれば、昭和10年(1935)3月の桐生織物会館新築落成式における桐生織物大博覧会において、神事を恒久化し、毎年4月3日を例祭日としている。また、例祭当日は組合役員職員が参列し神官による厳粛な祭祀^{さいし}を行ったことが記されている。今では、神事が8月となっているが、この神社がここに勧請された昭和10年(1935)から続く祭礼と考えられる。桐生織物の前線基地とされた中心の地で、織物の繁栄に欠かすことのできない機神への信仰の深さを今でも垣間見ることができる。



桐生織物神社神事の様子

d) その他の白滝神社

「白滝」の名が付く神社の1つである相生町の白滝神社にも、拷機千々姫命が祭られ、間口4尺、奥行き3尺半の板葺きの小祠が鎮座している。『桐生市史』の明治12年(1879)調査による「神社明細帳」にも記載されている。赤い鳥居をくぐり石段を登った小高い丘の上に建ち、その下には湧き水が流れ、静かな環境のなかひっそりとたたずんでいる。

境野町の白滝神社は、大正末期から昭和初期に建てられた社殿と、裏に建つ石宮は、その背後にそびえる大櫓や石燈籠から250年は経ていると考えられる。その他にも、摂社や末社として機神を祭る神社は市内

各地に存在し、地域の住民達によって大切に守られている。

③ 今も続く伝統的工芸品「桐生織」に関わる生業^{なりわい}

桐生織物は、その歴史と技術の高さから、昭和52年(1977)に通商産業大臣(当時)から「桐生織」として伝統的工芸品に指定されている。伝統的工芸品とは、100年以上の歴史を有する技術又は技法で、今でも産地にその技術又は技法が伝えられ、生産されている製品であり、製造工程の重要部分に手作業的な要素を持つもので、一定の地域で産地を形成していること等が条件となっている。

桐生織物には7つの技法があり、様々な種類の織物がつくられている。桐生織は、原料となる糸を染色してから織物を製造する「先染め紋織物」が主流となっており、豊富な色の糸を使用し、様々な柄の手の込んだ織物を織り出すことができる。長い歴史のなかで培われ、連綿と受け継がれてきた技術が、桐生織の産地に生き続けているとともに、その技術の発展による繊維産業への波及も見られる。また、それを支える組合や買次商などの活動も後ろだてとなって織物産地桐生を成している。



桐生織物

桐生織物の7つの技法

1. お召織 めしおり 	○しぼ(織物面の凹凸)のある織物で八丁撚糸機を使用。たて糸の本数は1センチメートル間に100本以上。
2. 緯錦織 よこにしきおり 	○単色のたて糸へ何色ものよこ糸を通し、紋様を表す。桐生織は8色以上のよこ糸を用いる。
3. 経錦織 たてにしきおり 	○たて糸に複数の色を用いて紋様を表す。たて糸は3色以上、よこ糸は2色以上で交互に打ち込む。
4. 風通織 ふうつうおり 	○たて糸、よこ糸ともに2色以上を用いる。表裏の組織を二重にし、反転させて紋様を表す。その間が袋状になり風が通りやすい。
5. 浮経織 うきたており 	○紋様を組織しないたて糸で表現する。紋様の部分の糸が浮き上がり、刺繍をしたように見える紋織り。
6. 経絣紋織 たてかすりもんおり 	○絣の模様が出るように染め上げた経絣糸と、絵緯えぬきというよこ糸で紋様を表す。
7. 緞り織 もじおり 	○2本のたて糸を1本のよこ糸ともじりあい織り込む織り方で、紗、絹、羅がある。透け感があり夏用着尺等に用いられる。

ア. 桐生織物の生産工程

山々に抱かれた扇状地である桐生では、耕作面積が少なく、土地がやせていたため、農家の副業として、養蚕、製糸、製織が行われていた。近世中期以降には、技術の革新等もあり、織物が主要産業として発展し、それぞれの工程が専門化していった。

こうして細かく分業化された織物の工程は、現在でも、市内全域に点在する家内工業的な比較的小さな工場において行われ、伝統産業の一翼を担っている。各工程においては、手作業的な技術を重んじながらも、近代化できる所は、コンピューターなど新しい技術を導入し融合させながら、現在に継承している。

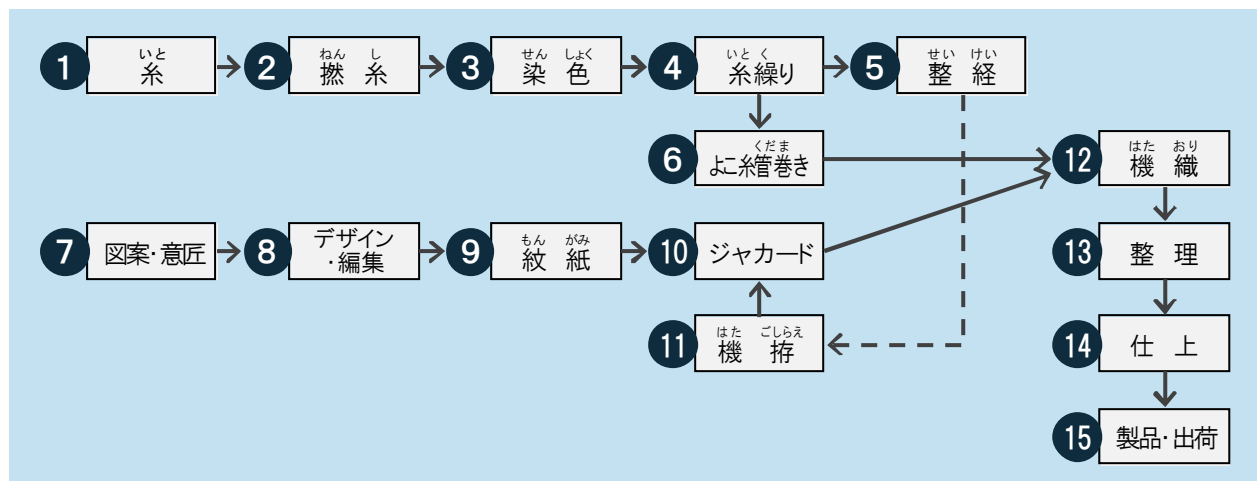
7つの技法の1つ「緯錦織」よこにしきおりは、ジャカード機を用いた先染め紋織物で、単色のたて糸へ8色以上ものよこ糸を通して、紋様を表現する。帯地に使われることの多い技法である。

ジャカードとは、1800年にフランスのジャカールが発明し、紋紙(後述)の穴に応じて指示されたたて糸だけを上げ下げさせる装置で、効率的に細かな文様を織り出すことができるものである。

桐生では、明治10年(1877)に、森山芳平らが京都製の木製ジャカードを購入したのが最初である。その後、桐生の機業家たちは研究を重ね、木製ジャカードを製作するようになっていった。



半木製ジャカード機



「緯錦織」の工程図例

①糸

繭^{まゆ}から絹糸を製糸し、生糸にする。原料となる糸は県内やブラジルなどから仕入れる。伝統的工芸品桐生織に使用される糸は、「生糸、玉糸、真綿のつむぎ糸もしくはこれらと同等の材質を有する絹糸、綿糸、麻糸又は金糸もしくは銀糸とすること」とされている。桐生には、糸を卸す糸屋も多く存在し、桐生糸商組合も組織されている。



絹糸と繭

②撚糸

糸を撚^より、強くする工程である。撚りには、片撚^{もろ}り²⁰と諸撚^{もろ}り²¹があり、用途に応じ

20) 1本または2本以上の糸を引きそろえ右撚りか左撚りをかけること

21) 片撚りのかかった糸を2本以上引きそろえ、さらに片撚りと反対方向の撚りをかけること

て変わる。糸屋や、機屋からの注文により撚り加工を加え納品する。以前は、70社ほどからなる撚糸組合が存在していた。水路の流れていた新宿^{しんしゅく}、境野町地域に撚糸業者が多い。



八丁撚糸機

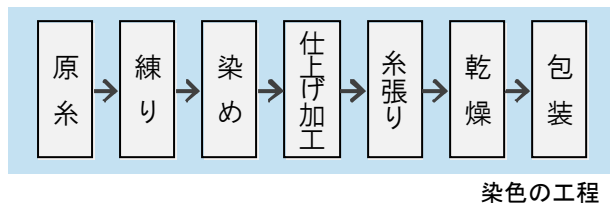
③染色

桐生織物は、友禪^{ゆうぜん}と呼ばれる布を後から染める「後染め」とは対照的に、機織工程より先に、糸を指定された色に染める「先染め」である。伝統的工芸品桐生織の工程条件として、「先染め又は先練り」であることとされ、必ずこの工程を経る。

水を多く使用する染色では、今でも地下水をくみ上げ軟水にして使用しているという。そのため、渡良瀬川や桐生川沿いに立地している染色工場が今も多い。

【染色の代表的事業所—小池染色】

現在も稼働するノコギリ屋根工場において染色を行ってきた小池染色は、昭和初期の創業で、かつて織物業の集積地であった新宿村の一部にあたる錦町に位置する。



糸を染める前工程として、絹糸の光沢を出し、染色性の向上や柔らかな風合いにするため練り（せいれん精練）工程を行う。大きな機械の中でアルカリや酵素等を水や湯で処理するため、工場内には独特のにおいが立ち込める。

染色は、絹糸に草木染料や化学染料を用いて、水又は湯にて時間をかけて色を付けていく。染色機を使用した機械染めと手染めがあり、糸の量や色によって使い分ける。色を調合していく色合わせは、光源によって変わる色の反射や、種類の違った糸との光沢や反射率の違いを考慮して行う職人の技が求められる。

仕上げ加工は、染色後の絹糸を、織物の仕様や用途に応じて適した方法で糊付け、つや艶出し等を行い、次の工程である整経や製織を行い易くする。そこまでの工程が終わり、水分を切った後、糸張りとなる。その後、乾燥場で、ボイラーで温めた蒸気を送りながら乾燥させ、商品として納品する。



精練の様子



手染めの様子



糸張りの様子

④糸繰り・⑤整経

整経とは織物設計に基づき、たて糸の本数、幅、長さ、順序、密度を整え、織機に取り付けられるよう円筒状に巻き取る工程である。

【糸繰り・整経の代表的事業所—木島整経】

現役のノコギリ屋根工場が稼働している木島整経は、ノコギリ屋根工場の多い東地区に立地している。元々は、先代が、昭和10年（1935）に機屋として創業し、昭和12年（1937）に整経部門を立ち上げた。

まずは、染色された^{かせいと}総糸^{かせわく}を^{かせわく}総枠^{かせわく}にかけ、糸枠やボビンに巻き取る「糸繰り」を行う。糸繰り機は、創業当時のものを使用し、年季の入った木の色や跡は何とも味わい深い。

次に、糸繰りで巻いた糸枠やボビンを枠台に配置（枠立て）し、^{おさ}箒^{おさ}抜きを使い、糸を一本ずつ^{あやとり}綾取^{あやとり}箒^{あやとり}に通し、上下させることで綾を取り、ドラム（整経機）にシート状に巻き取っていく。糸の順序を決める織細で重要な作業で、ここで取られた綾は、織物が織り上がるまで外すことはない。糸の材質、本数、太さ、密度を考えながら張りの具合を整える職人の技術が光る。

最後に、ドラムに巻かれた糸を円筒状に巻き取り、織機にかかるようたて糸として仕上げる。出来上がった製品は「たま」、「緒^{まき}巻」などと呼ばれ、機屋に渡り、^{はたごしらえ}機^{はたごしらえ}拵^{はたごしらえ}により織機に掛けられる。



糸繰りの様子



箒抜きで一本ずつ綾取り箒に通す様子



糸の張りを確かめながら整経機に巻き取る様子

22) 総枠は、紡いだ糸を巻き取る道具で、総糸はそこに巻き取られた糸のこと

23) 整経の時に綾を取るために用いる箒。箒とは櫛状の道具で、間にたて糸を一本ずつ通す

⑥ よこ糸管巻き

糸繰りされたよこ糸を木管に巻きとる。手動、機械、自動巻きがある。巻き取った木管を杼^ひ²⁴に装置して織機に取り付ける。



管巻きの様子

⑦ 図案・意匠

図案・意匠は、主に機屋からの指示に基づき、紋様のデザインをして図面に起こす言わば織物の設計図を作る工程である。星つき、星屋^{ほしや}とも呼ばれる。

現在では、図案をコンピューターに取り込み、専用ソフトで意匠データとして作成するのが主流となっており、次工程（⑧デザイン・編集）も同時に行えるようになっている。完成した意匠図は、基本的には機屋から紋切屋^{もんきりや}に渡る。

そのような中でも、今でも伝統的な技法により細密な作品を生み出す桐生織伝統工芸士の技が光る。

【伝統工芸士の技（図案・意匠）】

『桐生織物史』によると、この技術の基を辿れば、寛政2年（1790）、京都の紋工小坂半兵衛^{さかはんべえ}が伝えたと言われ、その技術は今でも連綿と継承されている。

発注元と打ち合わせしながら起こした図案を基に、必要に応じて拡大しながら、

意匠紙（星紙とも言う）という専用の方眼紙に書き写し、一枱ごとに配色を考えながら着色していく。意匠紙は、枱目が正方形や縦長のもの等サイズも様々で、約40種類以上ある。方眼1枱は、たて糸とよこ糸の交差点を意味するため、発注元の織機や、たて糸、よこ糸の本数等に合わせて適切なものを選んでいく。

仕上げでは、筆先を平に切った削用筆^{さくようふで}を使って、ふちを把釣^{はつり}る作業を行う。把釣りとは、絵のふちの枱目に合わせてギザギザに塗りつぶしていく作業をいう。滑らかなカーブの部分、ぼかしやにじみ部分などを、様々な把釣りの技術を駆使しながら表現していく。かつては意匠に半年かかったこともあったという。ここで伝統工芸士の技術が光り、織物の良し悪しが決まってくるという。

大澤デザインルームは、先代である父が創業し、現在の2代目が、昭和36年（1961）より家業としている。元々大澤図案所であったが、コンピューターの導入で現在の名



把釣りの手元



把釣りの様子



星紙と織り上がりのイメージ

24) 織物を織る時に、たて糸の間によこ糸を通すのに使われる道具。シャトルとも言う

称に変わったが、その高度な技術は今も継承されている。

⑧デザイン・編集

手書きの意匠図をコンピューターで読み取り、画像を編集しながら、意匠データに変換する。柄にグラデーションを加えることや色の変更などが容易に行え、斬新な紋様を作り出すことができるようになった。

現在では、次工程(⑨)の紋紙を使わず、出来上がったデータを機械に直接掛けて織る織機も開発されている。



デザイン・編集の様子

⑨紋紙

桐生織は、紋織物と呼ばれ、たて糸を自在に動かし、色の付いたよこ糸を通すことで、様々な紋様を織り出すことができる。その数百本から数千本にもなるたて糸を動かす情報を、織機の上に設置されたジャ



紋切の様子

カード機に指示する役割を担う設計図が、^{もんがみ}紋紙と呼ばれる長方形の板紙である。意匠図を基に、この紋紙に穴を開ける作業を行うのが^{もんきりや}紋切屋である。現在では、コンピューターでデザインされた意匠データによって、自動的にパンチング作業ができる機械化も進み、高速化、効率化が図られている。

こうした紋切屋などの関連企業は、1970年代には意匠部門も合わせて市内180軒を超えていたというが、今では、その数も減少しつつも各組合により、技術の維持継承を図っている。

【伝統工芸士の技（紋紙）】

かつて主流であったピアノマシンと呼ばれる^{もんほりき}紋彫機を使用した手作業によるパンチング作業は、職人の豊かな経験に裏打ちされた高度な技術がなければ成り立たない。ピアノマシンは、ピアノを弾いているかのような手さばきからこう呼ばれる。針に連動した12個のボタンを両手で操作



横1列を1マスごとに彫り進める



彫られた紋紙をつなぐ

し、中央にセットされた紋紙に穴を彫っていく。踏み板も駆使し、身体全体を使って高速で彫り進めていく。意匠図の横1列の情報を、1 枡ごと 1 色ごとに紋紙 1 枚に穴彫りで表していく。穴があればたて糸が上がり、穴がなければ上がらないというたて糸の上下運動の設計図となる。この仕組みを理解するのに最低10年はかかるという。よこ糸 1 本につき 1 枚の紋紙が必要となることから、織物によっては数千枚必要となるものもある。熟練の職人ともなれば、紋紙から織り上がりをイメージしながら、1 日に800枚の紋紙を彫ったという。

多くの織物関係業者が存在した機業地として発展した広沢町に立地する大正 2 年（1913）創業の周東紋切所では、今日も職人が、意匠から織物になる間の橋渡しとしていそしんでいる。

⑩ジャカード・⑪機拵^{はたごしらえ}

機拵とは、ジャカードの動きを、通糸^{つうじ}や綜統^{そうこう}と呼ばれる部品などを通じて、それぞれのたて糸に上下の開口運動を伝えていくシステム装置である「架物^{かぶつ}」を仕立てていくことである。機織前の最終工程となる。

機拵は、こうして仕立てられた架物を、機屋の織機に設置するまでが機拵の仕事である。

【ジャカード・機拵の代表的事業所—岡部機拵所^{おかべ きそんじょ}】

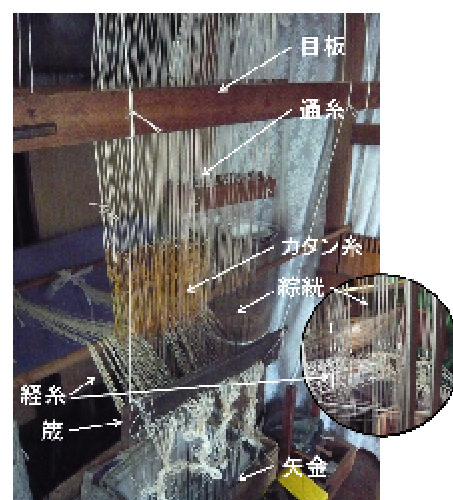
岡部機拵所は、桐生で多い家内工業であり、機屋を支える技術が受け継がれている。昭和12年（1937）創業で、先代より脈々と続けられ、現在は夫婦 2 人で作業している。

設計において、織物種類を分析し、密度や糸数の計算等を行い、必要な材料をそろえる。架物は、ジャカードの縦針から下に、

通糸、カタン糸（馬糸）、綜統、矢金^{やがね}が下がる。これらを独特な結び方でつなぎ、目板^{めいた}を通して吊るしていく。結び方は「機結び」や「坊主結び」など様々な結び方があり、機拵には必須の技術である。細長い金属で出来ている綜統は、たて糸を引き上げる重要な部品であり、真ん中に小さな穴が開いている。ジャカード機の口数や紋様に応じて、数千本にもなるたて糸を一本ずつ通す作業が必要となる。その後、密度に合わせて、たて糸を箴^{おさ}に通す。一本たりとも間違いが許されない作業となる。全て手作業で機械化が出来ない。複雑で細かい作業には熟練の技が求められる。



機拵の様子



機拵の名称

⑫機織

一般に機を織ることを職業とする家やその人を機屋と呼ぶ。桐生には数多くの機屋が存在している。

織機の上に取り付けられたジャカードが、せわしく動く紋紙を読み取り、たて糸が上下に引っ張られ開口する。そこに、よこ糸となる糸を巻いた管を収めた杼（シヤトル）と呼ばれる長細い道具が、左右に移動する。^{おきう}箴打ち²⁵された後、続いて、別のたて糸がまた上下に開口し、その間を別の杼が左右に移動する。たて糸の上下の運動と、杼の左右の行き来する動きが繰り返されることによって、たて糸とよこ糸が交差し、よこ糸がたて糸の上にあるか下にあるかで様々な紋様が織り出されていく。

【機織の代表的事業所①—後藤織物】

明治から続く機屋の後藤織物では、ノコギリ屋根工場の下、広く高い空間が広がり、複数の織機が軽快なリズムを響かせている。北側の天窗からの自然の光で工場内を明るく照らす。

後藤織物は、初代後藤定吉^{ごとうさだきち}が明治3年（1870）に現在地である当時の安楽土村へ居を構え、機業を始めたとされる。明治10年（1877）には揚柳縮緬^{ようりゅうちりめん}（絹綿交織）を産出し、明治12年（1879）には観光縹子を



後藤定吉

25) 櫛状の箴に通ったたて糸の位置を整えながら、杼で通されたよこ糸を箴で打ち込むこと

工夫して南京縹子に対抗するなど明治初期の桐生織物業に大きな貢献を果たした。また、進取の気性に富んだ定吉は、いち早く洋式染色技術の導入を図った。

現在、後藤織物で働く従業員5名のうち女性は4名である。昭和13年（1938）には、織機数36台、男工13人、女工50人という記録（後藤家文書等）も残る。古くから絹産業が盛んであった群馬は、多くの女性が、養蚕、製糸、織物に関わり、女工として家計を支え活躍し、「かかあ天下」と言われた。そのことを表すかのように、桐生でも女性従業員の割合が高く、その繊細さが織物産業には必要不可欠であったことを物語っている。

熟練の職人が、織機と向かい合い、糸の調整と色を確認しながら、慣れた手つきで作業を進める。織られた生地は、裏面が上側に現れ、巻き取られていく。そのため、表面の紋様の織り傷の確認のため、織機の織面の下部分に鏡が取り付けられている。たて糸が1本でも緩んだり、切れたりする



門構え



明るい北窓の下に並ぶ織機

と、織り傷が出来てしまい商品にはならない。配色の交換や確認、たて糸を動かす装置（架物）や織機のメンテナンス、音の変化など、五感を駆使し感じ取ることが求められる。広大な敷地に建つ後藤織物は、ノコギリ屋根工場をはじめ、主屋や奥座敷のほか、各蔵、旧釜場なども存在し、織物生産のシステムをそのまま残している。その外観からは、歴史の深さを感じさせる。また、同時に敷地が板塀や竹垣で囲われ、表門とその両脇にそびえる松とが一体となって、織機の音を響かせながら、当時の雰囲気や趣をそのまま残す良好な景観を形成している。



機織の様子

【機織の代表的事業所②—森秀織物】

ノコギリ屋根工場で現在も稼動する森秀織物工場は、明治10年（1877）の創業の老舗で、初代^{もりしまひで}森島秀から数え現在5代目が切り盛りする。桐生的高级織物であるお召し専門の機屋であり、戦時中も当時の商工省から技術保存業者に選定され、織機の供出を免れた。昭和37年（1962）には137人の従業員を抱え、うち100人ほどが女工であったという。桐生織7つの技法の1つ「お召織」の技術を活かした文楽人形や歌舞伎の衣裳などを織り上げるほか、織物で作ったカレンダー、和装小物等、桐生織の伝統的技術の継承に努めながら様々な商品を作り出している。

工場内の北側の天窓からは、明るい光が差し込み、ジャカード織機が6台と糸繰り機が据え付けられ、様々な織機、お召し専用の織機が並ぶ。お召しは、先染めの糸を用いた平織りの織物で縮緬^{ちりめん}の一種で、発祥は桐生とも言われている。天保年間（1830～1844）に縞縮緬^{しまちりめん}を11代将軍徳川家斉^{いえなり}に献上し、「お召し」の名が生まれたとされる。特徴は、しば（織物面の凹凸）を出すため、よこ糸には、八丁撚糸機で撚った強撚糸にのり付けしたものを使用する。織りあがっ



織機



染色釜



八丁撚糸機

た後、のりを洗い流すことでよこ糸が縮み、しぼができる。今では、八丁撚糸機を使用したお召織りができる機屋も職人も限られている。やわらかな高級感のあるお召しを求め、全国から問い合わせがあるという。

森秀織物は、桐生織物業界の盛衰のなか、明治時代から続く大規模な織物会社であり、居宅兼事務所と織物工場、寄宿舎とが一体をなす建築群を構成し、有力機屋の風格が今でもうかがえる。表門や板塀などとともに、手入れの行き届いた庭も含め、全体的に和風に統一されている。織機の軽快なガシャンガシャンというリズムカルな音が外にまで絶え間なく響き渡り、今でも大正から昭和にかけての当時の雰囲気やたたずまいを色濃く残している。



門構え

【伝統工芸士の技（桐生絞）】

「桐生絞^{しぼり}」は、布をくくり模様を浮かしたせる絞りの技法を、桐生織に多数組み合わせ二次加工を施すもので、群馬県ふるさと伝統工芸品にも指定されている。伝統的工芸品桐生織の7つの技法のうち「お召織」、「風通織」、「縋り織」に、長年培われた「桐生絞」技術を取り入れた独自の和装着物を生産する。デザインから、お召織に必需な八丁撚糸機による強撚糸、手染めによる染色、素材加工なども行っており、それらを組み合わせながら伝統工芸士の技が光る一品物をつくり上げていく。

また、最近では、和銅7年（714）に上野国^{こうずけのくに}が朝廷に献上したという柔らかな風合いの織物「^{あしぎぬ}紬」を群馬県繊維工業試験場などとの共同研究により再現するなど、高い技術力を誇る。

機屋の多い東地区に立地する明治40年（1907）創業の泉織物の4代目は、時代を見据えたものづくりに取り組みながらも、数少ない生絹^{きぎぬ}を用いた着尺機屋としてその伝統技術と先人からの精神を今なお引き継いでいる。



作業の様子



桐生絞が施された織物

⑬整理

織り上がった生機^{きばた}を整理して、風合いを良くする。生地^きの長さや幅の調整、しわを伸ばしたり、乾燥などの処理や加工を行う。



整理の様子

⑭仕上げ

幅や長さを計り、ルーペを使用し、傷や汚れ等の検査と補修を行う。



仕上げの様子

⑮製品・出荷

仕上がった織物は、買次商^{かいつぎしょう}や問屋などを通して、小売、デパート等に出荷され、一般消費者に渡る。



出荷の様子

イ. 織物生産・流通を牽引^{けんいん}する組合と買次商

桐生織物の生産・流通にあたっては、単にそれらの活動の担い手だけでなく、その活動を牽引する組合や買次商によって支えられている。

a) 織物産地を牽引－桐生織物協同組合

桐生織物産地では、様々な組合組織が、織物産業の盛衰のなか、離合集散を繰り返しながら、業界の発展に寄与してきた。

現在の桐生織物協同組合の最も前身となるのは「桐生会社」である。明治11年（1878）に設立された桐生会社は、好況であった時分の粗製乱造防止と染色技術向上を目的とし、機業家171人をもって組織された。その後、各組合が乱立するなか、現在の桐生織物会館旧館を拠点に桐生織物同業組合など経て、昭和62年（1987）、組合同士の大同団結に至り、現在の桐生織物協同組合が設立された。

桐生織物会館旧館は、当時の各組合が事務所として使用していた建物であり、現在



桐生織物記念館販売所



展示の様子

でも当時の姿をとどめ、桐生織物記念館として事務所や販売所などとして活用されている。

現在の組合は、市内外を含め組合員数110工場を数え、国内外での展示会や見本市を開催するなど販路の開拓、販売促進、織物技術の維持継承等に積極的な活動を行っている。織物のまち桐生への思いは昔から一切変わらず、今でも中心的な役割を担い、組合員を取りまとめながら桐生織物産地を牽引している。

b) 流通プランナー—買次商

近世から近代にかけて、絹の取引に関し、買次商と呼ばれる機屋と問屋の間で仲買をする商人が登場し、桐生織物の取引を支えた。買次商は機屋から織物商品を買取り、それを都市問屋に販売し、「口銭^{こうせん}」と言われる仲介料を受け取る。江戸時代末期には絹買仲間がつくられ、明治には、佐羽商店、書上商店^{かきあげ}など多くの買次商が活躍していたという。

買次商は、時代とともにその数は減少しているが、現在でも職業として存在している。島崎商店は、かつて織物取引の場となった歴史的な趣のある桐生新町伝建地区内の買場通りに面し買次商を営んでいる。機屋から買次を通して問屋、小売という経路に限らず、今では様々な流通経路による多様化が進んでいるが、問屋が何を欲し、

桐生産地の状況がどうなっているのか、時代に沿った商品の企画提案を行っている。買次商を主とした桐生産地元売協同組合と桐生織物買継商友会の2つの組合も存在し、桐生織物の流通の一端を担っている。

ウ. 伝統技術から発展した技術をもつ繊維産業

市内には、前述の織物の伝統技術を活かし発展した技術が集積し、独自の製品開発、生産を行い、和装から洋装、工業製品など様々な分野において、広く繊維産業として営みが続けている。その営みは、ノコギリ屋根工場などの歴史的建造物でも行われ、伝統技術を活かし新しい価値を生み出している。桐生は織物を含む繊維産地としての発展の様子もうかがい知ることができる。

a) 染色整理技術—朝倉染布^{あさくらせんぶ}

朝倉染布は明治25年（1892）、精米業から織物整理加工業へ転身し、朝倉織物整理場を創業した。以来、水車とともに織物業で栄えた赤岩用水沿いに本社を構え、一貫して染色整理業を続けて120年以上経つ老舗企業である。

現在は合成繊維の染色加工を中心に、独自の加工技術による機能性を持たせた繊維の開発に取り組んでおり、世界に誇る技術を有する。特に、超撥水機能^{はっすい}を持たせた生地は、大手素材メーカーが水着に採用し、



織物商品が並ぶ作業場



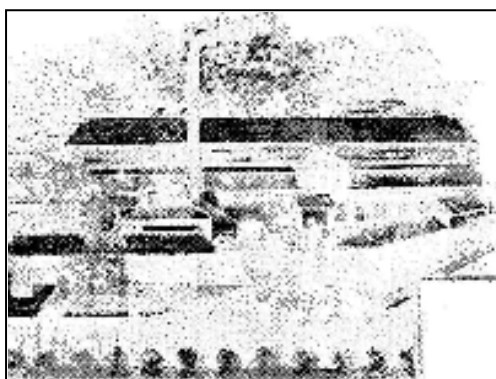
ノコギリ屋根工場内部

オリンピックでも好成績を残している。

技術の進歩は著しく、ただ染めるだけではなく、様々な用途に応じた難燃や抗菌などといった加工も可能となり、それぞれの企業も時代に合わせ進化している。



作業の様子



明治末期の朝倉織物整理場
(出典：朝倉染布(株)創業120周年記念誌)

b) ニット編みー松井ニット技研

明治40年（1907）に機屋として創業した松井ニット技研は、本町四丁目に立地する。戦後、桐生は、マフラー輸出景気で復興を果たすが、その頃、同社では編み機を導入し、昭和25年（1950）に機屋からニット業に転換した。現在でも当時の編み機をあえて使用することで、独自のリブ編み技術によるマルチストライプ柄のマフラー製品等を生み出している。近年では、長い歴史と伝統に培われた職人技に支えられながら、独自の伝統技術を駆使し、当時流行のマフラーの復刻やセーター等の衣料分野への挑戦も行っている。

工場内には戦後のマフラー景気当時から変わらぬ機械の音が響き渡り、建物の外観とともに地域の中で歴史の息吹を感じさせている。



編み機



マフラー製品

□ 様々な紋様を織りなす「織物のまち桐生」

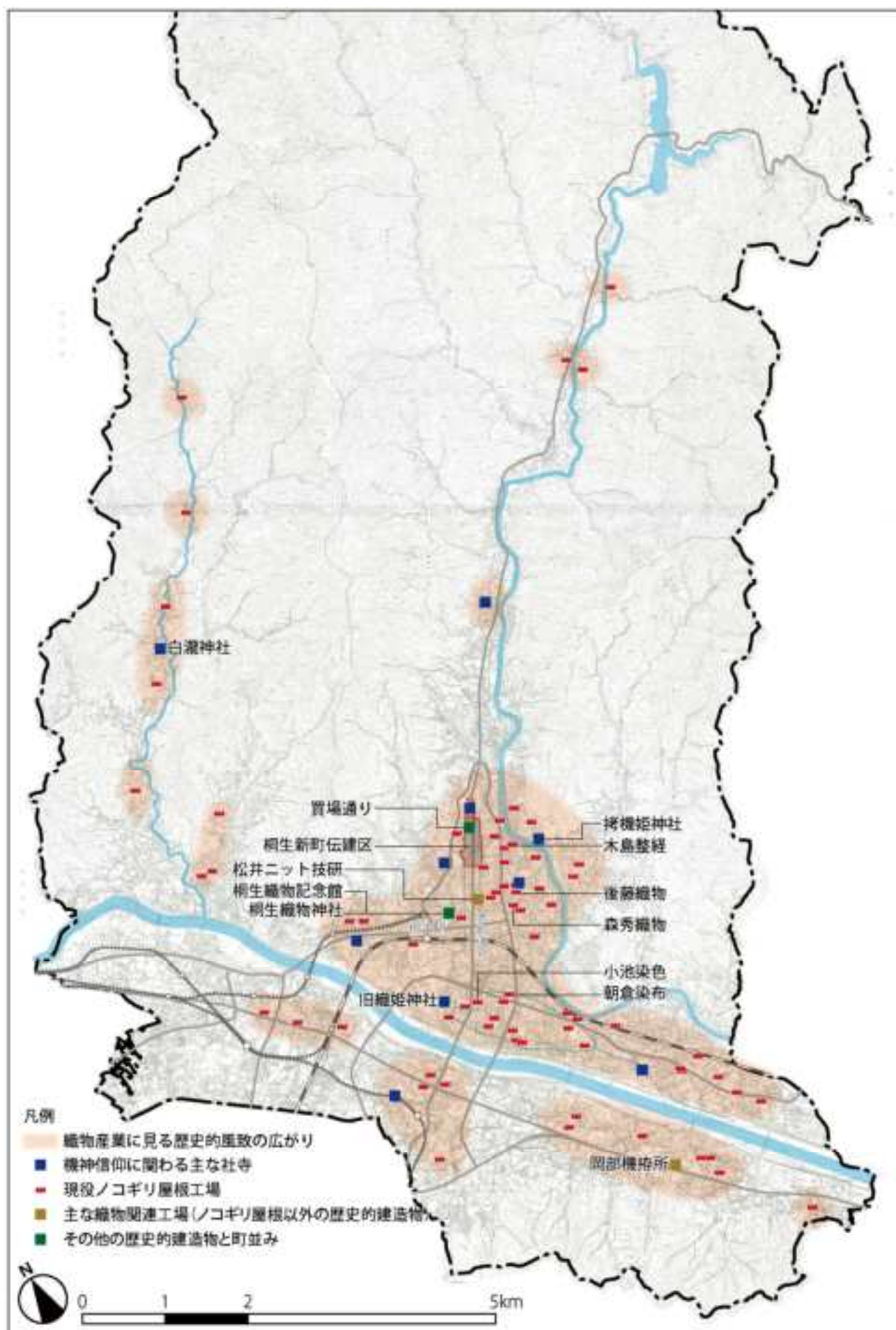
市内には、白瀧神社をはじめとした機神を祭る神社が各地に分布し、多様な都市空間を形成する1つの構成要素となっている。これは、織物産業が本市全体で盛んであるとともに、織物産業に関わる人だけでなく、本市民にとっても、古くから機神信仰が根付いていることを物語る。各機神神社では、今でも祭礼や神事が執り行われるなど信仰心はそれぞれの地区に根付き、織物産業と機神信仰は一体となって現在まで続いてきた。

また、昭和初期までに建てられたノコギリ屋根工場をはじめとする織物関連の建造物が広く分布しており、それらの建造物において、本市の伝統的工芸品である桐生織物の生産に関わる生業が続けられ、至る所で織機の

音を響かせながら歴史的な風情を醸し出している。

生産に限らず、桐生織物記念館を拠点に織物産地を牽引している桐生織物協同組合や、歴史的町並みを舞台に今でも存在感を発揮している買次商などが、古くから生産・流通に大きく関わり、織物産業を支えている。

このように、織物に根付いたこの地で暮らす人々の変わらない信仰心や生業（たて糸）と、古い歴史の中で培われた町並みや建造物（よこ糸）、これら地域の中で紡がれてきた2つの糸が交差するとき、まさに桐生織物の様々な紋様のごとく表情豊かな「織物のまち桐生」が織りなされる。



織物産業に見る歴史的風致の広がり

【コラム①：旦那衆の集まる社交場－桐生倶楽部】

桐生駅前を東西に走る末広通り沿いで、大正レトロな雰囲気^{きりゅうくわぶ}を醸し出し、近代の桐生の趣を感じさせるのが、大正8年(1919)に建てられた「桐生倶楽部会館」である。木造2階建て寄棟造^{だいたいいろ}で、橙色の瓦屋根やモルタル塗りの外壁、列柱のある玄関ポーチ、小さな切妻屋根をのせた煙突など、スパニッシュ様式の意匠など洋風な外観は、近代の桐生人のモダンな生活ぶりを今に伝える。

この会館を拠点に様々な活動を行っている「桐生倶楽部」の母体は、明治33年(1900)に設立された「桐生懇話会」である。その活動が活発になると、桐生を訪れる名士や有志との交流の場が必要となり、日本最古の社交機関である交詢社^{こうじゆんしゃ}などの影響を受けながら、大正7年(1918)に正式に社団法人桐生倶楽部が発足し、桐生懇話会は発展的解消を遂げた。

倶楽部設立資金や会館建設資金は森宗作^{もりそうさく}をはじめ、ほとんどが有志による寄附金であった。建設は桐生出身の野間清治^{のませいじ}を仲介し、著名な設計士であった清水巖^{しみずいわお}に依頼して行われた。

桐生倶楽部は、当時の地方都市としては珍しく、機屋の旦那衆等の情報交換や交流の場、都会から訪れる人達をもてなす社交クラブであったほか、戦後には、作家の南川潤^{みなみかわじゆん}や坂口安吾^{さかぐちあんご}らの参加もあり、文化の向上にも一役買った。

○ 桐生倶楽部の管理と運営

創立当初から残る特徴的な慣例として、新入社員の入会の賛否を決める議決方法がある。理事会において、「決」と記された袋に、入会に賛成なら白の碁石、反対なら黒の碁石を入れ多数決を採るというものである。また、近年までは、社員になれるのは男性のみであったが、現在は女性に

も開放され、今や女性理事もいる。会館の使用にあたっては、社員の紹介がなければ使用することができない。また、会館の南に管理人住居があり、当初より現在まで親子3代にわたり永井家が管理人として住み携わっている。

桐生倶楽部の管理・運営は創立時から、全て自主財源で賄い、今でも会費により行われている。現在も桐生を代表する有力者が名を連ね、社員同士の茶の間として様々な活動を行う。当初の頃から続く月例会や互礼御餐会^{げつれいかい}をはじめ、園遊会やクリスマス会など年中行事も盛んに行われている。

一方で、時代に合わせ、一般公開し、活動形態も変わりつつあるが、桐生懇話会の創始の精神が変わらず息づき、高貴な雰囲気^{けいぎなふんいき}を今でも醸し出している。



桐生倶楽部会館



上棟式の様子



名だたる人物の足跡が記された芳名録

(2) 桐生祇園祭とゑびす講に見る歴史的風致

「織物のまち」として発展してきた桐生新町とその周辺においては、歴史的町並みを舞台として、桐生祇園祭とゑびす講の2つの祭礼が現在まで続けられている。これら2つの祭礼は、いずれも織物生産、機神信仰と深く関わる歴史をもっている。

① 舞台となる桐生新町と周辺に関わる建物と町並み

桐生祇園祭とゑびす講の舞台となる桐生新町やその周辺には、織物生産にまつわる歴史的建造物や社寺、その背景となる丘陵地などにより良好な歴史的景観が形成されている。



桐生新町の位置

ア. 桐生新町の建物と町並み

天正19年（1591）に大野八右衛門^{おおの はちえもん}により町立てされた桐生新町は、北端には桐生天満宮、南端には浄運寺を配し、2つの社寺を南北に町の中心となる道幅5間半の本町通りでつなぎ、その両脇に間口が6～7間、奥行は40～44間という短冊状の敷地割りが施された。始めに一丁目、二丁目の町並みを整え、その後、慶長年間（1596～1614）に三丁目から六丁目までを延長し15町52間2尺の町並みができあがった。

また、横山町は、かつては横町と呼ばれて

おり、町立て当初は大野八右衛門の住居、松山藩の所領になってからは陣屋の置かれた場所に通じる位置にあり、格式のある町であった。

「織物産業に見る歴史的風致」で前述のとおり、桐生新町伝建地区である一、二丁目には、町立て当初からの敷地割りと江戸時代後期から昭和初期に建てられた、絹織物に関わる様々な建造物が一体となった歴史的町並みを形成している。

一方、三丁目から六丁目までの区間は商店街の近代化により拡張されたものの、町立て当時の短冊状の敷地割りが残っており、敷地の奥には現在でも多くの居宅等に付随する家蔵が分布している。また、桐生新町の南端に配されている浄運寺は、宝暦3年（1753）に建築された本堂が市指定重要文化財となっている。六間取り構成の方丈系本堂で、建築当初は茅葺^{かやぶき}屋根であったが、明治19年（1886）に現在の棧瓦葺^{さんがわらぶき}に改められた。その他に、近代化を象徴する金善ビルなどの歴史的建造物が見られる。



桐生新町伝建地区の町並み

そして、横山町には、明治に建てられた旧細谷家住宅をはじめ、上野（東京都）の寛永寺の開祖である天海僧正の法弟、覚成（覚盛）法印が寛永6年（1629）に建立した栄昌寺などの歴史的環境が残る。栄昌寺には、徳川家

康と天海僧上対座の図など、徳川ゆかりの寺宝が収められている。



三葉葵紋が見られる榮昌寺

イ. 桐生新町周辺の建物と町並み

本町一丁目の北に隣接して、桐生新町の宿頭である桐生天満宮が鎮座しており、また、本町二丁目の三越桐生前から、本町通りと直交するゑびす通りを北西へ向かい、山手通りと交差する先には、桐生新町とともに桐生祇園祭の中心となる式内社美和神社、ゑびす講が行われる桐生西宮神社が鎮座している。美和神社の境内社である桐生西宮神社は、美和神社の北隣に位置している。

現在のゑびす通りの南には、かつて美和神社への参道であった美和様辻子と呼ばれる道が並行しており、この通り沿いには、軒を連ねる長屋、1連のノコギリ屋根工場（織物工場）、規模の大きい町屋などの建物が建ち並び、往時の参道の面影が残されている。

ゑびす通りや美和様辻子と直交する山手通りは、往時にはひしゃくやまじょう桧杓山城に通ずる主要な道で、通り沿いには、近代化遺産である西桐生駅のほか美和神社、桐生西宮神社をはじめ、えんまんじ円満寺、じゃっこういん寂光院、みょうおんじ妙音寺など多くの寺社が並んで立地している。その西には、桐生が岡公園周辺の丘陵地や和洋折衷住宅が多く残る宮本町があり、一帯は緑豊かで閑静な雰囲気醸し出している。なお、寂光院の境内地は、江戸時代、桐生新町の陣屋が置かれた場所である。寂光院は明治13年（1880）に天神

町から現在地へ移転したが、その際、二丁目の旧祇園屋台を譲受け、その彫刻品が本堂のしょうこんぐ荘厳具に使用されている。

また、山手通り沿いの一帯は、通りに面した石段や石積み、鳥居の手前に残る古い水路と太鼓橋、石積み上のコンクリート製欄干などが、神社域と一体となり歴史的な趣を感じさせる景観がみられる。

その他、本町五丁目の東には大正レトロな雰囲気醸し出し、かつてのモダンな生活ぶりを伝える桐生倶楽部会館（市指定重要文化財）が建つ。また、本町六丁目の北西は、当時桐生屈指のほりゆう堀祐織物工場の敷地であった場所であり、昭和初期に建てられた創業者の



山手通りと美和神社



美和様辻子に立ち並ぶ町屋



古い水路にかかる太鼓橋と欄干

旧堀家住宅主屋と蔵（いずれも国登録有形文化財）などが残る。いずれも桐生新町周辺の歴史的な景観を形成している。

a) 桐生新町の宿頭－桐生天満宮

桐生新町の北端に位置している桐生天満宮は、天正19年（1591）、桐生新町町立ての際に現在地に移されたとされている。現在の社殿は、安永7年（1778）に起工して、寛政元年（1789）に上棟、寛政5年（1793）に遷宮開帳されたことが棟札に書かれている。権現造りで、切妻流破風の^{ながれはふ}本殿及び幣殿の外壁には極彩色の精巧かつ華麗な彫刻が施されている。彫物棟梁は現在の黒保根町上田沢出身の^{せきぐちぶんじろう}関口文治郎である。関口文治郎は、「上州の左^{ひだりじん}甚五郎」と称された名工で、国宝となっている妻沼^{めぬま}聖天山^{しょうてんざん}歓喜院^{きんしん}聖天堂^{しょうてんどう}（埼玉県熊谷市）に携わったほか栗生神社など各地に足跡を残した。国指定重要文化財となっている。



桐生天満宮

b) 桐生祇園祭の起点－美和神社

美和神社は、崇神天皇^{すじん}の時代に大和国の^{みわやま}三輪山^{さんりん}から勧請^{かんじよう}したと伝えられ、日本後記によると延暦15年（796）に延喜式内社^{えんぎしきないしゃ}に記録されている上野十二社^{こうすけ}の一社で県内有数の古社である。天正年間（1573～1592）に火災のため、社殿、宝物、古記録などが焼失し、創祀の詳細についてはわかっていないが、大正11年（1922）に作られた「延

喜式内郷社美和神社由緒」には「東国鎮護トシテ大神ヲ、今ヲ去ル二千有余年前、毛野国ニ鎮祭ス」とある。さらに「延享元年八月二十七日神祇道管領ト部朝臣兼雄ヨリ上野国山田郡菌田庄桐生鎮座三輪ノ御神号ヲ贈進セラル」とある。

社号は明治時代に美和神社に統一したが、近世までは美和と三輪を併用して使用しており、神社入口には「三輪大名神」と彫られた社号標柱が現在も建っている。

山手通りに面した石段を登り鳥居をくぐると、拝殿前の広場には神社本殿に向かい右側には手水舎、左側に神楽殿が建ち、広場から更に十数段の石段を登ると美和神社である。拝殿は正面五間、側面二間、千鳥破風付き平入り流造り銅板葺、本殿は一間の流造り銅板葺である。現在の社殿の建立年については棟札が残されていないため不明であるが、その造りから幕末か明治初期の建築とされている。

拝殿西側には、明治41年（1908）に本町三丁目から移設された神輿蔵^{みこし}が建ち、現在、



美和神社



神輿蔵

桐生祇園祭に使用される神輿はここに保管されている。

神輿蔵の前には、境内社として八坂神社を合祀した時に、ともに移されたはたがみしや機神社、おもかね思兼神社、ほろわごんげん母衣輪権現のしょうし小祠があり、美和神社右手には松尾神社の小祠、その奥にはこんびら金比羅神社、その右隣には桐生西宮神社がある。

桐生祇園祭は、かつては八坂神社の祭礼であったが、明治41年（1908）に八坂神社が美和神社に合祀されて以来、美和神社の祭礼となっており、神輿の出御や還御、祭典役員会などの行事はこの地を中心に行われている。なお、八坂神社は、桐生新町三丁目にあったが、神仏分離令（正式にははんぶんれい神仏判然令。以下「神仏分離令」という。）によりござてんのうしや牛頭天王社から八坂神社へと改名されて以降、同地にあったしゅじょういん衆生院が明治3年（1870）に廃寺となり跡地に警察署が建てられ手狭となったため、同地にあった他の末社とともにこの美和神社に合祀された。

c) 西宮神社本社の直系分社－桐生西宮神社

桐生西宮神社は、美和神社の摂社として、その境内に鎮座している。山手通りに面した石段の中段に建つ鳥居をくぐり、参道となる石段を更に登ると正面に社殿がある。社殿は、拝殿と本殿からなり、明治34年（1901）の建築である。

古くから盛んであったゑびす信仰もますます重んじられる気運のなか、明治31年（1898）に現在の本町三丁目周辺が大火に襲われた。その後、「災い転じて福と成す」という大火からの復興再建の気概とが重なり、摂津国西宮神社を勧請する声が高まった。「西宮分社建設願」は、発起人を含

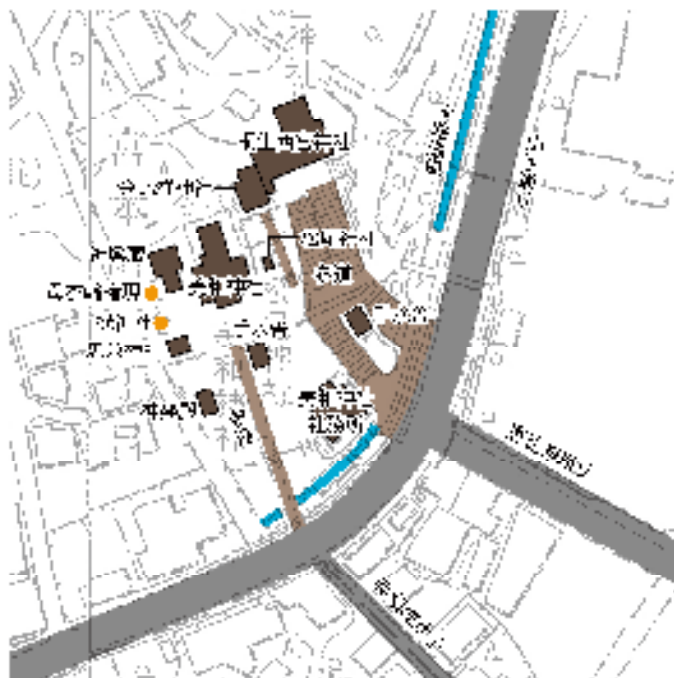
め、桐生町民400名近い連名で提出され、明治34年（1901）11月20日、兵庫県の西宮神社本社の直系分社として桐生西宮神社が分霊勧請された。御祭神は福の神の本流であるひるこ蛭子（恵比須）大神で、関東で唯一の直系分社から、関東一社と称されている。



桐生西宮神社



西宮分社建設願（明治34年）
（出典：栗田家文書）



美和神社と桐生西宮神社の配置

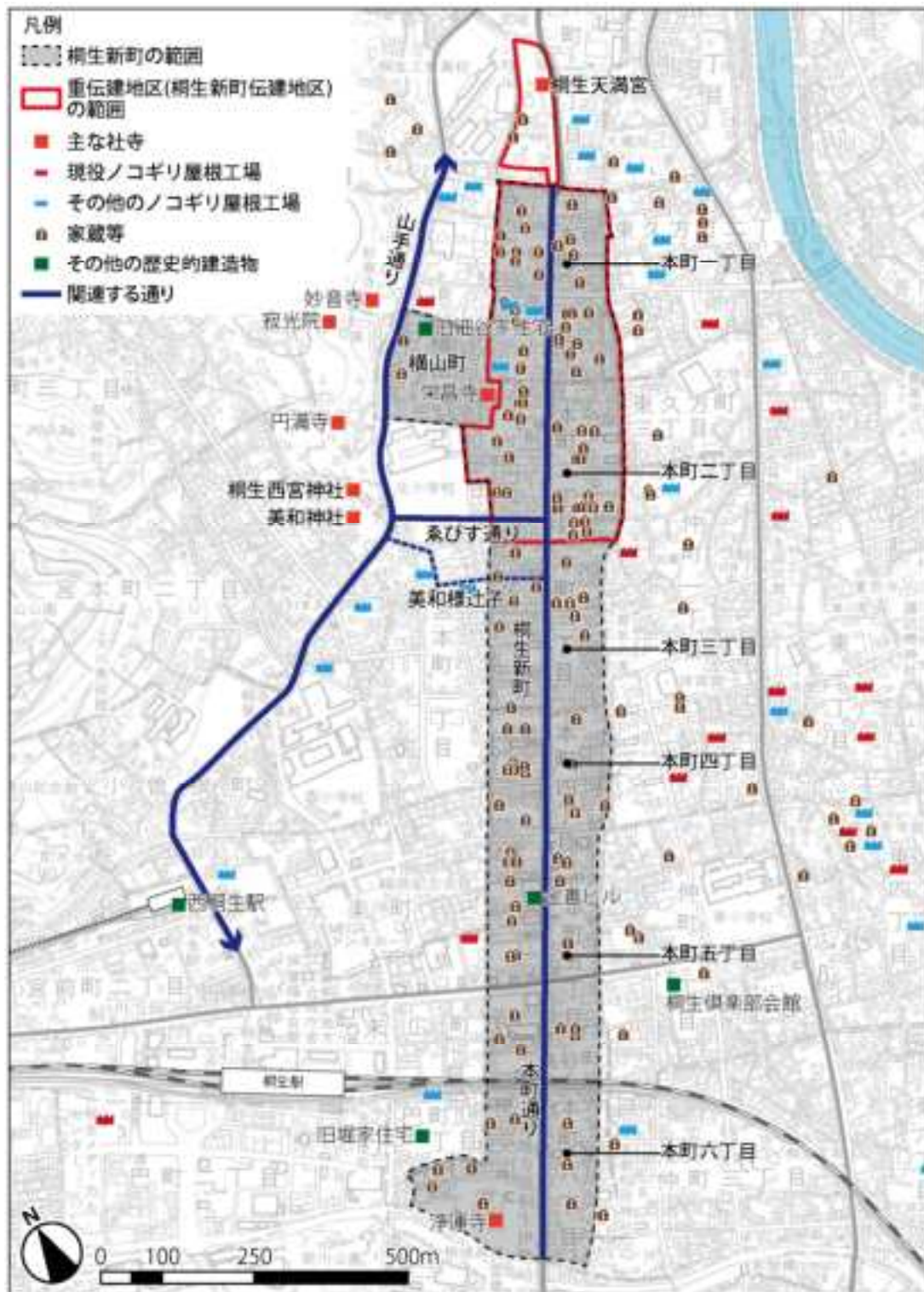
d) 山手通りと宮本町の玄関口ー上毛電気鉄道西桐生駅

美和神社、桐生西宮神社の前を通る山手通りを南下すると、上毛電気鉄道西桐生駅が立地している。西桐生駅の駅舎は、腰折屋根鉄板葺きの中央改札口、東側に寄棟屋根の待合室などがあり、窓周りに装飾が施されたモダンな洋風建築で、昭和3年（1928）に開業した当時の姿が良好な状態で残っており、プラットホーム上屋とともに国の登録有形文化財となっている。

上毛電気鉄道は、織物のまち桐生と製糸のまち前橋を結ぶ鉄道として開業した路線であり、上毛電気鉄道株式会社の重役に選出された堀祐織物工場の創業者堀祐平^{ほりゆうへい}をはじめ、有志の協力により桐生方面の敷地買収や路線の決定などに多大な貢献があった。また、織物業が盛んであった昭和の初めに開発され、市内に大きな店を構える経営者などが住宅を構えた宮本町への玄関口となっているなど、織物のまち桐生の発展を支えている。



西桐生駅駅舎



桐生新町と周辺の建物と町並みの分布

② 桐生祇園祭

歴史的町並みが残る本町一、二丁目をはじめとする桐生新町周辺を舞台に、古くからの伝統としきたりを守り続ける地元の氏子達が約360年受け継いできた伝統の祭り、桐生祇園祭が開催されている。

桐生新町伝建地区の歴史的町並みを背景に行われる勇壮な神輿渡御や各町所有の豪華絢爛な鉾や屋台が祭を彩り、市内はもとより県内外からも多くの人々が見物に訪れる本市を代表する夏の風物詩である。



桐生祇園祭の様子

ア. 桐生祇園祭の歴史

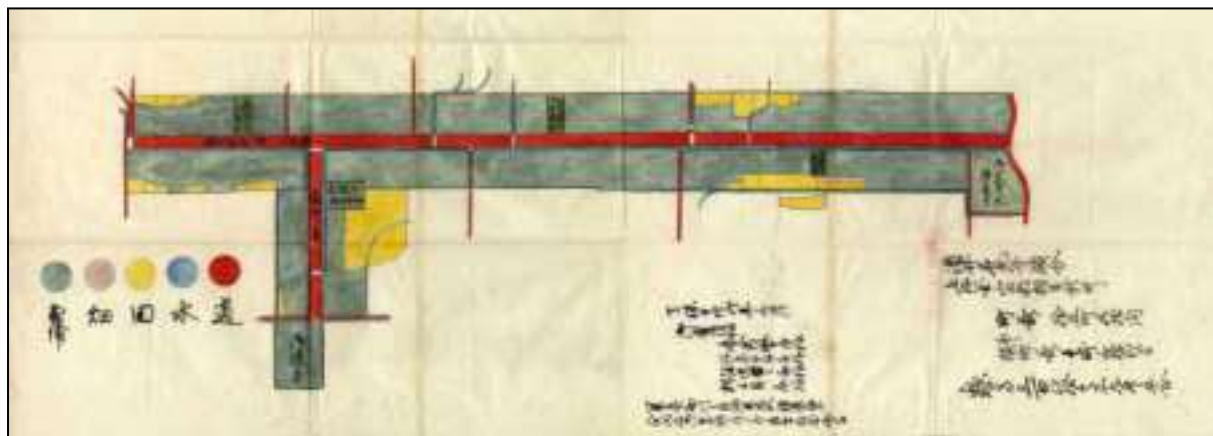
祇園祭は、京都八坂神社の祭礼で、貞観11年(869)、牛頭天王を祭り悪疫退散を願う「祇園御霊会」が始まり、それが全国に広まったものと言われている。

天正19年(1591)に町立てされた桐生新町では、これまで小物成として納めていた織物が金納に替わり、換金するための市が開かれ、人々の往来も盛んになってくる頃、盛んに流行し始めた疫病を鎮めるために祇園祭が行われるようになったとされている。

文化4年(1807)の「書上家文書」によると、明暦年中(1655～1658)には既に始まっていた記録がある。また、「桐生市史」年表には、明暦2年(1656)「六月新町天王祭開始、天王祭礼に子供踊り神事開催『新居家文書』」とあり、現在の本町三丁目の市営住宅の地にあった母衣輪権現^{ほろわごんげん}の隣、衆生院^{しゅじょういん}の前に牛頭天王を祭ったことが祭礼の起源とされる。当時は、「市神天王祭礼^{いちがみ}」と呼ばれており、東照大権現^{とうしょうだいごんげん}、母衣輪権現、牛頭天王の総称で市神と呼ばれていた。

商業都市として活気をもち始めると、市がたち、元禄2年(1689)の『岩下旧記』には、市神の祠^{ほこら}を奉祠^{ほうし}したことが記されている。この頃の主な祭行事は、神事、神輿渡御、子供手踊りで、現在の天王祭の原型が出来たと言われている。

「書上家文書」には、安永9年(1780)に、それまで母衣輪権現と牛頭天王で別々だった



桐生新町通・横山町 絵図(天保14年)(出典：書上家文書)

26) 天正3年(1575)、由良成繁が現在の太田市より遷宮したとされる。現在は美和神社に合祀

27) 神仏をまつること

た祭を統合し6月21日から25日に行うことになったことが記されている。市神と天王社が一緒に祭りをするようになってから一層華やかになり、にぎわうようになったと言われている。

桐生祇園祭の神輿がいつ頃から担がれていたか詳細は不明であるが、天和元年（1681）に現在のみどり市大間々町^{おおま ま}まで神輿渡御していた記録がある。2代目神輿は、正徳2年（1712）江戸富沢町のかざり職人八兵衛の作で、3代目は天保13年（1842）に制作された。4代目は明治5年（1872）、東京よろずや新右衛門の作とされ、老朽化により担ぐことはできないが現在も大切に保管されている。現在の神輿は5代目となり平成13年（2001）に制作されたものである。

桐生新町では、文化文政年間（1804～1829）、江戸や京都を相手に織物の流通が盛んになると、江戸の町人文化や京文化が急速に普及し始め、祭りも次第に宗教性の高いものから



5代目となる現在の神輿



八坂神社絵図（明治5年）
（出典：書上家文書）

世俗的なものへと変わり、織物業の隆盛とともに一層にぎやかで豪華になっていったようである。この頃の祭の様子は、山田郡広沢村の彦部知行^{ひこべともゆき}（1789～1868）が記した『桐生の里ぶり』にうかがうことができ、「関東の三大夜祭り」の1つとして数えられた。

安政元年（1854）、四丁目がこれまでの屋台とは規模の異なる間口^{ふすま}襖12枚分で二階建ての巨大な屋台を造ると、安政6年（1859）に一丁目、三丁目、五丁目、慶応3年（1867）に六丁目、明治35年（1902）に二丁目が、豊かな経済力を背景に各町が競い合うように巨大屋台を制作し、祭りはますます派手になっていった。多くの文人達を呼び寄せ、そして輩出してきた経済力と文化的資質が、桐生祇園祭の鉾や屋台、祇園囃子や神輿、大幟^{おおのぼり}にみられるように彫刻、絵画、書など、素晴らしい祭礼芸術を創造することになった。

明治維新以降、神仏分離令により牛頭天王の神号が廃止され、素戔鳴尊^{すさのおのみこと}に変わり、天王社も八坂神社に改名されると、天王祭礼は八坂祭典と呼ばれるようになった。6月に行われていた祭も、太陽暦の採用により明治時代には7月20日から25日となり、その後、昭和39年（1964）には市で行っていた春の商工祭、文化祭、夏の八坂祭典、七夕祭、花火大会、秋の桐生祭などが「桐生まつり」として統合され8月5日から7日の期日開催となった。昭和63年（1988）には、「桐生八木節まつり」と改称、平成5年（1993）には8月の第1週



桐生八木節まつりの様子

の金曜日から日曜日の開催となった。八坂祭典は、平成6年（1994）に「桐生祇園祭」と改称され、本市最大の夏のイベントとなる桐生八木節まつりとともに多くの観客を魅了している。

イ. 桐生祇園祭の運営の仕組み

桐生祇園祭は、本町一丁目から六丁目の惣六町が1年ごとの持ち回りで運営されている。江戸時代中期頃までは、町内の有力者が取り仕切っていたが、宝暦9年（1759）から現在のような年番制になった。

その年の祭運営の中心となる町会を「天王番（年番町）」と呼び、前年に天王番を済ませた町会を「送り番」、翌年に天王番を迎える町会を「迎え番」、鳴り物や曳き物などの付け祭を行う町会は「踊り番」、それ以外の町会は「休み番」と呼ばれる。横山町は、かつて陣屋が置かれていた町会のため天王番は免除されている。平成29年（2017）は、本町二丁目が天王番に当たり、宝暦9年（1759）から数えて第二百五十九年番町である。

各町会には、町会長、副町会長、氏子総代の祭典役員と、若衆で構成される世話方が置かれ、世話方の中でも総指揮官の役割を果たす若頭は行司、補佐役は脇行司と呼ばれ祭の実行部隊を務める。各祭礼行事に際しては、しきたりや服装なども詳細に決められており、その伝統が今なお受け継がれている。

年番制（本町二丁目が天王番の場合）

町会名	世話方	役割
一丁目	北斗会	送り番
二丁目	若二会	天王番
三丁目	三光会	迎え番
四丁目	本町四丁目世話方	休み番
五丁目	第五街若者	踊り番
六丁目	第六街若衆会	休み番
横山町	横山町若衆会	なし

また、桐生祇園祭は、「鳶頭の祭り」と言われるほど祭に際して鳶頭の存在は重要である。各町にはそれぞれ町内抱えの鳶頭がいて、挨拶廻りの先導から御旅所、屋台の設営、神輿の扱い、各町独自のしきたりなどに精通し、祭礼行事の一切を鳶頭が陰ながら支えている。

文化・文政（1804～1829）の頃の町人文化とともに、鳶、木遣、火消しなどの制度が桐生新町にも流入し、その後定着して自治組織に組み入れられた。特徴としては、買次商などの大店に出入りする旦那場鳶と町内丸抱えの町内鳶頭がある。各町の町内鳶頭は、寛文元年（1660）に桐生の自治組織として創設された火消役の実務を担うほか、町内の治安維持から、市場の管理、祭礼などの町行事の肝煎りなど、町内のため、お店のため、旦那衆のために一所懸命務めたとされている。この頃からの伝統として、現在でも本町一丁目から六丁目の各町には町内鳶頭が居住し、その仕切りで祭が執り行われる。



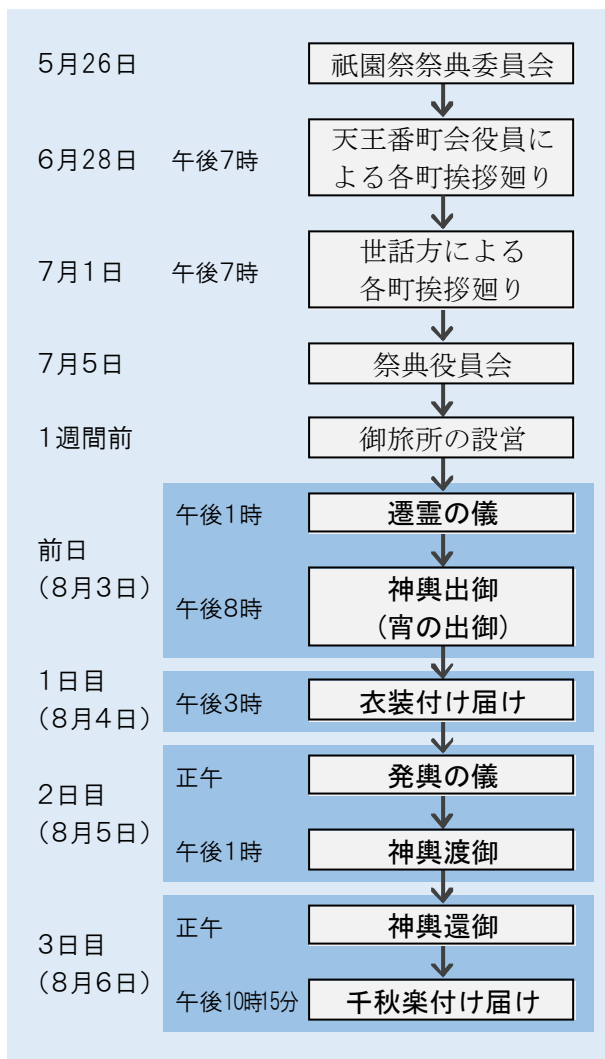
神輿の据付を行う町内鳶頭

そして、鉦や屋台の出発、祭礼の始まりや区切りに唄われるのが木遣である。木遣とは、鳶たちによる建築の基礎を固める地形や重いものを移動したりする時の掛け声のような労働唄のことで、口伝によって受け継がれ、成熟していったものであるが、独特な節回しと、自在で奥ゆかしい響きの歌詞とともに、斬新で洗練された装束のいなせな姿は祭の他に各種慶事に披露されることが多い。

桐生木遣の特徴は、江戸木遣よりテンポの速い^{ちゅうま}中間で、節回し、艶の良さ、突っ込みのタイミング、明快で歯切れの良い言葉、木遣棒のしっかりした動きと所作が優れており、洗練された木遣として市指定重要無形民俗文化財となっている。現在は、木遣の継承者も減少しているが、本市では桐生木遣保存会「^{とうせいかい}桐声会」により受け継がれている。

通常、作業開始時に唄われる曲は「真鶴」「^{てこ}手古」で始められることが多く、工事の安全や祭礼の際の鉾や神輿の安全な巡行や渡御における露払い的な意味が込められているが、桐生祇園祭では開始時は「^{おきな}翁」、千秋楽には「翁返し」でしめるため「翁に始まり翁で終わる」という伝統がある。

ウ. 桐生祇園祭の行程と活動



桐生祇園祭の行程（平成29年）

a) 桐生祇園祭開催までの準備

祭礼行事については、安政5年（1858）「天王町仕方書」に次のように書かれており、当時は神馬も出ていたことがわかる。時代の変化とともに改革されたものもあるが、主な行事は現在も変わっていない。

5月下旬、惣六町並びに横山町の祭典役員と行司による祇園祭祭典委員会が開催され、その年の祭に関する取り決めなどを行う。各町では、この祭典委員会から祭に向けての準備が始まる。

6月28日午後7時、町名の入った提灯^{ちようちん}を手に町内鳶頭が露払いとなり、紋付羽織の正装に提灯を携えた天王番町会役員による「^{かくちようあいさつまわ}各町挨拶廻り」が行われる。天王番である名のりと祭開催の協力を依頼するもので、待ち受ける他の各町役員及び行司らは整列し挨拶廻りの行列を迎え、しき

「天王町仕方書」	
5月10日以前	町内一統評議、役前内うかがい、其上他町廻り
6月1日	大評議、役割致し、札配申し可し
6月18日	幟立て
6月19日	御旅所取立
6月20日	化粧場取極置 町内大供餅
6月21日	御輿請侍、町々大方御迎に出し、御陣屋より御紋付御幕、高張提灯借用、散銭箱拵え
6月23日 八ッ時	山車神馬等の入足集め 渡御、御陣屋、町役人、百姓代、町火消、大宮司へ通達
6月24日	千秋楽、役元へ届け
6月25日	御輿遷宮御送り 大宮司礼、御備配、御陣屋、名主、年寄、組頭、総町火消へ

天王町仕方書



祭典委員会の様子

たりに則った挨拶を交わす。

桐生祇園祭の幕開けは、毎年この各町挨拶廻りから始まる。

7月1日には、祭典役員に続き世話方による各町挨拶廻りが同様に行われる。

各町挨拶廻りの廻り順は慣例により、天王町を出発すると、まずは桐生天満宮に向かって上の町会を順に上がり、横山町、下の町会へと廻る。ただし、五丁目が天王番の年だけは、六丁目に下りてから四、三、二、一丁目と上り横山町を廻る。



各町挨拶廻り

毎年7月5日には、美和神社社務所で祭典役員会が開かれ、その年の祭開催に際して各町が協力を約束する慣わしになっていて、天王番、迎え番、送り番、踊り番、休み番の順に付け祭の内容などを順次発表する。

いよいよ祭も1週間ほどに迫ってくると、天王町では、地鎮祭が行われ御旅所の設営が始まる。御旅所は、御仮屋ともよばれ天王町内の本町通り、桐生天満宮寄りの町境界に建てられ、祭期間はここで神輿を



天王町内の本町通りに
設営された御旅所

安置する。御旅所の製作年代は定かではないものの、普段は美和神社境内の蔵に部材が保管されている。木造平屋建て、妻入、切妻造鉄板葺きの簡単な構造ではあるが、組み立てには町内鳶頭と職人3、4人で2日間を要する。

b) 桐生祇園祭前日

祭前日午後1時、美和神社において「神輿御霊入」の神事「遷霊の儀」が行われる。社殿の中に入れるのは、祭典委員長を務める天王番の町会長以下役員と行司、他6町会の役員のみである。御霊を神輿へと移す様子は、宮司以外は目にすることができず、役員達も頭を下げて神聖な式に臨む。拝殿正面に向かって置かれた神輿とともに白い布で囲われるため、見物人には、宮司の動く気配と時折聞こえる大幣の音とその様子を伝えている。



美和神社の拝殿で行われる遷霊の儀



白布の中で行われる御霊入れの式

夜8時、美和神社参道のゑびす通りには
篝火^{かがりび}がたかれ「神輿^{みこし}出御^{ゆつぎよ}（宵^{よい}の出御）」
が始まる。かつては昼間の出御であったが、
平成16年（2004）より宵の出御とした。

御霊の乗った神輿は、天王番行司の「た
かれ」のかけ声のもと数十人の世話方に担
がれ、白装束の先導に導かれながら、ゆっ
くりと神社の階段を降りていく。各町の祭
典役員らに見守られながら神輿は厳かに
進んで行く。珍しい夜の神輿行列を一目見
ようと観客が取り囲み、それが大きな集団
となり神輿は御旅所まで運ばれる。この時、
神輿を「もむ」ことは許されない。



美和神社から出御する神輿



篝火の焚かれたゑびす通りを進む神輿

c) 桐生祇園祭 1日目

祭初日の午後3時、町内鳶頭^{とど}に先導され
た天王番世話方による「衣装付け届け」の
挨拶廻りが始まる。祭期間には町会の人々
の寄り合い所である会所^{かいしよ}を廻って、これか
ら鳴り物が入ることのこわりを行うた
め花笠^{はくせん}、白扇、白足袋、草履姿でその年の
揃い^{そろ}浴衣を披露する。揃い浴衣とは、各町

ごとにその年の浴衣をあつらえ、祭期間中
はその町会の者である証として揃い浴衣
が正装となる。以前は、昼は縮緬、夜は浴
衣の2枚を毎年あつらえていたが、現在は
各町の判断で浴衣を新調している。

まず、各町に先立ち天王番が発し、行
司が「本町〇丁目世話方天王番、衣装付け
届けの御挨拶にまいりました。これから鳴
り物を入れさせていただき、にぎにぎし
く・・・」と口上を行うと、各町の出迎え
は「天王番おめでとうございます。」と返
礼し、これも伝統の決まり文句である。天
王番から遅れること45分、六町が一斉に衣
装付け届けの挨拶廻りに出発する。揃い浴
衣でさっそうと歩く一団が通りを行き交
う光景はなんとも粋で風情がある。

この衣装付け届けを済ませると各町で
は趣向を凝こらした付け祭が始まり、一気
に街中がにぎやかになる。

付け祭とは、祭礼の際に本祭に付けて行
う祭で、鉦の巡行や屋台の上で子供手踊り
や余興などで祭をにぎわせることで、現在



衣装付け届けに向かう世話方衆



会所での衣装付け届けの挨拶

は、屋台では郷土芸能、太々神楽、舞踊など、^{やぐら} 檣で八木節音頭などが披露されている。

d) 桐生祇園祭2日目（本祭）

本祭と呼ばれる祭中^{なかび}日には「神輿渡御」が行われる。神輿渡御は、御霊を神輿に移し、本町一丁目から本町六丁目、横山町の氏子町内を3時間以上に渡り練り歩きご利益をいただく祭の最も重要な行事である。

正午、御旅所では、市長、警察署長、商工会議所会頭などの来賓を招き七町会祭典役員による、祭の安全と成功を祈願する「^{はつよぎ} 発輿の儀」が行われる。宮司の祝詞に続き、参列者がお祓いを受け、それに続いて天王番から順に玉串奉てんを行い、最後に参列者全員で献杯となる。

式が終わると町内鳶頭の陣頭指揮により天王番若衆の手で神輿が担ぎ棒に据え

られ、準備が整うといよいよ神輿渡御が始まる。

本町通りの両側には、市内外から大勢の観客が集まり、神輿行列を一目見ようと待ちわびる人々で歩道は埋め尽くされる。

^{はくちょう} 白丁という伝統的な衣装を身に着けた先導役に導かれ神輿行列が御旅所を起点に各町へと進んでゆく。「ドン、ドン、カッ、カッ、カッ」と太鼓の音を先頭に、「チャリン」「チャリン」と^{かなんぼう} 金棒の音を響かせた露払いは男の手古舞とも言われる鳶頭の役目である。おはらいと道開け役の猿田彦、人力車に乗った宮司が前を行き、神輿



神輿渡御の様子
(上：現代／下：昭和初期)



御旅所で行われる発輿の儀



神輿渡御順路（本町二丁目が天王番の例）

は、北は桐生天満宮の手前までの桐生新町伝建地区である本町一・二丁目や、かつての横町で徳川家康ゆかりの栄昌寺のある横山町、蔵などが残る本町三丁目から六丁目の各町内を堂々と練り歩き、その後ろ

には羽織袴の正装に身を包んだ各町の役員が続く。最後尾は「屋台囃子」を奏でながら曳き屋台が続き行列が進んでいく。

神輿は、揃い^{はんでん}絆纏、白半股引^{はんだこ}、ゴム底足袋を着用した30、40人の担ぎ手により担がれ、初めて町内に入る際はきらびやかな四

方飾りの^{ようらく}瓔珞を付け厳かに練り歩く。再び町会に入った際には、瓔珞が外され神輿は上下左右に激しく揺さぶられていく。この「もみ」こそが神輿渡御の醍醐味であり「ワッショイ ワッショイ」と威勢の良い担ぎ声に見ている観客も引き込まれていく。

また、幼い子どもに神輿をくぐらせると丈夫に育つと言われる「神輿くぐり」も昔からの伝統的な光景である。



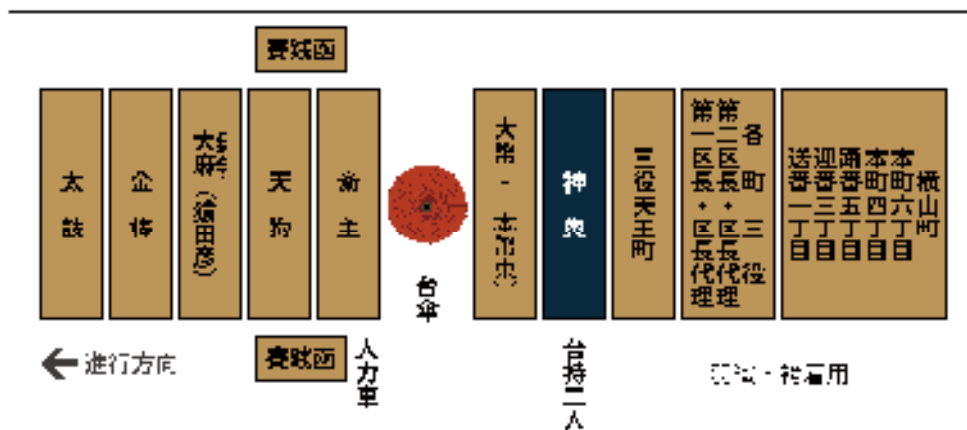
神輿渡御行列
(上：現代／下：年代不明)



瓔珞が外され神輿がもまれる



神輿くぐりの様子



神輿行列順（本町二丁目が天王番の場合）

以前は、天王番の若衆だけが神輿を担ぐことを許されていたが、昭和39年（1964）に担ぎ手不足や経済的な理由で、現在のようになりレー方式が提案され、各町ごとに神輿を渡していく「^{かたおく}肩送り」の形になった。

神輿渡御各町肩送りの作法としては、自分の町内に神輿が入ると、花笠、揃い浴衣、祭手拭、白扇、腰提げ、白足袋、草履の衣装をまとった送り方の「^{さきの}先乗り」が神輿行列の前方を進み、次の迎え方町内の会所に「お神輿ただ今町内に入りましたのでこちら様町内でもお迎えのご用意をお願いします。」と先陣を切り、迎え方は町会の境に整列して送り方を待つ。

神輿が町会の境に到着すると、まず、送り方の担ぎ手が、行司の拍子木^{ひょうしぎ}を合図に、「オー」の掛け声とともに神輿を高らかに差し上げる。そして、神輿を囲み「シャンシャンシャン シャンシャンシャン シャンシャンシャン シャン」と桐生新町で受け継がれている「桐生締め（^{とじ}十締め）」とも呼ばれる手締めで次の町会へ引き継ぐことになる。

次に、送り方と迎え方の両町会の祭典役員と行司が最前列に進み、送り方は、「本日はおめでとうございます。天王神輿をつつがなく守護してまいりました。よろしくお願いします。」、迎え方は、「ご苦労さまでした。天王神輿を私共町内に引き継がせていただきます。」と引き渡しのあいさつを交わす。



引継ぎの挨拶の様子

そして、迎え方は、拍子木の合図で神輿に肩を入れ渡御に移り、送り方は整列で見送る。

神輿渡御は、各町を順に廻り、御旅所まで戻ると、神輿を高らかに差し上げ、手締めで終了となる。神輿は担ぎ棒から外され、御旅所に安置し、天王番の若衆が御旅所の上で一晩中見張り番として神輿を守る。

伝統的な建造物が立ち並ぶ町並みを背景に行われる神輿渡御は、祭の歴史と文化を今に伝える絵巻物のようで、伝統を受け継いできた桐生新町の人々の誇りが感じ取れる。

e) 桐生祇園祭3日目（千秋楽）

祭の最終日、いよいよ御霊が美和神社にお帰りになる「神輿還御^{かんぎょ}」が行われる。

正午、御旅所では天王町をはじめとする各町役員が勢ぞろいすると、氏子地域内で過ごされた御霊に祭期間の無事を感謝し敬意を表す神事が厳かに執り行われた後、御旅所に安置されていた神輿に御霊が移されると、還御行列が本町通りを通過して美和神社へと上っていく。これで、3日間に渡る盛大な祭も千秋楽である。

天王番の町内鳶頭が先頭で露払いを務め、神輿行列が静かに練り歩く。神輿の後ろには、天王町役員を筆頭に各町の役員が続く。羽織姿に黒洋傘を携える伝統の衣装は、江戸文化を積極的に取り入れていた当



神輿還御

時の旦那衆達の豪華で洒落た小道具の名残であろう。

神社境内へ着くと、神輿は拝殿の正面に置かれ出御の時と同様に白い布で取り囲むように覆われ拝殿では式典が行われる。

午後10時には交通規制が解除されるため、本町通りに飾られていた翁鉦と四丁目鉦は蔵に収納される。最上部に乗っていた生人形が下ろされると鉦の移動が始まる。運行は行司の先導で全てを町内の世話方が人力で行うため、何度も前後し位置を調整しながら慎重に鉦が収められると、本町四丁目では、世話方が集合し町会長の^{いた}わりの挨拶が行われた後、町内鳶頭による祭を締めくくる木遣が披露される。そのゆったりとして独特なテンポは、祭が終わる寂しさを一層引き立てる。



町内締めの様子



町内鳶頭木遣の様子

一連の祭行事が滞りなく終了すると、会所で待つ各町の町会役員に対して祭の無事終了を報告するための「千秋楽付け届

け」の挨拶廻りが行われる。この時は、天王町以外の六町世話方がそれぞれの町会を一斉に出発し、その30分後、天王町が最後の挨拶廻りに出発する。

世話方は初日の華やかな衣装とは異なり、揃い浴衣に足袋^{たびはだし}、提灯^{ちようちん}の出で立ち^たである。足袋とは、草履を履かない白足袋の姿のことで、全ての付け届けが終了した後、汚れた足袋とともににぎやかな祭り気分を捨て、明日からの日常を迎えるのだという。

会所では行司が「千秋楽のご挨拶にまいりました。・・・」受ける各町役員は「天王番ご苦労さまでした。」と労をねぎらう伝統の挨拶で終了となる。

千秋楽付け届けでは、本町一丁目では「桐生祇園おはやし連」が、本町四丁目では「桐生本四祇園囃子保存会」が、精魂込めての「屋台鎌倉」を奏で、哀愁漂う^{あいしゅう}印象的な響きで挨拶廻りの列を見送る。祭を楽しんだ人々が帰路に付く頃には、静かに揺れる提灯とお囃子の音色という幻想的な光景で伝統の祭は終わる。



千秋楽付け届け



屋台鎌倉を奏で世話方の列を見送る

エ. 桐生祇園祭に受け継がれる動く祭礼建築 と伝統芸能

a) 鉾と屋台

本町一丁目から本町六丁目の六町が大型の祇園屋台を保有しており、これらは全国的にみても大変貴重である。各町の屋台は別表に示すとおり、江戸時代に4台、明治に1台、昭和に1台製作されたもので、三丁目のみ金箔彫刻で他5町会が素木造りであることが大きな特徴で、梁には龍や鶴などの繊細で豪華な彫刻が施され、金箔や銀箔で彩られた豪華な襖絵、^{しらき}扁額の書などは未指定ではあるものの桐生祇園祭の歴史を物語る貴重な文化財である。

祇園屋台は、踊屋台と呼ばれる型で花道がつき、両袖を広げると間口は7.6メートル、奥行6.4メートル、高さ6.6メートルの車付組立式である。各町ともほぼ同規模の大きさで、屋台を曳くための直径1.5メートル、幅12センチメートルの屋台車が付いている。屋台の曳きまわしに際しては、両袖をたたんだ状態で行っていたというが、明治30年代頃から、通りに電線が張られるようになると屋台の曳きまわしは難しく、現在は据え置きの形態で組み立てられることが多い。

通常、屋台は祭のたびに組み立て解体するため各町とも解体された形で保管しているが、経年による劣化やその大きさゆえに蔵出しから組み立てには高額な費用と手間が必要となることから、各町が6年ごとの天王番に当たる年に組み立てが行われている。



歌舞伎を演じる一丁目屋台
(年代不明)



二丁目屋台で演じる「実録千代萩」
(年代不明)

各町所有の祇園屋台

町会	屋台本体			襖絵				扁額		
	屋台写真	制作年	彫刻師 大工名	題名	襖絵画家	枚数	制作年	題	書家	制作年
本町一丁目	 (昭和13年)	昭和13年 (1938) (3代目)	高松伍助 (高松政吉 の次男) 金子惣次郎	龍之図 (裏)鶴之図	不明	6	文化11年 (1814)	壹丁目	不明	安政4年 (1854)
				扇面之図	前原互瀬	12	明治3年 (1870)	脩楽	市河米庵 石原常八彫	不明
本町二丁目	 (昭和初期)	明治35年 (1902) (2代目)	高松政吉 (石原常八 の次男) 金子作太郎	富士之図 (裏)鶴と波	古川竹雲	12	明治35年 (1902)	第二街	高林五峯	不明
				花鳥之図	古川竹雲	6	明治35年 (1902)	縦楽	高林五峯	不明
本町三丁目	 (昭和6年)	安政6年 (1859)	石原常八 山田慶次郎	花籠車之図 (裏)月と波	栗田桐雨 前原互瀬	12	安政6年 (1859)	第三街	中沢雪城	安政6年 (1859)
				龍之図 (裏)波之図	頼 陽斎	12	不詳	雍熙	小野湖山	安政6年 (1859)
本町四丁目	 (昭和16年)	安政元年 (1854)	岸亦八 鈴木嘉七	鶴と秋草之図 (裏)扇面はめこみ	清水東谷	12	安政元年 (1854)	楽郷華観	田口江邨	安政元年 (1854)
				芭蕉之図	清水東谷	12		四街目	不明	明治2年 (1869)
本町五丁目	 (大正元年)	安政6年 (1859)	岸亦八 不明	牡丹之図 (田崎草雲を模写)	長澤米習 (時基)	12	大正	昇平餘奥	台陽山人 岸亦八彫	安政6年 (1859)
				ハッ橋之図 (田崎草雲を模写)	長澤米習 (時基)	12		大正	祇園會	中沢雪城
本町六丁目	 (大正8年)	慶応3年 (1867)	岸亦八 不明	扇面之図 (裏)鶴と波、 波之図松之図	前原互瀬	12	慶応3年 (1867)	祇園會	不明	慶応3年 (1867)
				松之図(鯉之図)	前原互瀬	6	慶応3年 (1867)	第六街	不明	慶応3年 (1867)
				松之図(鶴之図)	前原互瀬	6	慶応3年 (1867)	六丁目	不明	文化11年 (1814)
横山町	※陣屋前の役所町的存在のため 屋台は所有していない。			金屏風	不詳	一双				

さらに、本町三丁目と本町四丁目がそれぞれ個性的な^{ほこ}鉾を所有しており、祭期間には本町通りにその堂々とした姿を現す。関東地方の多くは山車と呼ばれているが、京文化の影響も強かった桐生では鉾と呼ばれている。どちらかの町会が天王番に当たる年や市制施行などの記念年には鉾の巡行や曳き違いが行われ、その勇壮な光景は桐生祇園祭の最大の見せ場となっている。

鉾の曳き違いでは、2台の鉾が数十人の曳き手により向かい合い巡行を始める、数メートルの位置^{たいじ}に対峙したところで、両町が挨拶を交わした後、お囃子の競演が始まる。

それぞれの鉾に乗った囃子方は、テンポの良い「八ッ社」で競い合い、リズムを狂わせて相手にのみこまれた方が負けとなる。敗者が勝者に道を譲る作法で曳き違いが行われる。

行司が拍子木を合図に指示をしながら、関東最大級と言われる鉾が、少しずつ方向を変えて行く。9メートルを超える鉾の移動は、危険を伴い困難を極めるため、ゆっくりとバランスを取りながら慎重に回転する様子に息をのみ緊張感も最高潮となる。180度方向転換が無事成功すると、見物人からは拍手喝采がおこり、曳き手は安堵の表情となる。

本町三丁目の所有する鉾は、文久2年(1862)製作で、人形の頭^{かしら}が頼朝、面^{おもて}は



鉾の曳き違いの様子

翁であることから「^{おきなぼこ}翁鉾」と呼ばれている。江戸型山車の流れをくむシンプルな構造で、二層の四方幕と三味線胴、祇園屋台と同じく石原常八(1787~1863)の彫刻で桐生では珍しい金塗りとなっている。

本町四丁目の鉾は、明治8年(1875)製作で、関東地方では無類の大きさとオリジナル性に富んだ重層式桐生型で、水引²⁸⁾の四方幕を整え、三味線胴と人形が迫り上がると全高9.2メートルになる。四方全面に装飾が施され、大小100個の部材で組み立てられており、二本の龍柱が象徴的で彫刻は岸亦八^{きしまたはち}(1791~1877)の作品である。最上部の人形素戔鳴尊^{すさのおのみこと}は、浅草の生人形師として一世を風靡した松本喜三郎^{まつもと きさぶろう}(1825~1891)の作品で、桐材で、頭、腕、手、足が作られており、毛髪は人毛を使用、指の皺^{しわ}など細かい所まで繊細に表現されている。

鉾は祭が終了すると全てを解体し保管していたが、平成18年(2006)からは、本町三丁目町会と本町三丁目商店街振興組合により、本町通りに面した展示型の翁蔵が建てられ展示されている。本町四丁目の鉾についても平成12年(2000)に本町四丁目商店街振興組合が中心となり「あーとほーる鉾座」を建て、同町会所有の祇園屋台とともに展示され公開されている。



翁鉾(大正13年)



四丁目鉾(明治25年)

28) 祝儀等の際に付けられる紅白などの飾りひも

b) 大幟

本町四丁目では通りを挟んで東西に大幟が立てられる。最上部に依代^{よりしろ}が付けられた幟は五反幟と呼ばれ、反物を5反つなぎ合わせた大きさで、通常神社などで見る幟よりかなり大型である。白い布地には神の威徳^{いとく}を称える言葉が染め抜かれ、人々に祭の始まりを告げる標識でもある。幟旗の長さは約14メートル、旗柱は約20メートルにもなり、本町通りにはためく雄姿は見る者を圧倒する。明治4年（1871）製作の幟に書かれた文字は、高名な書家萩原秋巖^{はぎわらしゅうがん}に依頼した漢詩で原書が現存している。

かつては、惣六町が全て大幟を所有していたとの記録があるが、現在は本町一丁目、本町二丁目、本町四丁目の幟が保存されている。他は焼失などのため現存しておらず、記録によると本町三丁目は巻菱湖^{まきりょうこ}、本町五丁目は中沢雪城^{なかざわせつじょう}の書であったことがわかっていてる。

また、本町二丁目、本町四丁目には旗柱の途中に取り付ける龍の彫刻が施された木鼻も保管されている。

高層建築のない時代には近隣の村々からも見通すことができたと言われ、周辺の村々からも幟を目印に多くの人々が祭に訪れたという。



本町四丁目の大幟



本町二丁目の木鼻

各町の大幟

町会	写真		漢詩
	書家	制作年	
本町一丁目			神之為徳其威乎
	角田無幻	江戸時代	
本町二丁目			臨護 民 国 降錫 福盈 澤豊
	頼支峰	明治7年(1874)	
本町四丁目			福神 澤威 潤暉 蒼萬 生世
	萩原秋巖	明治4年(1871)	

c) 桐生祇園囃子

屋台や鉾の囃子台で奏でられる祇園囃子は、巡行のための曲を奏でることや祭に参加する者を浮かればやしたてる役割を持ち、様々な場面でのお囃子演奏は祭り情緒を醸し出す重要な要素となっている。

お囃子は、神輿や鉾山車の巡行、渡御そのものが分霊された神の象徴であり、祭場に来臨された神を神輿や鉾山車で街中に巡行させることにより、主願である悪霊を退散させることが祭礼の本旨とされる。

桐生の祇園囃子は、里神楽もしくは太々神楽を源流とする江戸神田囃子系統の趣が色濃く反映された囃子と言われ、笛1、太鼓1、締太鼓4から5、鉦1で編成され、「テレツク テンテン」のリズムが印象的である。かつては、各町ごとに囃子方があったが、現在は、本町一、二丁目を中心とした「桐生祇園おはやし連」と本町四丁目の子供達を中心に活動している「桐生本四祇園囃子保存会」が、日々練習に励み伝統のお囃子を受け継いでいる。

現在は、以下の8曲が伝承されており、それぞれの曲には特徴的で演奏する場面などが決っている。



桐生祇園囃子演奏の様子



鉦の上で演奏される桐生祇園囃子

桐生祇園囃子の伝承される8曲

にんば	神楽囃子から発展した軽快なテンポとリズムで構成され、市民に一番馴染み深い桐生の代表的なお囃子曲。
やたいばやし 屋台囃子	御旅所での奉納曲で桐生ではもっとも格式のある曲とされている付け祭りの始まりを告げる最初の曲で鉦や屋台の巡行、神輿渡御などに際して演奏される。
やっしや ハツ社	屋台の曳き違いの時に相手町内に敬意を表して演奏する曲で、桐生ならではの機織のリズムを取り入れたようなビートの効いた激しい曲調。
みつりかまくら 三ッ入鎌倉	静かでゆったりとした曲で、悪霊や怨霊を鎮めて平穏が訪れることを知らせる祇園の厳かな雰囲気を持つ大切な曲。
しちょうめ 四丁目	鉦や屋台の巡行に際して演奏される曲で、祭りの華やかさにぎわいを堪能できる。演奏者にとっては技量が発揮でき、お囃子の楽しさと技術的な面白さが味わえる曲。
やたいかまくら 屋台鎌倉	祭の終わりに演奏される曲で千秋楽付け届けの際、人々が家路についた静寂のなかで演奏される。
かごまわ 籠廻し	大神楽の籠毬から発展した曲で、安定したリズムとテンポの緊張感の漂う調べは鉦の方向転回の際に演奏される。
おおま 大間	テンポは遅くゆったりとした曲。

③ 𧄷びす講

桐生新町の西に位置する桐生西宮神社では、秋の例祭として、織物業との関わりが深い𧄷びす講が開催されている。



𧄷びす講の様子（山手通り）

ア. 𧄷びす講の歴史

桐生西宮神社秋の例祭として開催される𧄷びす講は、桐生西宮神社が分霊勧請^{かんじよう}され、現在の社殿が建築された明治34年（1901）から続いており、毎年11月19日、20日に開催されている。

桐生では、古くから𧄷びす信仰が盛んであったが、織物業との関わりが深く、商売繁栄などから福の神の信仰が自然と市民に定着したと考えられる。文政8年（1825）には、買次商^{かいつぎしょう}として名を成していた佐羽家の家定^{かじょう}家訓には、家業繁栄と開運のため、西宮大神宮を信仰するよう定めている。安政4年（1857）には、同じく買次商^{かいつぎしょう}の書上家^{かきあげ}の「恵比寿講記事録」によれば、取引先や有力者を招待し、恵比寿講料理でもてなすなど宴が開かれている。さらに、明治元年（1868）には



恵比寿講記事録
（左：慶応3年／右：明治25年）
（出典：書上家文書）

摂津国西宮神社への代参講が組織されていた記録もある。

イ. 𧄷びす通りや周辺のにぎわい

𧄷びす講の人出は、関東一ともされ、毎年約25万人もの人々が、市内はもとより、埼玉県や栃木県からも訪れている。𧄷びす講が行われる2日間、周辺道路は車両通行止めとなり、山手通り、𧄷びす通り、本町通りにかけて、様々な屋台や露店が約300軒建ち並ぶ。桐生駅や西桐生駅から訪れる参拝者の波をはじめ、各通りは自由に身動きも取れないほど人の波でごった返し、活気がみなぎり、まち全体が𧄷びす講一色に染まる。

神社前の山手通り沿いには、縁起物である熊手やカラフルなお宝の露店が数多く並ぶ。^{やぐら}櫓が組まれ、小さなものから大きなものまで、様々な縁起物が高くまでディスプレイされ、お宝が頭上から吊り下がる。お宝は、萩の枝^{たい}に鯛、小判、升、ダルマなどの縁起物が糸で吊り下がった飾りである。至る所で威勢のよい声が響き、手締めが行われている。そこには、店主と客、回りを囲んだ民衆達のまさに「𧄷びす顔」であふれている。

また、本町通りから神社に至る参道である𧄷びす通りは、明治41年（1908）に当時神社の世話人であった本多七九郎^{ほんだ しちくろう}らの働きによって完成した通りであり、𧄷びす講の開催中は飲食など様々な露店がひしめき合い、にぎわいを見せている。



頭上から吊り下がるお宝

ゑびす通りが完成する以前の参道は、現在のゑびす通りの南に並行する美和様辻子^{みわさまずし}と呼ばれる道であったが、ゑびす講の両日は、この通り沿いの各家々に提灯^{ちようちん}が灯され、周辺道路とは対極の静かな趣のある風情を醸し出している。



ゑびす通りののにぎわい

ウ．ゑびす講の行程と活動

ゑびす講は、11月19日から20日まで夜通しで行われ、19日を宵祭^{よい}、20日を本祭とする。

代々、町衆である世話人がゑびす講を運営しており、世話人は世襲的に親から子へ、子から孫へと引き継がれている。世話人代表のことを世話人総務と古くから呼んでいる。ゑびす講の設営は地元の鳶頭^{かしら}が行うのが古くからの慣習であるという。10月には、兵庫県の西宮神社本社において、厳粛な御神符の頒布式に参加する。全国の分社関係者が出席し、宮司より御神札^{おみえくだ}や御神影札^{おみえくだ}を直接頒布される。

祭前日の境内では、参拝者を迎えるための飾り付けなどの準備が慌ただしく行われる。11月19日の早朝には、ゑびす講の始まりを知らせる号砲が鳴り響く。その合図をきっかけに西宮神社への参拝を済ませる人もいる。20日のゑびす講本祭の当日には、西宮神社本社から献幣使として宮司や神職を迎えて神事を執り行う。この伝統こそ関東一社とされる理由でもある。

社殿前の石段では、ゑびす様にあやかろうと、それぞれの願いや招福を求める参拝者の列でにぎわう。授与所には、御神札や御神影札を求める客も多い。桐生の織物関係者や商売を営む事業主だけでなく、一般家庭においても西宮神社参りは定着している。頒布に際



西宮神社本社での御神札頒布式



神事の様子



福を求めて石段に並ぶ参拝者



頒布の様子

しては、かつて神札を「カボーサン」、御神影札を「福の神」と言いながら授与していた。カボーサンは「火防さん」で火の用心の喚起、福の神はそのありがたみを実感させながらの授与である。頒布された御神札や御神影札は、多くの場合、各家々や事業所の神棚等に祭られ、一年の福を願う。



御神札を飾る様子

機屋の後藤織物（前述）では、社長や社員による全て手作りとなるお宝作りが行われ、伝統的な恒例行事として代々継承しているという。寛政元年（1789）創業の老舗の魚屋「水戸正^{みとしょう}」には、御神札と御神影札が張られ、お宝が下げられている。

会場に程近い中島家では、ゑびす講前には、お宝作りが最盛期を迎える。先代が昭和23年（1948）頃から始めたもので、現在2代目が継いでいる。市内では現在お宝作りを行っているのはここだけであるという。

境内では、福銭や福米などを参拝者にまく福まきや、奉納行事として、白瀧神社太々神楽やからくり人形芝居なども行われる。また、地元商店主等が中心となって組織された桐生ゑびす講市協賛会により、甘酒、招福あめ福鯛、ゑびすグッズなどの販売も行われている。

古くから桐生では、足袋と炬燵^{こたつ}の使用はゑびす講の日からと言われてきた。奉公人を多く抱えた機屋の旦那は、足袋のお仕着せはゑびす講の日と決めていたようである。また、

ゑびす講の日には、取引先を招いての特別料理と酒宴や小遣いの支給、就業時間の短縮等が行われていた。その慣習は、現在にでも受け継がれ、一般企業等においても、小遣いの支給、宴会、給料の繰上げ支給などが実施されている。



後藤家の手作りのお宝



御神札とお宝が飾られている水戸正



中島家で続くお宝作り



毎年同じデザインが定着したポスター

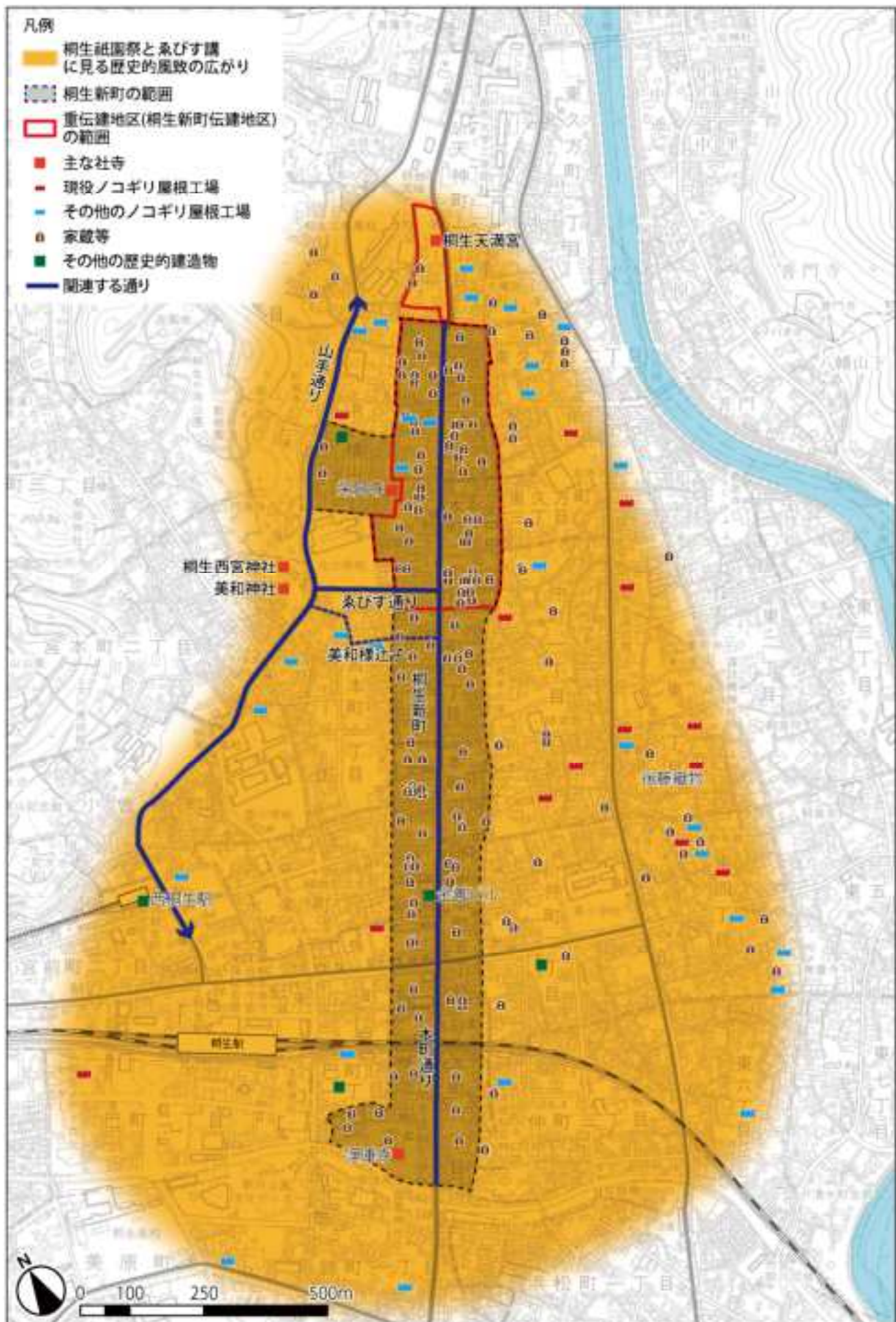
□ 「織物のまち桐生」に暮らす人々により継承された桐生祇園祭とゑびす講

桐生祇園祭は、美和神社を基点に桐生新町の重伝建地区や家蔵等の分布する歴史的町並みを背景に、江戸時代から続くしきたりを守りながら桐生新町の人達によって受け継がれてきた。「織物のまち桐生」だからこそ、様々な文化を取り入れ華やかになり、各町競い合いながら巨大な屋台や鉾もつくられ、祭りに彩を添えている。暗闇のなか、提灯を携え幻想的な雰囲気が漂う挨拶廻り、桐生新町の端から端まで激しくもまれる勇壮な神輿渡御、一転して厳かな雰囲気と哀愁漂う千秋楽付け届けなど、歴史的な町並みと一体となって様々な表情を見せながら風情や情緒を漂わせている。

美和神社の境内社である桐生西宮神社を中心に、市街地全体で祭を迎えるゑびす講は、桐生の織物産業発展を背景に始まったもの

である。本流の福の神にあやかろうと商業者の割合が多い中心市街地とその周辺で根付いている。お宝や熊手がぶら下がるゑびす通り、山手通りの沿道はもとより、参拝者の玄関口となる西桐生駅、お宝作りの続く後藤織物や桐生新町伝建地区をはじめとした蔵やノコギリ屋根工場などの歴史的建造物が多く分布する町並みを背景に、商売を営む各店舗や個人の家々に、ゑびす様の描かれたポスターや新しい御神札が貼られる。まさに、まち全体に根付いた冬の訪れを告げる風物詩として、祭礼のにぎわいと趣を感じることができる。

このように、桐生新町やその周辺の市街地には、「織物のまち桐生」の地で暮らす人々の手によって継承されてきた2つの祭礼に見る歴史的風致が形成されている。



桐生祇園祭と糸びす講に見る歴史的風致の広がり

【コラム②：桐生が岡公園と原勢ガーデン（現吾妻公園）】

市街地の北西の宮本町と西久方町にまたがる桐生が岡公園は、美和神社、西宮神社に隣接する緑豊かな丘陵地帯に位置している。多くの市民に親しまれている本市を代表する都市公園で、市内外から多くの入園者が訪れている。

公園の開設は、明治28年（1895）に、美和神社周辺の環境を整備し、一大公園化への思いがあった当時の桐生町長小島春比古が、所有する自宅と敷地を更地にして寄附したことに始まる。そして、森宗作、本多七九郎ら土地所有者や町内有志たちが自費を投じて整備が進められてきた。大正4年（1915）に公園としての体裁が整い、翌大正5年（1916）には、土地が町に寄附され町営公園となった。大正4年（1915）に建てられた休憩所「遊鳳舎」は、現在も公園内に残されている。その後、昭和46年（1971）には、新川沿いにあった新川遊園地が現在地に移設され、桐生が岡遊園地となった。

また、桐生が岡公園の南西の御嶽山と雷電山（水道山）に挟まれた中腹には吾妻

公園がある。

元々この地は、地元の原勢九助が明治40年（1907）頃から山を開き、果樹や花草類を栽培する私設の庭園で、「原勢ガーデン」と称されていた。原勢の死後、昭和25年（1950）に市が譲り受け「吾妻公園」とした。花の名所でもある吾妻公園は、4月下旬にはチューリップまつりが、6月には花菖蒲まつりが、開園当初より毎年開催され、多くの来園者を魅了している。まつりに併せ開かれる「チューリップまつり写生大会」も50回を超える恒例行事となっている。子どもたちは一面に咲いた色とりどりのチューリップを画用紙いっぱい描き、豊かな自然に囲まれた園内に心和ませる光景が広がる。

この2つの公園は、近代都市としての発展を願う桐生人としての思いが、公園という形で体现された施設である。今や多くの市民の憩いの地、思い出の場所であるが、将来の桐生を思い描き、先見の明を持った先人が私財を投じて造り上げてきた努力の結晶でもある。その結晶は、公園に寄せた先人たちの想いととも、現在でも多くの市民の心と目を楽しませている。



遊鳳舎



大正4年に御大典奉祝会場となった桐生が岡公園（左に遊鳳舎）



チューリップまつりの様子



昭和37年のチューリップまつり

2. 桐生氏・由良氏ゆかりの地に見る歴史的風致

桐生新町を走る本町通りを北に抜け、左右を山々に挟まれた桐生川右岸の地域が、平安時代末から中世にかけて桐生氏・由良氏が治め、桐生発祥の地とされる梅田町周辺地域である。

日本の歴史書に初めて「桐生」という名が登場したのは、12世紀後半に、桐生氏の始祖とされる桐生六郎が入部し、居館を構えた時である。桐生六郎が居館を構えた場所は現在の市史跡梅原館跡であるとされている。桐生六郎滅亡から、佐野氏一族の桐生国綱が現れるまでは空白期間となっており、両者の関係は不明であることから、六郎は前桐生氏、

国綱の一族は後桐生氏とも呼ばれている。桐生国綱は、正平5年・観応元年（1350）に桧杓山城を築城し、以来10代、約220年に渡って桐生を統治した。

その後、天正元年（1573）、新田郡金山城主の由良成繁によって桐生氏は滅亡し、由良氏の統治となった。成繁の子・国繁の時代の天正18年（1590）、由良氏は常陸国牛久に領地替えとなったため、由良氏の統治は2代18年で終わり、同時に桧杓山城も廃城となった。

桐生氏、由良氏によりその礎を形成したこの地域には多くの両氏ゆかりの歴史的環境が広がっている。

	建物と町並み	営み
桐生氏・由良氏 ゆかりの地に見る 歴史的風致	① 桐生氏・由良氏ゆかりの歴史的環境が広がる桐生発祥の地	③ 梅原薬師堂保存会 ○梅原薬師堂保存会の結成・梅原薬師堂の運営 ○梅原薬師祭典 ○天神山稻荷祭典 ○森沢八幡社祭典
	② 梅原館跡周辺の建物と町並み ○市史跡梅原館跡と梅原薬師堂 ○城永寺の建立 ○城永寺の廃寺と薬師堂の運営 ○青年友義会と梅原公会堂 ○天神山稻荷社 ○森沢八幡社	

桐生氏・由良氏ゆかりの地に見る歴史的風致の体系図

① 桐生氏・由良氏ゆかりの歴史的環境が広がる桐生発祥の地

桐生六郎が居館を構えたとされる市史跡梅原館跡から北に約1.6キロメートルの場所には、桧杓山城の本丸・二の丸・三の丸があり、また、梅原館跡と桧杓山城跡の間には、桐生氏の菩提寺である西方寺が立地している。梅原館跡（居館・のち下屋敷）から、西方寺（菩提寺）、桧杓山城跡（山城）は計画的に南北に一直線に配置されており、戦国時代の築城形態をそのままとどめているのが分かる。

桧杓山城跡は市の指定史跡で、桐生国綱が正平5年・観応元年（1350）に築城したとされる。標高361メートルの本丸を斗口とし、二の丸、三の丸を柄とする柄杓型の梯郭構造で、堀切、武者屯、郭馬出しなどが残されている。また、由良成繁の時には城の大改修が行われており、北郭の一部においては中世山城では珍しい石垣も発見されている。

国綱は、築城の際、居住地を山麓の現在の渭雲寺付近につくり、梅原館を下屋敷とした。そのことから、渭雲寺周辺の「居館」をはじめ、その周辺には「御屋敷」、「大門」、「城ノ前」などの地名が残る。なお、渭雲寺は、由良成繁の次男で、国繁の弟、渡瀬（横瀬）繁詮が、桐生氏を滅ぼした天正元年（1573）に創建したとされている。



梅田町の位置



桧杓山城跡

桧杓山城の周辺には、渭雲寺の他にも、桐生氏や由良氏にゆかりのある社寺などが鎮座する。桧杓山城の南には、国綱が正平5年・観応元年（1350）に建立した浄土宗西方寺と、同年に移築された日枝神社が立地している。

西方寺は、桐生豊綱の代に臨済宗に改め、由良氏に滅ぼされるまで桐生氏累代の菩提所として庇護されてきた、桐生氏にゆかりが深い名刹である。本堂には、桐生家7代の位牌や大炊助助綱使用と伝わる鑑、ご本尊として鎌倉時代の作とされる木彫阿弥陀如来像（県指定重要文化財）を安置する。その胎内には「大炊助助綱」の墨書銘も見える。本堂西側にある斜面の高台には、桐生氏累代の墓（市指定史跡）があり、層塔1基、五輪塔13基が並ぶ。このうち4基だけ銘文が判読でき、義綱、親康、重綱、助綱のものとわかる。この場所からは、西方寺本堂を眼下に、館や城下を一望できたものと思われ、立地的な意図を感じる。



西方寺

日枝神社は、背後に桧杓山を抱き、その東麓のうっそうとした木々の中に鎮座している。元々、桐生六郎が桐生に入部する際に、現在の場所から北東の位置に、近江国日吉神社から分霊勧請^{かんじょう}したのが始まりとされる。その後、城の守護神として、桧杓山城本丸の真下、当時の居館の鬼門（北東）に位置する現在地に移した。本殿は文政2年（1819）、拝殿は安政2年（1855）に改築されたものである。国綱は、この地に移した際に、神祠^{しんし}を建て、ご神木としてクスノキを献じた。境内には、目通り4メートル、推定樹齢600年を超える4本のクスノキ（県指定天然記念物）がそびえており、その時に植えた5本のうちの4本とされている。さらに、国綱は、物見^{とりで}砦^{しん}を各所に配置するとともに、外堀（遠構え）として、およそ2.5キロメートルにわたる下濬堀^{しもとろぼり}（現在の^{しんかわ}新川）を掘るなど、非常に堅固な城であったことがうかがえる。



日枝神社のクスノキ群

その後、桐生氏を滅ぼした由良成繁は、菩提寺として桐生山鳳仙寺^{ほうせんじ}を開基するとともに、青蓮寺^{しょうれんじ}、母衣輪権現^{ぼろわごんげん}の建立、普門寺^{ふもんじ}・泉龍院^{いんりゅういん}と立て続けに移築・建立した。

天正2年（1574）に創建された鳳仙寺は、当時の由良氏の勢力を示す市内最大級の伽藍^{がらん}規模を誇る。入母屋造平入銅板葺、市内唯一の伝統的な八間取り構成からなる大規模

な方丈形式で、享保11年（1726）に改築された本堂のほか、山門（楼門）・輪蔵（以上、市指定重要文化財）・冠木門・開山堂・秋葉三尺坊大権現堂・鐘楼等がある。梵鐘は、市内最古のものであり、銘によれば寛永18年（1641）に、藤原朝臣江田讃岐守安重が鑄造したもので、天命^{てんみょう}（佐野）の代表的な^{いもじ}鑄物師とされる。また、本堂裏の台地には、総高125センチメートルの退化型五輪塔で、市の史跡に指定されている成繁の墓がある。



鳳仙寺山門

青蓮寺は、『天正遺事』には、天正3年（1575）、由良成繁によって新田領内の岩松郷（現太田市岩松町）よりこの地に移建されたと記されている。現在の入母屋造瓦葺の本堂は、延享年間（1744～1747）に建築されたと推定され、須弥壇^{しゅみだん}²⁹や欄間^{らんま}には、国宝である妻沼聖天山歆喜院聖天堂^{めぬましやうてんざんかんぎいんしやうてんどう}（埼玉県熊谷市）に携わった石原吟八^{いしはらぎんぱち}ら一流の彫物師集団による豪華な彫刻がなされており、織物産業



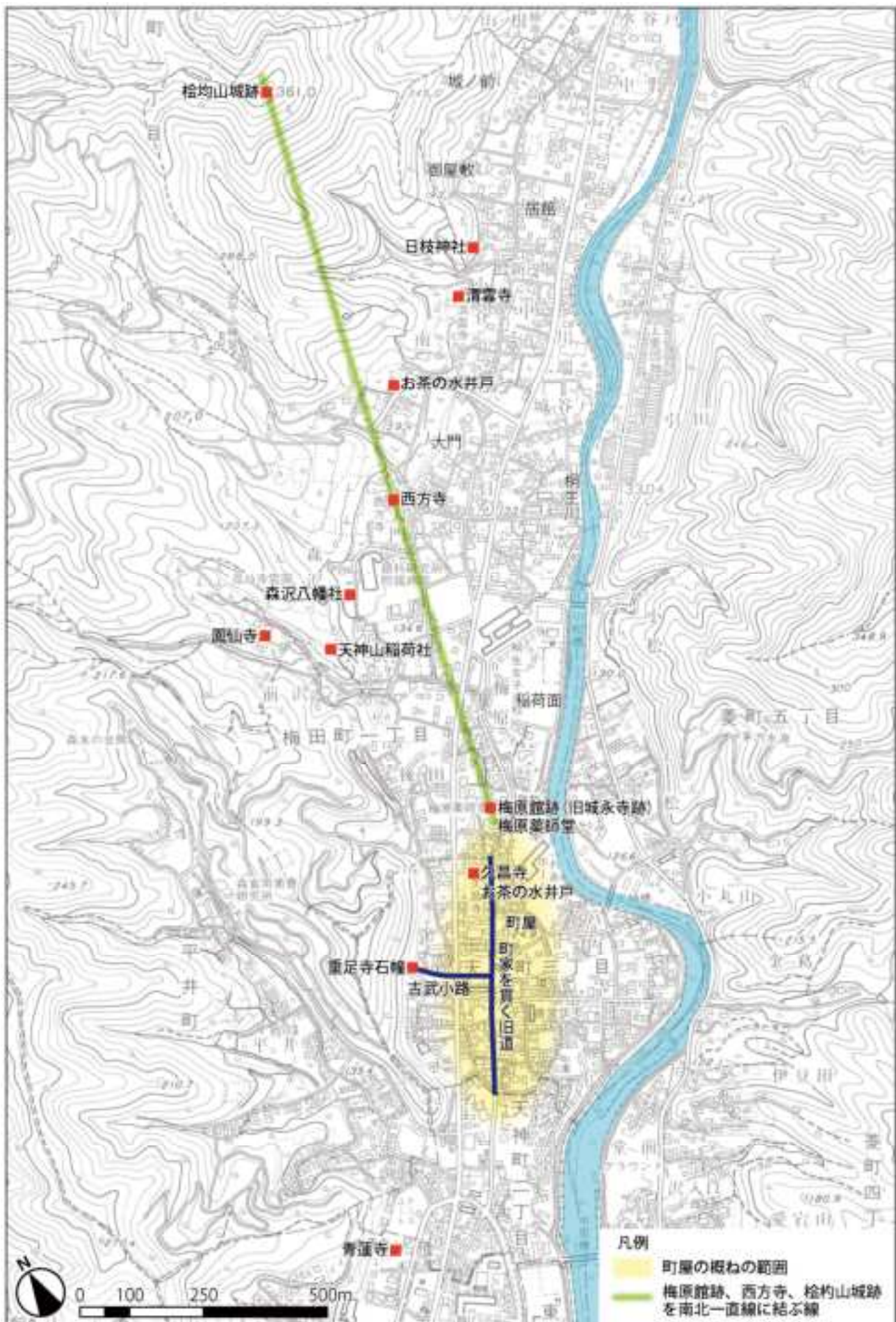
青蓮寺

29) 仏像等を安置するために床より一段高く設けられた場所のこと

により隆盛を極めた桐生の経済力の表れでもあったと考えられる。

本尊は、鎌倉時代に製作された、善光寺式阿弥陀三尊仏の銅製鑄抜き立像で、中央に高さ55センチメートルの阿弥陀如来、脇侍に観音・勢至菩薩が配されている。「銅造阿弥陀如来及両脇侍立像」の名称で、国の重要文化財に指定されており、毎年秋の彼岸中日に公開されている。

このように、桐生発祥の地である梅田町周辺地域には、多くの桐生氏、由良氏にゆかりの深い城跡や寺社などが立地し、その名残をとどめ、まさに桐生発祥の地と呼ぶにふさわしい歴史的環境が形成されている。



桐生発祥の地に関わる建物と町並みの分布

② 梅原館跡周辺の関連する建物と町並み

桐生六郎が居館を構えたとされる梅原館跡の一面には、桐生氏の守本尊とされ大正10年（1921）に改築された梅原薬師堂、それに隣接して昭和10年（1935）に建てられた梅原公会堂の2棟の歴史的建造物が立地している。



梅原薬師堂



梅原公会堂

梅原館跡の北西には、鬼門除けとして祭られたとされる天神山稲荷社、桐生氏重臣の守本尊とされる森沢八幡社がそれぞれ立地している。

梅原館跡を起点とし南に広がる「町屋」と呼ばれる地区は、由良成繁が梅原館から南へ一本の道を通し、両側に集落をつくり領民を住ませたとと言われる。桐生新町が町立てされる天正19年（1591）以前には、桧杣山城下町として、桐生の中心として栄えていた。

「町屋」は現在の天神町二丁目と三丁目の一部にあたるが、ここには、今でも中心の通りはそのままだ、当時の町割りが一部残っているとされる。城主お茶水の井戸跡や、南には、

当時、出陣に際し武者たちが勢ぞろいし、城下や領民から激励を受けた場所と伝えられている古武小路と呼ばれる細い路地も残る。その突き当たりが桐生方の城代家老が陣を構えた重足寺跡で、その頃に建立されたとされる「重足寺石幢」（市指定重要文化財）が存在する。

梅原館跡周辺には桐生氏、由良氏に関連の深い歴史的環境が色濃く残っており、現在の市街地の基礎はここから始まったといえる。



古武小路

ア. 市史跡梅原館跡と梅原薬師堂

前述の「町屋」地区の起点となった梅原館は、現在、梅原館跡として市指定史跡となっている。当初、一辺約120メートルの正方形の南一方口堀の内式平城で、周囲に土塁と堀を巡らせたものであった。現在では、大部分が、道路や住宅地となっているが、西側、南北側の一部には土塁が残され、その外側には掘跡の痕跡が認められる。



現在の土塁

史跡の一面には、梅原館の守護神、桐生氏の守本尊として遷座したものと伝えられている梅原薬師堂が建立されている。「薬師堂文書」によれば、文治2年（1186）に鎌倉より遷座とある。元々現在地より南東50メートルの、城郭の外側の虎口付近に堂宇³⁰が位置したとされるが、明らかではない。

現在の薬師堂は、大正10年（1921）に改築されたもので、それ以前については、元文2年（1738）の棟札が残され少なくともその当時から存在していたとされるが詳細は不明である。間口14尺、奥行12尺、畳10畳敷で、屋根は瓦葺、入母屋造りで、正面の一間に向拝を設え、背面に下屋を出し、これを祭壇にして薬師十二神将（薬師三尊と十二神将）が安置されている。「梅原の薬師さま」として地元住民の間では古くから、眼病など病氣平癒の守り神として厚く信仰されている。

薬師堂側面には、雲間に鶴が優雅に舞う格調高い装飾彫刻がなされた元文2年（1738）の中興の際のものと思われる妻飾りの懸魚、正面の扁額の額縁には、二頭の龍が波にたわむれる、巧みな透かし彫りがされている。「薬王殿」と書かれた額字は、大正・昭和における日本宗教界の三筆と称された能書家菅原時保によるものである。堂内の長押上には、寛政8年（1796）に書かれた能書家長沢是水の書である扁額も掲げられている。質素なたたずまいの中にも彫刻や扁額の品格が見事に調和し、薬師堂の威厳が保たれている。

また、史跡内には、多くの石仏や墓石が存在している。ここが一時、瑠璃光山城永寺という寺域であったことの名残をとどめたものである。扁額を残した是水の墓は、薬師堂裏手の土塁上に、筆、硯、手本書を形象し

た稀有な石塔として残っている。

これらの建造物を維持継承してきた歴史的な背景に、先人から続く文化財保護意識の高い地域性や連帯感の強い地域性をうかがい知ることができる。



薬師十二神将



扁額



妻飾りの懸魚



城永寺の名残の墓石

30) お堂のこと



梅原薬師堂周辺の配置



桐生梅原城復原図（出典：桐生市史（昭和33年））

イ. 城永寺の建立

後桐生氏（桐生国綱）によって下屋敷となった梅原館は、戦国時代には、由良氏の手に渡り、ここを起点とした城下町（町屋）が整備され、まちの中心として機能していた。桐生・由良両氏の庇護により、約400年以上にわたり、守られ栄えて来た。しかし、時代の推移により、桧杓山城が廃城となり、この地も荒廃していった。

廃城後、桐生は徳川家康の直轄領となり、新たに町立てするにあたり、この町屋では規模が小さかったため、南に位置する荒戸村と久方村を割き、桐生領の起点として、整備されたのが桐生新町である。梅原にあった梅原天神は、桐生新町の宿頭（現在の桐生天満宮）として移設された。

その際、梅原館は、桐生新町に引き込む用水路の流路となったことで二分された。薬師堂文書によると、地元民はこの屈辱ともいえる行為によって、この地に梅原館（城跡）が存在したことを永久に伝え残そうと、館跡地

を寺域として「瑠璃光山城永寺」を建立した。創建されたのは、不明な点も多いが、桧杓山城の廃城後間もなくと考えられ、この時、城郭の外にあったとされる薬師堂を、現在地である寺域内に移築し、薬師十二神将も遷座されたものと考えられている。

その後、薬師堂文書や棟札からは、元文2年（1738）に薬師堂が再建（中興）されたことが分かり、城永寺としての伽藍も整ったとされる。多くの民衆により「梅原の薬師さま」

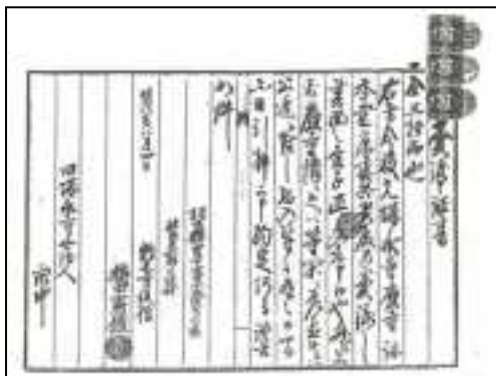


薬師堂の棟札

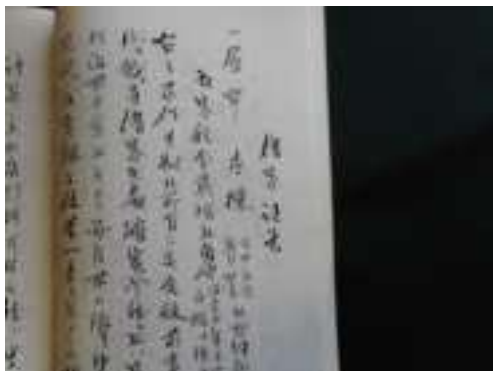
が支えられ、法灯が守られた。文政13年（1830）の城永寺世話役には、名主吉左衛門、組頭清吉、長沢一家惣代市郎左衛門、壇中惣代久左衛門ら地元民の名前が散見できる。

ウ. 城永寺の廃寺と薬師堂の運営

明治時代に入り、神仏分離令によって檀家の少なくなった城永寺は、経済的に厳しい状況もあり、明治7年（1874）に廃寺に追い込まれ、足利の鶏足寺が全てを引き取るようになった。しかし、桐生氏以来の由緒ある地元の拠所として、薬師堂を存続させるため、村役人であり世話人であった岡田徳三郎や小野里八百吉ら11名が、三十両³¹を拠出し、鶏足寺に働きかけた結果、形式的には廃寺としたが、寺域の伽藍を取り壊すことなく残すことができ、由緒ある薬師十二神将は、そのま



金三十両を拠出した事を示す証書
(明治8年)



借家証書（明治33年）

ま地元世話人に引き継がれることになった。その後、明治12年（1879）には、二百四十円余を投じて薬師堂の大普請や薬師十二神将の修理も行われた。当時、三十両、二百四十円という巨額のお金を拠出してまでも、残したいという地元民の結束力と強い熱意を感じる出来事であり、信仰心の厚さも伴って、薬師堂の伝統と歴史を今に継承している。

この頃、薬師堂では、収入を補うために当時としては画期的な方法により運営していたことが、明治33年（1900）の『借家証書』によりうかがえる。昭和57年（1982）まで存在していたという間口5間、奥行4間の薬師堂所有家屋を貸家とし、家賃収入を得るとともに、2階部分を集会所として利用していた。その家屋が建てられた時期は不明だが、地元では150年近く風雪に耐え、集会所の象徴的な存在として利用されていたという。まさに桐生における集会所の第1号としての存在として、今でも地元民の誇りになっている。

エ. 青年友義会と梅原公会堂

上記のように地元民が一丸となり継承し、先進的な考えを取り入れ実践してきた事実相容れる取り組みとして、この地元の若者中心で結成された「青年友義会」がある。

天保年間（1830～1844）に存在していた若衆組という若者仲間が、明治時代に入り青年会に発展し、地域内の僅か13～25歳の若者20人により、明治28年（1895）に結成されたものである。青年同士の親睦はもちろん、地域のため社会奉仕や、公共施設の修復普請等の活動を行ったほか、貯金、勉学、植林事業等を行っている。その植林事業によって得た資金で、昭和10年（1935）に建てられたのが現在の「梅原公会堂」である。薬師堂に隣接した位置に建ち、間口8間半、奥行5間で木造平屋建て鉄板葺の建物である。青年友義会

31) 現在の貨幣価値は一概に言えないが、『史跡梅原館跡』によれば現在の周辺地価と当時の薬師堂所有地売却入札金とを単純比較すると4千万円前後ではないかとされる

や地域の活動拠点とするため青年会館として、自分たちで建てたものである。建物内部における^{じゅうき}什器などの備品も全て青年友義会が自前でそろえて完成させ、建物とともに地元に寄附している。現在は、梅原薬師堂保存会が、集会所として、地元民のコミュニケーションの場として有効に活用している。中央に玄関の土間があり、左手に一段高くなった21畳ほどの大広間が広がる。当時の柱や建具、机や什器がそのまま使用され、歴史の趣を漂わせている。維持管理は、以前の集会所と同じように、管理人を住ませ、賃料の収入を得る運営方法が踏襲されている。近年では、サッシや屋根の補修が行われている。なお、大正10年（1921）の薬師堂改築には、その費用を青年友義会が貸し付けている。



大正10年薬師堂改築の落慶記念写真

オ. 天神山稲荷社

天神山稲荷社は、梅原館跡の北、^{ほうせんじ}鳳仙寺参道の右手に位置する天神山と称される小丘の上に鎮座している。いつこの地に祭られたのか明らかではないが、一説によれば、梅原館の鬼門（北東）の方向に「稲荷面」という小字名が残る場所（現在の桐生女子高周辺）に鬼門除けとして祭られていたと言われている。しかし、度重なる桐生川の氾濫により、現在地に移されたとされる。天神山からは、桐生氏、由良氏に関わりの深い^{さい}桧杵山城、^{ほうじ}西方寺、梅原館、町屋、鳳仙寺を見渡すことができ、物見山としてのこの位置に、意図的に

移されたものとも考えられる。鳳仙寺絵図（寛文12年（1672））には、寺領内に天神山と社殿が描かれている。鳳仙寺の鎮守神としての位置付けもあったものと思われる。



天神山稲荷社

天神山山頂には、広い平らな境内地が広がり、石鳥居、覆屋の中に稲荷社、その左に石祠が4基鎮座している。現在の稲荷社社殿は、大正4年（1915）に広沢村の田島家から譲受け、当時25軒の住民総出により現在地へ移設したものである。石祠の2基については、「安永五年」（1776）、「安永六年」（1777）の銘が確認できるが、2基についてはより古いものと思われる判読不可である。梅原薬師堂保存会においては、昭和57年（1982）に現在の覆屋と鳥居を奉納している。

文政13年（1830）の文書には、稲荷大明神は城永寺が別当である旨や、修理伺いについての記述が見られ、当時は、現在より大きな社殿が存在していたものと思われる。



4基の石祠

カ. 森沢八幡社

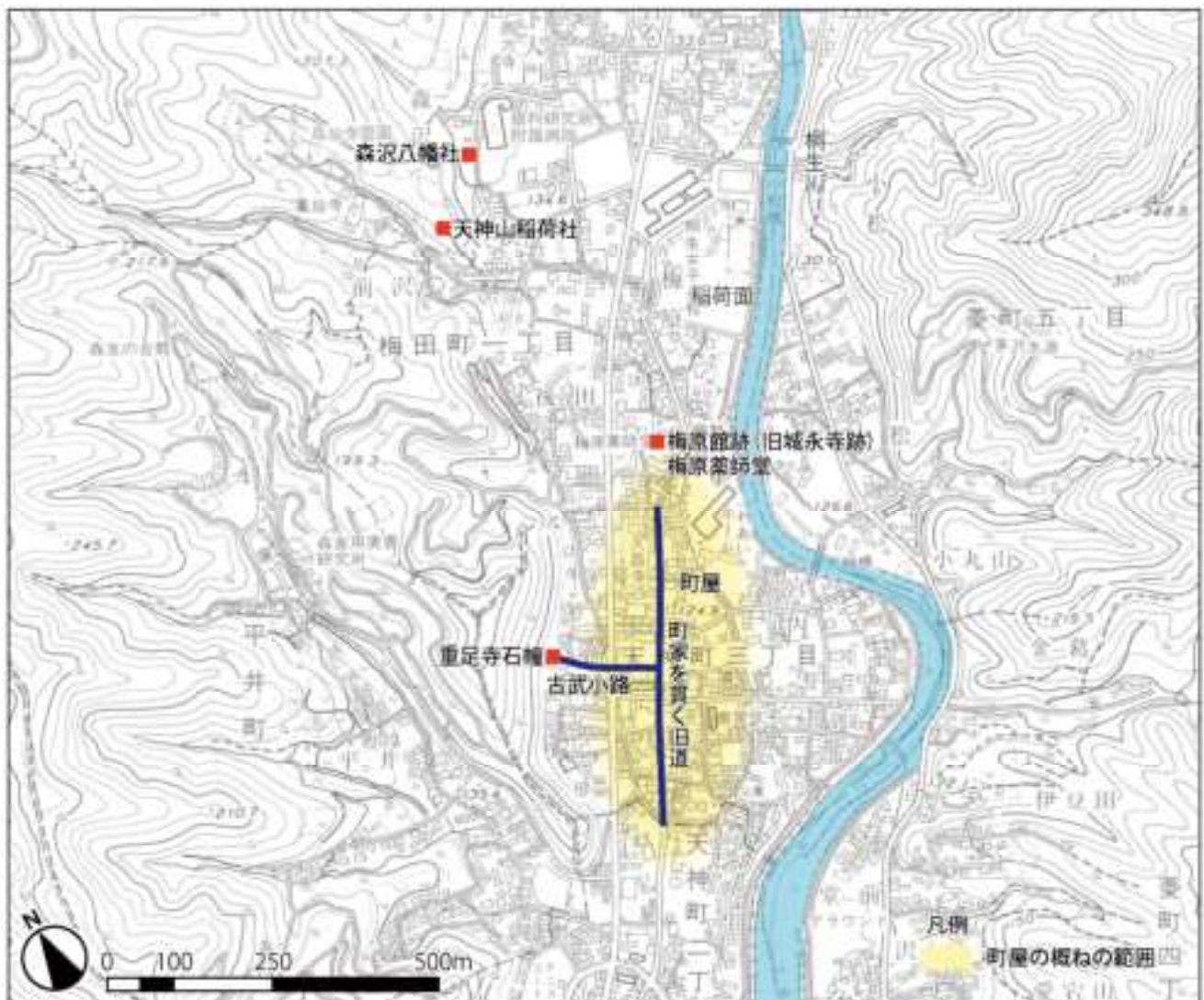
鳳仙寺の参道入り口の右手、天神山稲荷社の小丘東側法面にある文字塔脇の石段を登ると、中腹の僅かな平地の正面に、木造の小さな祠と、その左に流造りの石祀が鎮座している。この小丘の麓は、桐生氏の重臣であった谷直綱屋敷跡と言われており、その守本尊と伝承されているのが森沢八幡社である。その地に隣接し、由良氏の家臣を遠祖とし、代々家系を守り続けている田中家に伝わる文書（天保3年（1832））には、田中家氏神として、初代庄兵衛が、新田（現太田市）の田中神社から勧請し、現在地に遷祀したとある。さらに、天保3年（1832）に社殿を建て替え、住吉明神、若宮八幡を相殿神とし

て祭ったとある。

地元では「森沢の八幡さま」と住民に親しまれ、古くから祭礼が行われ、今に継承している。戦時中には、ここでこの地域の出征兵士の無事を祈願し、後に全員無事帰還したという霊験あらたかなご利益も言い伝えられている。



森沢八幡社



梅原館跡周辺の建物と町並みの分布

③ 梅原薬師堂保存会

梅原薬師堂では、地元住民により結成された梅原薬師堂保存会が、薬師堂の維持管理や祭礼を継承するなどの営みが行われている。

ア. 梅原薬師堂保存会の結成・梅原薬師堂の運営

城永寺や薬師堂を必死で守り抜き、地域の由緒を継承してきた地元民の連帯感と文化財保護意識の高さ、地域に積極的に関わる若者を中心とした青年友義会の奉仕や自立心、こうした先人からの遺志や精神を基に、その歴史と伝統を引き継いだのが「薬師堂保存会」である。^{うめばらやかたあと}梅原館跡が市の史跡に指定された昭和37年（1962）に結成された。江戸時代の信徒総代が記した「^{きおうき じしゅうろく}既往記事集録」には、薬師堂の財産管理についての記載があることから、その頃には実態があり、明治には前述のとおり地元世話人の巨額の拠出金で薬師堂が守られ、それから代々地元民に引き継がれてきた活動が、保存会の結成に至ったものである。昭和56年（1981）には、同保存会を発展的に解消し、新たに現在の「梅原薬師堂保存会」として120名の会員により再結成した。7章42条からなる会則も定められ、「薬師堂の維持管理や梅原公会堂の維持管理、梅原薬師の祭典、天神山稻荷の祭典等の運営等により、地域の精神的・文化的遺産の継承や住民福祉と文化の向上に資すること」を目的としている。平成27年（2015）時点の会員数は75名である。

保存会では、結成以降、歴史遺産の保存継承の取り組みを継続的に行っている。会員向けには、桐生発祥の地としての桐生氏、^{ゆら}由良氏の歴史と梅原館や薬師堂・梅原公会堂の歴史をまとめた説明資料を配布するほか、敷地入り口には、標柱や案内板をつくり周知を行っている。平成3年（1991）には、薬師堂前

の広場を広げて有効に利用するため、梅原公会堂を^{ひきや}曳家し現在の位置にまで移動させた。また、古くから続く祭礼を行い、地域の歴史や文化を子どもへ継承するなど、地域ぐるみの取り組みを行っている。



既往記事集録（江戸後期）



梅原公会堂での保存会役員会の様子

イ. 梅原薬師祭典

薬師堂では、毎年7月の土用の丑の日に近い日曜日と、10月12日に近い日曜日にそれぞれ祭礼が開催されている。

祭礼の始まりは定かではないが、江戸時代から続いているとされる。明治14年（1881）の文書には、毎年4月12日と10月12日に行われている旨が書かれている。また、毎年7月の土用の丑の日には、「土用念仏」と呼ばれる民俗行事も行われていた。土用念仏の起源も明らかではないが、江戸時代末期と伝えられている。

祭りが盛んな頃は、梅原館敷地を分断した大堰用水に設置されていた水車を動力に、か

らくり人形などの見世物や草相撲が奉納され、屋台店も多く出てにぎわいを見せていたという。そのため、現在、土塁上に残されている墓石の中に、江戸相撲の花形力士の墓が2基あるとも言われている。昭和初期までは祭りは盛大を極めていたものの、戦争が始まると、一時、土用念仏が中断された。戦後、何とか子ども達に地域密着の行事を伝えたいと、当時の古老たちによって盛大に再開された。以後、4月の祭礼は行われなくなったが、夏と秋の毎年2回の祭礼は、保存会の運営により、継承されている。薬師堂の中には、大正時代に寄進された提灯^{ちようちん}も残されており、当時の隆盛ぶりがしのばれる。

祭礼の約1か月前には、梅原薬師堂保存会の役員会を梅原公会堂で開催する。役員会では、会長を中心に、開催日程の確認と当日の運営について確認し合う。

祭礼当日の朝には、役員が集まり、史跡である土塁の草刈りや薬師堂の清掃を行い、汗



保存会による清掃活動



大幟を設置する

を流すのが恒例となっている。その後、提灯の取付けや大幟^{おおのぼり}の設置、直会準備^{なおらい}をして午前はいったん解散となる。

祭礼の象徴ともなる大幟は、現在は、昭和59年（1984）に保存会で製作したものを使用している。「奉納梅原薬師十二神将祭礼」を基本とし、土用念仏の時には、「梅原薬師土用念仏祭礼」と書かれた幟旗、秋の大祭の時には、「蕪民将来之子孫繁栄」と書かれた幟旗がそれぞれ設置される。いよいよ祭礼が始まるという一体感や高揚感に浸る。

当日の午後、続々と地元住民が薬師堂に参集する。まずは、薬師十二神将への献香^{けんこう}と読経から祭礼が始まる。かつては、桐生氏にゆかりが深いため西方寺^{さいほうじ}の住職が法話や読経をしていた。参加者全員が、一人ずつ、十二神将に頭を下げ焼香し、次いで般若心経を全員で複数回読経する。



読経の様子

その後、薬師堂前の広場に人々が集まり、土用念仏を執り行う。直径3メートル、全長9メートルもある大きな数珠を20人くらいの人が輪になって囲み、これを両手に持つ。^{かね}鉦を持った音頭とりが内側に入り、鉦をたたきながら、太鼓の音とともに念仏を唱える。「ナムアマダブツ、ナンマイダ・・・」と、周りの人も一斉に念仏を唱えながら左回りで数珠を繰廻す。数珠についた房緒が自分の前に回ってくると、額に房を戴き無病息災や悪霊退散を願う。次第に、鉦のリズムが速くなり、廻る速さも速まり、それに合わせて数

珠の引き合いになる。かつては、この引っ張り合いが、次第に激しくなり、敷地内を所狭しと駆け回っていた時もあった。一種の奇祭として、今に伝えられている。

地域に根差した素朴な祭りとして、地元住民の間では親しまれている。現代社会において、地域のコミュニケーションの場としても重要な位置づけとなっている。



土用念仏の様子(上：現代／下：昭和57年)

ウ. 天神山稲荷祭典

江戸時代より続く天神山稲荷の祭りがある。毎年4月上旬の日曜日に行われ、神事と直会だけの素朴な祭りであるが、地元住民総勢で行われる、地域に根差した祭礼として続けられている。

祭礼の始まりについては定かではないが、慶応4年(1868)の文書には、「^{はつま}初午の祭典」



祭典準備の様子

の記述があり、この頃には既に行われていたことがうかがえる。元々、豊作祈願を原形とし毎年2月の初午に行われていたが、昭和30年(1955)頃からは4月上旬に行われるようになった。

祭り準備は、地域住民の輪番制により行われる。参道や周辺の草刈りや清掃も、事前に若手により行われる。当日は、社殿に、注連縄^{なわごへい}、御幣^{みけい}、榊^{さかき}、神饌^{しんせん}などの準備や、直会のための酒肴^{しゅこう}の手配などを行う。

当日、時間になると、地区代表などの役員や保存会関係者等が稲荷社前に集まり神事が始まる。神職により、神前や参列者を祓^{はら}い清める修祓^{しゅばつ}に始まり、献饌^{けんせん}、祝詞奏上や玉串奉てんなどが行われ、二礼二拍手、深く一拝で神事が終了する。その後、山を降り、直会が行われる。直会には、子ども達も含め、地域住民が参加する。以前は、稲荷社前の広場に車座になって直会を行っていたが、近年は、天神山麓の広場や建物内で行われている。



天神山稲荷祭典の様子



直会の様子

江戸時代から地域で継承されてきた祭礼は、桐生氏、由良氏のゆかりの地において、古くから地域を特徴付けている地域の連帯感を感じさせる祭礼の1つとして、今も続けられている。地元住民のにぎわいと信仰を通して、コミュニティ形成にもつながっている。

桐生発祥のルーツともいえるこの地には、桐生氏、由良氏に関わる多くの歴史的な環境が残されている。そこでは、桐生発祥の地であることを誇りにし、先人からそれらを受け継いできた地域の住民により、梅原薬師の保存活動や祭礼、天神山稻荷の祭礼等が、地域ぐるみで今でも行われている。

古の歴史に触れる機会の多い環境下において培われた自主自立の地域性、桐生発祥の地としての由緒は、この地に伝わる祭礼という営みのなかで今も語り継がれている。

エ. 森沢八幡社祭典

森沢八幡社で行われている祭礼の始まりは定かではないが、先述のとおり八幡社に隣接した田中家には、祭礼を継続するよう代々申し伝えられているということから、江戸時代末期から実施されているようである。

祭礼は、神事と直会という素朴なもので、近年まで一人一品の肴を持ち寄り、十五夜の月明かりで酒宴をひらいていたが、現在は、9月中旬から10月上旬の十五夜に近い日曜日に開催している。秋の豊作を願う意味も込められている。天神山稻荷の祭りと同様に、同じ地域住民の輪番制により、運営されている。当日、神職による神事には、関係者が拝礼し、お祓いを受け、祝詞奏上と玉串奉てんを行う。直会は、直下の広場にシートを敷いて車座になり50名ほどが輪になって酒宴を行う。

祭礼として派手さはないが、地域住民にとっては、生活とともに根付いた恒例の祭りで

あり、誰もが楽しみにこの日を迎える。隣家との関係が希薄となりつつあるこの時代に、顔を合わせる貴重な機会でもあり、地域のコミュニケーションと地域の連帯感を示す重要な祭礼が受け継がれている。



森沢八幡社祭典の様子

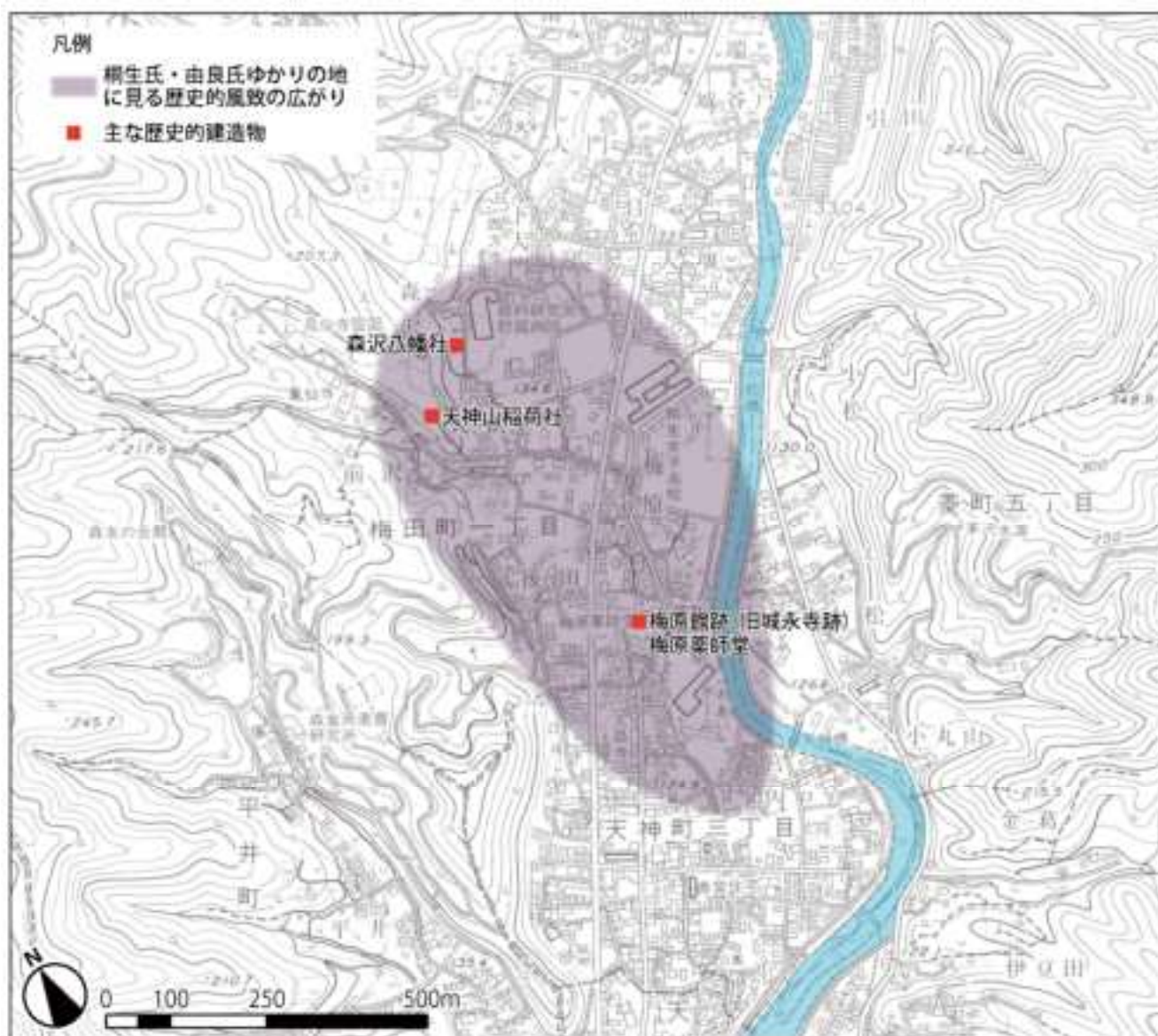


直会の様子

□ 桐生発祥の地の由緒を語り伝える祭礼・行事

以上のように、桐生氏、由良氏ゆかりの地とされる梅田町周辺地域には、梅原薬師堂をはじめ、桐生氏、由良氏ゆかりの社寺などの歴史的な環境が多く残されている。そして、その周辺の住民達は、現在の桐生の礎^{いしずえ}とも言えるこの地に生きた先人達の思いを受け継ぎ、梅原薬師堂などの史跡が維持管理され、

梅原薬師祭典や天神山稲荷祭典など、この地を舞台とした祭礼・行事が執り行われている。古の歴史に触れる機会の多い環境下において培われた自主自立の地域性、桐生発祥の地としての由緒は、この地に伝わる祭礼という営みのなかで今も語り継がれている。



桐生氏・由良氏ゆかりの地に見る歴史的風致の広がり

【コラム③：城主愛飲のお茶水の井戸】

梅原館跡から程近い町屋の中央に位置する久昌寺きゅうしょうじには、城主愛飲のお茶水の井戸跡が存在している。寺の所伝によると、かつて梅原館が桐生氏によって使用されていた頃、この地には浅井戸があり、その水質が良かったために、館のお茶水に使用されていたと伝えられている。また、桧杓山城のお茶水と言われる井戸は、城の東南口付近にも存在しており、こちらの井戸は今でも水をたたえ、付近の民家で使用されている。城の東南口付近の井戸から、梅原館まで水を運ぶのが大変なため、館近くの井戸をお茶水に使用したとも言われている。

る。

久昌寺の開創は、桐生氏、由良氏の時代より後の寛永年間（1624～1645）とされているが、桐生氏、由良氏が滅び、使用されなくなった井戸周辺の地が空いていたため、久昌寺が建てられたのではないかと推測されている。



久昌寺井戸枠

【コラム④：桧杓山城登山】

桧杓山の麓にある梅田南小学校では、城山じょうやま（広く市民は桧杓山を城山と呼んでいる。）への登山遠足を通して、地域の歴史教育が古くから行われている。同校は140年以上の歴史を持つ小学校であるが、職員が学校の行事等の記録を毎日付けている「当直日誌」から、昭和33年（1958）11月の城山登山の記述が確認できる。以降、毎年同じような時期に行われていることが分かる。日誌は昭和31年度（1956）からのものが残されているが、「遠足」の記述はあるものの場所まで記載されていないため確認ができないが、以前から恒例行事となっていたことが想像される。

登山をするのは当時から2年生で、地域の学習授業の一環として、学校から徒歩で山頂（本丸）を目指す。梅田や市街地を望める山頂では、弁当を広げ、引率の教師が、ここがかつてお城であったことを説明する。城主は、この地から城下を見渡し、城

内の平安を願っていたと思いをはせながら、地域の歴史に触れている。

その他、地域の歴史について理解を深めるため、桐生氏、由良氏ゆかりの西方寺や鳳仙寺を訪問し、史跡や資料を見たり、住職から話を聞くなどの現地体験学習も行われる。このような学習を通して、この地区の児童は地域固有の歴史を学び、郷土を誇りに思う素地を養っている。

なお、城山は、現在では、山頂までハイキングコースが整備されており、春には山全体がサクラに覆われるほど桜の名所として、多くの市民にも親しまれている。



昭和33年の当直日誌



桧杓山城登山の様子

3. 桐生地域の祭礼・行事に見る歴史的風致

□ はじめに

本市には、前述の桐生祇園祭やゑびす講をはじめ、伝統的な祭礼や行事が多く継承されている。特に、彦部家住宅のある広沢町の賀茂神社、桐生織物発祥の地と言われる川内町の白瀧神社、機屋も多い東地区の日限地蔵尊では、それぞれ地域に根付いた祭礼・行事が古くから継承されている。

県内有数の古社である賀茂神社では、毎年4月と10月には、文化12年（1815）より続くとされる太々神楽、毎年2月3日には、江戸時代末期より続くとされる御簀神事がそれぞれ行われている。太々神楽は、厳粛ながらも娯楽性が高いものが多く上演され、また、御簀神事は、幻想的で神聖な雰囲気を出し出す。

白瀧神社では、毎年8月に太々神楽が奉納される。起源は定かではないものの、江戸時代のもと考えられる面が現存している。神聖な境内の雰囲気と、神楽の音により歴史的な雰囲気を醸し出す。

日限地蔵尊では、毎月24日に、大正5年（1916）より一度も欠かすことなく縁日が開催されている。縁日の日には、市内はもとより、市外、県外からも参詣者が訪れ、大変な賑わいを見せている。

これらの祭礼・行事は、地元の住民や市民によって受け継がれ、広く親しまれているものである。それぞれに違った趣とともに、歴史ある各社寺を舞台とし、歴史的な風情を醸し出している。

		建物と町並み	営み
桐生地域の祭礼・行事に見る歴史的風致	(1) 賀茂神社に見る歴史的風致	①賀茂神社周辺の環境 ②県内有数の古社－賀茂神社	③賀茂神社太々神楽 ④賀茂神社御簀神事
	(2) 白瀧神社太々神楽に見る歴史的風致	①川内町の環境 ②桐生織物の発祥の地－白瀧神社	③白瀧神社太々神楽 ○白瀧神社太々神楽の奉納と演目 ○白瀧神社太々神楽保存会
	(3) 日限地蔵尊縁日に見る歴史的風致	①観音院とその周辺の環境	②日限地蔵尊縁日

桐生地域の祭礼・行事に見る歴史的風致の体系図

(1) 賀茂神社に見る歴史的風致

本市の南西の広沢町に位置する賀茂神社^{か も じんじや}では太々神楽^{たいたいかぐら}や御 篝 神事^{み かがりしんじ}が行われ伝統を今に伝えている。

① 賀茂神社周辺の環境

広沢町は、北は渡良瀬川^{わたらせ}を境とし、南は八王子丘陵で太田市と隣接している。八王子丘陵中央付近の北斜面の、うっそうとした森林の中に賀茂神社が鎮座している。また、彦部家住宅は賀茂神社のやや北側の広沢町内に立地している。



広沢町の位置

神社に隣接して、南東には別当であった法楽寺、北には、立派な門構えと板塀に囲まれ代々神官を務めた旧家の飯塚家住宅が隣接している。近代和風の邸宅と純和風庭園は、要人や来賓をもてなすために飯塚春太郎^{いいづかはる たろう}により昭和3年（1928）に建てられたものである。春太郎は桐生の織物業に大きく貢献し、国会議員としても活躍した。飯塚家住宅は令和4年に解体され現在は滅失している。道を挟み立地している大谷石造の6連のノコギリ屋根工場は、旧飯塚織物工場で昭和7年（1932）に建てられたものである。初期洋風建築を伝える建造物で、輸出向けの高級織物を生産していた。現在は私設博物館として活用されている。



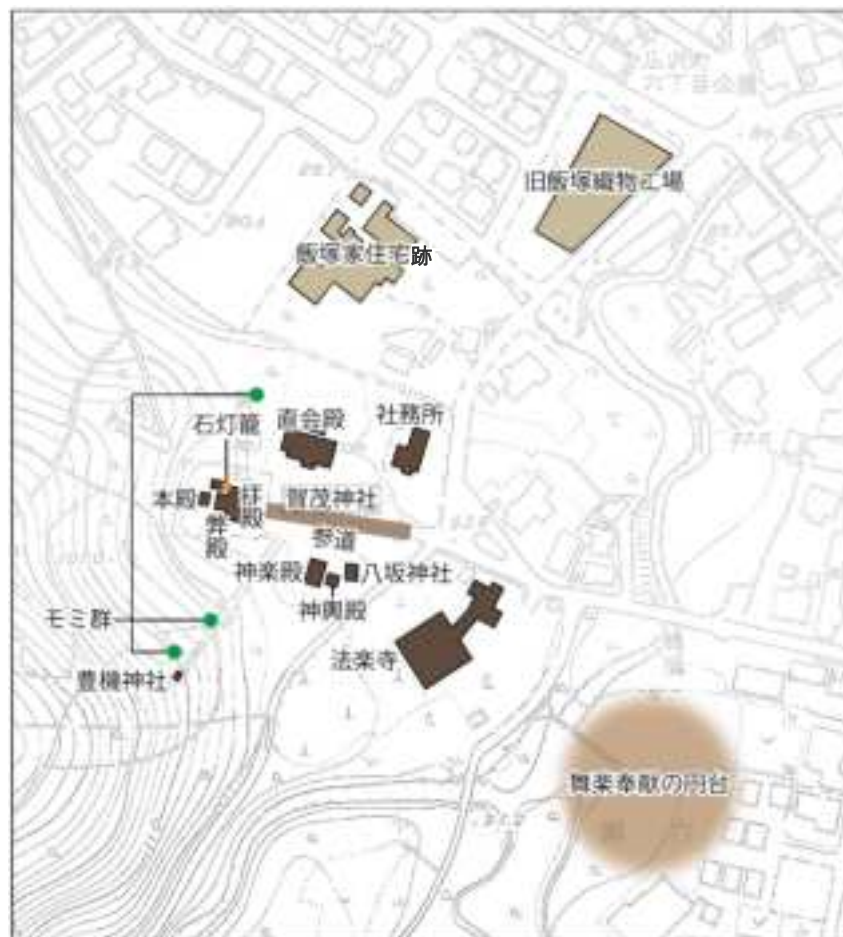
法楽寺



建設当時の飯塚家住宅
(出典：桐生の人と心)



旧飯塚織物工場



賀茂神社境内の配置と神社周辺の状況

② 県内有数の古社—賀茂神社

賀茂神社は、上野国延喜式内社十二社の内のひとつであり県内有数の古社として千年以上の歴史を持つ。創立年代は不詳であるが、社伝によれば崇神天皇の御代、豊城入彦命が東国鎮護のため山城国賀茂神を勧請し、桓武天皇の延暦15年（796）、美和神社とともに官社に列せられたとされる。寛治元年（1089）の清原武衡・冢衡の反乱の際、源義家は反乱軍追討にあたり当社に祈願し、平定後凱旋の際は、奉幣³²の舞樂を奏したとも伝えられ、舞樂奉獻の円台の遺跡が今も残っている。

広い境内には、鳥居をくぐって正面奥に拝殿、幣殿、その奥に本殿、社殿手前の左手に神楽殿と神輿殿、右手に直会殿と社務所が建

つ。現在の社殿は昭和2年（1927）に再建されたものである。拝殿は間口5間、奥行2間、本殿は、方1間の流れ造りで華麗な彫刻が施



賀茂神社



賀茂神社境内

32) 神にささげること

されている。本殿横には、「永和四年」（1378）の刻銘のある市内では最も古い石灯籠（市指定重要文化財）が建っている。境内の背後には、豊かな自然林が広がり、モミ群が群馬県の天然記念物に指定されている。

毎年、神楽殿では「賀茂神社太々神楽^{だいだいかぐら}」が奉納され、社殿前の広場においては、「賀茂神社御^み簀^{かがりしんじ}神事」が行われている。



石灯籠

③ 賀茂神社太々神楽^{か も じんじやだいだいかぐら}

太々神楽が奉納される神楽殿は、社殿に向かって左側の石垣上に建ち、間口2間、奥行4間の切妻素木造りで、神楽の始まりと同年頃の建築とされ、明治時代、昭和60年（1985）頃に改修しているという。踊^{おどりめん}面は2間四方で上手と下手に出幕がある。三方開放で、祭礼時には、注連縄^{しめなわ}を張り、紙垂^{しで}を巡らせ、神紋^{しんもん}二葉葵^{ふたばあおい}の紋幕が張られる。踊面後方には、2間四方の楽屋があり、神楽面や衣装等が收藏されている。

神楽の起源について、社伝によれば、文化12年（1815）に神主の飯塚伊豆正^{いづかいずのかみ}が催主となり、氏子や地元有力者140人の奉加^{ほうか}³³を受けて道具一式を整えたとされる。この時の神楽連からの奉納額も残されている。この時の神楽は、桐生地方の交流ある5社の神職によって組織された「桐生座」によるものだった。明治維新後に一時休止したが、明治15年（1882）

に「敬神宮比講社」を創立し、氏子中の長男によって奉納上演や依頼奉納の伝承活動が続けてきた。その後、神楽師の高齢化や後継者不足から、伝承されずに演目のみとなった舞もあるが昭和48年（1973）には賀茂神社太々神楽保存会が組織されたため、今日まで複数の舞が継承されている。会員は、20歳代から70歳代の12名であるが、毎月1日と15日の練習会を通年で実施し、会員の子どもや孫への継承も積極的に行われている。

昭和20年（1945）までは毎年4月14日を春期例祭、10月14、15日を秋期例祭として、神楽が奉納されていた。戦後は、4月14、15日及び10月15日頃の土、日曜日に行われている。賀茂神社で演じられる神楽は、宮比^{みやび}神楽と言われる里神楽である。宮比とは、神楽の祖とされる天鈿女命^{あめのうずめのみこと}を大宮姫と言うことから来たものである。

例祭当日は、社殿での厳粛な雰囲気の中で神事が執り行われる。終了を知らせる太鼓が打ち鳴らされ、境内に響くと、続いて神楽



賀茂神社神楽殿



神楽連からの奉納額

33) 神仏に金品を寄進すること

殿において五囃子（八社・昇殿・鎌倉・四丁目・仁羽）演奏が行われる。参加者や観衆に対して、神楽が始まる前の呼び込みのため工夫された軽やかで心浮き立つ曲調で、景気付けとして行われている。



例祭神事の様子



例祭神事の様子

神楽は、式舞（表舞）12座、狂舞（裏舞）12座で構成されるが、伝承され、現在演じられているのはそのうち9座である。囃し方は、太鼓1人、締太鼓2人、笛1人、鉦すり2人で構成される。舞手の面は全部で32面あり、始まった当初の年季の入った面を現在でも使用している。

初座舞として、厳粛な式舞「白黒翁のさんばそう三番叟」が舞台浄めとして演じられる。続いて、神々の登場を意味する「猿田彦（道開け）」を舞う。これ以降は、状況に応じて、演目を選んでの上演となる。狂舞には演目「子守の舞」、「蛭子の舞」などが演じられている。式舞では、「屑紙拾い三番叟」という全国的に珍しい演目も伝承されている。ひょっとこ面の男が、小脇に籠を持って出て、手に屑拾い

の長い箸を持ち屑拾いしながら踊り、舞台上の長袴（なががみしも）を拾い上げ、やがてこれを着る。その後も、烏帽子や鈴を恐る恐る拾い上げ、次々と身に付けて最後に三番になって舞うという演目である。平成元年（1989）には国立劇場で上演された。



舞手の面



神楽の様子



神楽の様子（上：現代／下：年代不明）

④ 賀茂神社御篝 神事

毎年、節分の2月3日、火投げ神事という古くから続く伝統行事が行われている。起源は明らかではないが、文政13年(1830)の「賀茂神社傳承記」に神事の記載があることから、江戸時代末期には既に行われていたとされる。



燃え上がる御篝

氏子は、人形に切り抜いた半紙に生年月日、名前を記し、体の悪い部分を撫でて諸病、災厄を移す。それから息を吹きかけ、厄落としと厄除けを祈願する。そろいの白装束を身に



人形の半紙に名前を記入



豆まきの様子

まとった若連は、人形とともに拝殿でお祓いを受けると、鬼に扮した氏子が拝殿の外に逃げ、「鬼は外、福は内」と豆まきが行われる。

境内中央には、薪木等が積み上げられ、その四方に斎竹³⁴を立て、注連縄が張られ、紙垂が下げられた御篝場が設けられる。やがて宮司が、神前の斎火³⁵を、お祓いを受けた人形を介して、薪木に点火する。薪木は霊威を湛えた「浄薪」となり、瞬く間に燃え上がった「御篝」によって、境内は真っ赤に照らされる。

頃合いを見て、氏子は、火の付いた浄薪を持って、御篝を挟んで左右（東西）に分かれ対峙する。全体が見渡せる位置に責任者と太鼓が配され、全ての準備は整う。

白い手袋をはめた氏子たちは、浄薪をわしづかみにした腕をグルグルと振り回し、火勢を強めながらその時を待つ。太鼓の音が鳴ると、全員が大声を発しながら、対峙した氏子の方にめがけて一斉に浄薪が放たれる。浄薪からは、無数の赤い火の粉が飛び交い、境内に降り注ぐ。一本目を投じた氏子たちは、対峙した氏子が投じた浄薪を拾い上げ、また、腕を振り回し、火勢を強め、次の号令を待つ。体勢が整い、太鼓が鳴ると、二本目が夜の空に放たれる。これを複数回繰り返し、御篝の火勢の状況で、休憩を挟みながら3セット行



火投げの様子

34) 神事の際にけがれを防ぎ清める場所に立てる竹

35) けがれを清めた火

う。最後に、氏子たちは燃えたぎる御簀を囲んで、手締めで終了する。

氏子たちによって投げ放たれた浄薪が、境内の木に引っかかることや、観客の方へ飛び込むこともよくあるが、お祓いされた浄薪は、昔から決して怪我をしないと言われている。

昭和20年代には、一時、喧嘩火投げのような状況が横行し、火投げのない静かな神事が行われたこともあったというが、現在では賀茂神社御簀神事保存会が結成され、指示系統やルールを作りがなされ、安全に配慮しながら実施されている。保存会のメンバーは、全国大会にも出場する地元の強豪野球チーム「広六クラブ^{みとらしかい}御弓会」のメンバーが中心となって、氏子有志で組織され、結束も固い。

大晦日直前の日曜日には、多くのメンバーが集まり、早朝から社殿や境内周辺を含めた清掃を行っている。極寒のなか、本殿周囲の玉砂利を1つずつ丁寧に泥さらいするのが恒例となっている。神とともに清廉な気持ちで新たな年を迎えるという意味がある。この奉仕から御簀神事の始まりとも言える。

節分直前の日曜日には、早朝から御簀場作りが行われる。材料となる薪木は、かつて明治初期までは、境内の社木の枝を伐採してい

たが、森厳に差し障るため禁止された。以後、境内の枯れ枝や倒木を集め使用していたが、現在では外部から^{なら}の木を集めている。御簀場には、氏子から託された古宮、正月飾り、古ダルマなども積まれ、3メートル程度の高さになる。この準備を経て2月3日の本番を迎える。

このように、先人から伝わる御簀神事を通して培われた活動は、地域づくりや人づくりにも広がり、この地域における良好なコミュニティを図る機会にもなっている。

身も凍える寒さのなか、深々とした空気を明るく染めあげる御簀と、弧を描いて飛び交う浄薪から降り注ぐ火の粉が舞うとき、周囲を埋め尽くした観客は魅了され、大きな歓声が沸く。まさに勇壮で特異な奇祭が繰り広げられている。



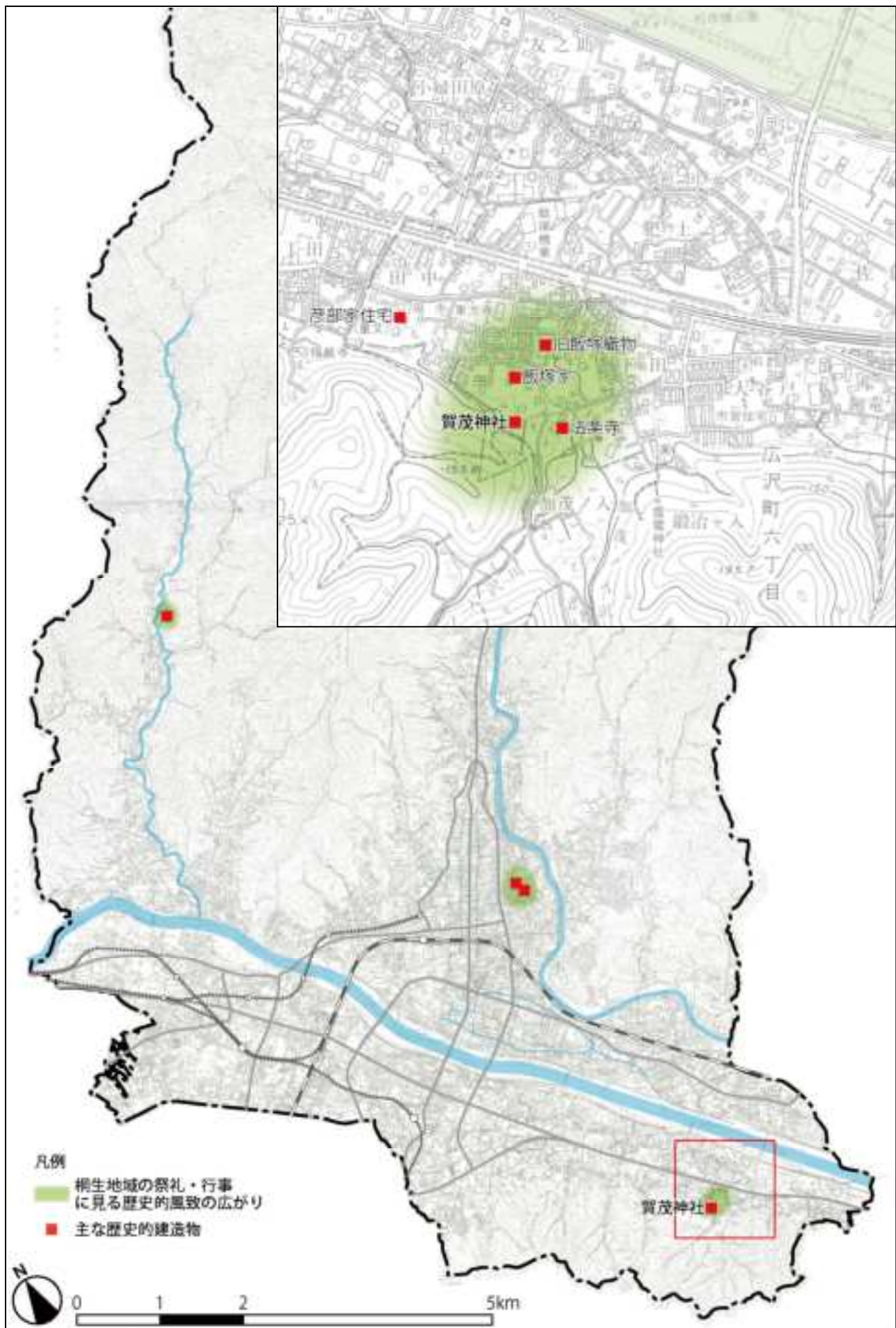
奉仕活動の様子

□ 県内有数の古社で行われる2つの祭礼・行事

県内有数の古社である賀茂神社の氏子は広沢町六丁目の住民達である。氏子や賀茂神社太々神楽保存会、賀茂神社御簀神事保存会の活動によって、娯楽の少なかった時代から、今も昔も変わらず、地元民の楽しみの1つとして見る者の心をひきつけ夢中にさせてき

た太々神楽、神域から幻想的で神聖な雰囲気醸し出される御簀神事の2つの祭礼・行事や、その舞台となる賀茂神社を中心とした歴史的建造物が古くから継承されてきた。

賀茂神社を中心として、氏子や保存会の活動によって歴史的風致が広がっている。



賀茂神社周辺の歴史的風致の広がり

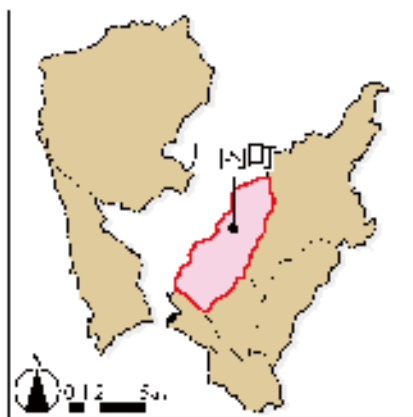
(2) 白瀧神社太々神楽に見る歴史的風致

桐生地域の北西に位置する川内町では、桐生織物発祥の地とされる白瀧神社において太々神楽が行われている。

① 川内町的环境

川内町は、南は渡良瀬川を挟んで相生町、東は吾妻山や鳴神山などを挟んで堤町、宮本町、梅田町とそれぞれ接しており、また、西から北にかけては、みどり市大間々町となっている。明治22年(1889)の合併により川内村となったが、村名は渡良瀬川の内側にあることから名付けられた。

川内町の中央を山田川が南北に流れ、その左岸に白瀧神社が立地している。また、水路や水車の多かった東地区や新宿とともに、ノコギリ屋根工場が多く分布している地域である。



川内町の位置

キ」(市指定天然記念物)がそびえ荘厳な雰囲気醸し出している。

「白瀧神社太々神楽」(市指定無形民俗文化財)を奉納する神楽殿は、社殿に向かって左手に所在している。木造の鉄板葺寄棟屋根を持つ間口2間、奥行き3間、約6坪の神楽殿である。建築年は奉納額から明治45年(1912)7月落成とある。なお、地元では他所の地から移されたとも口承されている。神楽殿向かって右隣には、神楽面、衣裳、小道具等を保管する建物が建っているが建築年は不明である。



白瀧神社神楽殿

② 桐生織物の発祥の地—白瀧神社

白瀧神社は、織物産業に見る歴史的風致で述べたとおり、織物の神である天八千々姫命に白瀧姫命の2柱が主祭神として祭られている。社殿は、本殿、拝殿、祓殿、社務所で構成されている。創建は不明だが、現在の社殿は明治初年頃に修造されたものである。また、社殿の背後には御神木である樹齢300年以上と伝えられる「白瀧神社のケヤ



白瀧神社境内の配置

③ しらたきじんじやだいだいかぐら 白瀧神社太々神楽

ア. 白瀧神社太々神楽の奉納と演目

白瀧神社太々神楽は、白瀧神社に古くから伝わる神楽である。毎年8月の第1週土曜日の白瀧神社例大祭に神社境内の神楽殿で奉納されている。

8月の例大祭に向けて、約1か月前から週1回程度の練習が実施されている。神社の社務所に夜間集まり、神楽殿と同じ配置になるよう太鼓を設置する。それから、鼓のひもを締め、神楽鈴などの準備と小道具の設置を行い、本番さながらの練習を行う。初めて舞うメンバーには、指導者が手本となり、足使い（舞振り）や鈴の振り方など細かく手ほどきを行う。笛は譜面（ジゴト）がないため、習得まで一番時間がかかるという。メンバーは、一人が何役もこなすことができ、舞ごとに役を入れ替わりながら自分の動きを確認する。本番までに4～5回程度のおさらい程度で本番に臨めるという。練習後にはテーブルを



奉納される白瀧神社太々神楽



練習の様子

囲んで、本番で演じる舞を決めたり、早くも次回出演の打ち合わせも行う。

前日までに、神楽殿の紅白幕の準備や、舞の最中に観客にまかれる切り餅の準備も行われる。切り餅は、「種蒔之舞」と「上棟式」の際に、観客に向けてまかれるものであるが、以前は、半紙に包まれ熨斗の巻かれた菱形の餅や菓子類をまいた時もあったという。

祭礼当日には、注連縄に紙垂が付けられ、開演を待つ。舞台裏では、それぞれの装束を身にまとい出番を待つ。

神楽殿で、式舞は大祓詞の奏上により始まる。四方を祓い清めた大幣を手に宮司は平舞の囃子で「宮司之舞」を厳かに舞う。舞終わり神前に着座し「翁」を待つ。翁が登場し、宮司から幣束が渡され、第壱座「翁之舞」が始まる。楽器は太鼓、胴長締太鼓、笛の二鼓一管である。囃子は出囃子、三ツ拍子、平舞、早舞、天狐、道化、恵比寿、連打の他に、各々の舞にあわせた囃子で構成されている。



宮司による大祓詞奏上



囃子方

現在伝えられている神楽は、日本神話に題材をとるものが多く、第壱座「翁之舞」から第五座「岩戸開伎之舞」の式舞、第六座「大蛇退治」から第拾貳座「上棟式」までの興舞がある。その他に機織の神を象徴するように糸杵を持って舞う「機神舞」がある。

第壱座に始まり、激しい動きの第五座までの式舞は、順番どおりに演じる。勇壮な第六座から第拾貳座の興舞については、時間やメンバーから調整し、複数の舞を演じる。(各座の概要は別表のとおり)

白瀧神社太々神楽の起源は明らかではないが、現存している面の大半は江戸時代のもので考えられ、24面が残っている。近年まで、その面を使用していたが、現在は復刻面を使用している。現存の記録では、明治21年(1888)の「太々神楽施行願」、明治31年(1898)8月の「神正流大和太々神楽座記録」には十二座の舞の記録が、舞人の姓名とともに記載されている。また、同年、舞人の議定書が定められ第一条から第十条までの



現存する面



太々神楽施行願（明治21年）

心得が細かに記され署名捺印されている。

元々神楽の目的は神を慰め、鎮魂のためとされていた。それが、伊勢神宮への参詣^{さんけい}に伴い、人々が神楽を奉納するようになっていった。これが代神楽であり、太々神楽と呼ばれるようになる。古式なものほど神降ろし神上げの舞が行われるが、娯楽性を帯びた滑稽な舞も演じられるようになった。宮中で行われる御神楽^{みかぐら}に対し、これがいわゆる里神楽と言われ、この白瀧神社をはじめ、各地の神社などで行われる神楽である。

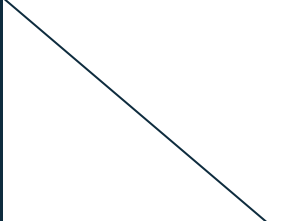
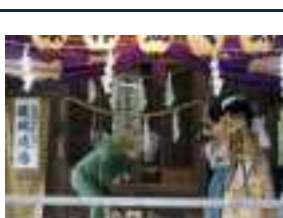
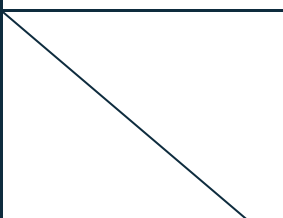


神正流大和太々神楽座記録（明治31年）

イ. 白瀧神社太々神楽保存会

白瀧神社太々神楽は、神社のある川内町に住む長男が代々継承することとされ、戦後の一時期に衰退の危機もあったが、昭和37年（1962）に青年有志により神楽保存会が組織された。保存会には、現在、地域内の30歳代から60歳代の12名の会員が所属し、毎年8月の白瀧神社例大祭をはじめ、11月の「かわうち文化祭」、「ゑびす講」などに定期的に出演するほか、出演依頼を基に各地で演舞活動を行っている。また、各地区で行われる笛の講習会等に積極的にメンバーを参加させるなど継承への取り組みも盛んである。先人が伝えてきた地域の宝を絶やすことなく守り、次世代へ伝えようという意気込みがひしひしと感じられる。

白瀧神社太々神楽の舞一覧

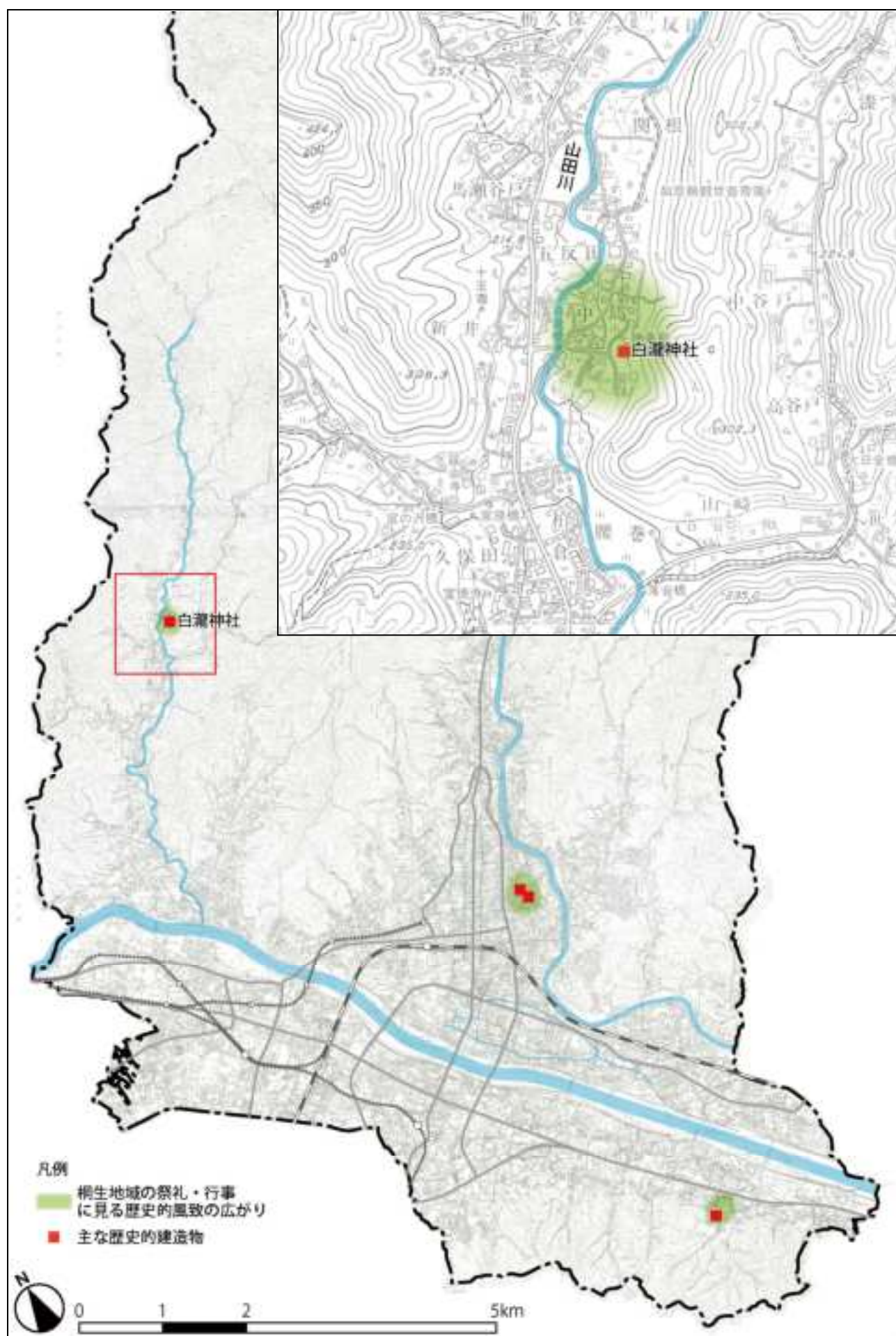
座	演舞	写真	座	演舞	写真
概要			概要		
第壹座	おきな の まい 「翁之舞」		第八座	たねまき の まい 「種蒔之舞」	
○翁が宮司より太幣を受け、鈴を持ち天下泰平、国土安穩、五穀豊穡を寿ぎ一人で舞う			○五穀豊穡を祈願し祝う舞		
第貳座	さる た ひこ の まい 「猿田彦之舞」		第九座	えび す の まい 「恵比寿之舞」	
○猿田彦が剣と鈴を持ち、四方を祓い清め国家繁栄を願ひ早舞の囃子で舞う			○恵比寿の神が大きな鯛を釣り上げる豊漁を祝うめでたい舞		
第参座	あめの う ず め の まい 「天宇豆女之舞」		第拾座	いなやま の まい 「稲山之舞」	
○天宇豆女之命が幣束を持ち平舞の囃子で鎮魂の舞を一人厳かに舞う			伝承されず		
第四座	けんぎょく の まい 「剣玉之舞」		第拾壹座	かまゆ の まい 「釜湯之舞」	
○岩戸開き用の剣を、金山彦之命、天狐、天之目一箇命が力を合わせて作り上げる			○白瀧姫の機神伝説を神楽にしたもの		
第五座	いわと びらき の まい 「岩戸開伎之舞」		第壹貳座	「上棟式」	
○『古事記』『日本書紀』の神話「天之岩戸」を神楽にしたもの			○棟上を喜び工事の安全と建物の堅固長久を祈念する舞		
第六座	おろちたいじ 「巨蛇退治」		その他	はたがみのまい 「機神舞」	
○須佐之男命の八俣の大蛇退治			○機織の神を象徴し糸杵を持って舞う		
第七座	き じんたいじ 「鬼人退治」				
○大和武之命の鬼人退治の舞					

□ 桐生織物発祥の地で受け継がれる太々神楽

桐生織物発祥の地とされる白瀧神社は、機神信仰の対象となっているだけでなく、江戸時代から続くとされる太々神楽が、川内町五丁目の山田川流域に暮らす氏子達に代々受け継がれ、毎年奉納されている。太々神楽は今も地元の住民の心にしっかりと染み付いており、太々神楽当日は、うっそうとした神

域に抱かれた境内の神聖な雰囲気と、鳴り響く笛や規則正しい太鼓の音が誘う雰囲気があいまって、歴史的な風情を醸し出している。

このように、氏子や白瀧神社太々神楽保存会の活動によって、白瀧神社を中心として歴史的風致が広がっている。



白瀧神社周辺の歴史的風致の広がり

(3) 日限地蔵尊縁日に見る歴史的風致

市街地の東に位置する東地区では、一般には「日限地蔵尊^{ひぎりじざうそん}」として知られる観音院^{かんのんいん}において毎月24日に縁日が行われている。

① 観音院とその周辺的环境

東地区は、多くの水路が流れていたことから機屋が多く立地し、後藤織物や森秀織物をはじめとする多くのノコギリ屋根工場が現存している。



東地区の位置

東地区のほぼ中央に観音院が立地しており、桐生では毎月24日といえば「お地蔵様」と言われるほど住民に根付いた縁日が、境内及び周辺で行われている。観音院は、正保元年（1644）の開山で、本尊は聖観世音菩薩^{ぼんきつ}である。山号は「諏訪山」であるが、道路を挟んだ西側には、大正14年（1925）まで同じ敷地内で神仏習合により一体の関係にあった諏訪神社が鎮座している。諏訪神社は諏訪機神社とも呼ばれ、機神信仰が根付いていることがうかがえる。



諏訪神社

仁王門をくぐった境内には本堂、地蔵堂、鐘楼堂^{しょうろうどう}などの御堂が存在する。現在の本堂は江戸時代末期の嘉永年間（1848～1853）の造営で、正面6間半、奥行5間半の寄棟造り本瓦葺き、頂上に鴟尾^{しび}³⁶を配置する。向拝には名工弥勒寺音八^{みろくじおとやち}による龍・欄間^{らんま}、吉田正信筆の格天井^{ごうてんじょう}画が施されている。お地蔵様は、石造延命地蔵と言われ本堂向かって左手前の地蔵堂の奥に安置されている。地蔵尊は元禄（1688～1704）又は文化・文政（1804～1829）の頃のもので60センチメートルくらいの大きさと言われているが、秘仏であるため詳細は不明である。

田原藩士で後に家老で知られる画家渡邊^{わたなべ}華山^{かざん}の妹茂登^{もと}は桐生新町二丁目の買次商^{かいつぎしょう}岩本家に嫁ぎ、その縁で、華山は天保2年



本堂



本堂の欄間

36) 瓦葺屋根の大棟の最上部の両端につけられる飾りの一種

(1831) には、ここ桐生やその周辺地域を訪れ『毛武遊記』という紀行記を残している。ここ観音院は、岩本家の菩提寺であり、茂登や、茂登の子で崋山の甥である岩本一僊らの墓は観音院駐車場一角の岩本家墓地にある。寺宝には、崋山奉納の脇差や、一僊が描いた涅槃図（市指定重要文化財）等が収められている。



地蔵堂

② ひぎりじぞうせん 日限地蔵尊縁日

毎月24日の「日限地蔵尊縁日」は、終日参道と周辺道路は通行止めとなり、数十件もの露店が出店し、日用雑貨、植木草花、乾物、たい焼き、焼きそばなどの店が立ち並ぶ。境内には、団子などの和菓子、惣菜品、縁起だるまの販売など多くの地元からの出店でにぎわう。参詣者は、市内はもとより、佐野、足利、太田、渋川方面や遠くは埼玉、東京、千葉、長野方面からも訪れ、大変なにぎわいを見せる。毎月多くの人出があり、とりわけ、1月の初地蔵と12月の納め地蔵には、1万人を超える参詣者と、多くの露店が立ち並ぶ。最寄りの西桐生駅から観音院までの参詣路にはひっきりなしに人が歩き、人の動きで24日のお地蔵様の日であることを認識できるほどである。

参詣者は、日を1週間、半年、1年などと限って、自ら目標成就日を定める。線香をあげたり、絵馬を奉納したり、合掌し、人に語れぬ悩みや不安、健康、厄除け、縁結び等の

思い思いの願いをする。毎月24日の継続した月詣りの参詣祈願で大願成就が得られるという。

この縁日は、『桐生市史』によると、地蔵堂を建立した大正5年（1916）6月に、当時の住職が始めたされている。その時から、現在まで一度も欠かすことなく続けられているという。

日限地蔵尊御利益の由緒は複数伝承されている。以下がその一説である。

その昔、この近くに大きな機屋があり、朝から夜遅くまで工女が働いていた。工場の窓を見ると、毎晩、大入道の姿が見えるので、不思議に思った主人は外へ出ていくが、影も姿もない。ある夜、不審に思った主人が、火縄銃を見舞わずと確かに手ごたえはあったが、やはり影も姿もない。気味悪く寝られずに一夜を過ごした主人は、翌朝その現場に行ってみると血の跡が点々とあり、それを辿ると観音院の本堂前で消えていた。てっきり狸の仕業だと思っていたと、ある晩、夢に地蔵



周辺の参道の様子



にぎわう境内

尊が現れ「衆人を守護するためにぜひお堂を建てて欲しい。そうすれば、何日と日を限って願かけすれば必ず願いをかなえよう。」とお告げがあった。主人は、さっそく村人の強

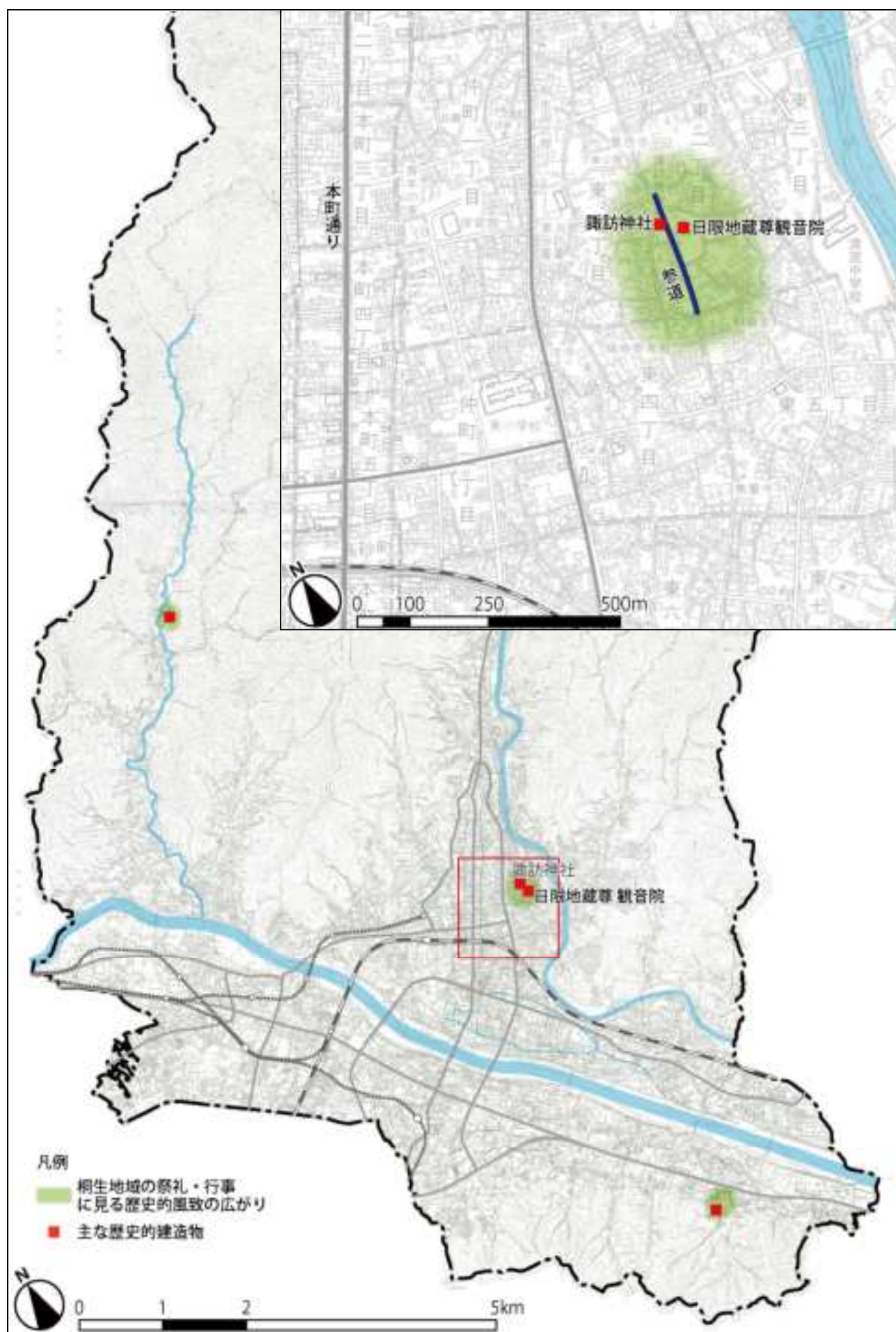
力を求め、お堂を建てて法要と祈願を行った。不思議にも地蔵には鉄砲の弾の跡が残っていたという。（『桐生市史』より）

□ 地域に根付く民間信仰の象徴

地域に根差し、毎月恒例の行事として、大正時代から続く縁日は、桐生の民間信仰の象徴ともなっている。24日の縁日以外の日でも、香煙は絶えることなく、願い事に訪れる参詣者は多く、厚い信仰を集めている。香煙が立ち込める境内周辺には、霊場としての心洗われる厳粛さのなかにも開放的で活気ある雰

囲気が漂っている。縁日の当日は、観音院の境内に限らず、周辺の参道などにも露店が立ち並び、一体的なにぎわいをみせており、地域への広がりが見られる。

このように、観音院を中心に、露店が立ち並ぶ参道や、かつては一体であった諏訪神社を含む周辺に歴史的風致が広がっている。



日限地藏尊周辺の歴史的風致の広がり

【コラム⑤：堀マラソンと球都桐生】

桐生の近代化に貢献した桐生人の1人として堀祐織物工場の創業者堀祐平ほりゆうへいがいる。堀は、明治10年（1877）、長野県上高井郡井上村（現須坂市）で生まれ、独学で織物の意匠の技術を習得し、20歳の時に知人の紹介で桐生町へ来た。堀祐織物工場は明治38年（1905）、桐生駅の南側で操業開始した。現在は、昭和2年（1927）建築の旧堀家住宅主屋や蔵が残り、国の登録有形文化財となっている。主屋は飲食店として転用されている。

また、堀は上毛電気鉄道や桐生教会の建設などにも尽力し、織物同業組合評議員や市議会議員も務めた。



旧堀家住宅



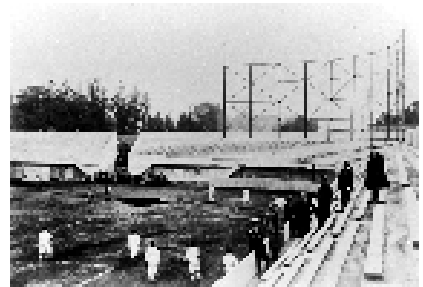
堀祐織物工場鳥瞰図（昭和初期）

とりわけ、スポーツへの貢献が大きく、市民からは「スポーツの父」と讃えられている。堀の数々の功績を顕彰する頌徳碑が建立された昭和28年（1953）より、「堀マラソン」が開催されている。現在のコースは、新川公園しんかわを発着点として、本町通りを北上し、桐生新町伝建地区の古い町並み、桐生発祥の地である梅田、堀自身が建設に尽力した桐生教会を巡るコースである。

堀マラソンの発着点である新川公園は、

かつては野球、陸上、テニス、水泳ができる北関東随一の総合的な体育施設「新川運動場」であった。堀は昭和2年（1927）に設立された桐生市体育協会（現桐生市スポーツ文化事業団）の初代会長に就任すると、自ら指揮を執り、多額の私財を寄附するとともに、全国から寄附金を集め、昭和3年（1928）に新川運動場が整備された。その後、昭和9年（1934）には、堀ら所有者から市へ運動場施設が寄附された。

この運動場は、球都桐生の基礎を築き、桐生のスポーツ振興に大きく貢献してきた。その後、野球専用の新川球場となったが、昭和62年（1987）に新川球場は解体され、跡地が新川公園として整備された。

桐生新町伝建地区を
駆け抜ける堀マラソン

昭和3年に完成した新川球場

頌徳碑除幕式当日の
堀祐平と前原市長
（昭和28年）

4. 黒保根地域の民俗芸能に見る歴史的風致

本市の北東部に位置する黒保根地域は、風光明媚な山村地域であり、その中の上田沢、下田沢では、郷土の芸能である「涌丸獅子舞」と「前田原獅子舞」が、それぞれの集落に古くから伝わる。

涌丸獅子舞は江戸時代の安永年間（1772～1780）、前田原獅子舞も江戸時代中期頃にそ

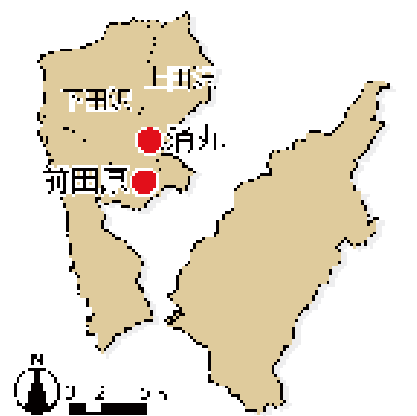
れぞれ始まったとされている。いずれの獅子舞も、かつては、「おくんち」と言って毎年9月9日、19日、29日を三九日とし、そのうち一日を秋季例祭と定め、五穀豊穡、無病息災を祈り奉納されていた。一時休止した時期がありながらも、現在は集落の住民達によって大切に受け継がれている。

	建物と町並み	営み
黒保根地域の民俗芸能に見る歴史的風致	①黒保根地域の歴史的建物と町並み ○上田沢地区の環境 ○下田沢地区の環境	②涌丸獅子舞「ささら舞」 ③前田原獅子舞

黒保根地域の民俗芸能に見る歴史的風致の体系図

① 黒保根地域の歴史的建物と町並み

黒保根地域は、赤城山東麓の山間傾斜地に集落が広がり、南部には渡良瀬川が流れる。古くから林業や農業で栄えた地域であり、様々な歴史的環境が広がっている。



黒保根町上田沢・下田沢の位置

ア. 上田沢地区の環境

黒保根地域の北東部に位置する上田沢は、中央に田沢川が流れ、西部に栗生山、その麓に栗生神社、南部に医光寺が建立されている。

旧上田沢村は古くから田沢を下組、涌丸を上組と通俗的に区分されていた。

a) 涌丸山医光寺

上組に建立されている涌丸山医光寺は、小黒川を見下ろした高台に広大な境内を構え、その歴史は古く、寺縁起によれば弘法大師が弘仁11年（820）開創したと伝えられている。境内には、本堂と薬師堂、赤城神社等を配置している。現在の本堂は、棟札によれば、延享4年（1747）の建築で、瓦葺き寄棟造平入りで大規模な伽藍を誇



医光寺

る。堂内には、永禄元年（1558）鑄造の虚空蔵菩薩像（県指定重要文化財）や、栗生神社と同じく関口文治郎によるものと思われる、中国二十四孝を題材とした厚肉透かし彫りの彫刻欄間（市指定重要文化財）が施され異彩を放っている。



厚肉透かし彫りの彫刻欄間

b) 八坂神社

八坂神社は、鳥居と石祠で構成された神社であり、石祠周辺に平地が広がる。この地における八坂神社の起源は不明である。境内の中央に建つ人の目線の高さほどの石祠は、昭和36年（1961）に氏子たちが建立したものであるが、古くから天王宮とし



八坂神社石宮



八坂神社石祠

てこの地に鎮座されていた。通りに面して建つ鳥居は、刻銘から天保2年（1831）の建立とされる。境内にはその他にも多くの小さな石祠が建ち並び、中には「寛永四年」（1627）の銘のある愛宕宮なども存在している。

c) 赤城神社

赤城神社は、医光寺境内の右手の石段を登りきった所に鎮座しており、医光寺本堂と薬師堂の裏手の高台に位置する。覆屋に納められた社殿は、二間社造りで、三方の壁面に精巧な彫刻が施された風格のある建造物である。地元の彫刻師関口文治郎の弟子たちによるものと考えられている。神社の由緒は不明であるが、建造年代は棟札から文化6年（1809）とされる。前に建つ鳥居は、文化2年（1805）のものである。ここで秋の例祭にあわせて獅子舞が奉納される。



赤城神社

d) 上田沢地区のその他の建物と環境

沢入^{さわいり}集落は、宝暦から文化年間に活躍した彫物師^{せきぐちぶんじろう}関口文治郎の出身地で、沢入川沿いに形成されている小さな集落では、今でも文治郎を祖とする関口家が生活している。沢入集落は、古くから馬や人が行きかう交通の要衝でもあったため、馬頭観音が沢入観音堂に祭られている。観音堂には文治郎が寄進した半鐘も安置されるとともに、境内には文治郎の墓もある。近くには身を清めたとされる不動の滝も残されている。

また、下組を入口にして、栗生山の中腹の山深い細く急な参道を登り詰めた所には、栗生神社が鎮座する。境内には、社殿を正面に、左手に神楽殿、右手横に県の指定天然記念物である大スギ、その右手に太郎神社が鎮座する。草創は慶雲年間（704～708）と伝えられ、新田義貞^{にったよしさだ}の家臣で当時勇猛の名を馳せた栗生左衛門頼方^{くりゅうざえもんよりかた}を祭り、武運の神として信仰されている。県指定重要文化財である本殿は、寛政2年（1790）の建立で、柱、壁面、脇障子などほぼ全面に関口文治郎による透かし彫りや高肉彫りなどの華麗な彫刻で埋め尽くされている。大木がそびえ自然豊かで静寂な境内に荘厳な雰囲気を醸し出している。



馬頭観音



文治郎寄進の半鐘



栗生神社本殿

イ. 下田沢地区の環境

下田沢は、上田沢の西側に接し、地区の西端には赤城山の最高峰である黒檜山^{くろび}がそびえる。中央には、小黒川^{おぐろ}や鳥居川が流れ、渡良瀬川に流れ込む。

a) 十二山神社^{じゅうにさん}

十二山神社は、地元では「じゅうにさま（十二様）」と言い、山の神様として信仰が厚い。本殿は一間社流れ造りで、幕末頃に建立されたと考えられるが、詳細は不明である。柏山地区^{かしやま}にある赤城神社の末社も祭られ、赤城神社とも呼ばれている。本殿は近年まで、明治中期に建てられた覆屋がかかっていたが、現在は建て替えられ、真新しい覆屋の中に本殿が納められている。本殿の裏手には「文政二年」（1819）の銘がある天王宮、「弘化五年」（1848）の銘のある天満宮の石祠などが建立されている。



十二山神社



江戸時代後期の銘のある石宮

b) 下田沢地区のその他の建物と環境

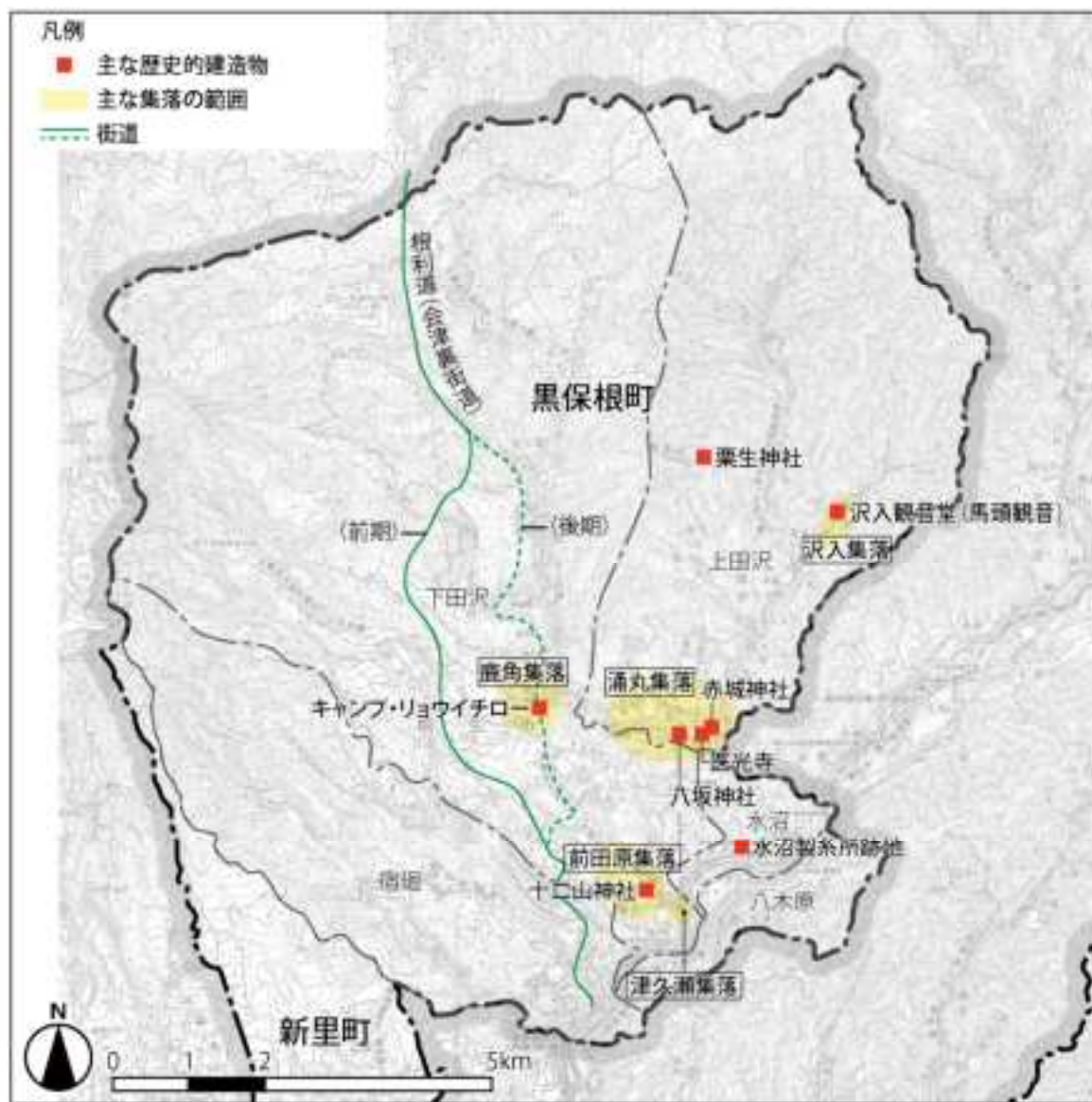
下田沢の中央を南北に走る根利道と呼ばれる会津裏街道は、繭や生糸の輸送路であったため、沿道に開かれた鹿角集落^{かづの}には、重厚な趣を持った養蚕農家をしのばせる集落が広がる。生糸の直輸出を行った先駆者で、水沼製糸所を設立した星野長太郎^{ほしの ちやうたろう}の弟でもある新井領一郎^{あらいりやういちろう}、自由民権運動に奔走した熱血代議士である新井毫^{あらいごう}もこの地の出身である。旧新井家跡地には、土蔵が残り、領一郎が築いた日米の絆を今につなぐ交流拠点として、孫の松方種子^{まつかた たねこ}が創設した西町インターナショナルスクールの分校キャンプ・リョウイチローが設置され、西町の生徒と地元小中学生との交流が続いている。

また、津久瀬集落^{つくぜ}にも、大型の養蚕農家の多い集落が広がる。高低差のある地形を活かした集落で、背後の深い森に立つ大杉や集落脇を流れる河川や石垣など、歴史の趣を感じさせる環境が広がっている。



星野長太郎

新井毫
(国会議員当時)西町インターナショナルスクール
との交流の様子（稲刈り）



黒保根地域の歴史的環境

② 湧丸獅子舞「ささら舞」

上田沢湧丸地区に伝わる伝統の獅子舞である湧丸獅子舞が始められたのは『黒保根村誌』によれば、江戸時代の安永年間（1772～1780）とされる。この地では「ささら舞」とも称され、竹の先を細かく割った竹をたばねた和楽器「ささら」から来た名称と解釈されるが、実際の舞ではささらは使用していない。記録によると、明治11年（1878）、舞で使用する太鼓の皮の張替えが行われており、古くから地区住民に親しまれ、戦前までは地区をあげての最大行事としてにぎわいを見せていたという。戦時の混乱により、一時休止の状態にあったが、舞の必需品である獅子頭

や太鼓は地元住民により定期的に管理されていたこともあり、再開を望む地元の強い熱意と、古老たちの記憶の中から昭和40年（1965）頃から日々練習を重ね、昭和46年（1971）、保存会の結成とともに公開できるまでになった。現在の保存会は、地区内の全



ささら舞

戸が会員となり、その中で役員が中心となり練習の指導や当日の運営等を行っている。



昭和53年頃の涌丸獅子舞

舞手は、昔から農家の長男であることとされていたが、近年は、地区内の子どもの数も少ないなかで、長男とは限らず地区をあげて昔からの伝統を受け継いでいる。お囃子として、笛や小太鼓、大太鼓で構成され、後継者の育成は欠かせない。舞の途中に、唄い言葉が入り、お囃子と舞との絶妙なタイミングも日頃からの練習が必要である。保存会では、農閑期を中心に毎月第3土曜日に練習会を実施している。寒さのなかの練習でも、汗がにじむほどの激しく厳しい練習が行われている。祭礼が近づくと、本番さながらの全体練習にいそしむ。

現在では毎年10月上旬の日曜日に行われることが多く、祭り当日は、涌丸集会所を拠点に、地区内の八坂神社と赤城神社へと歩きながら巡りそれぞれ一庭奉納し、最後に医光寺境内において一般に向けて披露する。

かつては、氏子でもあるため、栗生山中腹



本番さながらの練習の様子

に鎮座する栗生神社まで練り歩いたという。それぞれの衣裳を身にまとった状態で、太鼓を担ぎ、整備もままならない山道を登っていたことを考えると、驚嘆に値する。

集会所で式典を終え、身支度を整えた後、集会所の庭で、一庭舞う「宿払い」を行う。以前は、この祭典を催すにあたり、涌丸地区の5集落から選出された各若衆頭が輪番で祭りを取り仕切るとともに、舞手の練習のために宿を提供していたことから、出発前に敬意を表するためにそこで一庭舞ったことに由来する。

演じ終わると幣束を持った地区の代表を先頭に、大幟、そして3匹の獅子、笛、太鼓と列をなし集落へと練りだす。太鼓や笛の音を鳴らし、のどかな集落に響き渡らせながら、一行は八坂神社、赤城神社へ向かう。途



宿払い



涌丸獅子舞ルート

中、田畑の広がる自然豊かな農村風景に、練り歩き一行が趣きを添え、郷愁が漂う。それぞれの境内では、地区の祭り番によって、お出迎えとおもてなしが行われるなか、奉納舞をささげる。

午後には、赤城神社から医光寺本堂前に場所を移す。本堂では祭り番のおもてなしがなされ、多くの観衆がむしろの敷かれた周辺を取り囲む。大きな本堂を前に、この日の集大成とも言うべく、3匹の獅子が大きく勇壮に舞う姿が見られる。

この舞は、大頭^{だいかしら}、牡獅子^{おじし}、雌獅子^{めじし}の3匹の獅子頭による動きの激しい勇壮な舞で、笛や太鼓の音に合わせ、大きく分けて「切り（節）のない舞」、「切りのある舞」、そして医光寺本堂前での舞納めには「幣束取りの舞」が演じられる。立てかけられた幣束を一番強いとされる大頭がなんとか取り上げ、邪気^{はら}を祓うというものである。舞終了後、その幣束は細かくちぎられ、観客に配られる。疫病退散のご利益があるという。

ある時は静かに、ある時は激しく、狩猟時代を連想した動物が捕らわれ、射られていたりする動作や、咬んだり、驚いたり、愛情の表現などが含まれていると言われ、大昔の風俗が取り入れられている。獅子の表情が変化するとも言われ、昔から変わらぬ素朴で厳粛な舞が見られる。



練り歩きの様子



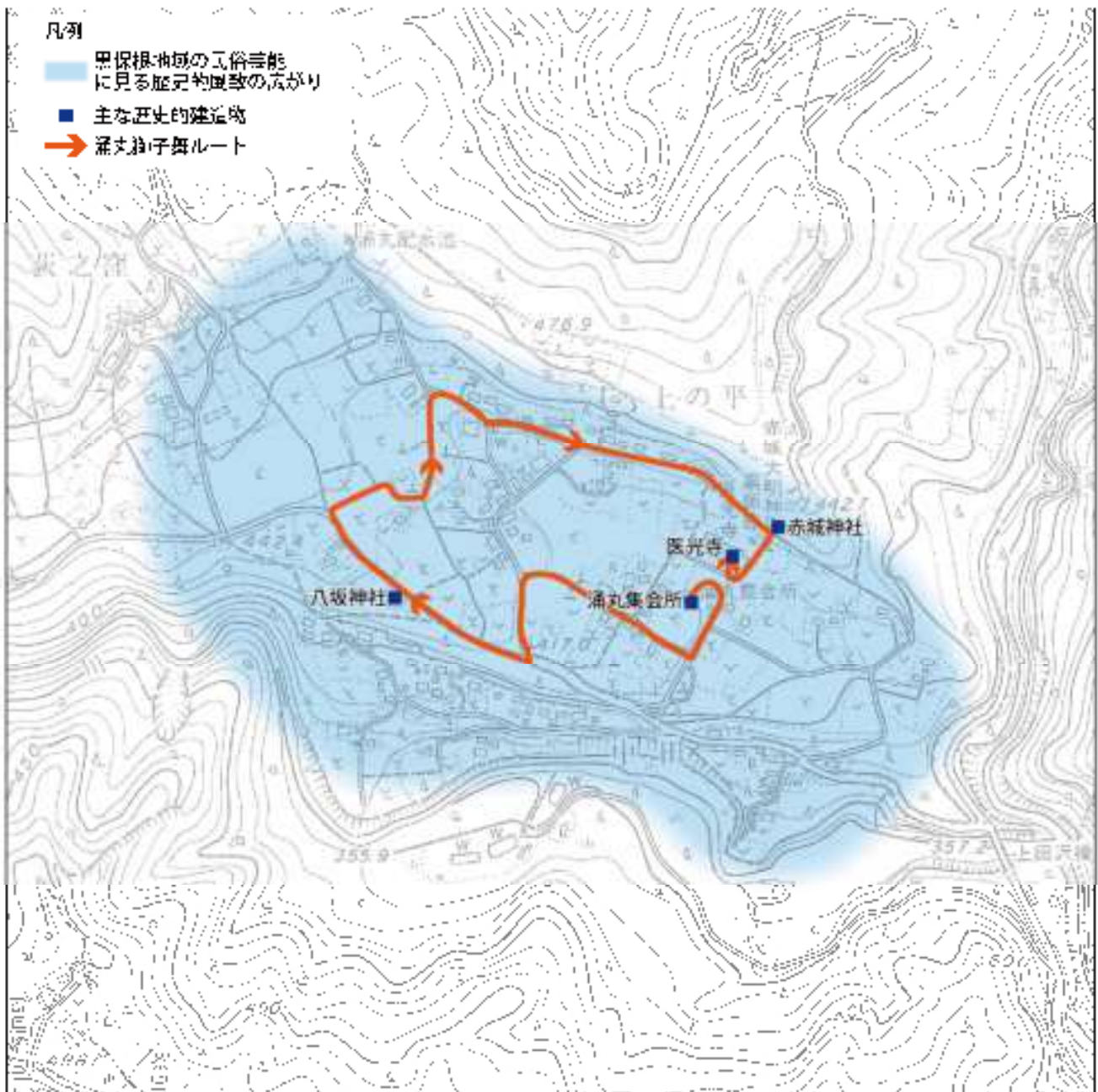
医光寺での舞



八坂神社での舞



勇壮に舞う3匹



涌丸周辺の歴史的風致の広がり

③ 前田原獅子舞

前田原獅子舞は、下田沢前田原地区の氏神である十二山神社の秋季例祭であり、毎年10月の第1日曜日に、五穀豊穰、家内安全、集落の安全を願い奉納されている。

前田原獅子舞の始まりは、「江戸の中期頃、愛知県岡崎から導入」と『黒保根村誌』にある。資料は焼失により、詳細は不明であるが、舞の種類の中に「おかざき」とあることから関連性がうかがえる。戦前は、集落上げての最大行事としてにぎわっていたという。戦後一時休止したこともあったが、昭和40年（1965）頃から各地で相次ぐ伝統芸能の復活



前田原獅子舞



昭和22年頃の獅子舞の様子



昭和50年の十二山神社境内での獅子舞の様子

に刺激を受け、古老が幼少期に教わった舞を、口承で文字とカセットテープに起こしたことで、子ども達の練習も活発となり、多くの舞や笛がそのままの内容で継承され、昭和49年（1974）には保存会により再開された。

祭礼当日、集会所に集まった関係者は、ここで身支度を整える。舞子は、古くからの慣わしで7歳前後の小学生が中心となる。唄い言葉に「七つの子が今年初めて獅子を振る。足らぬところはごめんなされ」とあり、昔から、子どもが舞う「子ども遊びの舞」であった。獅子頭は、俗に竜頭りゅうずと呼ばれ、牡獅子おじし、雌獅子めじし、法眼ほうがんの三獅子があり、それぞれ眼、

舞の組み立て

(一)	露払い
(二)	前奏曲
(三)	舞始め
(四)	おかざき
(五)	ねむり
(六)	一人演舞
(七)	はねっこ
(八)	こびき
(九)	遊べ友だち
(十)	終わり舞
(十一)	後奏曲

獅子頭（竜頭）
左から法眼・雌獅子・牡獅子

獅子頭の特徴

牡獅子	角・耳・牙がある。
雌獅子	歯が黒く小さい。角・牙がない。
法眼	角・牙がある。耳はない。

鼻、口、歯並びなど特徴がある。大きな羽は、近年まで地区内で飼われていたニワトリの一品種であるとうまる鶉の黒い羽を使用している。黒い竜頭は、戦前から使用されているもので年季が入っているが、くるみの油で拭き上げられ艶を放つ。

衣装を着込んだ子どもたちは、獅子の身体を表す緑の布と赤い布をまとい、竜頭をかぶり、腰鼓こしつづみをひもで固定し、両手にはバチ棒を持つ。笛吹きは、ボタンの花笠をかぶる。

約100メートル西に位置する十二山神社までの移動は、かつて、青い笹を持った庭はきが先導し道中をはら祓い清め、オカメの面をかぶった道化が興を添えながら進んだ。これが「露払い」という舞の一種になっている。

舞は三獅子、太鼓一人と笛複数人で構成され、「露払い」を含めると11種類が今日に継承されている。笛の音に合わせ、三匹の獅子が、子どもながらも激しい動きと、優雅な動きを繰り返しながら、テンポ良く踊る。舞子は、足踏みや回転しながら、腰鼓を巧みに鳴らし、堂々と舞い上げる。途中には、笛吹きによる唄い言葉、舞子による唄い言葉をはさみ、三人舞が奉納される。舞い終わると、観衆からは惜しみない拍手が送られる。地区で育て上げ、地区の一体感を感じる瞬間である。

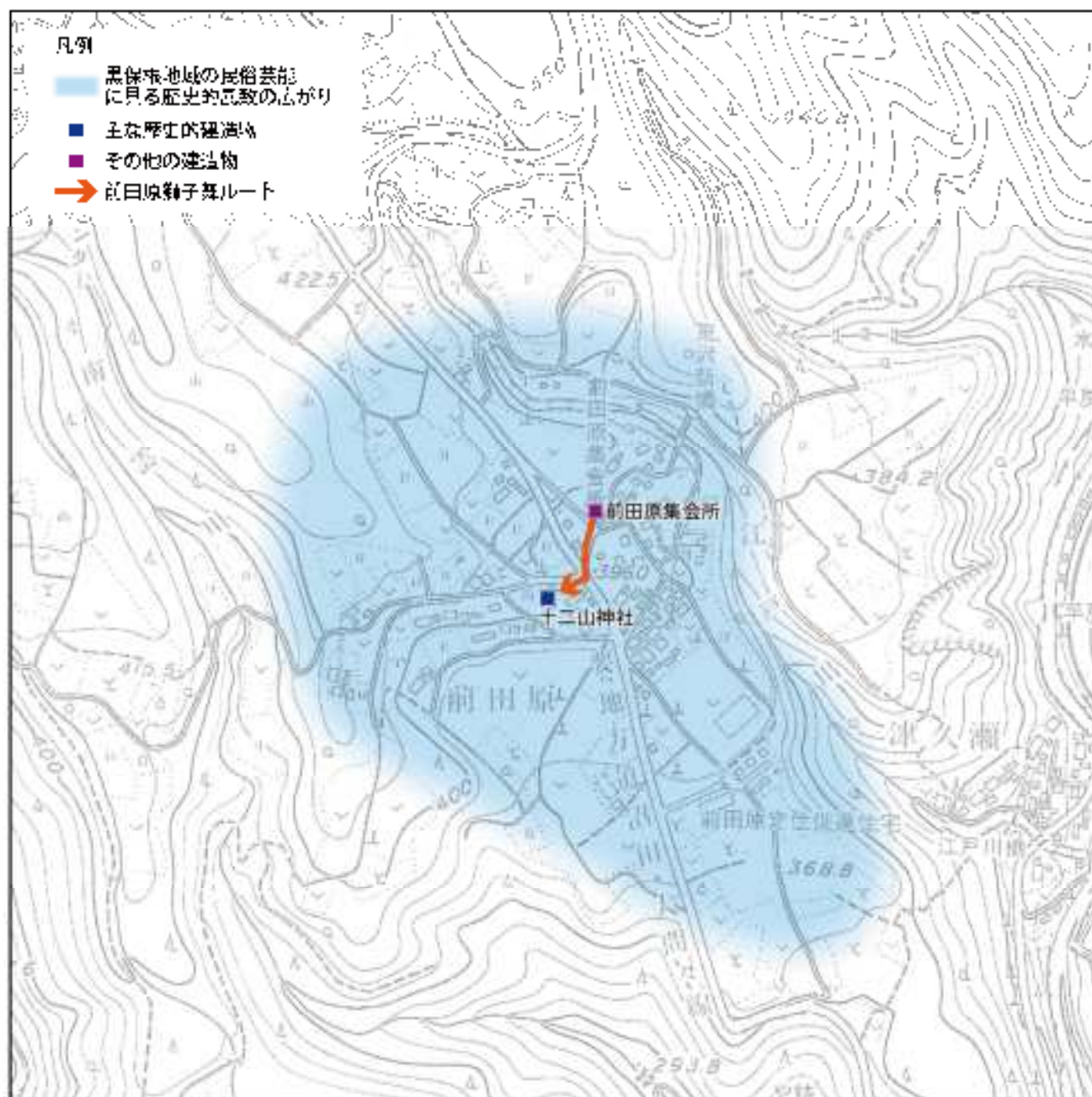
往年には、かしやま柏山の赤城神社、地区長宅などでも演じ、一日中舞っていたが、現在では、十二山神社だけとなっている。



腰鼓を叩きながら神社の鳥居をくぐる



舞の様子



前田原周辺の歴史的風致の広がり

□ 山村集落に響き渡る伝統の獅子舞

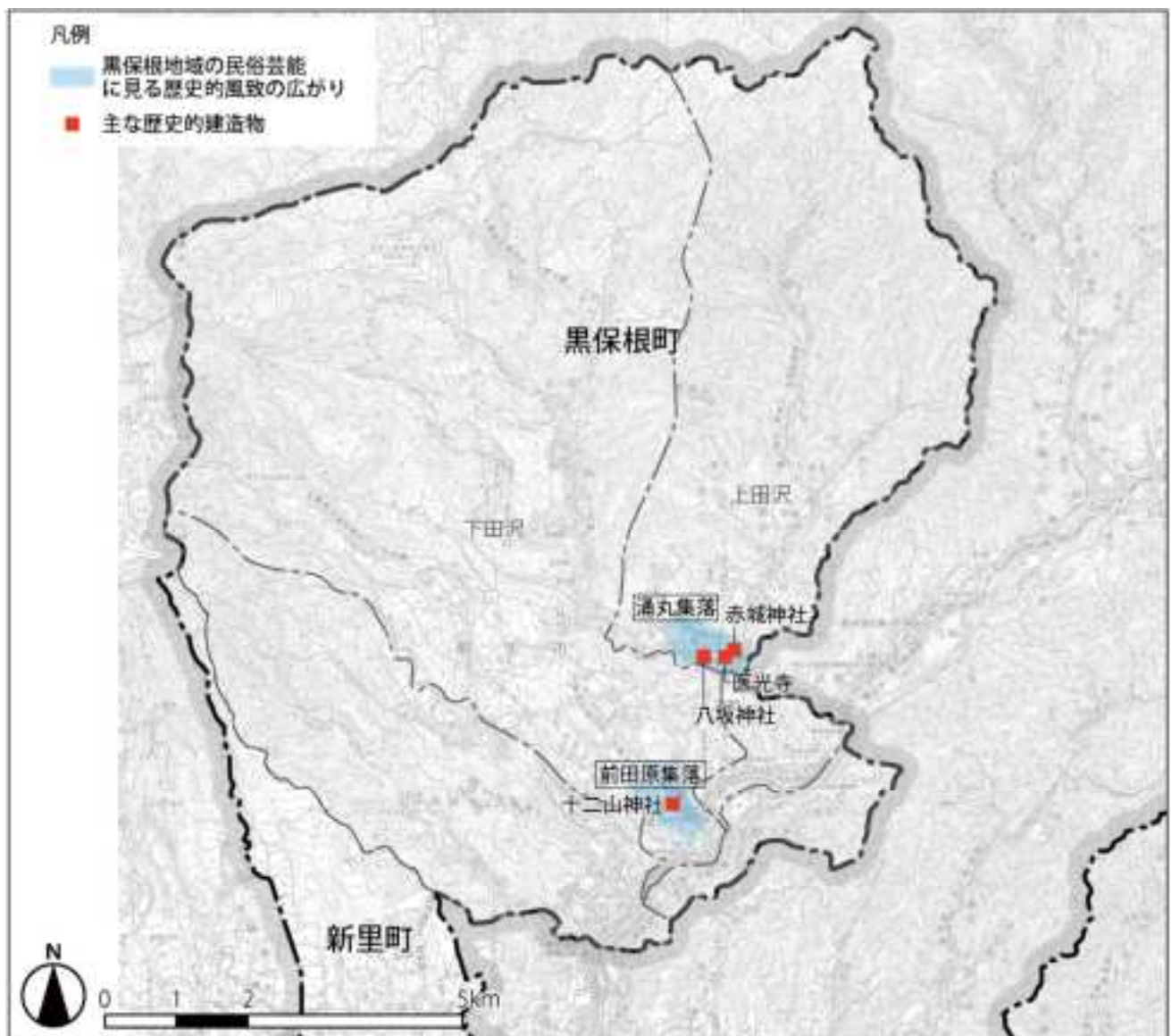
黒保根地域は、林業や農業で栄えた歴史を感じさせる風光明媚な山村集落であり、涌丸・前田原の2地区では、郷土の民俗芸能である獅子舞がそれぞれ古くから継承されている。

涌丸獅子舞は、上田沢涌丸地区を舞台に開催され、3匹の獅子と笛や太鼓などの一行が、八坂神社や赤城神社などを巡りながら練り歩き、医光寺へと向かう。地区の住民達によって結成された保存会によって受け継がれており、これらの社寺と田畑の広がる郷愁漂う農村風景を舞台として、リズム感のある太鼓に、山村の谷間に流れるように笛の音が響

き渡り、勇壮に獅子が舞う様子が見られる。

前田原獅子舞は、下田沢前田原地区の住民達によって受け継がれ、前田原集会所や幕末頃に建立された十二山神社を中心として行われている。秋風のそよぐ神社境内に、笛と太鼓が奏でる音が響き渡り、素朴でいて、子ども達の元気さが伝わるふるさとの獅子舞である。

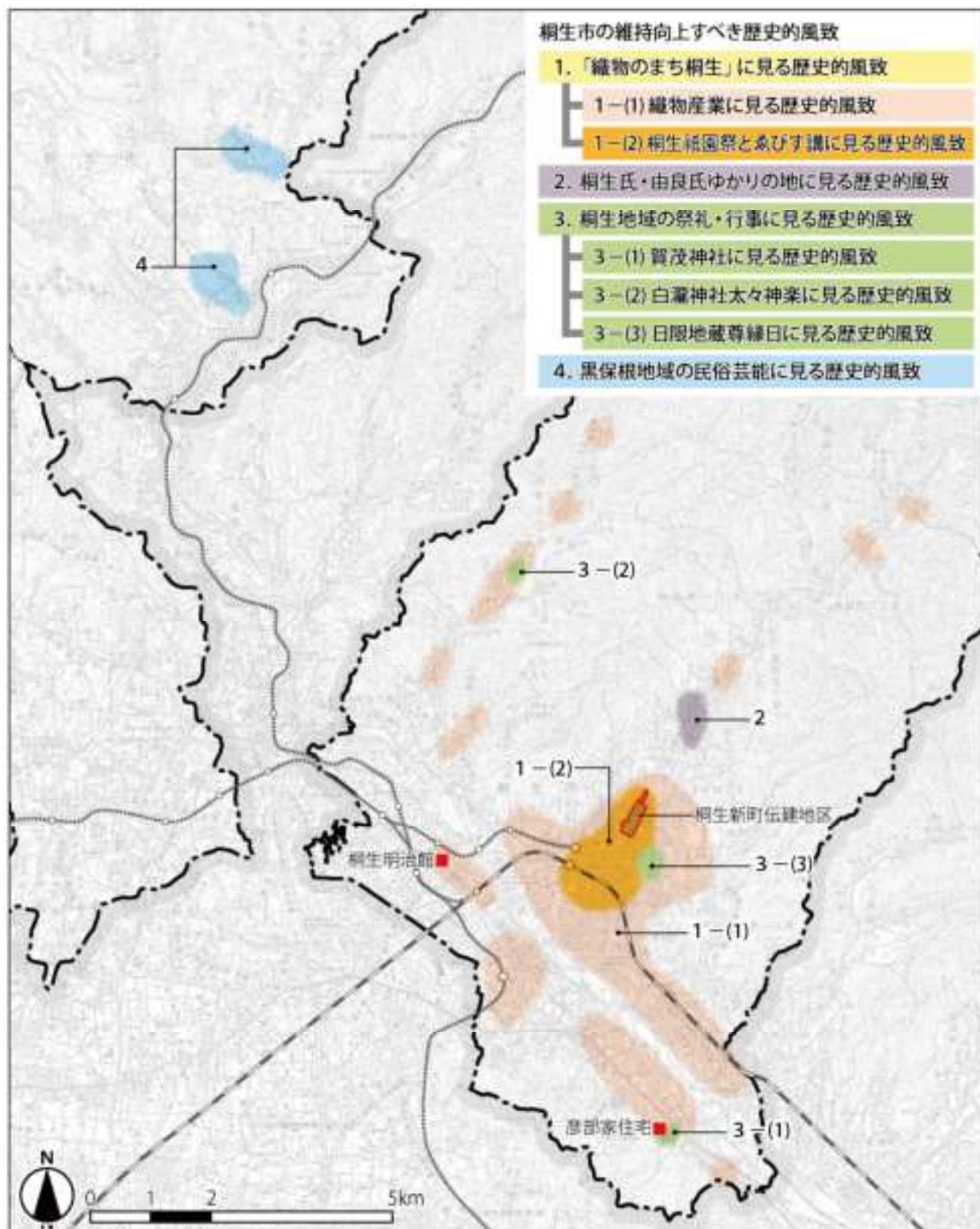
いずれの獅子舞も、自然豊かな集落に建つ歴史的な社寺を舞台として上演され、趣ある風情を醸し出す良好な歴史的風致を形成している。



黒保根地域の民俗芸能に見る歴史的風致の広がり

桐生市の維持向上すべき歴史的風致のまとめ

以上のように、本市の維持向上すべき歴史的風致は『「織物のまち桐生」に見る歴史的風致』『桐生氏・由良氏ゆかりの地に見る歴史的風致』『桐生地域の祭礼・行事に見る歴史的風致』『黒保根地域の民俗芸能に見る歴史的風致』から構成されており、歴史的風致の広がり形成されている範囲は以下の図のとおりである。



桐生市の維持向上すべき歴史的風致の広がり

第3章



桐生市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針

1. 桐生市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用に関する課題

本市の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物は、桐生新町伝建地区の町並みや織物産業に関わりのあるノコギリ屋根工場、その他の近代化遺産、社寺など市内各所に数多く残されている。重伝建地区については、伝建制度を利用した保存修理が行われている。その一方で、桐生新町伝建地区の区域外にも多く残る歴史的建造物は空き家が増加し、取り壊しが進んでいる。中でも、ノコギリ屋根工場については、市内に数多く存在しているが、立地や使用状況を踏まえた保全活用が課題となり、年々減少傾向にある。

こうした歴史的建造物については、所有者や管理者の高齢化に伴い、修理に掛かる費用負担が大ききことや、活用を図る場合にも、耐震や防火等、防災面における維持管理が課題となり修理や活用がなかなか図られていない。さらに歴史的建造物の修理を行うための伝統工法や技術の継承についての知識や経験、人材の不足から解体を余儀なくされることも多い。

このようななか、空き家となった歴史的建造物の利活用を希望する人に対し、修理に伴

う相談体制や利活用に伴う支援制度や情報発信についても充分とは言えない。また、解体された歴史的建造物の古材を再利用し、修理や修景につながるような仕組みづくりについても課題となっている。

本市には、桐生新町伝建地区など近世初頭に町立てされた町割りを中心に、現在に至るまで人々の暮らしの中で残されてきた歴史的建造物とともに、路地、水路、塀、樹木など歴史的環境が一体となったたたずまいが見られる。法の規制や所有者の問題等様々な要因によりこれらの環境を維持していくことが難しくなる恐れもあることから、適切に一体的な保全を図っていくための対策を打つことが喫緊の課題となっている。



解体される歴史的建造物（他都市）

(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境に関する課題

前項で挙げた歴史的建造物や歴史的町並みの保全だけでなく、それらと調和した景観の形成も課題となっている。

桐生新町伝建地区に隣接する地域は、地区内と同様に、木造の歴史的建造物が密集して残されている地域であるが、地区の内外での規制の違いにより、歴史的建造物が更新され、町並みが分断されるおそれがあることから、歴史的町並みと調和した景観形成が課題と

なっている。

本町通りについては、桐生新町伝建地区内の区間は歴史的町並みに配慮した道路整備事業が群馬県により進められており、本町三丁目より南の区間も街路整備が行われているが、その沿道の建物等の老朽化、空き地や駐車場の増加、華美な屋外広告物等による景観の阻害が危惧される。

また、本町通りと交差する市道などの多く

は古くからの旧道がそのまま残されているため、電柱などの障害物により歩道や道幅が

狭くなっている場所があり、景観上や歩行者の安全上の課題がある。

(3) 伝統産業に関する課題

本市の伝統産業である桐生織物に対する認識を深め、歴史を伝えるための資料展示や織物販売などを国の登録有形文化財である桐生織物記念館を活用して行っているが、展示内容の更新や、時代やニーズに合わせた展示方法の充実などが課題となっている。

一方、織物産業を取り巻く環境としては、和装離れによる需要の低迷、海外製品の流入やコンピューター化による伝統技法の衰退など、大変厳しい状況にある。桐生市繊維振興協会が発行する「桐生繊維業界の実態（各年）」によると、桐生織物協同組合が現在の組織となった直後の昭和63年（1988）には、組合員数が713事業所、生産高と加工高の合計が193億円であったが、平成27年（2015）

には、組合員数は114事業所、生産高と加工高の合計は約47億円まで減少している。

そのようななかにあっても、高い技術の結晶として「桐生織」が通商産業大臣（当時）より伝統的工芸品として指定を受けて伝統技法を守り継承している。桐生織物の特徴である、撚糸から図案、紋切、整経、機拵、機織、整理など細かく分業化された十数にもおよぶ工程は、それぞれにおいて高い技術と経験に基づいた熟練の技は欠かせないものとなっているが、これらの継承はほとんどが個人に委ねられており、職人の高齢化や新規就業者も少ないことから技術継承や職としての存続が危ぶまれている。

(4) 伝統的な祭礼・行事に関する課題

桐生祇園祭は、約360年の間、地域の桐生新町の住民により支えられ継承されてきた桐生を代表する歴史的風致であり、各町会の所有する鉾や屋台、祭の舞台となる伝統的な町並みとが一体となって守られてきた。しかしながら、各町が所有する巨大な屋台については、組み立て・解体にかかる費用が高額であり、また、組み立て・解体時に部材が損傷するおそれがあることから、常時組み立てられた状態で保管するなど、負担解消や保護が課題となっている。

また、桐生祇園祭に限らず、各地域には大切に守り続けている伝統的な祭礼や行事が存在しているが、地区内の人口減少や少子高齢化による担い手不足、地域の行事に参加する世帯の減少、各町会や団体が負担する経費

など、それぞれの祭礼や行事の開催にあたって各町会、各団体とも人的、資金的に苦慮している状況である。中には、本来子どもが演じる舞や子ども相撲などが大人に代わるなど、存続が困難となっている行事も見受けられる。

また、伝統芸能に使用する衣装や面などの



組み立て中の屋台

用具を各町会や各団体が所有しているが、これらが老朽化しており、保存や更新が困難な状況にあるとともに、祭礼や行事を後世に継

承するために必要な、祭礼の次第等が十分に記録化されていない。

(5) 歴史まちづくりに対する市民意識に関する課題

歴史的建造物や町並み、史跡等の保存活用、伝統技術や文化、祭礼・行事を継承していくためには、市民の理解と協力、そのための情報発信が不可欠であるが、地域の歴史や文化に対する情報が周知されておらず、市民の関心、意識が低い。また、それに加えて、歴史的建造物や重伝建地区などの歴史的町並みや史跡等の価値や現状が、その所有者や市民に十分に認識されているとは言えない。

平成25年度（2013）に市民等を対象に実施した「景観・歴史まちづくりに関する市民アンケート」では、「市内の歴史的な建造物について、歴史的な魅力を感じるもの」を問う設問で、桐生天満宮が約60パーセントと比較的多くの市民が魅力を感じているものの、以

下、ノコギリ屋根工場が約41パーセント、彦部^{ひこべ}家住宅が約34パーセント、桐生新町伝建地区が約27パーセント、絹襷記念館が約19パーセントなどとなっており、特に、医光寺^{いこうじ}、栗生神社^{くりゆう}、桧杓山城^{ひしゃくやまじょう}などはいずれも10パーセントに満たず、特に梅原館跡^{うめばらやかたあと}は僅か約1パーセントとなっている。このように2章の歴史的風致で取り上げた各歴史的資源であっても、市民の認知度が低く、その魅力が認知されていないものが多い。

一方で、町並み保存や歴史を活かしたまちづくりを目的とした活動や、地域住民の理解を深める活動などに取り組んでいる市民団体等もあるが、それらの連携が充分とは言えない。

(6) 歴史や伝統文化の調査研究と情報発信に関する課題

ノコギリ屋根工場は市内に200棟以上が現存しているが、ノコギリ屋根工場以外も含めた、歴史的建造物の分布状況や実測調査、記録化などが充分に行われていない。そのため、調査がされないまま、その価値や現状が認識されずに老朽化し、解体される歴史的建造物も多い。

本市には重伝建地区の町並みや県の進める「ぐんま絹遺産」に県内最多の18件が選定されるなど、多くの有形、無形の文化財や歴史的資源があるものの、これらの文化財や資源に加えて、歴史資料や文化財の周辺環境までを含めた総合的な基本方針等が定められていない。また、現在の桐生市史は、旧菱村^{ひし}、旧新里村^{にいさと}、旧黒保根村^{くろほね}が合併する以前のもの

であり、編さん後50年以上が経過している。正しい郷土の歴史を研究し知ることによって将来に向けて本市の発展と文化の向上につなげるため、新たな市史の編さんが望まれている。

来訪者向けの観光案内施設や物産販売施設等は、市内に複数存在しているが、これらの施設は点在し、施設同士の十分な連携がと

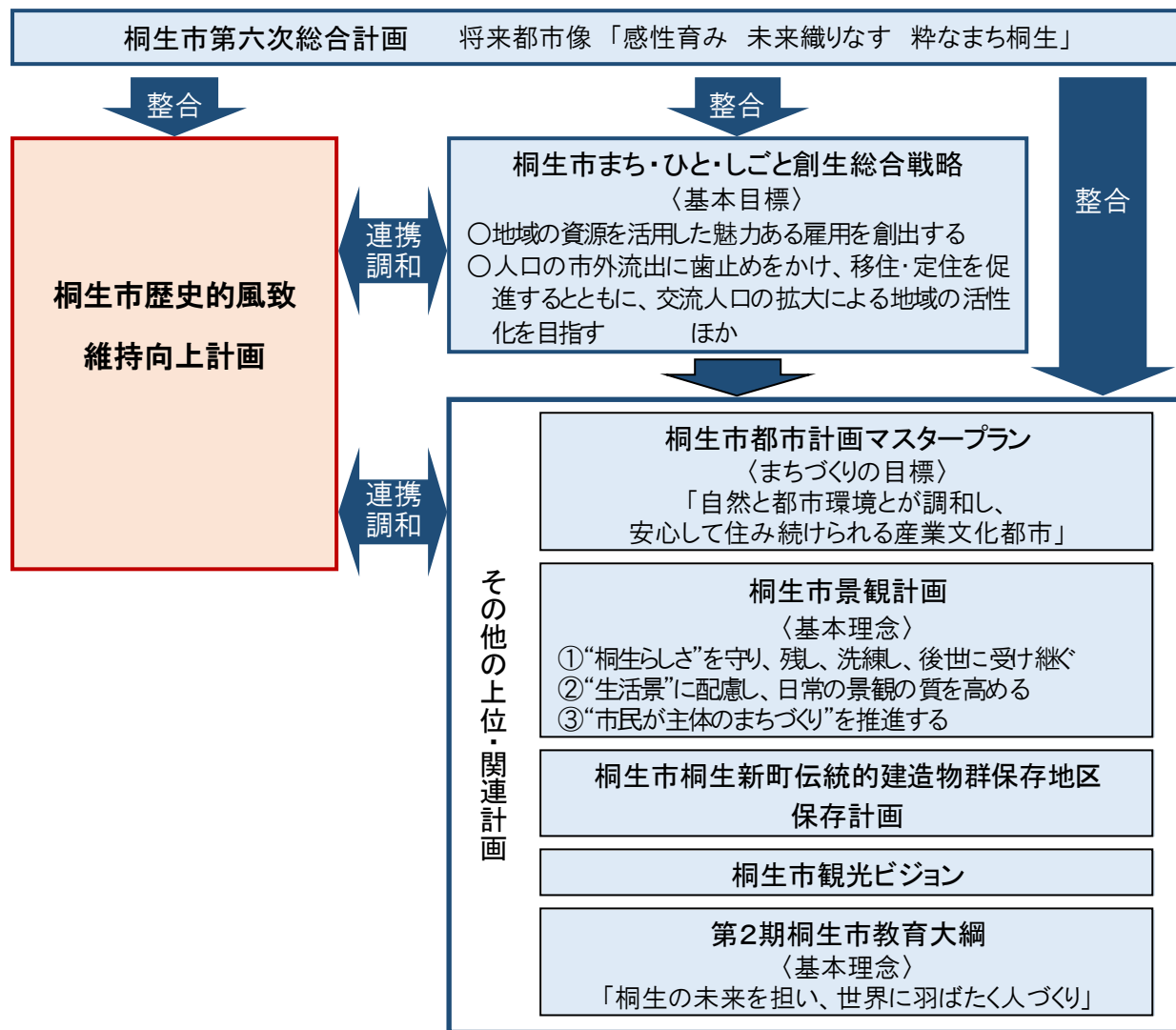


“織都桐生”案内人の会
による観光案内

れていない。また、歴史的資源も市内広範囲に点在しており、町並みとしての一体感を感じにくく、資源同士のネットワーク化とあわせて一体的な情報発信ができていない。観光

ガイドについては、桐生市観光物産協会が運営する「“織^{しよくと}都桐生”案内人の会」が観光案内を行っているが、更なる人材の確保と充実が課題となっている。

2. 上位・関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置付け



桐生市歴史的風致維持向上計画と上位・関連計画の関係

(1) 桐生市第六次総合計画

本市では、1市2村合併後の一体的な新市の発展を目指し、平成31年度（2019）までを計画期間として策定した「桐生市新生総合計画」に続き、様々な環境の変化や高度化・複雑化するニーズや課題に対応していくため、令和2年度（2020）を初年度とする「桐生市第六次総合計画」を策定した。

その中で、本市の将来都市像を「感性育み未来織りなす 粋なまち桐生」としている。長い歴史と伝統に培われた独自の文化、豊かな自然環境などの魅力と、まちの発展を支えてきた先人たちの心意気や誇りが、今を生きる人々に脈々と受け継がれている。この環境が住む人の感性を育み、感性がまちの魅力を高め、新たな未来を織りなしていく。そんな持続可能で洗練された「粋なまち桐生」を目指すものである。

まちづくりの基本理念として、織都1300年の伝統と歴史、独自の文化と産業などの優れた環境を生かした「“感性”を育む人づくり」と、桐生市に関わるあらゆる「“つながり”を生か

したまちづくり」に取り組むとしている。

そこで、将来都市像の実現に向けて、下記の6つの施策の方向性の下、41の分野別施策を展開し、市民の幸福実感度の向上やSDGs（持続可能な開発目標）の達成にもつなげるとしている。

6つの施策の方向性のうち「産業経済の振興」では、ものづくりのまちとして発展してきた特性から伝統産業と先端産業の共存共栄に向けた産業構造・産業基盤の強化や、地域固有の資源を生かした観光などの活性化を進めるとしている。「教育・文化の向上」における「芸術・文化の振興」では、心豊かなまちづくりを目指し、芸術文化活動の促進とともに、文化財の保護・活用などを行い、市民の芸術・文化振興を図るとしている。また、「都市基盤の整備」では「歴史まちづくりの推進」を挙げ、先人の築いた歴史的建造物とそこに息づく人々の暮らしなどの活動が作り出す歴史的風致の維持・向上を図り、歴史的環境を生かしたまちづくりを推進するとしている。

施策の大綱

①【産業経済の振興】		
1. 地域産業の活性化	2. 企業立地の推進	3. 商業の活性化とにぎわいづくり
4. 雇用・労働環境の充実	5. 農林業の活性化	6. 観光の振興
②【福祉・健康の増進】		
1. 子ども・子育て支援の充実	2. 介護・高齢者福祉の向上	3. 障がい者福祉の向上
4. 地域福祉の向上	5. 健康づくりの推進	6. 地域医療の充実
7. 生活支援・社会保障の充実		
③【教育・文化の向上】		
1. 学校教育の充実	2. 教育研究の推進	3. 青少年健全育成の推進
4. 生涯学習の推進	5. 芸術・文化の振興	6. スポーツの振興
④【生活環境の向上】		
1. 環境保全対策の推進	2. 循環型社会の推進	3. 消防・救急体制の強化
4. 防災・減災対策の推進	5. 防犯・交通安全対策の推進	6. 消費者保護対策の充実
⑤【都市基盤の整備】		
1. 土地利用と景観の形成	2. 歴史まちづくりの推進	3. 道路交通網の整備
4. 公共交通体系の充実	5. 住宅対策の推進	6. 公園・緑地の整備
7. 水道水の安定供給	8. 汚水・雨水の適正処理	9. 水と緑の保全
⑥【計画推進のために】		
1. 市民協働の推進	2. シティブランディングの推進	3. 広報・広聴の充実
4. 男女共同参画の推進	5. 地域連携の推進	6. 国際交流の推進
7. 効率的で健全な行財政運営		

(2) 桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略

本市では、平成27年度（2015）に第1期計画となる「桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2015～2019年度）、令和2年度（2020）に「第2期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020～2024年度）（以下「総合戦略」という。）を策定し、人口減少克服や桐生ならではの地方創生に取り組んでいる。

「桐生市第六次総合計画」の基本計画の重点施策に位置付けられているこの総合戦略は、以下の4つの基本目標ごとに桐生ならではの地方創生に向けた具体的な施策を掲げている。

基本目標1では、地域の資源を活用した魅

力ある雇用を創出するため、市内企業の成長支援や商品開発・販路開拓の支援を行い、繊維産業などの地域産業を活性化するとしている。

基本目標2では、交流人口の拡大を図るため、観光資源の発掘や既存資源の魅力向上と歴史的文化資産を活用したヘリテージツーリズムや産業観光等の推進による観光振興を掲げている。

基本目標4では、地域の特徴に応じたまちづくりとして、歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史まちづくりに対する意識の向上や伝建地区及び周辺環境整備の推進を図っている。

4つの基本目標・施策の方向性及び施策の体系（一部）

【基本目標1】 地域の資源を活用した魅力ある雇用を創出する

- (1) しごと環境の創出
- (2) 地域産業の活性化
 - 1. 市内企業の成長支援 2. 商品開発・販路開拓の支援
- (3) 農林業の活性化

【基本目標2】 人口の市外流出に歯止めをかけ、移住・定住を促進するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を目指す

- (1) シティブランディングの推進
- (2) 移住・定住の促進
- (3) 観光の振興
 - 1. 観光客誘致活動の推進 2. 観光拠点機能の充実

【基本目標3】 安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、若い世代の希望をかなえる

- (1) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実
- (2) 安心して子育てができる環境整備
- (3) 特色ある教育の充実
- (4) 教育研究・相談機能の充実

【基本目標4】 広域的な視点かつ将来を見据えた、地域の特徴に応じたまちづくり

- (1) 安全・安心で住みやすい環境づくり
- (2) 将来を見据えた計画的なまちづくり
 - 3. 歴史まちづくりの整備 4. 歴史的風致を活用したまちづくりの推進
- (3) 地域連携の推進と交通基盤の整備

(3) 桐生市都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）

桐生市都市計画マスタープランは平成 11 年（1999）3 月に定められたが、平成 17 年（2005）の 1 市 2 村の合併並びに桐生市新生総合計画が作成されたことを踏まえ、新たに加わった新里地区、黒保根地区について新たにマスタープランを作成するなど、平成 21 年（2009）10 月に改定を行った。その後、都市再生特別措置法に基づく桐生市立地適正化計画が策定され、土地利用その他の方針の見直しを行い令和 2 年（2020）4 月に改定を行った。

全体構想の中で、まちづくりの将来像を「自然と都市環境とが調和し、安心して住み続けられる産業文化都市」とし、6つのまちづくりの目標を定めている。

このうち「歴史・文化資産を活かした魅力的なまちの形成」の実現のために、桐生らしい特

色ある施設の立地、あるいは歴史資産の集積のある地区などに「魅力づくりの拠点」を位置付け、重点的かつ拠点的に環境整備を図ることにより、歴史・文化資産を活かした魅力的なまちの形成を目指すとしている。「魅力づくりの拠点」としては、歴史的資産や文化的施設の集積する「有鄰館周辺拠点」や「桧杓山周辺拠点」などの地区が位置付けられている。

「地域の特性を活かした産業活動が活発なまちの形成」では、織物産業から培われたものづくりなどの地域特性を活かした産業の振興を図るとともに、基盤整備を推進するとしている。特に、市内に立地する群馬大学周辺については、人材交流、人材育成の場として地域の伝統産業や歴史資源を活かした地域まちづくりを目指すとしている。

まちづくりの将来像

自然と都市環境とが調和し、安心して住み続けられる産業文化都市

6つのまちづくりの目標

- 活気と魅力のあふれる核の形成
- 市民の交流を支える一体性のある都市構造の形成
- 歴史・文化資産を活かした魅力的なまちの形成
- 自然環境が豊かな潤いのあるまちの形成
- 職住の調和のとれた、安心して住み続けられる快適な市街地の形成
- 地域の特性を活かした産業活動が活発なまちの形成



(4) 桐生市景観計画

織物のまちとして隆盛を極めた本市は、豊かな自然を背景として、歴史、文化、産業を伝える特徴的な景観が、人々の暮らしのなかで形成されてきた。これらを守り、保存・活用を図りながら後世に伝えていくとともに、良好な景観の創出と美しい自然との調和を図っていくため、平成6年（1994）に「桐生市都市景観条例」を制定、「桐生市都市景観形成基本計画」を策定するなど、様々な取り組みを進めてきた。平成16年（2004）の景観法の制定や、本市における合併や重伝建地区選定等、景観を取り巻く環境が変化したことを受け、平成28年（2016）4月、本市における良好な景観の形成のための総合的な指針として、景観法に基づいて「桐生市景観計画」の作成と桐生市都市景観条例の改正を行った。

景観計画では、本市固有の景観を形成する

に至った自然・歴史・産業・伝統・文化などを後世に適切に伝え、魅力ある景観を形成する目的から、市内全域を対象区域とし、3つの基本理念をもとに景観形成の基本方針を定め、本市特有の景観の保全と、魅力ある景観の形成に取り組んでいくこととしている。基本理念、基本方針いずれにも、現在の景観が、織物のまちを背景に先人たちが受け継ぎ、歴史を積み重ねてきた結果であり、要素として自然的景観、都市的景観のほかに歴史的景観を含めた考えとなっており、「桐生らしさ」、「地域の特性」、「特色ある表情」に歴史的景観が含まれている。

また、地域の特徴や個性を生かした景観形成を図るため、主として町別に9地域に区分し、それぞれの地域ごとに、その地域の特徴や個性を生かした景観形成方針を定めている。

計画の基本理念

- ①桐生らしさを守り、残し、洗練し、後世に受け継ぐ
- ②生活景に配慮し、日常の景観の質を高める
- ③市民が主体のまちづくりを推進する

景観形成の基本方針

方針① 愛着と誇りの持てるまちの形成

まちや地域にふさわしい景観を形成し、人々が快適で、愛着と誇りを持てる桐生をつくる。

方針② 活気あふれる美しいまちの形成

人の集まる地域に、活気とにぎわいのあふれる景観を形成し、活力のある桐生をつくる。

方針③ 個性豊かなまちの形成

地域の特性を景観に生かし、特色ある表情をつくり、個性豊かな桐生をつくる。

(5) 桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区保存計画

桐生新町伝建地区には、現在でも織物関係の蔵や町屋、ノコギリ屋根工場など歴史的な建造物が多くみられ、当時の土地の区画（敷地割）もよく残されている。本計画は、桐生新町伝建地区の歴史や伝統、文化を後世に受け継ぐため、住民と行政との互いの協力により、先人が築き上げた歴史的な敷地割や町並み等を本市の財産として保存するとともに、文化交流や生涯学習など、積極的に活用を図り、保存地区の生活環境と本市の文化環境の向上に資することを目的とし、平成24年

（2012）1月に告示された。

保存計画の基本方針として、それぞれの時代ごとに造られた多種多様な歴史的な建造物を、町の歴史を後世に受け継ぐものとして「伝統的建造物（建築物・工作物）」に定めるとともに、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため必要と認められる物件については「環境物件」に定め、保存に努めるとしている。また、「伝統的建造物以外の建物」については、歴史的な環境との調和に努めるとしている。

保存地区における建造物の保存整備計画

(1) 伝統的建造物

主としてその外観の保存を基本として、「修理基準」に基づいて適切な修理を行うとともに、必要に応じて構造補強を行って、保存整備に努める。

(2) 環境物件

主として現状維持を基本としながら環境物件の復旧を行うため、「修理基準」に基づく保存整備に努める。

(3) 伝統的建造物以外の建造物等

歴史的な環境を阻害する要因を除外するとともに、歴史的な環境との調和を図るため、新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更を行う際には、「修景基準」、「許可基準」に基づく保存整備に努める。

保存地区における施設並びに環境等の整備計画

1. 管理施設等

保存地区の保存のため、地区住民と来訪者の便宜及び保存地区に関する歴史資料等の保存と活用を図るとともに伝統的建造物等のうち可能なものについてはその公開を図り、保存のための管理施設の整備に努める。

また、保存地区の位置や価値、範囲等をわかりやすく伝えるために、歴史的な環境に配慮した標識、案内板、説明板等の整備に努める。

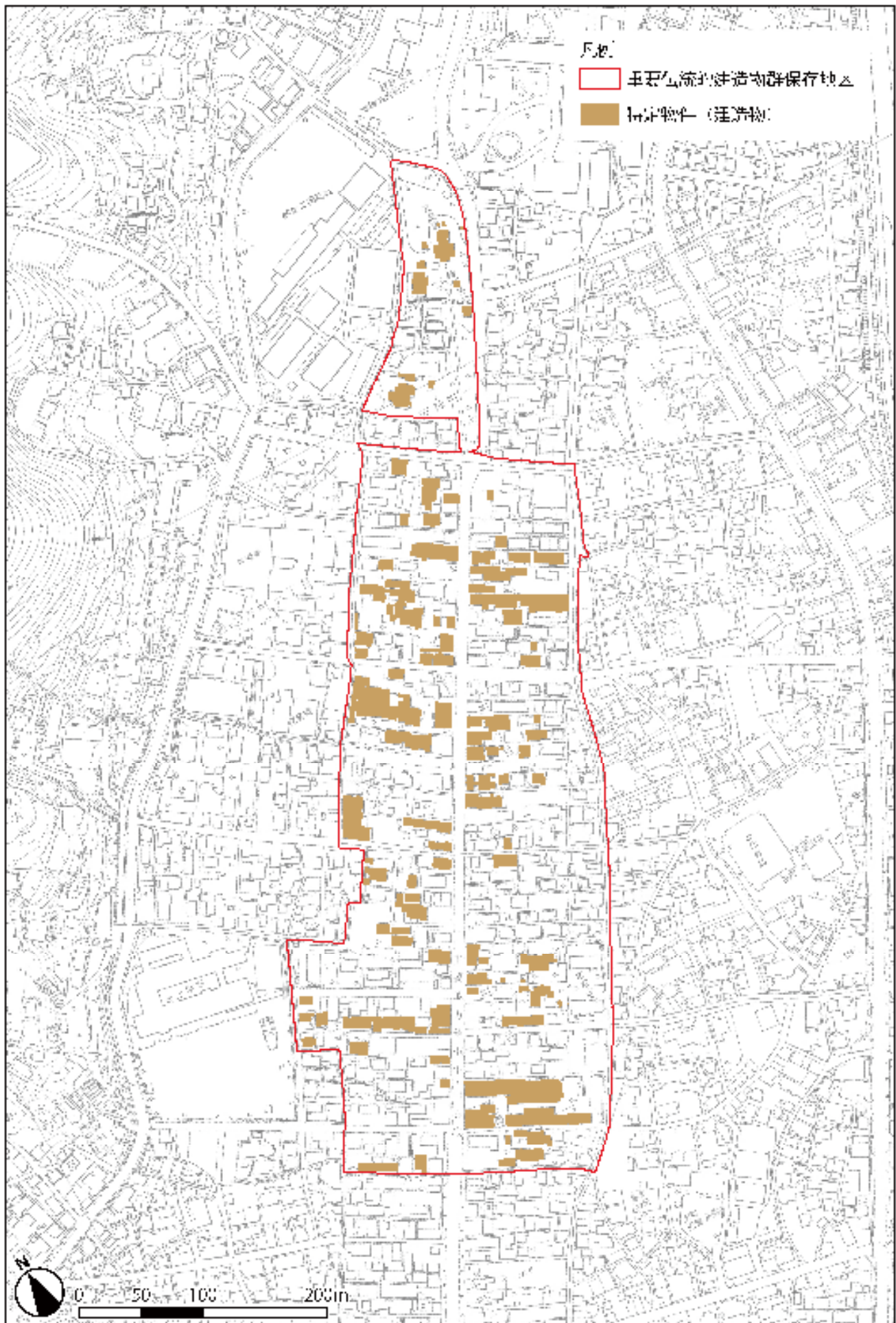
2. 防災施設等

保存地区の保存のため、総合的な防災計画を策定し、火災の早期発見に努め、初期消火や延焼防止を目的とした防災施設等を整備するとともに、避難路の確保、伝統的建造物等の耐震補強等に努める。また、地区住民による自主的な防災活動を支援し、防災意識の啓発と初期消火体制等の充実に努める。

3. 環境整備等

保存地区の保存のため、道路の路面や側溝、街灯、信号機等の美装化、電柱や架線等の移設や地中化など、歴史的な環境と調和するような整備に努める。

なお、屋外広告物（看板）や自動販売機などについては、歴史的な環境に配慮した位置とし、材料、仕上げ、色彩等もしくは目隠し等により歴史的な環境と調和したものにするよう誘導する。



桐生新町伝建地区の区域と伝統的建造物（建築物）の位置図

(6) 桐生市観光ビジョン

本市では、多様化するライフスタイルや環境の変化、デジタル化の進展などの変化に柔軟に対応しながら、持続可能な「観光」のあり方について、市民や各種団体と情報共有するとともに、基本となる方向性を今後の観光施策に反映させるため、平成23年（2011）に策定された桐生市観光基本計画に続き、「桐生市観光ビジョン」を策定した。目指すべき観光の方向性を「桐生の『個性』を活かした観光振興の推進」とし、他にはない桐生ならではの資源を最大限活かす観光のあり方を目指すとしている。計画期間は、令和4年度（2022）を初年度とし5年間で、5つの推進項目で構成され、項目ごとに目指すべき方向

性を定めている。その中で、日本遺産を活用した観光施策を重点項目に設定しており、桐生市民として日本遺産を持っていることに誇りを持てるようにすることの重要性を掲げている。また、まちなかを活用した観光施策では、「“織都桐生”案内人の会」との連携や重伝建地区内の近代化遺産の情報発信などについて掲げているほか、桐生市の特長を活かした観光施策では、桐生の個性を「おもしろい」と思い、リピーターを増やす取り組みについて掲げており、本市の観光が将来にわたって継続的な発展をつづけるため、観光客を交流人口から関係人口へと繋げていくことが重要としている。

目指すべき観光の方向性

桐生の『個性』を活かした観光振興の推進

推進項目

【項目1】日本遺産を活用した観光振興 ★重点項目 【項目2】まちなかを活用した観光施策 【項目3】周辺地域と連携した観光施策 【項目4】公民で連携した観光施策 【項目5】桐生市の特長を活かした観光施策
--

(7) 第2期桐生市教育大綱

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年（2015）4月1日施行）に基づき、市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策となる「教育大綱」を策定し、令和3年3月に計画期間が終了するため、基本理念、基本方針、施策の3層により構成された「第2期桐生市教育大綱」を策定した。

育大綱」を策定した。

「桐生の未来を担い、世界に羽ばたく人づくり」を基本理念とし、地域の特色を生かした教育を通じて、世界を舞台に活躍する人材を育成するため、質の高い教育環境づくりや生涯にわたって学び、元気に活躍し続けられる環境整備を図るとしている。

基本理念

「桐生の未来を担い、世界に羽ばたく人づくり」

- 地域の特色を生かした教育を通じて、桐生への愛着や誇りに思う気持ちを育むとともに、夢や志に挑戦するために必要となる力を育成し、桐生の発展を牽引する人材や世界を舞台に活躍する人材を育成します。
- 教職員の資質・能力の向上、学校施設の整備や学習環境の充実を図るとともに学校・家庭・地域がそれぞれの立場から子供の教育に責任を持ちながら相互に連携協力し、安全・安心で質の高い教育環境づくりを推進します。
- 生涯にわたって学び、文化芸術活動やスポーツに親しむ機会の充実を図り、市民の知識や感性を高めるとともに、身に付けた学びの成果や経験を地域での活動に生かしながら、元気に活躍し続けられる環境を整えます。

基本方針及び各方針の施策（抜粋）

- （４）住民自らの学びを、よりよい地域づくりへとつなげていけるよう、学校や地域、その他多様な主体との連携により生涯学習を推進します。【生涯学習の推進】

◆社会教育の充実

- 学びの成果を地域づくりにつなげていけるよう、各種社会教育団体等と連携し、社会教育の充実に努めます。

- （５）心豊かなまちづくりを目指し、芸術文化活動を促進するとともに、文化財の保護・活用などを行い、市民の芸術・文化の振興を図ります。【芸術・文化の振興】

（文化財の保護・活用）

◆文化財の保護・活用

- 歴史的資産を後世に伝えるため、文化財の保存と活用を図ります。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用の促進

歴史的建造物の老朽化や取り壊しが進み、費用や防災面などの課題も多いことから、必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定するなど、歴史的建造物の保存活用を推進する。

また、桐生新町重要伝統的建造物群保存地区防災計画をはじめとし、市全体で行われている各種防災対策事業の推進などにより、火災、震災、風水害による歴史的建造物の防災に取り組みつつ、維持管理や修理のための技術継承や古材の再利用に関する方策を検討する。

歴史的建造物の利活用希望者に対しては、空き地空き家バンク等の制度活用により官

民連携での情報発信や相談体制の充実を図る。

歴史的建造物の保護とともに、路地、水路、塀、樹木など歴史的環境が一体となったたたずまいを形成している景観の一体的な保全に努め、歴史的町並みの保全と活用の促進を図っていく。



町並み保全のイメージ

(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備

歩行者の安全確保や防災対策など、歴史的な町並みに暮らす住民の生活環境の保全と観光振興を両立させた地域の活性化に取り組み、人々が快適で愛着と誇りを持てる市街地環境を形成していく。

加えて、歴史的な町並みや歴史的建造物の周辺において、歴史的資源と調和する一体的な景観形成、古くからある幅員の狭い道にお

ける歩行者等の安全と歴史的景観に配慮された道路の整備を図る。

景観が阻害されている例も見られることから、桐生市景観計画や桐生市屋外広告物条例との連携により、一般建築物と歴史的町並みとの調和や、景観を阻害している屋外広告物や建築物の是正に努め、その地域にふさわしい景観形成を図っていく。

(3) 伝統産業の保護育成

桐生織物に携わる職人の高齢化が進み、新規就業者も少ないことから、伝統技術の継承や後継者を育成する環境づくりとともに、桐生が誇る独自の技術力や桐生織物のブランド力の発信により、商品価値の向上、経済活動の促進にも取り組む。

桐生織物記念館の展示内容や展示方法の

充実、ノコギリ屋根工場の公開を検討するなど、伝統技術や作業工程の展示、公開による織物産業についての市民への情報発信や周知に努める。また、小学生向けの体験学習などにより、子どもの頃から伝統産業に触れる機会を創出する。

(4) 伝統的な祭礼・行事の継承

桐生祇園祭をはじめとする伝統的な祭礼・行事を実施する各関係保存団体等は、いずれの団体も担い手不足や経費負担の課題に悩まされているが、それらの団体との連携により、担い手の育成や市民等への周知により祭礼・行事を継承する。

老朽化により保存や更新が難しくなっ

ている祭礼・行事で使用する用具等の保護を図るとともに、修理、修復や更新のための支援を検討する。また、桐生祇園祭の屋台や鉾については、組み立て、解体時の費用負担の軽減や部材の保護のため、常時組み立てられた状態での保管、一般公開を検討し、保護と市民への周知を図る。

(5) 歴史まちづくりに対する市民意識の向上

市民が歴史的風致に対する認識を深め、自分のまちに誇りを持てるよう、地域の歴史等を身近に感じ、再認識できる機会の創出などにより、市民意識の醸成、周知を図る。なお、市民意識の向上にあたっては、町並み保存や歴史を活かしたまちづくりを目的とした活動、地域住民の理解を深める活動などに取り

組むNPO、市民団体が市内で活動していることから、これらの団体との連携により、啓発、周知の機会を創出する。

将来の伝統産業や祭礼・行事の担い手育成も見据え、学校教育との連携により、子どもの頃から歴史や伝統文化に触れる機会を創出し、意識の醸成に取り組む。

(6) 歴史や伝統文化の調査研究と情報発信の推進

将来における本市の発展と文化の向上を見据え、有形、無形の文化財、歴史的資源、歴史資料について、全市的、体系的な収集や調査研究を進め、記録化を図り、時代に即した方法により、市内外への積極的な情報発信に取り組んでいく。

ノコギリ屋根工場をはじめとする歴史的

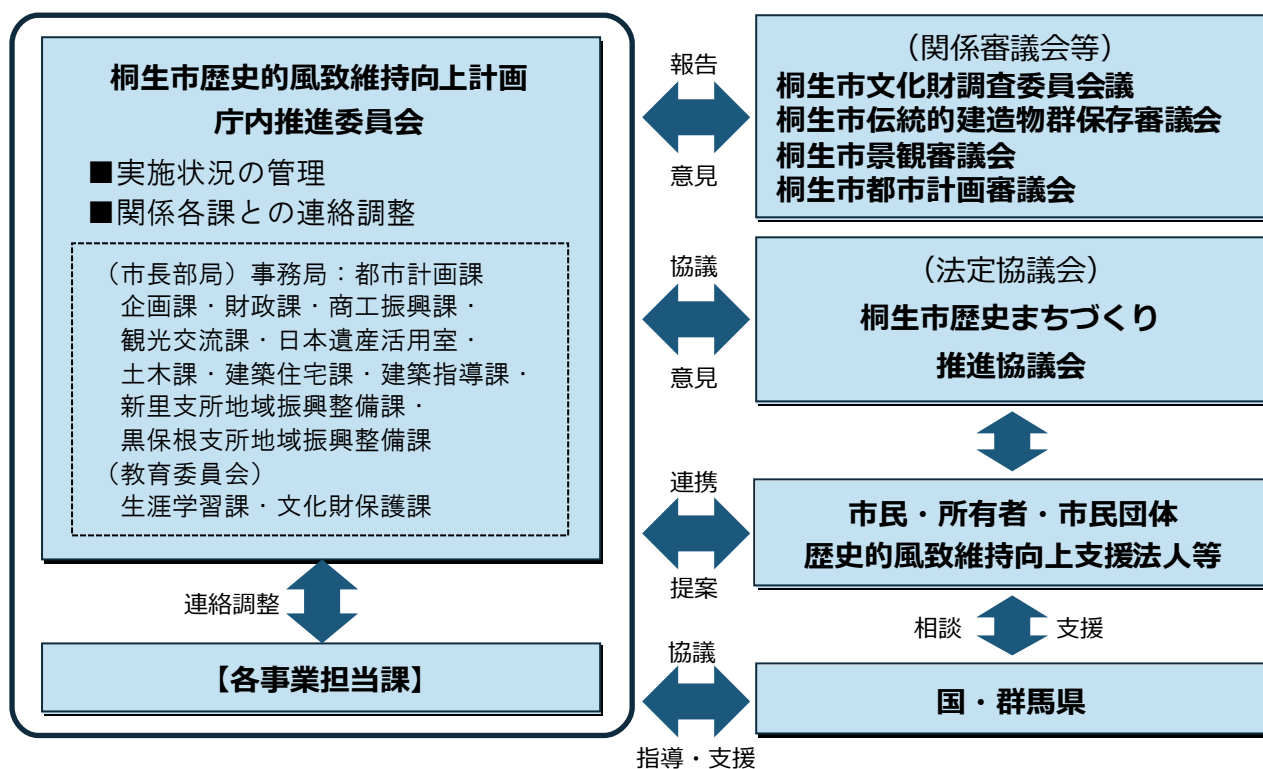
建造物が市内の広範囲に点在していることから、官民連携のもと地域の魅力を高める資源として活用するとともに、資源同士の連携、ネットワークを強化する。

また、市内に複数点在している来訪者向けの観光案内施設等を整理、集約しつつ、施設同士が連携して一体的な情報発信に努める。

4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制

歴史的風致維持及び向上を推進するためには、まちづくり部局と文化財保護部局などの関係部局との横の連携を緊密に図る必要がある。計画策定時に設置した関係各課課長で組織する「歴史的風致維持向上計画庁内推進委員会」を引き続き設置し、事業担当部局との連絡調整や事業実施状況の管理と評価を行う。また、国・県との関係機関との協議を行い、指導や支援を得て適切に計画を推進していく。

法定協議会である有識者等で組織する桐生市歴史まちづくり推進協議会についても、計画策定後も定期的に協議会を開催し、事業の進捗状況の報告確認や計画変更等にかかる協議を行う。なお、必要に応じて都市計画審議会や文化財調査委員会、市民、所有者、市民団体などと連携を図り、円滑な計画の実現に向けて取り組む。



計画の推進体制

第4章



重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の考え方

重点区域については、歴史的風致の維持向上に資する施策を重点的かつ一体的に推進し、その効果を市全域に波及させていくことが重要であることから、本計画の重点区域は、歴史的風致の範囲が重なりを見せる区域を中心に設定する。

本市の歴史的風致は、「織物のまち桐生」を象徴するノコギリ屋根や織物関連産業、絹遺産を主体とする歴史的風致が市域に広範に広がり、その中にそれぞれ重なり合いながら織物産業に関する歴史的風致、桐生祇園祭やゑびす講などの祭礼・行事に関する歴史的風致が市街地を中心に存在している。北には、桐生発祥の地として、古代から中世に桧杓山城下として桐生の礎を形成した地域に広がる歴史的風致、その南には、城下から移住させ、新たな町を造り、近世から近代にかけて中心地として発展した桐生新町を中心に、人々の営み、祭礼や行事、伝統産業などが各地に受け継がれてきた。

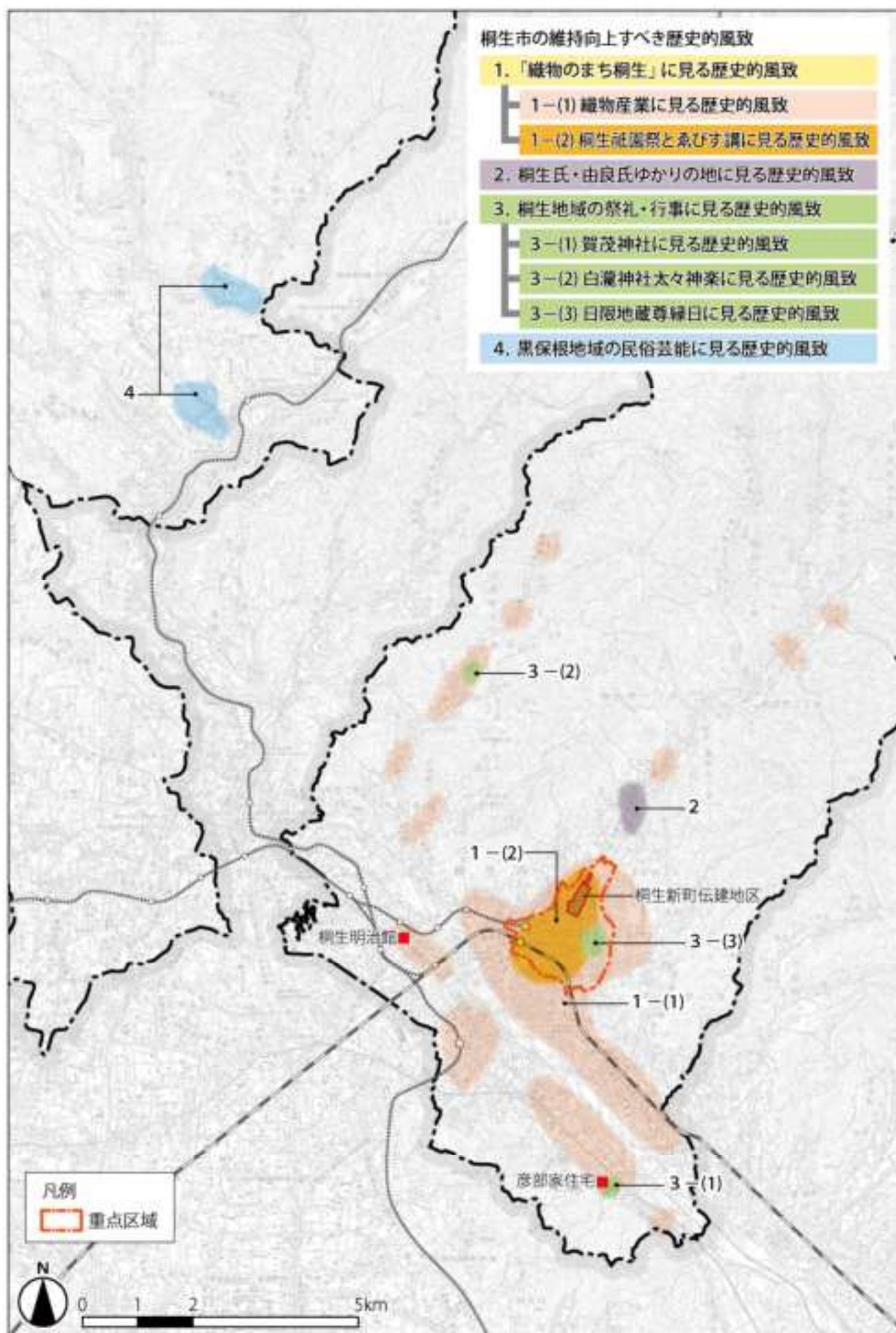
その中でも、近世からの町割りが色濃く残る桐生新町伝建地区とその周辺には、様々な時代の歴史的建造物が数多く残され、織物産業を土台に、その中で育まれてきた桐生祇園祭、ゑびす講などの営みや活動が、現在に至るまで脈々と続けられ、良好な歴史的風致を形成している。

しかし、第3章の課題でも触れたが、人口減少や少子高齢化により維持管理が困難となった歴史的建造物の老朽化や取り壊しが進み、町並み景観への影響も危惧されている。その中で営まれる伝統産業では、後継者不足や技術の継承が危ぶまれ、各地の祭礼や行事についても担い手不足により縮小や休止が余儀なくされているなど、多くの課題が山積しているのが現状である。桐生新町周辺では、

伝建地区内における保存物件だけではなく、横山町をはじめ西久方町、東久方町、東地区などにもノコギリ屋根や社寺などといった多くの歴史的建造物が点在し、同様の課題を抱えるほか、1本の道路を隔てた伝建地区内と外との規制の有無による景観や市民の保存認識上の問題がある。したがって、今回重点区域として定める範囲を、桐生新町伝建地区のバッファゾーン（緩衝帯）として捉え、まちづくり団体等との連携により、各所有者の理解や協力を得ながら、歴史的建造物の保存や利活用に結びつけていく必要がある。

そのため、本計画では、これらの課題の解消に向けて、重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上に向けた施策を展開していくものとする。

なお、歴史的風致を形成している他の地区についても、計画の推進のため、条件が整い、施策展開が必要と認められる場合には、状況に応じて重点区域の追加や見直しを行うものとする。



歴史的風致の分布と重点区域

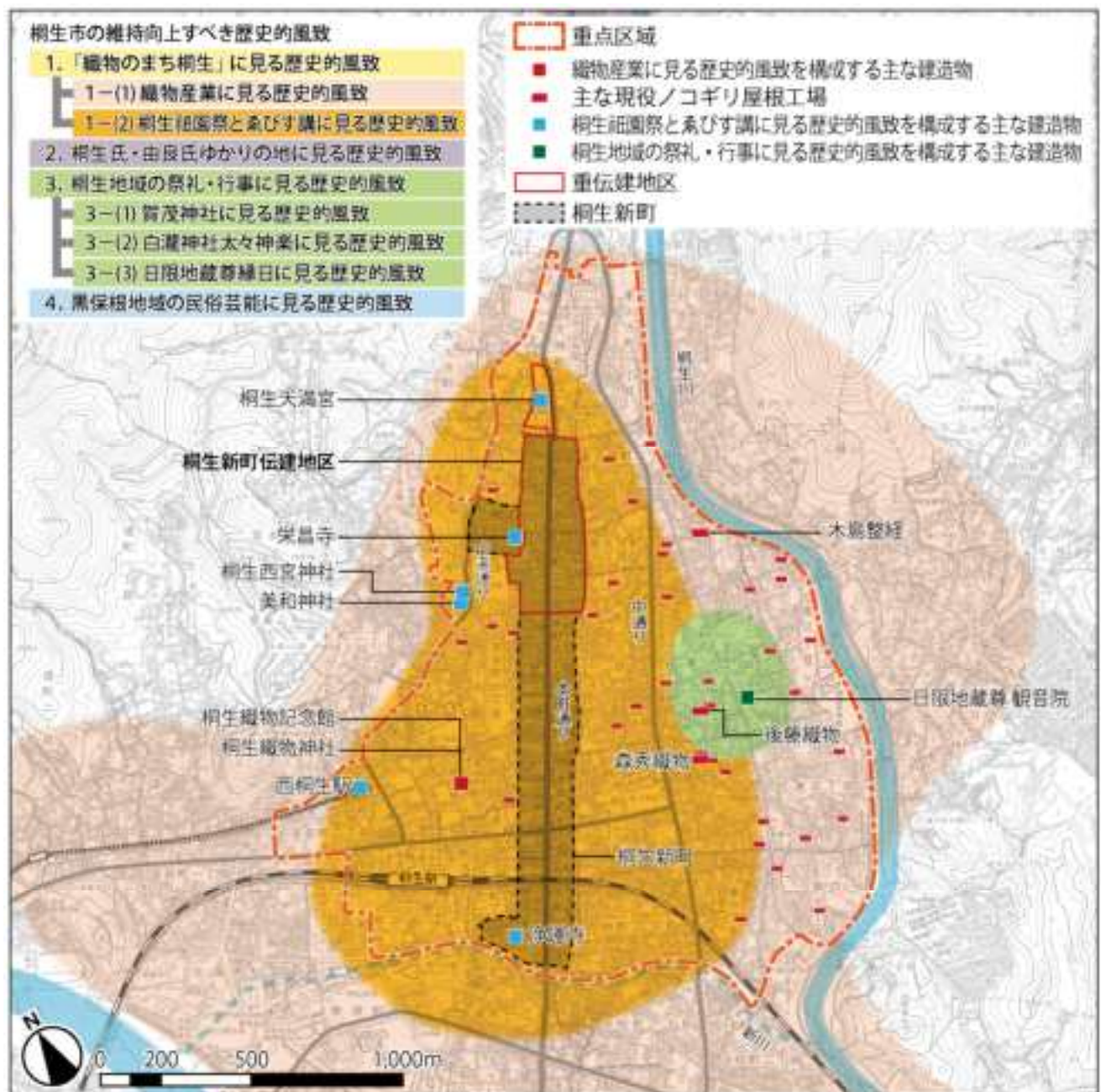
2. 重点区域の位置及び区域

(1) 重点区域の位置

桐生歴史的風致地区は、重伝建地区を含む桐生新町（本町一丁目から六丁目と横山町）を中心に、現役のノコギリ屋根工場が多く残る東地区、桐生祇園祭やゑびす講の中心となる美和神社や桐生西宮神社などを含む市街地の範囲とする。

重点区域は、東は桐生川、南は概ね桐生新町の南端でもある新川を境界とする。西から北にかけては、西桐生駅、美和神社及び桐生西宮神社の境内などを含む区域とし、県道前橋大間々桐生線や山手通りなどの各市道、町界等を境界とする。

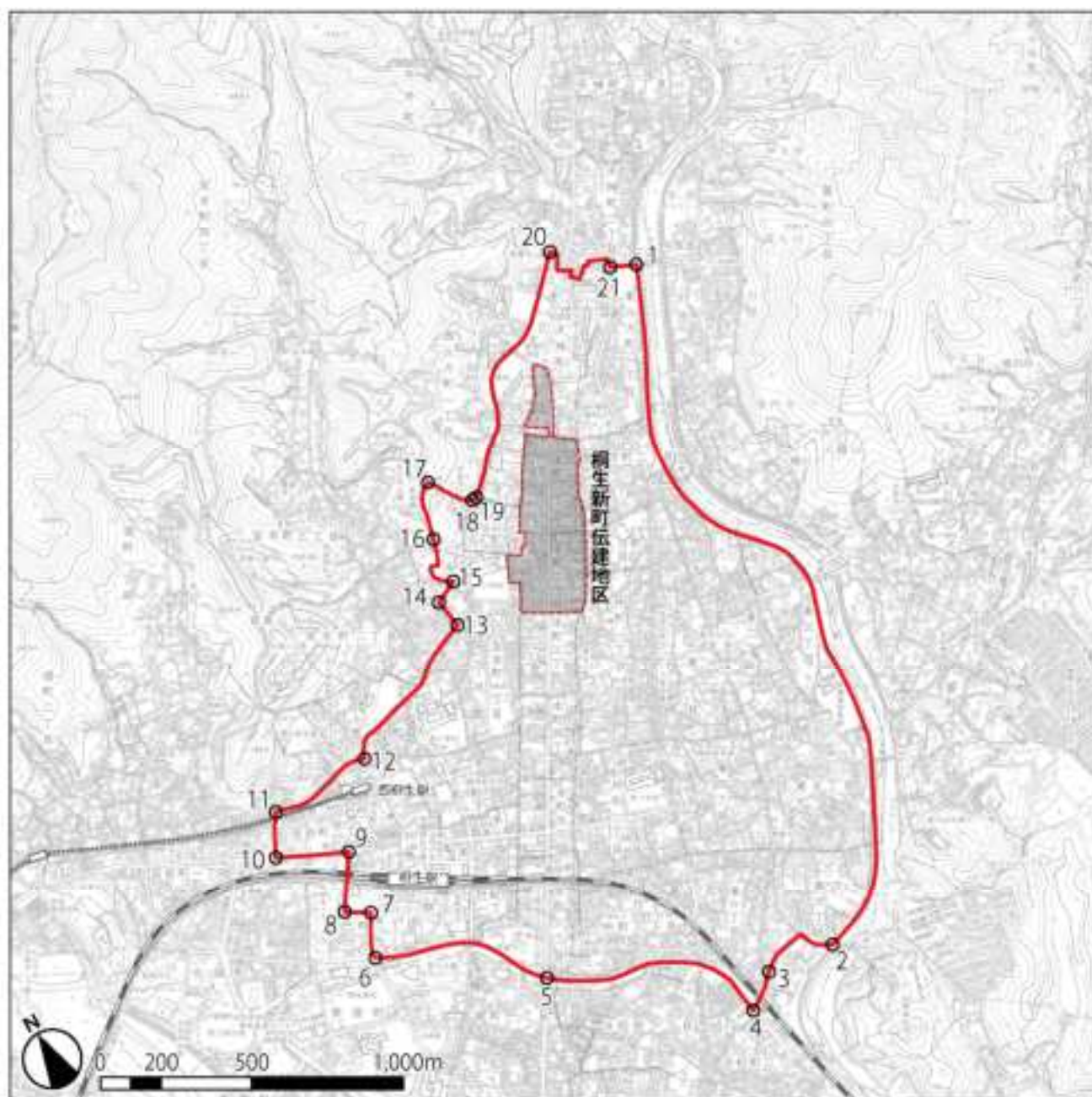
名 称	桐生歴史的風致地区
面 積	約267ヘクタール



重点区域図

(2) 重点区域の区域(境界)

重点区域の範囲の境界は下記のとおりである。



重点区域の境界

重点区域の区域(境界)の位置

区間	区域(境界)の位置
1 ～ 2	桐生川右岸堤防
2 ～ 3	市道1-28号線
3 ～ 4	市道2-13号線
4 ～ 5	市道10330号線
5 ～ 6	市道10209号線
6 ～ 7	市道1-37号線
7 ～ 8	市道10206号線
8 ～ 9	市道10848号線
9 ～ 10	県道前橋大間々桐生線
10 ～ 11	市道10110号線
11 ～ 12	市道10015号線
12 ～ 13	市道1-37号線(山手通り)
13 ～ 14	市道10175号線
14 ～ 15	美和神社並びに桐生西宮神社境内
15 ～ 16	西久方町二丁目と宮本町二丁目の境界
16 ～ 17	西久方町二丁目と宮本町三丁目の境界
17 ～ 18	西久方町一丁目と西久方町二丁目の境界
18 ～ 19	横山町と西久方町一丁目の境界
19 ～ 20	市道1-37号線(山手通り)
20 ～ 21	天神町一丁目と天神町二丁目の境界
21 ～ 1	東久方町一丁目と天神町二丁目の境界

3. 重点区域の指定の効果

本市の重点区域は、近世から近代にかけて主に織物で発展してきた地域であり、その中心地となっている桐生新町伝建地区を核に来訪者も増えている。様々な歴史的風致の重なりを踏まえ、重点区域において一体的かつ重点的な取り組みを行うことにより以下の効果が期待できる。

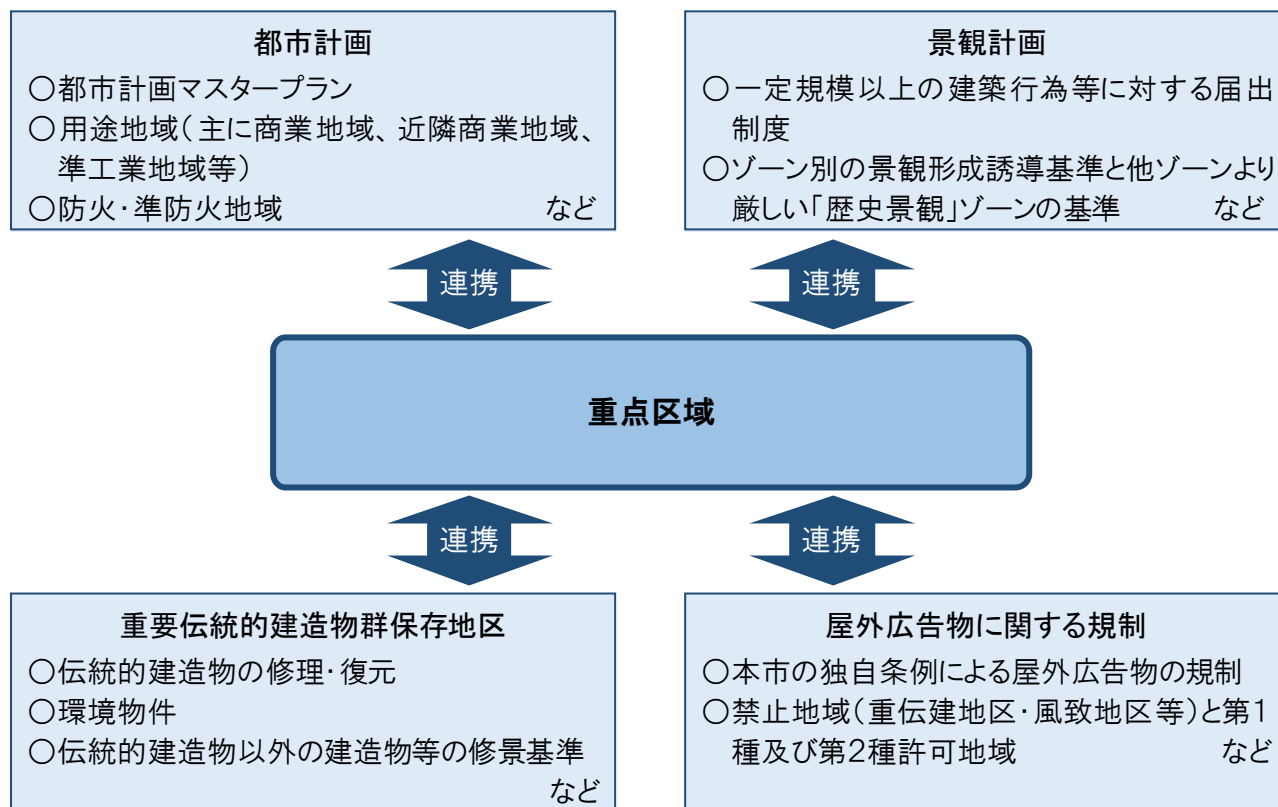
1つ目として、歴史的建造物の保存・活用や、周辺市街地の環境整備の促進による歴史的風致の維持向上、景観計画等との連携や歴史的建造物に調和した都市基盤の整備により、良好で魅力的な景観の形成が図られることが期待される。

また、2つ目として、歴史的資源を巡る観光客など交流人口の増加や、空き家となって

いる歴史的建造物やノコギリ屋根工場の利活用の促進により、地域の活性化が期待される。

さらに3つ目として、市民が歴史に対する認識を深め、伝統を守り伝えようという意識の醸成を図っていくことで、桐生祇園祭をはじめとする伝統的な祭礼・行事等への積極的な参加や、桐生織物をはじめとする伝統産業の保護育成など、次世代へ歴史的風致が継承されていくことが期待できる。そして、事業を推進することにより、市民や来訪者の本市への愛着や誇りが育まれ、ひいては行政、事業者、市民や市民団体などが連携した、歴史を活かしたまちづくりに寄与する。

4. 良好な景観形成に関する施策との連携



良好な景観形成に関する施策との連携の体系

(1) 都市計画との連携

① 都市計画との連携

本市では、桐生都市計画区域と新里都市計画区域が指定されている。

桐生都市計画区域については、現在の計画区域は13,747ヘクタールで、昭和48年（1973）に区域区分が定められている。市街化区域の面積は、昭和48年（1973）の当初決定の時点で2,660ヘクタールであったが、その後の見直しにより、現在は3,034ヘクタールまで増加している。本市の特徴としては、桐生都市計画区域内に建築基準法第49条第1項の規定に基づいた桐生都市計画特別工業地区を定めて、地区内の織物産業以外の建築物を制限し、織物関係産業の保護に努めている。また、家内工業的な織物産業関連工場の多さから、準工業地域の割合がおよそ4割を占めており、古くから織物の産地として発展してきた都市であることを物語っている。

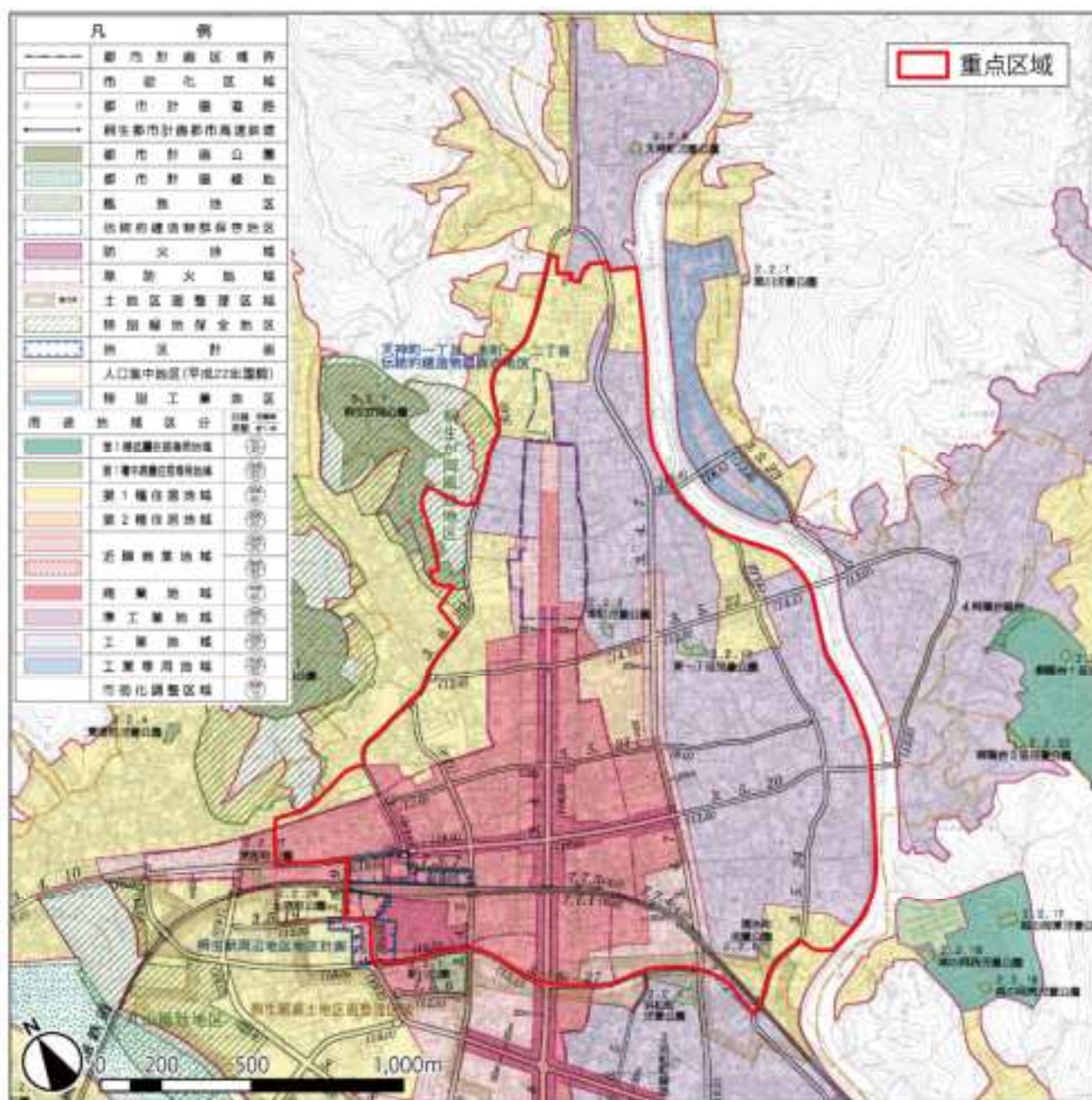
一方、新里都市計画区域については、昭和49年（1974）に都市計画決定され、新里地区全域3,560ヘクタールが区域指定されているが、新里都市計画区域では区域区分は定められていない。

重点区域は、桐生都市計画区域の市街化区域内で、桐生地区の中心市街地に位置している。都市計画の用途地域は、主に商業地域、近隣商業地域、準工業地域に指定されており、その一部は、防火・準防火地域の指定も受けている。重点区域の中心には、桐生天満宮を起点に通る幅約5間（約10メートル）の本町通りを中心に形成された桐生新町伝建地区が都市計画決定されていることから、中心市街地としての都市機能の集積と歴史的な町並みの保全との両立を図る。

② 桐生市都市計画マスタープランとの連携

桐生市都市計画マスタープランでは、本市のまちづくりの将来像の実現を目指すための6つのまちづくりの目標を定め、その目標の1つとして「歴史・文化資産を活かした魅力的なまちの形成」を掲げている。古くからの人の営みの中で生み出され、残されてきた歴史的・文化的資産は、本市民の精神的な拠り所であり、都市としての個性を表す資産でもあることから、これらを活かしつつ、桐生らしい魅力的なまちづくりを推進する。

また、まちづくりの目標を実現するために、「拠点」「都市軸」などの構成要素を基本に、まちづくりの基本的な構成を示す将来都市構造の1つとして、桐生らしい特色ある施設の立地、あるいは歴史資産の集積のある地区などに魅力づくりの拠点を位置付け、重点的かつ拠点的に環境整備を図ることにより、歴史・文化資産を活かした魅力的なまちの形成を推進する。



重点区域周辺の都市計画の状況

(2) 景観計画との連携

本市では、歴史的まち並み、織物産業の隆盛に伴い造られた文化財、都市と近接した豊かな自然景観など、様々な要素が凝縮された、美しく特徴的な景観を有しており、景観法に基づく桐生市景観計画を運用している。

行為の制限としては、市の全域を景観計画区域とし、景観への影響が大きい一定規模以上の建築行為に対しては、市への届出により、景観計画への適合を審査するほか、必要に応じて勧告や変更命令等の措置を図ることとしている。

良好な景観の形成に関する方針では、地域の特徴や個性を生かした景観形成を図るため、9地域に区分した地域別の景観形成方針

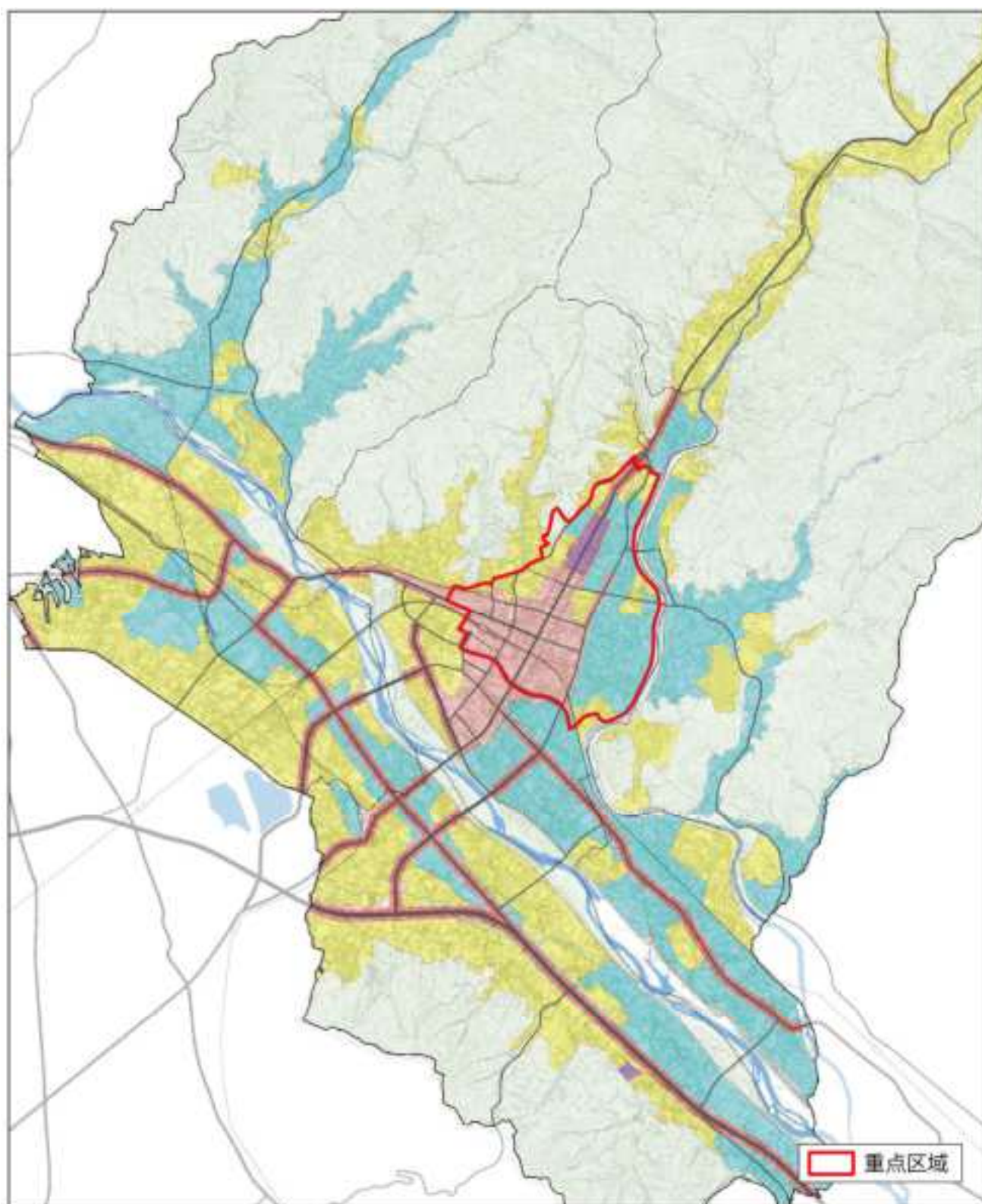
に加えて、市域全域を、地域特性や都市計画の土地利用方針などに基づき、「歴史」「商業地」「沿道市街地」「住宅地」「工業地」「自然」の6つのゾーンに分け、区域内の行為全般に共通する基準及びそれぞれのゾーンごとの景観形成誘導基準を定め、外壁や屋根等の基準色や推奨色を設定した色彩基準を設けている。重点区域にも含まれている「歴史景観」ゾーンでは、重伝建地区や指定文化財等の周辺区域を対象地域とし、他ゾーンより厳しい色彩基準を設けるなど歴史的資源が周辺景観と調和が図られるように誘導し、より魅力的な景観の形成と保全を推進する。

ゾーン別の景観形成誘導基準（抜粋）

②歴史景観ゾーン

【伝統的建造物群保存地区・指定文化財等の周辺の区域】

区 分	基準の内容
基本的事項	・伝統的建造物群保存地区では、保存条例及び保存計画に定める規制を遵守し、これに定めのない事項については歴史景観ゾーンの基準で補完します。
位置・配置	・まち並みの歴史特性に配慮した位置・配置とします。 ・必要に応じてオープンスペースを確保し、ゆとりある景観の創出に努めます。オープンスペースの確保により連続性が失われる場合は、垣根や塀などの工夫した配置により、連続性の確保にも配慮します。
形態・意匠	・高さや形態・色彩・意匠が歴史的資源の景観を阻害したり、乱したりすることのないよう、近接する歴史景観資源との調和に努めます。
色彩・材料	・色彩は歴史景観ゾーンの色彩基準を遵守します。 ・歴史的資源の景観と調和した色彩を用います。 ・周辺の歴史特性や建物の状況により、木材や石材など、歴史特性に合わせた自然素材の利用に努めます。
外構・緑化	・歴史特性を考慮した上で、可能な範囲で敷地境界の緑化に努めます。 ・敷地境界に構造物を設ける場合は、周辺環境との調和に配慮し、木塀や土塀、垣根など自然の素材の利用に努めます。また、高さは必要最小限とし、圧迫感の低減を図ります。
屋外設備・施設の配置等	・車庫・駐車場・駐輪場・ゴミ置き場などの施設は、配置や植栽などにより道路側から目立たないようにします。 ・自動販売機等は塀などの工作物により目立たない位置に設置し、色彩・意匠なども周辺景観に配慮します。 ・照明は歴史的資源との調和に配慮して形態・意匠及び配置や照度等を計画します。
その他	・屋外広告物は自家用広告なども含め、必要最小限に留めます。また意匠や大きさ、高さ等も歴史的資源や周辺景観との調和を最優先とします。



凡 例

	河川湖沼		道 路		鉄道・駅
	住宅地景観ゾーン		商業地景観ゾーン		工業地景観ゾーン
	沿道市街地景観ゾーン		歴史景観ゾーン		自然景観ゾーン
	伝統的建造物群保存地区				

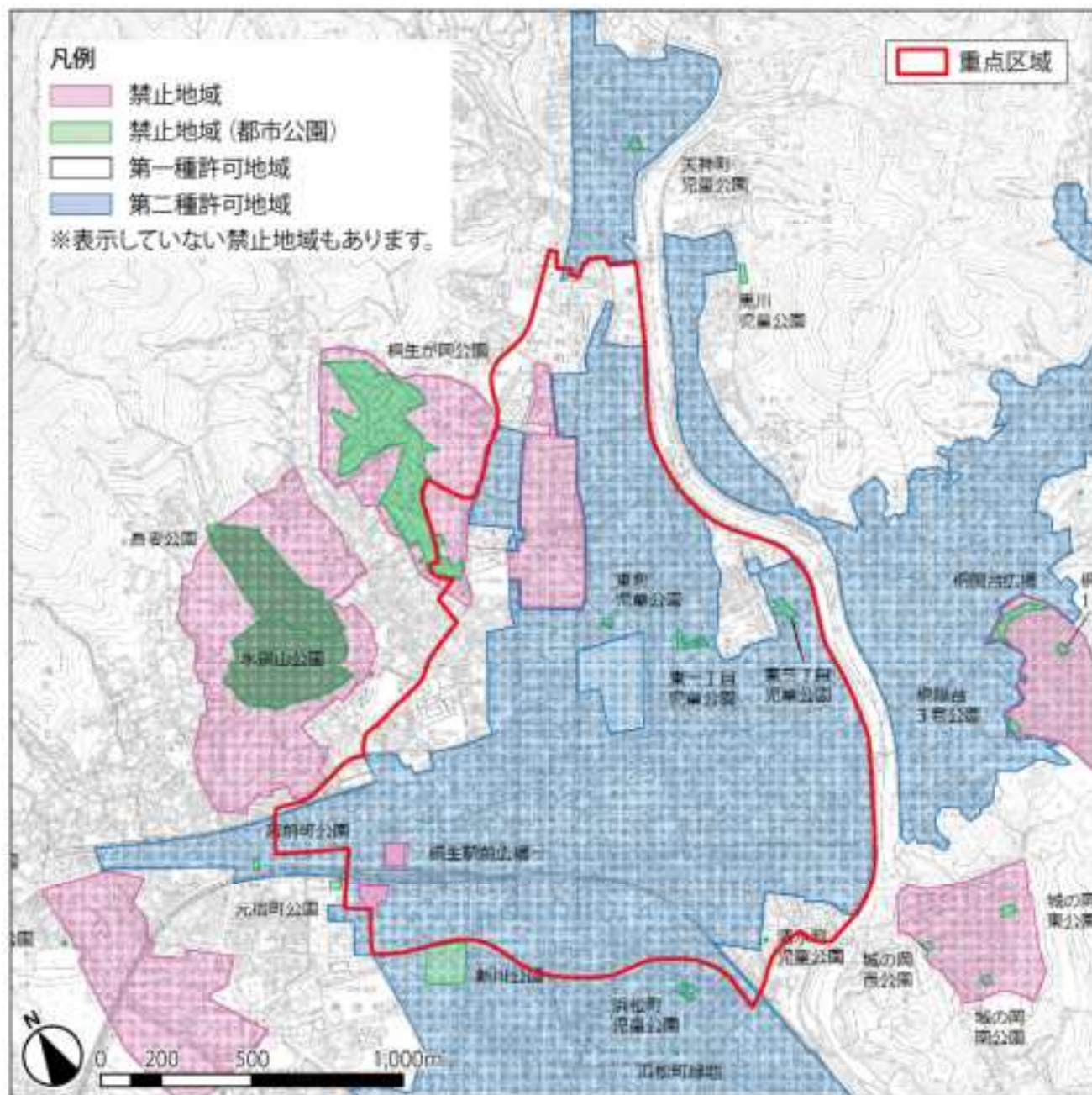
景観形成誘導方針図

(3) 屋外広告物条例との連携

屋外広告物は、景観を形成する重要な構成要素であり、景観計画との一元的な取り組みが求められていることから、平成29年度（2017）から「桐生市屋外広告物条例」を新たに施行し、地域における景観の形成と一体となった屋外広告物の規制を実施している。本市の全ての地域を、許可地域と禁止地域のいずれかに区分している。桐生新町伝建地区をはじめとする禁止地域、自家広告物や案内広告物などの適用除外となる物件を除いて、原則として屋外広告物の表示が禁止されて

いる。禁止地域外の地域は、第１種及び第２種許可地域に区分され、地域ごとの許可基準に適合したもののみ設置することができる。

これらの規制により、桐生新町伝建地区内の自家広告物などの周辺景観への配慮を誘導するとともに、桐生新町伝建地区周辺の屋外広告物については、地域内と許可基準が異なるため、良好な景観が損なわれる恐れもあることから、景観計画との連携を図りながら、屋外広告物等の適正な規制・誘導を推進する。



(4) 重要伝統的建造物群保存地区との連携

伝建地区は、伝統的建造物群及び歴史的に
 一帯をなす環境の広がり保存地区とし、伝
 統的建造物群の周囲の環境までを含んで面的
 に保存するものである。

桐生新町伝建地区には、町立て当時の土地
 の区画（敷地割）が良く残され、現在でも織
 物業に関わる町屋や蔵、ノコギリ屋根工場な
 ど歴史的な建造物が多く見られる。先人たち
 が様々な時代を乗り越え、このまちを守り続
 け、織物業で栄えた桐生の歴史を今に伝えて
 いる。

それらの織物業により培われてきた町の
 履歴を示す多種多様な形態の歴史的な建造
 物が建ち並ぶ桐生新町の町並みを保存して

いくために、桐生市桐生新町伝統的建造物群
 保存地区保存計画を策定し、伝統的建造物や
 地区の特性を表す環境物件についても保存
 の対象とし修理事業を実施している。

また、地区全体に現状変更の規制を行い、
 保存地区内の新しい建物や空き地に対しても
 修景事業を実施し、歴史的風致との調和を
 図るための整備に努めている。

桐生新町伝建地区は、この保存計画に基づ
 いた文化財としての伝統的建造物群の保存
 を進めながら、歴史的風致維持向上計画の重
 点区域の中心的地域であることから、その周
 辺環境の保全・整備を一体的に行い、歴史的
 資源を活かしたまちづくりを推進していく。

修理基準

対 象		伝統的建造物もしくは環境物件に特定されたもの(補助)
建 築 物	位置	現状維持もしくは復原のための修理を行う。
	高さ	
	構造	
	屋根	
	外壁	
	建具	
	色彩	
	設備機器等	原則として、道路・公園・広場などから望見できない場所へ設置する。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、伝統的建造物と調和する仕上げ、着色もしくは目隠し等により外観上目立たないようにする。
工作物(塀、門、祠、井戸等)		現状維持もしくは復原のための修理を行う。
環境物件(樹木、水路跡等)		現状維持もしくは復原のための復旧を行う。

許可基準

対 象		伝統的建造物に特定されたもの以外のもの(非補助)	
建 築 物	位置	通り沿いは、原則として、通りに面した位置とする。 ただし、やむを得ず通りに面した位置とすることができない場合には、道路境界に歴史的な環境に調和した塀、門、生垣等を設置する。 なお、本町通り沿いにおいては、通りに対して少し傾いた位置とする。	
	高さ	本町通り沿いについて	その他の通り沿いについて
		道路境界から20mの範囲においては、2階建以下、かつ、9m以下とする。	道路境界から10mの範囲においては、2階建以下、かつ、9m以下とする。
		天満宮区域について	その他の範囲について
		2階建以下、かつ、9m以下とする。	3階建以下、かつ、12m以下とする。
	構造	原則として、木造とする。 ただし、やむを得ず他の構造とする場合には、歴史的な環境との調和を図る。	
	屋根	屋根形態は、原則として、2方向以上の傾斜屋根とする。 ただし、やむを得ず他の形態とする場合には、歴史的な環境との調和を図る。 屋根勾配及び材料は、歴史的な環境との調和を図る。	
	外壁	歴史的な環境との調和を図る。	
	建具	建具の位置、形態、仕上げ及び材料については、歴史的な環境との調和を図る。	
	色彩	歴史的な環境との調和を図る。	
	設備機器等	原則として、道路・公園・広場などから望見できない場所へ設置する。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、歴史的な環境に調和する仕上げ、着色もしくは目隠し等により外観上目立たないようにする。	
工作物(塀、門、祠、井戸等)		歴史的な環境と調和する配置、規模、形態、意匠、材料、色彩等とする。	
駐車場		塀、生垣等により囲うなど歴史的な環境を損なわないものとする。	
宅地の造成その他の土地の形質の変更		変更後の状態が、歴史的な環境を損なわないものとする。	
木竹の伐採、土石類の採取		実施後の状態が、歴史的な環境を損なわないものとする。	

(5) 地域産業資源及び近代化産業遺産に関する事項

群馬県により指定された「地域産業資源」のうち、本市の歴史的風致に関連するものは、鉦工業品又は鉦工業品の生産に係る技術として、「桐生織」「東毛地域の織物製品」「東毛地域のメリヤス製品」「東毛地域のニット製品」「東毛地域のレース製品」「群馬のシルク製品」「桐生横振刺繍」「正藍染上州小倉織」「桐生手描き紋^{ししゅうもん}草上^{もんしやうわえ}絵」「藍・草木を使った桐生絞り染め」「桐生絞」など、織物や繊維に関する様々な技術が指定されている。また、文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として、「のこぎり屋根の風景」も地域産業資源に指定されている。また、本市では地域資源の魅力をいかして地域ブランド創出を目指すため、「ふるさと名物応援宣言」をしており、産学官連携による開発支援、国内外の取引先開拓、繊維大学で人材育成などの支援を行っている。

一方、本市に関連する「近代化産業遺産」として、「近代化産業遺産群33」（平成19年度

（2007）認定）の「優れた生産体制等により支えられる両毛地域の絹織物業の歩みを物語る近代化産業遺産群」、及び「近代化産業遺産群 続33」（平成20年度（2008）認定）の「質量ともに豊富な人材を供給し我が国の産業近代化を支えた技術者教育の歩みを物語る近代化産業遺産群」が経済産業大臣より認定されている。近代化産業遺産として認定された物件はいずれも、桐生織物の生産等に関わる施設である。

このうち、地域産業資源かつ近代化産業遺産であるものは、「優れた生産体制等により支えられる両毛地域の絹織物業の歩みを物語る近代化産業遺産群」の構成遺産である合資会社後藤（後藤織物）、織物参考館^{ゆかり}“紫”（森秀織物）の2件で、ノコギリ屋根工場において「桐生織」「東毛地域の織物製品」の生産を行っている。いずれも、重点区域内に位置しており、本市の歴史的風致の維持及び向上に関連するものである。

本市内の近代化産業遺産及び地域産業資源

近代化産業遺産			地域産業資源
遺産名称	内訳		
	(不動産)	(動産)	
桐生の 織物関連 遺産	群馬大学工学部同窓記念会館	—	
	ベーカリーレンガ(旧金谷レース工業)	—	
	無鄰館	—	
	桐生織物記念館	—	
	同 所蔵物	織物機器	
	旧模範工場桐生撚糸合資会社事務所棟附倉庫(桐生市近代化遺産絹撚記念館)	—	
	合資会社後藤	—	「桐生織」「東毛地域の織物製品」の生産
	織物参考館“紫”	—	「桐生織」「東毛地域の織物製品」の生産
	同 所蔵品	織物機器	
	桐生森芳工場	—	
	旧東洋紡織工場	—	

第5章



文化財の保存又は活用に関する事項

1. 桐生市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には、縄文時代から近代にかけての指定及び登録文化財、重伝建地区を合わせて266件の文化財が存在している。適正な保存を図るため、本市では全ての指定等された文化財を対象に現状確認調査及び所有者・管理者への聞き取りを実施し、群馬県においては指定・登録文化財、重要な埋蔵文化財包蔵地に対して群馬県文化財保護指導委員による「文化財パトロール」を実施している。本市においては保存活用計画が策定されていないため、それぞれ指定区分に応じ、文化財保護法、群馬県文化財保護条例、桐生市文化財保護条例に基づき、国や県など関係機関や所有者とともに現状と将来への影響等を検討し、個別に保存活用が図られている。

また、未指定の文化財については、「桐生市史」など書籍に紹介されたもの、民俗文化財である祭礼・行事や、近代化遺産の建造物

などを対象とした悉皆調査を実施したものなどがあるが、多くのものは内容が不明であることから、調査・研究を通じて本市の文化財としての価値や歴史的位置付けについて明らかにしていく。

今後は、これまで実施してきた保存・管理に係る事業を継続するとともに、文化財の保存・活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」の策定を進め、適正な保存活用を図る。



文化財調査の様子

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理は「文化財としての価値を損なわないこと」が原則であり、基本的に本来の姿に修復し、将来に継承して行くべきものである。

修理にあたり価値を維持していくためには現状変更や各種届出など関連法令を遵守し、文化庁、群馬県教育委員会、桐生市教育委員会をはじめ関係機関や専門家に事前指導を受け、必要に応じて指定当時の資料を再検証するとともに追加資料の調査、修理の過

程での詳細な記録保存を行う。

保存修理工事など保存に伴う経費については、指定・登録文化財ともにそれぞれの補助金交付要綱に基づく支援措置を図り、目的や状況によっては、群馬県費補助事業「千客万来支援事業」や公益財団法人東日本鉄道文化財団「地方文化事業支援」など地域活性化や観光振興の補助事業を活用することにより保護を図る。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財保護に対する市民意識の醸成や周知、豊富な文化財による市の活性化などを目

的に本市では「文化財を活用しながら保存する」ことをひとつの指針にしている。建造物

では、昭和61年度（1986）に国指定重要文化財「旧群馬県衛生所」を市直営の喫茶室のある「桐生明治館」、平成9年度（1997）から市指定重要文化財「矢野蔵群」を多目的施設である「桐生市有鄰館^{ゆうりんかん}」、市指定重要文化財「旧模範工場桐生惣糸合資会社事務所棟」を平成24年度（2012）から郷土資料展示施設「桐生市近代化遺産絹襷記念館^{けんねん}」として一般公開するとともに、文化財の活用方法を提示している。また、近代化遺産を活用し、市の活性化を図ることを主旨として平成4年（1992）3月17日に桐生市議会で決議された「近代化遺産拠点都市宣言」も文化財活用のひとつの指針となっており、近年ではベーカリーに転用された旧金谷レース工業や、美容室に転用された旧堀祐織物工場などノコギリ屋根工場が民間により積極的に活用され始めている。

埋蔵文化財や民俗文化財等の資料については、桐生市教育委員会文化財保護課において保管し、分類・整理がなされており、教育関係資料は学校教育課、古文書や文献は図書

館において同様の措置がとられている。課題として関係資料を適正に保存するための設備を持つ専用施設がなく、専門職員の不足に伴い人材育成が急務であることが挙げられる。

本市内において、博物館法に基づく登録博物館は公益財団法人が運営する「大川美術館」のみであり、桐生市立では博物館類似施設として桐生市近代化遺産絹襷記念館、新里郷土資料館^{にいさときょうどしりょうかん}、黒保根歴史民俗資料館が市所蔵の資料を展示している状況である。

市内各施設の特性を活かし、連携しながら不足している分野や状況を補い、桐生市として個性ある施設の活用を進めていく。



喫茶コーナーを備える桐生明治館

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

時代や性格、数量、規模などが異なる文化財を保護するためには、文化財と一体となった周辺の環境保全が重要であり、本市の歴史的な背景や独自性を景観ととともに保全していく必要がある。

本市では、平成24年（2012）7月9日に本町一丁目・二丁目の全域及び天神町一丁目の一部である「桐生新町伝建地区」が国の重伝建地区に選定されるとともに保存計画に基づき地区全体の保存が図られており、併せて平成28年（2016）4月1日からは桐生市景観

条例の施行及び桐生市景観計画を策定し、市域全体の景観の保全が図られている。また、景観計画においては、歴史的地区として7か所が景観重点地区の候補地として挙げられており、地域の歴史・文化等に配慮した良好な景観の保全・形成について取り組むこととなっている。これらの計画とともに桐生市文化財保護条例や桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例、桐生市景観条例、桐生市の緑を育て自然を守る条例などの法令を活用し、関係部署との連携による体制の整備を図る。

(5) 文化財の防災に関する方針

火災や風雨、地震、盗難など文化財に対する災害は様々であり、将来に向けて守り、伝えていくためには所有者・管理者と行政、地域の連携が不可欠である。所有者に対しては防災意識の向上を図るため訪問時に防災の呼びかけを行っている。毎年1月26日の「文化財防火デー」にあわせて、文化財建造物や指定文化財を保管している建造物を対象に桐生市消防本部や消防団と連携して文化財消防訓練を実施しており、近隣の住民にも参加を呼びかけ、啓発を強化している。また、桐生明治館や桐生市有鄰館、重要文化財「彦部家住宅」においては公開施設であるため独自に消防訓練を実施、桐生新町伝建地区においては平成27年度（2015）に「桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区防災計画」を策定し、地域住民参加による防災避難訓練を行っており、今後も継続して進めていく。

指定文化財においては消防本部による防

火査察を実施し、消火設備や自動火災報知器などの点検、指導がなされており、市からも設備や機材の設置について必要性の周知を図る。

本市においては、大規模災害等に備え「桐生市地域防災計画」を策定しており、地域住民による自主防災会の設置を呼びかけている。また、震災については群馬大学理工学部による防災研究の成果を講座等で周知しており、文化財の防災にはこれら関係機関が協力して対応できる体制づくりのための協議を進める。



文化財防災訓練の様子

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保護に対する正しい理解と意識向上を図るため、文化財の公開に努め、各種事業の実施、情報の発信を積極的に行う。

桐生市ホームページにおける文化財紹介の充実、「桐生市の文化財」や「市内遺跡発掘調査報告書」など書籍の刊行などにより、市内外に基本的な情報を提供する。また、公開事業としては、「近代化遺産一斉公開」やスタンプラリーの開催、「文化財めぐり」、所管施設の無料公開といった子どもから大人まで幅広い世代が文化財に触れる機会を創出する。講座事業としては「立正大学デリバリカレッジ」や「出前講座」を開催し、文化財の知識と歴史的背景を伝える事業を継続して実施する。

文化財は歴史、自然、民俗など幅広い分野から成り立つものであるため、基本的な情報を教育委員会から発信することで関係部局と共有し、それぞれが市民への周知を図るとともに、日本遺産やぐんま絹遺産といった文化財を活用した地域の観光や活性化を目的とする事業に積極的に取り組む。



文化財めぐりの様子

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市内には旧石器時代から中世を対象とした周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が761か所確認されている。その内訳を地域別に見ると桐生地区271か所、新里地区359か所、黒保根地区132か所であり、市内ほぼ全域に分布している状況にある。

埋蔵文化財の確認については、群馬県教育委員会のホームページ上で紹介されており、県内各市町村の情報提供を基に作成された「マッピング群馬（遺跡・文化財）」において検索することができる。また、開発審査部局や建築確認部局など各関係機関には「桐生市遺跡分布地図」を配置し、窓口での対応時に活用しており、それぞれが相互に情報を照会できる体制となっている。また、開発に先行する行政・事業者との道路工事連絡調整会議に文化財保護課も出席し、打ち合わせの上、指導を行っている。文化財保護課の窓口で確認する事業者や市民に対しては「桐生市遺跡検索システム」を活用し、遺跡内もしくはその周辺部であることを確認し、対応の効率化を図っている。

周知の埋蔵文化財包蔵地であった場合、文化財保護法第93条もしくは第94条に基づく届出等の提出を求め、事前協議、確認調査等の後に再度協議し、保存が困難な場合は発掘調査による記録保存を図る。開発において未発見の包蔵地が確認された場合についても同様に対応する。

埋蔵文化財の取り扱いについては文化財保護法などの法令とともに「群馬県埋蔵文化財発掘調査取扱い基準」（平成17年（2005））を遵守し、埋蔵文化財の保存を最優先として、土地所有者及び開発事業者との調整を図っていく。



埋蔵文化財発掘作業

(8) 文化財の保存・活用体制と今後の方針

本市における文化財保護の主管課は教育委員会文化財保護課であり、文化財保護係、埋蔵文化財係の2係を設置している。

所管施設として「桐生明治館」があり、埋蔵文化財係には係の執務室である川内分室と新里分室がある。平成17年（2005）の合併により市域が拡大し、指定文化財や埋蔵文化財の数量も大幅に増加しており、それに対応する適正な人員配置により、文化財保護業務を推進していく。

令和2年度（2020）からは、日本遺産「かかあ天下—ぐんまの絹物語—」の周知やさら

なる活用を推進するため、構成要素である重伝建地区や「桐生市近代化遺産絹撚記念館」などの業務を、新たに産業経済部観光交流課内に設置した日本遺産活用室に移管した。所管する「桐生市有鄰館」や「伝建まちなか交流館」を含め、日本遺産の情報発信や観光資源としての積極的な活用を図っていく。

行政を事務局とする諮問機関としては桐生市文化財保護条例第8条に基づき桐生市文化財調査委員会を設置している。文化財に関し学識経験を有する者で、郷土史、植物、地質・古生物、織物・工芸、民俗、美術、建

築の各分野からなる。

また、桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条に基づき桐生市伝統的建造物群保存地区保存審議会が設置され、13名の委員を委嘱している。市民からなる委員会については、規則により規定され、桐生市有鄰館の管理運営を行っている「有鄰館運営委員会」がある。

文化財保護を中心とする教育委員会文化財保護課、重伝建地区の整備や日本遺産の活用、観光としての情報発信は産業経済部観光交流課日本遺産活用室、歴史まちづくりや景観条例は都市整備部都市計画課、織物等産業

振興や織物関連の資料や工場などの施設は産業経済部商工振興課など多くの部署でそれぞれ担当している。これら各課は業務に応じて文化財の保存活用に関わっていることから、目的や事業に応じて緊密な連携を図り、面的なまちづくりを行っていく。



伝建まちなか交流館での案内

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市内には、地域住民が主体となって結成された組織やNPO等の各団体が文化財の保存活用に携わっている。特に、昭和25年（1950）から機関紙「桐生史苑」^{きりゅうしえん}を発行し郷土史研究を行う「桐生文化史談会」、地場産業を活かしたまちづくりを行う「ファッションタウン桐生推進協議会」等が、地域の歴史、伝統文化の保存・活用に関する各種取り組みを行っている。また、民俗文化財では、百万遍念仏^{ひゃくまんべんねんぶつ}、太々神楽、獅子舞等が各保存会により継承されている。

今後は、これらの市民団体等との連携体制を強化し、官民協働による保存・活用を図る。また、市民団体等の活動を今後も継続するた

め、必要な情報提供を行うとともに、適切な支援策を検討する。

なお、平成31年（2019）4月に施行された改正文化財保護法では、文化財の保存・活用に取り組む民間団体を市町村が文化財保存活用支援団体に指定できるようになった。今後、文化財保護行政を進めていく中で、状況に応じて、文化財の保存・活用の取り組みを中心的に担う団体等を文化財保存活用支援団体として指定していくことを視野に入れる。

文化財の保存・活用に関わっている各種団体

団体名	主な活動内容
●桐生祇園祭保存会	桐生祇園祭の継承
●桐生本四祇園囃子保存会	桐生祇園囃子の継承
●桐生祇園おはやし連	桐生祇園囃子の継承
●桐生木遣保存会「桐声会」	桐生木遣の継承
●桐生伝建修習の会	伝統工法・技術の継承、職人の育成

●買場紗綾市実行委員会	買場紗綾市の運営
●桐生市有鄰館運営委員会	有鄰館の運営
●NPO法人有鄰館友の会	有鄰館を活用した各事業の実施
●桐生歴史文化資料館運営委員会	桐生歴史文化資料館の運営
●桐生森芳工場運営委員会	地区の歴史に係る冊子等の作成
●桐生からくり人形芝居保存会	桐生からくり人形芝居の継承
●桐生新町まちなみ委員会	地域内まちづくり活動
●NPO法人本一・本二まちづくりの会	地域内まちづくり活動
“織都桐生”案内人の会	地区の案内・解説
桐生文化史談会	郷土史の研究、講演会、機関紙の発行等
ファッションタウン桐生推進協議会	各まちづくり活動等
梅原薬師堂保存会	梅原薬師堂の維持管理や祭典等の継承
白瀧神社太々神楽保存会	白瀧神社太々神楽の継承
賀茂神社太々神楽保存会	賀茂神社太々神楽の継承
賀茂神社御簀神事保存会	賀茂神社御簀神事の継承
涌丸獅子舞保存会	涌丸獅子舞の継承
前田原獅子舞保存会	前田原獅子舞の継承
皆沢地区百万遍念仏保存会	皆沢地区百万遍念仏の継承
北泉会	地藏盆百万遍念仏の継承
新里文化財保護協会	文化財周辺の草刈やパトロール

●・・・重点区域内

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域は本市の中央を流れる^{わたらせ}渡良瀬川の左岸、市街地から北方に位置する天神町までの区域を定めている。この区域内に存在する指定文化財は国指定1件、県指定2件、市指定8件、重要伝統的建造物群1か所であり、国登録有形文化財については、全132件中83件と本市全体の6割を超える建築物・工作物が集中している。それぞれ文化財保護法をはじめとする法令により保存のための措置が講じられてきたものであり、イベントやホー

ムページ・書籍等による周知が図られている。一方、未指定の文化財については、有形・無形ともに把握されていないものも多い。

重点区域においては文化財保護の観点から引き続き保存・活用や周知を図っていくとともに、新たに資料を評価し、文化財として位置づけるために、調査や分析を進めるなかで重点区域の特徴を抽出するなど文化財保護の政策につなげていく。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内には、点としての指定文化財と面（地域）としての重伝建地区など多種多様の文化財が存在しており、今後は国庫補助金をはじめとする各種補助金などを活用し、所有者・地域住民と協力することでそれぞれの整備目的に即した文化財の保存修理を進めていく。

また、重点区域内の建造物については、文化財保護法令における指定や登録のほかに景観法による景観重要建造物、景観重要樹木の指定や歴史的風致形成建造物の指定によ

る景観の保全等、その保護を図る。重伝建地区においてはこれまで実施してきた伝統的建造物保存修理、防災対策事業等による文化財の維持管理とともに本町通り整備事業などによる地区内の景観形成を進める。同地区を含む桐生新町において360年以上続く「桐生祇園祭」については、地元との協議により、祭の文化財としての保護の検討をはじめ、文化振興や観光事業の視点からソフト事業による情報発信を推進し、地域の活性化につないでいく。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内の展示施設は、市有施設として郷土に関わる歴史や資料を展示・公開している「桐生市近代化遺産絹襷記念館」（市指定重要文化財）、法人運営の「桐生織物記念館」（国登録有形文化財）、民間運営では、「桐生市歴史文化資料館」、「織物参考館“^{ゆかり}紫”」（国登録有形文化財）がある。全てが当初から博物館専用施設として建設されたものではなく、建物の特徴や形状、立地を活かした建造



絹襷記念館では様々な郷土資料が展示されている

物の活用である。いずれも展示設備や面積に十分な状況になく、専門職員の配置もない。展示施設ではないが、「群馬大学工学部同窓記念会館」（国登録有形文化財）、桐生新町伝建地区内にある「伝建まちなか交流館」、後藤織物倉庫（国登録有形文化財）、あーとほーる鉾座、矢野園（市指定重要文化財）など建物の一部を利用して地区や所有者、建物に由来のある資料を展示している事例があり、その他にも桐生市有鄰館（市指定重要文化財）のように多目的施設のなかで展示事業が行われているものもある。

これらはそれぞれが異なる分野や時代の資料を展示している個性的な施設であり、中でも指定・登録文化財を展示施設としている建物は、それ自体が文化財の保存活用を示す

生きた資料といえる。市有施設については展示内容の充実や周知化事業を推進するとともに必要に応じて施設整備を実施し、団体や民間が運営している施設については、積極的に情報交換をすることで、施設相互にその魅力と資料等の必要な情報を利用者に提供する。



イベントスペースになる有鄰館

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の中央部から南部にかけては桐生新町の重要伝統的建造物群を核にした中世末から近代にかけての文化財、全域には近代以降の織物業に関わる文化財が数多く残る重層的な構造となっている。

このため、重点区域の中で町並みや風景の

歴史性、自然環境などエリアにより異なる景観を活かし、都市計画法や景観法等の関連法令等と連携することで一体的な保全を図るとともに文化財の周辺環境と調和の取れた景観整備を行う。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財については、建造物及び重要文化財（美術工芸品）を保管している施設を対象に、桐生市消防本部と連携して、毎年文化財防火デーの前後に防火査察を実施しており、必要な設備や道具、火災予防のための環境を含めて現状を把握し、所有者に対し適切な指導を行っている。

桐生新町伝建地区については地元の自主防災会と連携して年に1回防災避難訓練を実施しており、設備については住宅用火災警

報器や消火器具などの更なる設置を進める計画である。

文化財の防災に関しては、防災訓練やイベント、建造物の修理工事などの機会を通じて防火や耐震についての注意喚起を行い、防災意識の向上を図るとともに、文化財所有者や地域住民、消防署及び地元消防団、行政各機関との連携により、可能な限りソフト・ハードともに強化していく。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内の指定・登録文化財については、ホームページやパンフレットなど各種媒体を通して紹介するとともに、本物の文化財に触れ、詳しく知ることができるよう導入板や標柱、案内板を設置している。そのうち、案内板については、年数が経過し内容の読みにくくなったものや未設置の文化財を対象に毎年整備を行っている。

さらに、出前講座や歴史まちづくり講演会などの講座事業とともに見学会など各種イベント事業を開催することにより、文化財について幅広い知識を得ることのできるよう取り組んでいる。近年では、観光や文化資源として文化財の活用が認められるようになったことから、桐生新町伝建地区や重点区域に存在する5か所の日本遺産構成文化財を巡るツアーなど回遊性を持たせた企画が増え、さらに、人的資源として観光に資することを目的にNPO法人の設立や桐生市観光物産協会により観光ガイドが養成されている。

文化財の保護・活用を普及するためには、

多くの人が関心を持つように文化財に触れる機会を増加し、意識の醸成を図って行くことが重要である。指定・登録文化財に加え、未指定の文化財の価値を掘り起こし、歴史的な特徴と正確な情報を市内外に発信するとともに本市の教育行政方針の柱の1つである「桐生を好きな子」を育てる事業や桐生市観光ビジョンと連携し、もの・人・情報が一体となるよう進めていく。



日本遺産の標柱看板

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域には縄文時代から中世にかけての埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が5か所存在している。その特徴は、中世の今井宿^{とりで}の砦（巴町）、勘解由屋敷^{かげゆ}（東久方町）、因幡屋敷（東地区）のように桐生氏、由良氏^{ゆら}に関わる外郭の城館跡と、桐生新町に関連する桐生陣屋や桐生新町水路跡といった中・近世に集中することである。

これらの遺跡においては史跡に指定されている遺跡は条例に基づく保存の措置を講

じ、他の遺跡については、開発が決定され、遺跡の破壊が認められる場合は文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘調査を実施し、記録保存の措置を講ずることを基本とする。

ただし、歴史的風致維持向上計画による歴史的景観の保全が認められた場合や、埋蔵文化財の調査により重要な遺構が発見された場合、関係機関及び開発事業者との協議により、保存を優先する。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内では、「“織^{しよくと}都桐生”案内人の会」により桐生新町伝建地区等の案内と解説が行われている。また、桐生祇園祭の各町関係者で組織する「桐生祇園祭保存会」、桐生祇園囃子を行う「桐生本四祇園囃子保存会」、「桐生祇園おはやし連」がそれぞれ桐生祇園祭の継承に努めている。その他にも、歴史的建造物における伝統工法や技術の継承と職人の育成を行う「桐生伝建修習の会」、からくり人形を上演する「桐生からくり人形芝居保存会」や有鄰館を活用した事業を行う「NPO法人有鄰館友の会」など、それぞれ活発な活動を行いながら、地域の歴史、伝統文化の保存・活用に努めている。

重点区域内においても本市全体と同様に、市民団体等との連携体制の強化を図りながら、無形民俗文化財の調査・研究を進めて記録化の支援を行っていく。また、歴史的建造物の保全・活用の促進に向けて、伝統工法や技術を継承するための後継者を育成する団体の支援を行っていく。



からくり人形芝居

第6章



歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、本市固有の歴史的風致の維持向上を目的に、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行う。

歴史的風致維持向上施設の整備については、歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用、歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備、伝統的な祭礼・行事の継承などに寄与する整備事業を行うとともに、伝統産業の保護育成、歴史まちづくりに対する市民意識の向上、歴史や伝統文化の調査研究と情報発信の推進などのソフト事業も併せて展開する。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、行政の関係部局における適切な役割分担のもとで連携し、地域住民や関連団体との協力により適切な維持管理を行う。また、必要に応じて所有者等に対しても適切な助言・指導を行う。

上記、歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考えに基づき、計画期間内に以下の事業を推進する。

なお、実施にあたっては、国や県からの補助制度を有効に活用していくよう検討するものとする。

(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用のための事業

- 1－1．伝統的建造物公開活用事業
- 1－2．歴史的風致形成建造物保存整備事業
- 1－3．伝統的建造物保存修理事業
- 1－4．伝統的建築物保存技術継承支援事業

(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備のための事業

- 2－1．本町通り整備事業
- 2－2．桐生新町伝建地区及び周辺整備事業
- 2－3．景観阻害物調査改善事業

(3) 伝統産業の保護育成のための事業

- 3－1．伝統産業周知啓発事業
- 3－2．伝統産業保護育成事業
- 3－3．地場産業振興事業
- 3－4．織物体験事業

(4) 伝統的な祭礼・行事の継承のための事業

- 4－1．祇園屋台・鉾伝承活用事業
- 4－2．無形民俗文化財伝承支援事業

(5) 歴史まちづくりに対する市民意識の向上のための事業

- 5－1．歴史まちづくり推進啓発事業
- 5－2．「桐生を好きな子供」を育てる事業

(6) 歴史や伝統文化の調査研究と情報発信の推進のための事業

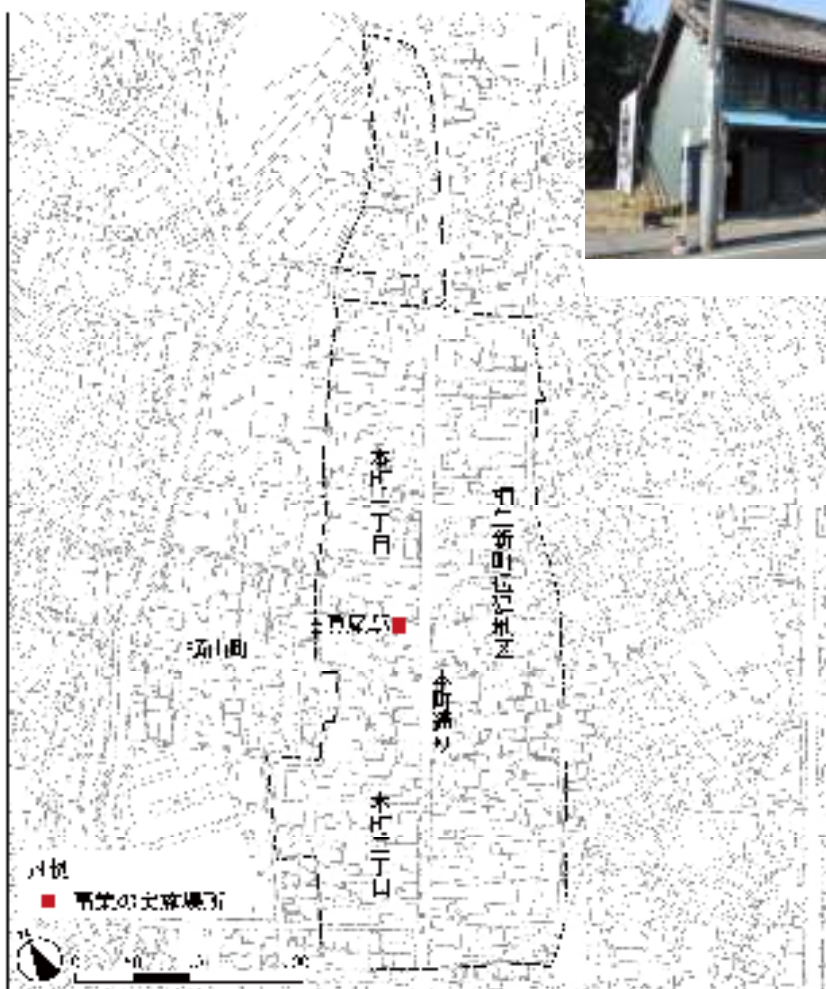
- 6－1．歴史的建造物調査活用事業
- 6－2．文化財保存活用地域計画等策定事業
- 6－3．歴史文化資料公開事業
- 6－4．文化財等案内標識整備事業
- 6－5．観光案内等情報提供事業



歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業の実施箇所

2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業

(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用のための事業

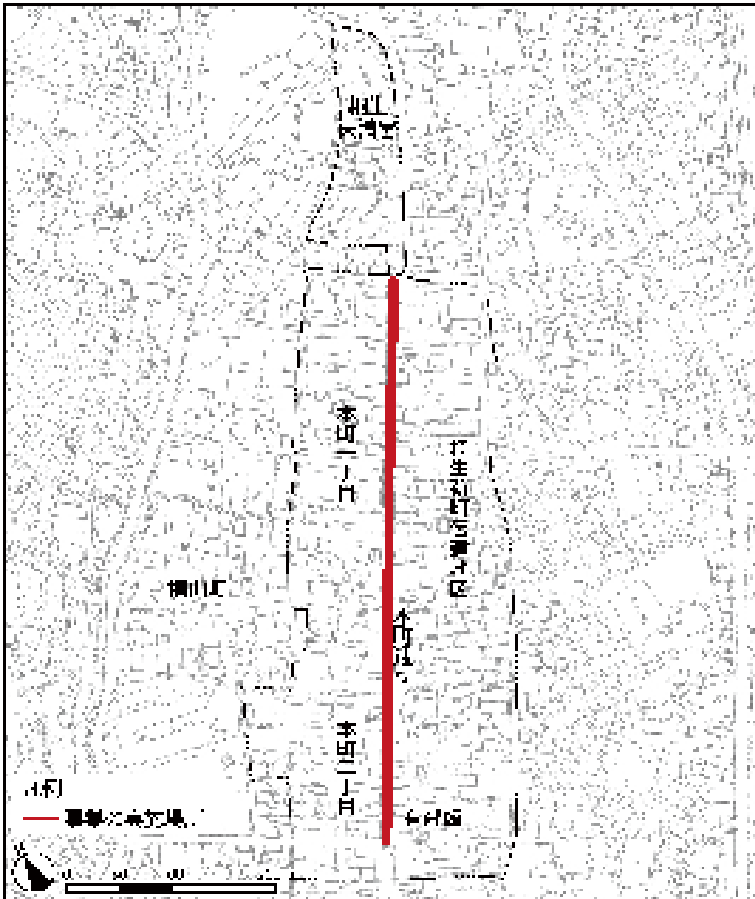
		事業番号	1-1
事業名	伝統的建造物公開活用事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成28年度～令和8年度		
事業手法	伝統的建造物群基盤強化事業・群馬県文化財保存事業・市単独事業		
事業箇所	重点区域		
事業概要	地域の歴史や伝統産業に関する資料展示等を行い、当地区の歴史的な価値について理解を深めるために、補助金を活用して桐生新町伝建地区にある伝統的建造物を取得し、活用を図る。		
	  旧眞尾邸 事業の実施箇所		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	桐生新町伝建地区の歴史・伝統・文化を地域の魅力として発信することを目的に、当施設の公開活用を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

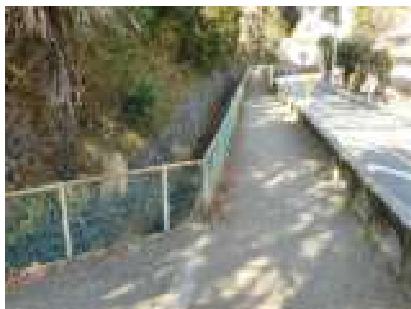
事業名	事業番号
事業主体	1-2
事業期間	事業番号
事業手法	1-2
事業箇所	事業番号
事業概要	歴史的風致形成建造物保存整備事業 桐生市・所有者等 平成30年度～令和8年度 市単独事業 重点区域 地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のため、その保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定する。また、歴史的風致形成建造物に指定した建造物の外観の保全に係る修理・修景に対して支援する。  歴史的風致形成建造物候補の位置
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致形成建造物は、重点区域内において、歴史的風致を形成する要素となることから、保全のための適正な維持・管理について、所有者等を支援していくことで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

		事業番号	1-3
事業名	伝統的建造物保存修理事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成25年度～令和8年度		
事業手法	伝統的建造物群基盤強化事業・群馬県文化財保存事業・市単独事業		
事業箇所	重点区域（桐生新町伝建地区）		
事業概要	桐生新町伝建地区の特定物件の保存修理を実施する事業者に対し、修理に掛かる経費に対し補助金を交付する。   修理前 修理後		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	桐生新町伝建地区内において、歴史的建造物の保存継承を図ることで、歴史的な町並みや周辺環境に調和した景観が適切に保全・形成されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	1-4
事業名	伝統的建築物保存技術継承支援事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成29年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	歴史的建造物の保存・活用の促進に向けて、伝統工法や技術を継承するための専門家を育成する団体等の支援を行う。   様々な職人が集まり 技術等を学ぶ 歴史的建造物の修復現場を視察		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域の伝統建築を支える人材を育成することで、歴史的建造物の継続的な保存活用につながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備のための事業

		事業番号	2-1
事業名	本町通り整備事業		
事業主体	群馬県		
事業期間	平成25年度～令和6年度		
事業手法	防災・安全交付金（道路事業）		
事業箇所	重点区域（桐生新町伝建地区）		
事業概要	桐生新町伝建地区内の本町通りを、歴史的な町並みとの調和を図るために、電線類地中化と歩道整備を行い、舗装等の美装化を実施する。  事業の実施箇所		
	 電柱等が景観を阻害し歩道が狭く危険な本町通り 本町通り整備イメージ		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本町通りを歴史的な町並みに調和した道路に整備することで、桐生新町伝建地区としての歴史的な景観形成が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	2-2
事業名	桐生新町伝建地区及び周辺整備事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成31年度～令和8年度		
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）・市単独事業		
事業箇所	重点区域		
事業概要	桐生新町伝建地区及びその周辺地区において、周辺景観に配慮した市道の美装化や歩道整備とともに、地域の魅力を満喫できるように、周辺環境整備を行う。また、本町通りに直行する路地は、昔から地元の人々により路地名が名づけられ、親しまれてきた。路地名から地域の歴史や伝統文化を再認識するために説明板等により情報を提供する。		
	 酒屋小路整備イメージ  横町の状況  山手通り周辺の状況		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	桐生新町伝建地区及び周辺地区において、伝統的建造物保存修理事業などの町並み整備に合わせた環境整備を行うことで、一体性のある歴史まちづくりが可能になる。また、路地名を周知することで、その地域の歴史や伝統に関する理解が深まることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	2-3
事業名	景観阻害物調査改善事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成29年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	桐生市景観計画を策定し、群馬県から屋外広告物条例を移譲されたことから、景観を阻害している建築物や屋外広告物の改善に向けて現状調査し、実態を把握したうえで指導や相談を行う。 周辺景観と調和する建築物のイメージ 周辺景観に配慮した屋外広告物のイメージ		
	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 桐生新町伝建地区をはじめとした歴史的な景観を保全し、桐生らしい景観形成を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

(3) 伝統産業の保護育成のための事業

		事業番号	3-1
事業名	伝統産業周知啓発事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成24年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	織物にゆかりの深い建物を活用して織物産業関連資料を展示し、織物に関する歴史や技法の理解を深める機会を創出する。 また、伝統産業における各工程や技法を、ホームページや動画等、各メディアを活用しながら、情報発信を行うとともに、見学や体験イベントなどを通して、周知啓発を図る。  織物会館での展示  伝統工芸士による把つり体験  整経の仕組みを分かりやすく展示		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	織物産業資料を展示することにより「織都・桐生」の認識を深めるとともに、直接、繊維産業の歴史や伝統的な織物技法に触れる機会を創出する。また、減少しつつある伝統産業の生業や技術の高さを周知啓発することで、市民の理解と関心が醸成されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	3-2
事業名	伝統産業保護育成事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	昭和39年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	本市の伝統産業である繊維産業は、生活様式の変化等による需要の変化への対応や技術の継承が課題になっているため、新商品の開発や新たな販路の開拓により、経営体質強化を図る。また、桐生織物に携わる職人の高齢化や新規就労者も少ないことから、伝統技術の継承や後継者を育成する環境を整えることで、伝統産業を保護・育成を図る。 新製品開発事業 海外での展示会 和装のイメージ		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	時代の変化や消費者の嗜好に対し柔軟に対応していくことによって、産地桐生が一体となり、伝統産業である繊維産業を発展させていくことで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	3-3
事業名	地場産業振興事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	昭和62年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	繊維産業などの地場産業の振興・育成・発展を目的に公益財団法人桐生地域地場産業振興センターに対する運営経費の補助とともに、商品開発、情報収集提供事業補助、人材育成等支援事業補助を行う。   繊維大学 テキスタイル・プロモーション ショーの様子		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域経済の基盤強化と地場産業の健全な育成を図ることで、本市の伝統産業である桐生織物の伝統技術の継承や後継者を育成する環境づくりにつながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

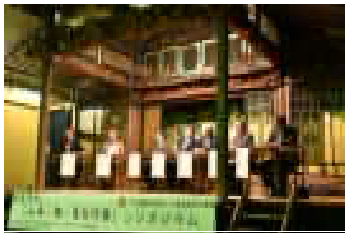
		事業番号	3-4
事業名	織物体験事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成26年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	「桐生織 伝統工芸士」及び桐生織物協同組合事務局職員が学校へ出向き、学年単位で織物の仕組みや織物製品、伝統工芸品の特性、技法、原材料についての講話を行う。また、児童一人一人が実際に織機を使い、その仕組みを学びながら、織物製品を手織りで製作する。   伝統工芸士による桐生織 の説明を受ける子ども 実際の織機で織物体験		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市の児童・生徒が伝統産業である絹織物について、講話と手織り体験を通して絹織物の美しさや優れた点を学び、郷土桐生の伝統のすばらしさを実感することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

(4) 伝統的な祭礼・行事の継承のための事業

		事業番号	4-1
事業名	祇園屋台・鉾伝承活用事業		
事業主体	桐生市・桐生祇園祭保存会 桐生の文化遺産継承発信事業実行委員会		
事業期間	平成26年度～令和8年度		
事業手法	文化遺産を活かした地域活性化事業（平成26年度～平成28年度）・文化遺産総合活用推進事業（平成29年度～平成30年度）・地域文化財総合活用推進事業（令和元年度～令和3年度）・市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	江戸文化を色濃く残した桐生祇園祭において、本町各町会で所有している祇園屋台と鉾の損傷している部分を修理したうえで、文化財指定や常設展示を含めた公開方法について検討する。 また、桐生祇園祭の次世代の後継者を育成するために、子供たちを対象としたお囃子の講習会や桐生祇園祭の歴史・風習を学ぶ講座を開催する。  祇園屋台  祇園屋台の車輪の修復  祇園囃子の練習会の様子		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	祇園屋台、鉾の修理を継続的に行うことで、全国に誇れる祇園屋台、鉾を次世代に継承していく基盤が整うとともに、文化財指定や一般公開により歴史や伝統文化の保全と祭礼・行事の継承が図られる。 また、お祭りを継承していく担い手を育成していくために、桐生祇園祭の歴史・風習を学び、祭りに欠かせないお囃子を練習する機会を創出することによって、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	4-2
事業名	無形民俗文化財伝承支援事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成29年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	市指定の文化財に限り、老朽化により保存や更新が難しくなっている祭礼・行事で使用する用具等の更新支援や修理のための情報提供を行う。また、資金不足や後継者不足により、記録化が図られていない祭礼・行事について、調査・研究を進めて記録化の支援を行う。		
	 神楽で使用する太鼓を締める  劣化が進む神楽面  維持管理が大変な獅子頭		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	老朽化した祭礼・行事の用具等の更新支援を行うことで、保存団体の経費負担の軽減が図られる。また、祭礼・行事の記録化によって後世に継承していく環境が整うことで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

(5) 歴史まちづくりに対する市民意識の向上のための事業

		事業番号	5-1
事業名	歴史まちづくり推進啓発事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成29年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	本市の歴史文化資産や歴史まちづくりに関連するシンポジウム・講演会・バスツアー等を開催する。 また、歴史的風致維持向上支援法人の設立を視野に、歴史まちづくりに関連する事業について、本市との適正な役割分担のもとで事業を遂行できるまちづくり団体等の設立を支援する。    屋台で行われた シンポジウムの様子 説明に耳を傾ける バスツアー参加者 歴史的建造物で 行う講演会		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市民の歴史的風致に対する認識を深め、郷土に愛着と親しみが持てるように、地域の歴史・文化・伝統を身近に感じ、再認識できる機会を創出する。 また、地域住民やNPO法人などの民間活力の活用を図り、歴史まちづくりに関連する事業を柔軟かつ円滑に推進することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	5-2
事業名	「桐生を好きな子供」を育てる事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成13年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	「桐生を好きな子供」を育てる事業における歴史や文化遺産の体験事業により、地域住民との交流等を通して桐生の歴史や伝統文化に直接触れる様々な活動体験を行い、郷土愛を育成する。   歴史的建造物の話を聞く子供たち 文化財を巡る子供たち		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域の歴史や伝統文化、郷土への愛着を持った子どもに育てることで、将来にわたり主体的に地域社会に貢献し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

(6) 歴史や伝統文化の調査研究と情報発信の推進ための事業

		事業番号	6-1
事業名	歴史的建造物調査活用事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成31年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	伝統的建築物保存技術継承支援事業と連携し、地域固有の歴史的資源である歴史的建造物の保存活用のため、建造物の現地調査と活用に向けた相談体制の構築を図る。 また、既設の空き家・空き地バンクのホームページの掲載において、歴史的建造物に特化した物件紹介等の情報提供を行い、所有者と利活用希望者との相談体制の構築を図る。		
	現地調査の様子 空き家・空き地バンク（桐生市ホームページ）		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物活用のための基礎資料を作成するとともに、歴史的建造物の利活用に関する情報提供や相談体制を構築することで、歴史的建造物の保存活用が促進されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	6-2
事業名	文化財保存活用地域計画等策定事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成26年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	地域に存在する文化財を総合的に把握し、その保存及び活用に関する基本的な方針を定める「文化財保存活用地域計画」策定に向けた調査を行う。また、現在の市史は、編さんされてから50年以上が経過していることから、新たな市史の編さんに向けた検討を行う。 50年以上経過した桐生市史		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	目指す方向性や具体的な事業を定め取り組んでいくことで地域における文化財の計画的な保存・活用が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	6-3
事業名	歴史文化資料公開事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成29年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	本市の歴史文化に関する資料の収集、保全を進めるとともに、希少な郷土資料やゆかりのある人物などに関する資料を公開し活用する。 公開展示の様子 様々な企画展示		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史と文化に関する知識の普及と教養の向上により、将来に向けた本市の発展と文化の向上が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	6-4
事業名	文化財案内標識整備事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	昭和40年度～令和8年度		
事業手法	ぐんま絹遺産保存活用総合支援事業補助金（平成30年度）・市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	市指定文化財等のうち、建造物や史跡などの看板設置が可能な物件について、その歴史的価値を解説した説明板や案内標識を設置する。   文化財案内標識 文化財の説明		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	文化財の価値について周知・啓発を促進することで、文化財の保存・保護・活用へとつながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	6-5
事業名	観光案内等情報提供事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成29年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	桐生新町伝建地区等に訪れた観光客が歴史や文化を学びながら観光活動を楽しむ環境を整えていくために、行政、観光関係者、民間事業者、NPO法人、地域の住民などが連携して観光情報等を提供する。   観光案内の様子 観光案内パンフレット		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市を訪れる観光客等に対して、歴史的、文化的な資源についての的確に情報提供を行うことで、文化振興と観光振興が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

第7章



歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上のために必要かつ重要と認められる建造物を、歴史まちづくり法の規定に基づく「歴史的風致形成建造物」として指定する。

桐生の歴史的建造物の大きな特徴として、織物産業の繁栄を背景に、多様な用途、形式、建築年代の建造物が併存して歴史的町並みを形成していることが挙げられる。具体的には、第2章の歴史的風致で触れたとおり、織物のまち桐生を代表するノコギリ屋根工場や織物産業で財をなした人々の住宅、桐生の近代化を象徴する建造物、桐生発祥の地に残る建造物や社寺などが現存している。また、建物に限らず、桐生新町伝建地区などを中心に残る江戸時代からの町割りと路地空間、水路や水路跡、塀、樹木などの環境物件も歴史的町並みの重要な構成要素である。

そのため、歴史的風致形成建造物の指定対象として、桐生の近代化に貢献した土木構造物や、建物と一体となって歴史的風致を形成している門や塀等の工作物や庭等も必要に応じて指定するものとする。

これらの建造物を今後も良好な状態で維持していくためには、その修復や修景に対する市民の理解を高めるとともに、所有者や管理者等にも歴史的風致形成建造物の指定への理解と協力を求めていく必要がある。

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、次の指定基準や指定対象に基づき、所有者や管理者等との協議の上、同意を得ることを前提に、桐生市歴史まちづくり推進協議会の意見を聴くこととする。

2. 指定対象

指定対象は、国指定文化財及び重伝建地区における伝統的建造物を除く重点区域内の歴史的建造物で、次のいずれかに該当する建造物とする。

- ① 群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）に基づく県指定文化財
- ② 桐生市文化財保護条例（昭和36年桐生市条例第7号）に基づく市指定文化財
- ③ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財
- ④ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に基づく景観重要建造物
- ⑤ その他、歴史的風致の維持向上に資すると認められる建造物で、市長が必要と認めたもの

3. 指定基準

本市の歴史的風致を維持向上する上で重要な建造物であり、次のいずれかに該当する建造物とする。なお、それらと一体となって歴史的風致を形成している庭等の土地又は物件も含むものとする。

- ① 桐生らしい地域性、歴史性が表れている建造物
- ② 歴史的、文化的に市民に親しまれている建造物
- ③ 外観が景観形成上重要で歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物
- ④ 意匠・形態・技術性が優れている建造物

ただし、指定の方針を十分に踏まえたもので以下の条件を満たすものとする。

- 概ね築50年程度経過しているもの
- 所有者又は管理者等により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること

4. 歴史的風致形成建造物の指定及び指定候補

歴史的風致形成建造物指定及び指定候補一覧

番号	写真	名称	所在地	所有者	建築年代	指定等
1		桐生織物会館旧館 平成30年11月18日指定(第1号) ※日本遺産「かかあ天下-ぐんまの絹物語-」の構成文化財です。	永楽町	一般財団法人 桐生織物会館	昭和9年 (1934)	国登録 日本遺産
2		群馬大学工学部同窓記念会館 平成30年11月18日指定(第2号)	天神町	国立大学法人 群馬大学	大正5年 (1916)	国登録
3		旧株式会社金芳織物工場事務所及び鋸屋根工場 令和6年2月1日指定(第15号)	東久方町	個人	大正8年 (1919)	国登録
4		旧松岡商店	永楽町	個人	昭和10年 (1935)	国登録
5		旧堀祐織物工場 令和4年2月8日指定(第9号)	巴町	法人	昭和10年 (1935)頃	国登録
6		金善ビル 令和4年2月8日指定(第11号)	本町	個人	大正10年 (1921)頃	国登録
7		後藤織物 令和5年2月9日指定(第13号) ※日本遺産「かかあ天下-ぐんまの絹物語-」の構成文化財です。	東	法人	明治前期 ～昭和24年 (1949)	国登録 日本遺産

番号	写真	名称	所在地	所有者	建築年代	指定等
8		森島家住宅 及び森秀織物 令和5年2月9日指定 (第14号) ※日本遺産「かかあ天下-ぐんまの絹物語-」の構成文化財です。	東	個人	大正13年 (1924)頃 ～昭和26年 (1951)頃	国登録 日本遺産
9		金子家住宅及び旧金子 織物株式会社 令和7年2月13日指定 (第17号)	東久方町	個人	明治20年 (1887) ～昭和27年 (1952)	国登録
10		旧金谷家住宅及び旧株 式会社金芳織物工場染 色場 令和6年2月1日指定 (第16号)	東久方町	個人	明治6年 (1873) ～昭和6年 (1931)頃	国登録
11		旧堀家住宅 令和4年2月8日指定 (第10号)	巴町	個人	昭和4年 (1929)	国登録
12		上毛電鉄西桐生駅 令和2年2月12日指定 (第4号)	宮前町	上毛電気鉄道 株式会社	昭和3年 (1928)	国登録
13		旧模範工場桐生燃系合 資会社事務所棟 平成30年11月18日指 定(第3号) ※日本遺産「かかあ天下-ぐんまの絹物語-」の構成文化財です。	巴町	市	大正6年 (1917)	市指定 日本遺産
14		桐生倶楽部会館 令和5年2月9日指定 (第12号)	仲町	一般社団法人 桐生倶楽部	大正8年 (1919)	市指定

番号	写真	名称	所在地	所有者	建築年代	指定等
15		旧細谷家住宅 令和3年2月5日指定 (第7号)	横山町	法人	明治末期	—
16		桐生絹織 令和3年2月5日指定 (第8号)	西久方町	法人	昭和10年代	—
17		美和神社 令和2年2月12日指定 (第5号)	宮本町	神社	幕末頃	—
18		桐生西宮神社 令和2年2月12日指定 (第6号)	宮本町	神社	明治34年 (1901)	—

※国登録：国登録有形文化財

市指定：桐生市指定重要文化財

日本遺産：日本遺産「かかあ天下-ぐん
まの絹物語-」構成文化財



歴史的風致形成建造物指定及び指定候補

第8章



歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の重要な構成要素であり、所有者等はその価値が保存・継承されるよう、適切な維持・管理を行う。

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法や群馬県・桐生市の各文化財保護条例、景観条例に基づいて指定等がされている建造物については、当該法令及び歴史まちづくり法を基本とし、それ以外の建造物についても、歴史的風致を形成している特性・価値に基づいて適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持及び向上のために積極的な公開、活用を推進し、周知に努める。さらに、歴史的建造物の構造や建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存又は維持に努める。

(2) 個別事項

① 県指定・市指定文化財である歴史的風致形成建造物

県及び市指定文化財については、県及び市の文化財保護条例に基づき、現状変更等の制限がなされており、許可制度による保護を図る。

修理は、建造物の外観及び内部とも、現状保存又は各調査に基づく修復・復原を基本とする。

② 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

国の登録有形文化財については、文化財保護法に基づき現状変更の届出が定められており、適切な指導・助言を行う。

修理は、建造物の外観の維持・保存を基本とし、法令に基づいた適切な維持管理を行う。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、建造物の内部においては、一般公開や活用のために必要な改築は、外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。ただし、建造物の内部において、歴史上価値の高いものについては、所有者等と協議の上、保存に努めるものとする。

③ 景観重要建造物である歴史的風致形成建造物

本市には、現在景観重要建造物に指定された建造物はないが、今後指定された場合には、建造物の外観の維持・保存を基本とし、良好な景観に配慮した修理を行う。

外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、建造物の内部においては、一般公開や活用のために必要な改築は、外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。ただし、建造物の内部において、歴史上価値の高いものについては、所有者等と協議の上、保存に努めるものとする。

④ その他の歴史的風致形成建造物

修理は、建造物の外観の維持・保存を基本とする。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、建造物の内部においては、一般公開や活用のために必要な改築は、外観やそで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。ただし、建造物の内部において、歴史上価値の高いものについては、所有者等と協議の上、保存に努めるものとする。

(3) 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為は以下のとおりとする。

- ① 群馬県文化財保護条例第4条第1項に基づく県指定文化財については、同条例第17条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為、もしくは第18条第1項の規定に基づく修理の届出をして行う行為。
- ② 桐生市文化財保護条例第3条第1項に基づく市指定文化財については、同条例施行規則第7条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為。
- ③ 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財については、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為、及び第132条第1項の規定に基づく登録記念物（名勝地関係）について第133条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為。
- ④ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物においては、第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可を受け行う行為。
- ⑤ その他、市長が必要と認めて行う行為



資料編

国・県・市指定等文化財一覧

国指定・選定文化財

番号	指定種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定又は選定年月日
1	重要文化財	塔婆(石造三層塔)	新里町山上	桐生市	昭和18.6.9
2	重要文化財	旧群馬県衛生所 附棟札一枚	相生町	桐生市	昭和51.2.3
3	重要文化財	上野千綱谷戸遺跡出土品	群馬県立歴史博物館に寄託中	桐生市	昭和59.6.6
4	重要文化財	彦部家住宅(主屋、長屋門、冬住み、文庫倉他)	広沢町	個人	平成4.8.10
5	重要文化財	銅造阿弥陀如来及両脇侍立像	西久方町	青蓮寺	平成19.6.8
6	重要文化財	天満宮 本殿・幣殿・拝殿(附 宮殿－1基、棟札－4枚、絵図－1枚、文書－1冊) 末社春日社本殿(附 末社機神社本殿－1棟)	天神町	天満宮	令和5.9.25
7	史跡	武井廃寺塔跡	新里町武井	桐生市	昭和16.1.27
8	重要伝統的建造物群保存地区	桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区	本町・天神町	—	平成24.7.9

県指定文化財

番号	指定種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
1	県指定重要文化財	西方寺木彫阿弥陀如来	梅田町	西方寺	昭和33.3.22
2	県指定重要文化財	崇禅寺木彫阿弥陀如来像	川内町	崇禅寺	昭和33.8.1
3	県指定重要文化財	刀 銘 一竿子忠綱雕同作	稲荷町	個人	昭和37.2.21
4	県指定重要文化財	刀 銘(巴紋刻印) 於東武藤枝太郎英義作之	相生町	個人	昭和38.9.27
5	県指定重要文化財	大雄院刺繍涅槃図	広沢町	大雄院	昭和38.1.8
6	県指定重要文化財	紙本金地著色秋草花卉図 酒井抱一筆 紙本金地著色孔雀牡丹図 谷文晁筆	群馬県立歴史博物館に寄託中	浄運寺	昭和54.10.2
7	県指定重要文化財	関の磨崖仏	新里町関	八幡宮	昭和47.11.15
8	県指定重要文化財	虚空蔵菩薩像	黒保根町上田沢	医光寺	昭和48.8.21
9	県指定重要文化財	紺紙金泥虚空蔵菩薩経	黒保根町上田沢	医光寺	昭和48.8.21
10	県指定重要文化財	常鑑寺の梵鐘	黒保根町水沼	常鑑寺	昭和48.8.21
11	県指定重要文化財	栗生神社本殿 附棟札	黒保根町上田沢	栗生神社 氏子総代	平成11.4.30
12	県指定重要文化財	島霞谷・隆夫妻関係資料	群馬県立歴史博物館に寄託中 印刷博物館に寄託中	個人	平成20.9.12
13	県指定天然記念物	「伝承」桐生大炊介手植えのヤナギ	東	桐生市	昭和27.11.11
14	県指定天然記念物	相生のマツ	相生町	愛宕神社	昭和30.11.8
15	県指定天然記念物	桐生城跡日枝神社のクスノキ群	梅田町	日枝神社	昭和33.3.23
16	県指定天然記念物	野の大クスノキ	新里町野	個人	昭和36.9.15
17	県指定天然記念物	新里のサクラソウ群落	新里町赤城山畑平、舟原	桐生市	平成8.3.29

番号	指定種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
18	県指定天然記念物	黒保根栗生神社の大スギ	黒保根町上田沢	栗生神社 氏子総代	平成9.3.28
19	県指定天然記念物	崇禪寺のイトヒバ	川内町	崇禪寺	平成20.3.27
20	県指定天然記念物	賀茂神社のモミ群	広沢町	賀茂神社	平成20.3.27
21	県指定史跡	彦部氏屋敷	広沢町	個人	昭和51.5.7
22	県指定史跡	山上城跡	新里町山上	個人	昭和23.11.26
23	県指定史跡	中塚古墳	新里町新川	桐生市	昭和54.10.2

市指定文化財

番号	指定種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
1	市重要	光性寺木彫不動明王	東	光性寺	昭和37.3.14
2	市重要	前田利家新田老母宛書状	宮本町	個人	昭和38.3.26
3	市重要	浄運寺安土宗論記録	本町	浄運寺	昭和38.3.26
4	市重要	彦部家文書仁田山紬注文書	広沢町	個人	昭和38.3.26
5	市重要	東禅寺角塔	川内町	東禅寺	昭和41.2.9
6	市重要	須永の地藏菩薩像	川内町	個人	昭和41.2.9
7	市重要	須永の弥陀三尊像	川内町	個人	昭和41.2.9
8	市重要	観音寺石幢	川内町	観音寺	昭和41.2.9
9	市重要	小倉の石幢	川内町	個人	昭和41.2.9
10	市重要	重足寺石幢	天神町	西方寺	昭和41.2.9
11	市重要	栖松寺石幢	梅田町	西方寺	昭和41.2.9
12	市重要	石鴨の道祖神	梅田町	個人	昭和41.2.9
13	市重要	観音院涅槃図	東	観音院	昭和45.1.12
14	市重要	千手寺石幢	川内町	千手寺	昭和54.8.10
15	市重要	法楽寺御正体	広沢町	法楽寺	昭和54.8.10
16	市重要	鳳仙寺輪蔵	梅田町	鳳仙寺	昭和54.8.10
17	市重要	加茂神社塚出土の環頭大刀 附 埴輪女性像	織姫町	桐生市	昭和61.12.2
18	市重要	鳳仙寺山門 附 山門建立化簿	梅田町	鳳仙寺	昭和63.10.5
19	市重要	鳳仙寺梵鐘	梅田町	鳳仙寺	平成元.11.13
20	市重要	大雄院山門	広沢町	大雄院	平成3.4.11
21	市重要	観音寺山門	川内町	観音寺	平成3.4.11
22	市重要	旧模範工場桐生燃糸合資会社 事務所棟 附 倉庫	巴町	桐生市	平成6.10.14
23	市重要	矢野本店店舗及び店蔵	本町	(株)矢野	平成6.10.14
24	市重要	旧矢野蔵群(煉瓦蔵、醤油蔵、味噌蔵、塩蔵他全10棟)	本町	桐生市	平成6.10.14
25	市重要	賀茂神社の石灯籠	広沢町	賀茂神社	平成8.3.14
26	市重要	十王堂輪廻車付石幢	川内町	個人	平成8.3.14
27	市重要	皆沢八幡宮本殿	梅田町	皆 沢 八 幡 宮	平成11.8.10
28	市重要	鷹林寺山門	梅田町	鷹林寺	平成11.8.10
29	市重要	浄運寺本堂	本町	浄運寺	平成11.8.10
30	市重要	鳳仙寺本堂	梅田町	鳳仙寺	平成14.3.22
31	市重要	長泉寺本堂	梅田町	長泉寺	平成14.3.22
32	市重要	桐生倶楽部会館	仲町	桐 生 倶 楽 部	平成27.4.14
33	市重要	常広寺の弁財天堂	新里町山上	常広寺	昭和29.1.14
34	市重要	赤城の百足鳥居	新里町板橋	桐生市	昭和46.10.1
35	市重要	大梨子の磨崖仏	新里町関	個人	昭和46.10.1

番号	指定種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
36	市重要	奥沢の石造大日如来坐像	新里町奥沢	桐生市	昭和46.10.1
37	市重要	奥沢の木造大日如来像	新里町奥沢	個人	昭和46.10.1
38	市重要	元町橋の供養塔	新里町山上	個人	昭和46.10.1
39	市重要	野の六地藏幢	新里町野	個人	昭和46.10.1
40	市重要	雷電山の笠塔婆	新里町新川	個人	昭和46.10.1
41	市重要	善昌寺の五輪塔群	新里町新川	善昌寺	昭和46.10.1
42	市重要	瀧興寺の虚空蔵菩薩	新里町関	瀧興寺	昭和48.3.1
43	市重要	善龍寺の山門	新里町武井	善龍寺	昭和48.3.1
44	市重要	善龍寺の宝篋印塔	新里町武井	善龍寺	昭和48.3.1
45	市重要	高縄の磨崖仏	新里町山上	個人	昭和49.5.1
46	市重要	小林の大日堂	新里町小林	祥雲寺	昭和52.3.1
47	市重要	祥雲寺の延命地藏	新里町小林	祥雲寺	昭和52.3.1
48	市重要	後関の五輪塔	新里町山上	個人	昭和55.4.11
49	市重要	大久保の石造大日堂	新里町大久保	個人	昭和57.10.1
50	市重要	龍真寺の石造地藏菩薩坐像	新里町新川	龍真寺	昭和57.10.1
51	市重要	瀧興寺の宝篋印塔	新里町関	瀧興寺	平成4.2.20
52	市重要	山上塚越の道祖神	新里町山上	日の出長寿会	平成4.2.20
53	市重要	吉田家の古文書	新里町新川	個人	平成4.2.8
54	市重要	鐺木の木造虚空蔵菩薩	新里町新川	個人	平成4.2.20
55	市重要	鐺木の木造大日如来	新里町新川	個人	平成4.2.20
56	市重要	広間地の石造薬師如来	新里町新川	個人	平成4.2.20
57	市重要	広間地の観音菩薩	新里町新川	個人	平成4.2.20
58	市重要	新川の歌舞伎舞台下座	新里町武井	桐生市	平成7.10.2
59	市重要	新川の八坂神社の神輿	新里町新川	八幡宮	平成7.10.2
60	市重要	赤城型民家	新里町鶴ヶ谷	群馬県	平成14.4.1
61	市重要	北条氏直の古文書(感状)	黒保根町水沼	個人	昭和52.4.1
62	市重要	北条氏直の古文書(感状)	黒保根町宿廻	個人	昭和52.4.1
63	市重要	板碑	黒保根町下田沢	個人	昭和52.4.1
64	市重要	八木原龍禅寺の喚鍾	黒保根町八木原	八木原龍禅寺	平成11.3.30
65	市重要	医光寺本堂の彫刻欄間	黒保根町上田沢	医光寺	平成15.3.19
66	市重要	関口文治郎の墓	黒保根町上田沢	彫刻師関口文治郎史跡保存会	平成17.3.31
67	市重要	関口文治郎の半鐘	黒保根町上田沢	沢入観音堂護持会	平成17.3.31
68	市天然	椿森のツバキ群	広沢町	個人	昭和42.2.15
69	市天然	二渡のカヤ	梅田町	桐生市	昭和42.2.15
70	市天然	泉龍院のシホウチク群	菱町	泉龍院	昭和42.2.15
71	市天然	白髭神社のシラカシ	堤町	白髭神社	昭和47.11.7

番号	指定種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
72	市天然	白瀧神社のケヤキ	川内町	白瀧神社	平成8.3.14
73	市天然	諏訪神社のハルニレ	境野町	諏訪神社	平成8.3.14
74	市天然	沢入観音のイボ石	黒保根町上田沢	沢入観音堂護持会	平成27.4.14
75	市天然	彦部家の合体木	広沢町	個人	平成27.4.14
76	市天然	瀧興寺法印のカヤ	新里町関	瀧興寺	昭和48.3.1
77	市天然	藪塚家の大ツゲ	新里町新川	個人	昭和49.5.1
78	市天然	鋤木のアラカシ	新里町新川	個人	昭和50.9.5
79	市天然	サクラソウ	新里町赤城山・板橋	桐生市	昭和51.9.5
80	市天然	土橋のおかめサクラ	新里町鶴ヶ谷	個人	昭和52.3.1
81	市天然	板橋のヤエツバキ	新里町板橋	個人	昭和55.4.11
82	市天然	藤生沢のお角サクラ	新里町新川	個人	昭和55.4.11
83	市無形民俗	賀茂神社太々神楽	広沢町	賀茂神社太々神楽保存会	昭和49.1.21
84	市無形民俗	白瀧神社太々神楽	川内町	白瀧神社太々神楽保存会	昭和49.1.21
85	市無形民俗	桐生和紙生産技術	梅田町	個人	昭和51.3.11
86	市無形民俗	皆沢地区の百万遍念仏	梅田町	皆沢地区百万遍念仏保存会	昭和61.12.2
87	市無形民俗	桐生木遣	東	桐生木遣保存会「桐声会」	平成元.3.13
88	市無形民俗	賀茂神社御簀神事	広沢町	賀茂神社御簀神事保存会	平成3.4.11
89	市無形民俗	地藏盆百万遍念仏	菱町	北泉会	平成11.8.10
90	市無形民俗	涌丸獅子舞「ささら舞」	黒保根町上田沢	涌丸獅子舞保存会	平成11.3.30
91	市無形民俗	前田原獅子舞	黒保根町下田沢	前田原獅子舞保存会	平成11.3.30
92	市史跡	桐生氏累代の墓	梅田町	西方寺	昭和37.3.14
93	市史跡	梅原館址	梅田町	梅原薬師堂保存会	昭和37.3.14
94	市史跡	日本織物株式会社発電所跡及び煉瓦積遺構	織姫町	桐生市	昭和44.7.17
95	市史跡	桐生桧杓山城址	梅田町	桐生市	昭和46.2.6
96	市史跡	由良成繁の墓	梅田町	鳳仙寺	昭和46.2.6

番号	指定種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
97	市史跡	小林の天神古墳	新里町小林	桐生市	昭和46.10.1
98	市史跡	桃井塚	新里町新川	個人	昭和48.3.1
99	市史跡	谷津館跡	新里町新川	個人	昭和49.5.1
100	市史跡	長者塚古墳	新里町関	八幡宮	昭和57.10.1

国登録文化財

箇所	No.	名 称	所 在 地	建設年代	登録年月日
1	1	桐生織物会館旧館	永楽町	昭和9年	平成9.5.7
2	2	水道資料館(元宿浄水場旧事務室)	元宿町	昭和7年	平成9.11.5
	3	元宿浄水場唧筒室	元宿町	昭和7年	
	4	元宿浄水場急速濾過場	元宿町	昭和7年	
	5	元宿浄水場調整池	元宿町	昭和7年	
	6	元宿浄水場接合井	元宿町	昭和7年	
3	7	水道山記念館(旧配水事務所)	堤町	昭和7年	平成9.11.5
4	8	桐生市水道局高区配水池	堤町	昭和7年	平成9.11.5
	9	桐生市水道局低区配水池	堤町	昭和7年	
	10	桐生市水道局高区量水室	堤町	昭和7年	
	11	桐生市水道局低区量水室	堤町	昭和7年	
5	12	桐生市立西公民館本館(旧水道事務所)	永楽町	昭和7年	平成9.11.5
	13	桐生市立西公民館機械室(旧水道倉庫)	永楽町	昭和7年	
6	14	群馬大学工学部同窓記念会館(旧桐生高等染織学校本館・講堂)	天神町	大正5年	平成10.12.11
	15	群馬大学工学部守衛所(旧桐生高等染織学校門衛所)	天神町	大正5年	
	16	旧桐生高等染織学校正門	天神町	大正5年	
7	17	旧株式会社金芳織物工場事務所	東久方町	昭和初期	平成10.12.11
	18	旧株式会社金芳織物工場鋸屋根工場	東久方町	大正8年	
8	19	森合資会社事務所	本町	大正3年	平成17.7.12
	20	森合資会社店蔵	本町	明治前期	
	21	森家住宅石蔵(旧穀蔵)	本町	大正3年	
9	22	MAEHARA20th(旧合名会社飯塚織物工場)	広沢町	昭和7年(推定)	平成17.7.12
10	23	寺内家住宅旧別荘	宮本町	昭和12年(推定)	平成17.11.10
11	24	旧松岡商店事務所	永楽町	昭和10年	平成17.11.10
	25	旧松岡商店蔵	永楽町	昭和10年	
	26	寺内家住宅主屋	永楽町	昭和10年	
12	27	無鄰館(旧北川織物工場主屋)	本町	大正5年(推定)	平成17.11.10
	28	無鄰館(旧北川織物工場事務所)	本町	大正5年(推定)	
	29	無鄰館(旧北川織物工場蔵)	本町	大正7年	
	30	無鄰館(旧北川織物工場女工宿舍煉瓦造外壁)	本町	大正5年(推定)	
	31	無鄰館(旧北川織物工場煉瓦塀)	本町	大正5年(推定)	

箇所	No.	名 称	所 在 地	建設年代	登録年月日
13	32	中村弥市商店店舗	本町	大正11年	平成17.11.10
	33	中村弥市商店文庫蔵	本町	昭和12年(推定)	
	34	中村弥市商店新座敷	本町	昭和12年(推定)	
	35	中村弥市商店石蔵	本町	昭和12年(推定)	
	36	中村家住宅奥座敷	本町	明治27年	
	37	中村家住宅浴場	本町	昭和12年(推定)	
	38	中村家住宅門	本町	昭和12年(推定)	
14	39	上毛電気鉄道西桐生駅駅舎	宮前町	昭和3年	平成17.12.27
	40	上毛電気鉄道西桐生駅プラットホーム上屋	宮前町	昭和3年	
15	41	旧尾関家住宅主屋	宮本町	昭和5年頃	平成18.3.2
16	42	旧曾我織物工場（佐啓産業本町工場）	本町	大正11年	平成18.3.2
17	43	旧堀祐織物工場（美容室アッシュ）	巴町	昭和10年頃	平成18.3.2
18	44	金善ビル	本町	大正10年頃	平成18.3.27
19	45	後藤織物主屋	東	明治前期	平成18.3.27
	46	後藤織物奥座敷	東	大正14年	
	47	後藤織物工場便所付	東	昭和23～24年	
	48	後藤織物東蔵	東	明治前期	
	49	後藤織物西蔵	東	大正14年	
	50	後藤織物旧釜場	東	昭和24年	
	51	後藤織物井戸形	東	昭和8年頃	
	52	後藤織物給水塔	東	昭和8年頃	
	53	後藤織物倉庫	東	大正14年頃	
	54	後藤織物物置	東	大正14年頃	
	55	後藤織物表門及び板塀	東	大正14年頃	
20	56	森秀織物鋸屋根工場	東	大正13年頃	平成18.8.3
	57	森秀織物旧釜場（「紫」体験学習室）	東	大正13年頃	
	58	森秀織物旧整経場（「紫」展示ホール）	東	大正13年頃	
	59	森秀織物旧鋸屋根工場（「紫」展示室）	東	昭和21～27年頃	
	60	森秀織物旧現場事務所（経糸整経場）	東	大正13年頃	
	61	森秀織物旧物置（八丁燃糸場）	東	大正13年頃	
	62	森秀織物旧寄宿舍（織物製品加工場）	東	大正13年頃	
	63	森秀織物旧燃糸場（「紫」学習室・収蔵庫）	東	大正13年頃	
	64	森秀織物旧土蔵（「紫」織蔵）	東	大正13年頃	
	65	森秀織物旧寄宿舍（「紫」受付）	東	大正13年頃	
	66	森秀織物東蔵	東	大正13年頃	
	67	森秀織物西蔵	東	昭和26年頃	
	68	森島家住宅主屋	東	大正13年頃	
	69	森島家住宅表門	東	大正13年頃	
	70	森島家住宅板塀及びコンクリ塀・土塀	東	大正13年頃	

箇所	No.	名 称	所 在 地	建設年代	登録年月日
21	71	曾我家住宅主屋	本町	明治後期	平成18.10.18
	72	曾我家住宅土蔵	本町	明治後期	
	73	曾我家住宅新座敷	本町	大正11年	
	74	曾我家住宅屋敷稻荷	本町	慶応3年	
	75	曾我家住宅門柱	本町	大正11年頃	
22	76	須藤家住宅主屋	堤町	明治前期 ～大正10年頃	平成18.10.18
	77	須藤家住宅奥座敷	堤町	明治後期	
	78	須藤家住宅土蔵	堤町	明治後期	
23	79	平田家住宅旧店舗	本町	明治33年	平成18.11.29
	80	平田家住宅旧店蔵	本町	明治33年	
	81	平田家住宅主屋	本町	大正2年	
	82	平田家住宅土蔵	本町	大正2年	
24	83	島田商店店舗	巴町	大正時代	平成18.11.29
	84	島田商店旧事務所	巴町	明治時代後期	
	85	島田商店旧石蔵	巴町	昭和12年	
	86	島田商店旧倉庫	巴町	昭和28年	
	87	島田家住宅主屋	巴町	昭和28年	
	88	島田家住宅中門	巴町	昭和28年	
	89	島田家住宅鳥居	巴町	昭和12年	
25	90	藤生家住宅 主屋	広沢町	江戸時代後期	平成19.5.15
	91	藤生家住宅 隠居屋	広沢町	明治時代前期	
	92	藤生家住宅 茶室	広沢町	明治時代前期	
	93	藤生家住宅 土蔵	広沢町	明治時代前期	
	94	藤生家住宅 内蔵	広沢町	明治時代前期	
	95	藤生家住宅 味噌蔵	広沢町	明治時代前期	
	96	藤生家住宅 表門	広沢町	明治時代前期	
	97	藤生家住宅 物置	広沢町	明治時代前期	
	98	藤生家住宅 中門	広沢町	明治時代前期	
	99	藤生家住宅 浴室	広沢町	大正時代	
	100	藤生家住宅 水車小屋及び付属物置	広沢町	明治時代前期	
	101	藤生家住宅 薪小屋	広沢町	明治時代前期	
	102	藤生家住宅 盆栽小屋	広沢町	大正時代	
	103	藤生家住宅 稻荷社 覆屋付	広沢町	江戸時代後期 覆屋＝明治	
	104	藤生家住宅 外壁	広沢町	明治時代前期	
	105	藤生家住宅 東井戸	広沢町	明治時代前期	
	106	藤生家住宅 西井戸	広沢町	明治時代前期	
26	107	荻原家住宅 表及び塀	新宿	明治10年	平成19.5.15
	108	荻原家住宅 主屋	新宿	明治10年	
	109	荻原家住宅 土蔵	新宿	明治10年	

箇所	No.	名 称	所 在 地	建設年代	登録年月日
27	110	上毛電気鉄道 渡良瀬川橋梁	堤町 ～相生町	昭和3年	平成19.10.2
28	111	わたらせ渓谷鐵道 小黑川橋梁	黒保根町水沼 ～みどり市東 町荻原	大正元年	平成21.11.2
	112	わたらせ渓谷鐵道 水沼沢橋梁	黒保根町水沼	大正元年	
	113	わたらせ渓谷鐵道 不動沢橋梁	黒保根町水沼	大正元年	
	114	わたらせ渓谷鐵道 江戸川橋梁	黒保根町下田 沢	大正元年	
	115	わたらせ渓谷鐵道 城下トンネル	黒保根町宿廻	大正元年	
	116	わたらせ渓谷鐵道 城下橋梁	黒保根町宿廻	大正元年	
29	117	金子家住宅 蔵	東久方町	明治20年	平成26.10.7
	118	金子家住宅 倉庫及び旧染場	東久方町	昭和14年、 27頃改築	
	119	金子織物株式会社 旧鋸屋根工場	東久方町	昭和27年	
	120	金子織物株式会社 旧従業員宿舎	東久方町	昭和前期、 27年移築	
30	121	小林家住宅(旧小武織物有限会社)主屋	広沢町	昭和6年頃、 中期改築	平成26.10.7
	122	小林家住宅(旧小武織物有限会社)工場	広沢町	昭和23年、 29年改修	
	123	小林家住宅(旧小武織物有限会社)倉庫 一	広沢町	昭和36年	
	124	小林家住宅(旧小武織物有限会社)倉庫 二	広沢町	昭和37年	
	125	小林家住宅(旧小武織物有限会社)石垣	広沢町	昭和28年頃	
	126	小林家住宅(旧小武織物有限会社)塀	広沢町	昭和28年頃	
31	127	旧金谷家住宅 主屋	東久方町	昭和6年頃、 52年改修	平成27.8.4
	128	旧金谷家住宅 蔵	東久方町	明治6年、 昭和初期移築	
	129	旧株式会社金芳織物工場 染色場	東久方町	大正8年	
32	130	旧堀家住宅主屋	巴町	昭和4年	平成27.8.4
	131	旧堀家住宅蔵			
33	132	旧赤城山鋼索鉄道赤城山頂駅駅舎及びプ ラットホーム	黒保根町下田 沢	昭和31年	平成30.5.10
34	133	日本基督教団桐生教会教会堂	錦町	昭和5年建設	令和6.12.3

本市内のぐんま絹遺産・日本遺産構成文化財一覧

日本遺産「かかあ天下一ぐんまの絹物語」構成文化財一覧

番号	名 称	所 在 地	文化財指定等
1	白瀧神社	川内町	—
2	旧模範工場桐生燃糸合資会社事務所棟	巴町	市重文
3	桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区	本町・天神町	重伝建地区
4	後藤織物	東	国登録
5	織物参考館“紫”	東	国登録
6	桐生織物会館旧館	永楽町	国登録

ぐんま絹遺産一覧

番号	名 称	所 在 地	文化財指定等
1	旧模範工場桐生燃糸合資会社事務所棟	巴町	市重文
2	群馬県繊維工業試験場	相生町	—
3	赤城型民家	新里町鶴ヶ谷	市重文
4	桐生織物会館旧館	永楽町	国登録
5	金谷レース工業株式会社	東久方町	国登録
6	MAEHARA20th(旧合名会社飯塚織物工場)	広沢町	国登録
7	無鄰館(旧北川織物工場事務所ほか)	本町	国登録
8	旧堀祐織物工場	巴町	国登録
9	旧曾我織物工場	本町	国登録
10	後藤織物	東	国登録
11	森秀織物	東	国登録
12	織物参考館“紫”	東	国登録
13	彦部家住宅	広沢町	国重文
14	金善ビル	本町	国登録
15	日本織物株式会社発電所跡及び煉瓦積遺構	織姫町	市史跡
16	桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区	本町・天神町	重伝建地区
17	桐生織塾(旧青木家住宅)	梅田町	—
18	白瀧神社	川内町	—

主な参考文献（順不同）

著者／編集	タイトル	発行年	出版・発行
桐生市史編纂委員会	『桐生市史』（上巻・中巻・下巻・別巻）	昭和33 ～昭和46	桐生市史刊行委員会
桐生織物史編纂会	『桐生織物史』（上巻・中巻・下巻・続巻）	昭和10 ～昭和39	桐生織物同業組合
新里村	『新里村誌』	昭和49	
新里村百年史編纂委員会	『新里村百年史』	平成8	新里村
黒保根村誌編纂室	『黒保根村誌』（一～四巻・別巻）	昭和61 ～平成9	黒保根村誌刊行委員会
桐生市教育委員会	『桐生市の文化財』	平成14	
ふるさと桐生のあゆみ編集委員会	『ふるさと桐生のあゆみ』	平成10	桐生市教育委員会
「明日へ伝えたい桐生の人と心」編集委員会	『明日へ伝えたい桐生の人と心』（上巻・下巻）	平成11 ・平成12	桐生市教育委員会
桐生市総合政策部伝建群推進室	『伝統的建造物群保存対策調査報告書』	平成21	桐生市
群馬県教育文化事業団	『伝統文化継承事業調査報告書（概要）』	平成26	群馬県教育文化事業団
群馬県	『群馬のふるさと伝統文化』	平成21	
群馬県教育委員会	『群馬県の民俗芸能』	平成9	
桐生市	『桐生の今昔』	昭和33	
桐生地質の会	『桐生の地誌』	平成24	桐生市教育委員会
桐生文化史談会	『桐生佐野氏と戦国社会』	平成19	岩田書院
桐生新町四〇一年祭実行委員会	『未来への遺産』	平成6	桐生産業デザイン振興会
周東隆一	『歴史探訪 桐生とその周縁』	昭和58	あかぎ出版
須田米吉	『桐生界隈の水車と水路』（桐生史苑第12号）	昭和48	桐生文化史談会
亀田光三	『亀田光三論文集 桐生織物史と産業遺産』	平成23	
勢多郡東村誌編纂室	『東村の銅街道』	平成10	勢多郡東村
山田武麿	『上州近世史の諸問題』	昭和55	山川出版社
服部 修	『我が愛する郷土 桐生百景』	昭和52	
経済産業省関東経済産業局	『ノコギリ屋根工場群の活用による都市再生モデル調査報告書』	平成17	
ファッションタウン桐生推進協議会ほか	『のこぎり屋根シンポジウム のこぎり屋根のあるまち桐生からの発信 実施報告書』	平成15	桐生商工会議所
上毛新聞社	『絹人往来』	平成20	
上毛新聞社	『織郷ぐんま』	平成25	
松島武雄	『はた音50年』	昭和49	はた音50年刊行会

著者／編集	タイトル	発行年	出版・発行
桐生織協40年の歩み編集委員会	『桐生織協 40年の歩み』	平成5	桐生織物協同組合
桐生商工会議所	『きりゅう再掘(桐生市のファッションタウン資源調査報告書)』	平成8	
菱町郷土史編集委員会	『菱の郷土史』	昭和45	
ファッションタウン桐生推進協議会フィールドワーク桐生プロジェクト	『桐生新町まち並みデザイン集Ⅲ 桐生倶楽部物語』		
桐生文化史談会	『桐生織物と買継商』	平成20	
桐生市老人クラブ連合会	『桐生織物と燃糸用水車の記憶』	平成15	桐生地域情報ネットワーク
ハル・松方・ライシャワー	『絹と武士』	昭和62	文芸春秋
群馬県繊維工業試験場	『群馬県繊維工業試験場ビジョン』	平成26	
巻島隆	『買次商、島崎栄三氏オーラルヒストリー 桐生買次商の戦後』(桐生史苑第43号)	平成16	桐生文化史談会
佐羽秀夫	『桐生の歴史を語る-佐羽秀夫・卓話集-』	平成22	桐生南ロータリークラブ「桐生の歴史を聞く会」
朝倉染布株式会社	『創業120周年記念誌』	平成24	
平塚貞作	『えびす・だいこく・福の神』	平成12	桐生西宮神社社務所
平塚貞作	『史跡 梅原館址』	昭和59	梅原薬師堂保存会
平塚貞作	『桐生城守護 日枝神社史』	平成2	奈良書店
平塚貞作	『田中家概史』	平成7	田中周嗣
桐生タイムス社	『桐生彩時記』	平成2	
群馬県史編さん委員会	『群馬県史』(資料編26)	昭和56	群馬県
川嶋伸行	『きりふのしほり 桐生の歴史調査報告』	平成26	
玉上常雄	『桐生祇園祭事記』	平成11	桐生タイムス社
奈良彰一	『桐生祇園祭考』(「グルメマップ桐生」より)	平成7 ～平成26	桐生飲食店組合 青年部
板橋春夫	『在郷町の天王祭礼』(「国立歴史民俗博物館研究報告 第95集 在郷町の成立と展開」より)	平成13	国立歴史民俗博物館

写真・資料提供（順不同・敬称略）

桐生織物協同組合
 桐生第一高等学校
 白瀧神社太々神楽保存会 齋藤 修
 賀茂神社太々神楽保存会
 群馬県(上毛かるた許諾第28-02085号)
 桐生森芳工場

松井ニット技研
 岡部信一郎
 奈良彰一
 小島良行
 泉織物
 佐羽宏之

桐生市歴史的風致維持向上計画

平成30年1月(令和7年3月軽微変更)

発 行



桐 生 市

編 集

桐生市都市整備部 都市計画課 歴まち・街路係

〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号

TEL : 0277-46-1111(代表) FAX : 0277-46-2307

E-Mail : toshikei@city.kiryu.lg.jp

